

令和6年

第6回宮古島市議会(定例会)会議録

= 定 例 会 =

自 令和6年9月4日(水) 開 会

至 令和6年9月26日(木) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第6回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	6
○ 9月4日（議事日程第1号）	7
○ 会期及び日程	9
会議録署名議員の指名について	13
会期を定めることについて	13
議案審議	14
○ 9月5日（議事日程第2号）	17
議案審議	23
○ 9月18日（議事日程第3号）	45
一般質問	76
我如古 三 雄 君	76
砂 川 和 也 君	87
西 里 芳 明 君	99
仲 間 誉 人 君	109
上 地 堅 司 君	120
○ 9月19日（議事日程第4号）	133
一般質問	135
上 地 廣 敏 君	135
久 貝 美奈子 君	145
狩 俣 勝 成 君	157
前 里 光 健 君	169
○ 9月20日（議事日程第5号）	183
一般質問	185
下 地 茜 君	185
友 利 光 徳 君	198
富 浜 靖 雄 君	210
平 良 和 彦 君	222
○ 9月24日（議事日程第6号）	235
一般質問	237
池 城 健 君	237
長 崎 富 夫 君	247

狩 俣 政 作 君	2 5 8
下 地 信 広 君	2 7 0
○9月25日（議事日程第7号）	2 7 9
一般質問	2 8 2
上 里 樹 君	2 8 2
山 下 誠 君	2 9 2
栗 国 恒 広 君	3 0 5
山 里 雅 彦 君	3 1 7
○9月26日（議事日程第8号）	3 2 9
議案審議	3 3 8

宮古島市告示第150号

令和6年第6回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和6年8月28日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和6年9月4日（水）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第55号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)	市 長	令和6年 9月4日	令和6年 9月26日	原案可決
議案 第56号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第57号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第58号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第59号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第60号	令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第61号	令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第62号	宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第63号	宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第64号	宮古島市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第65号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第66号	宮古島市国民健康保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第67号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第68号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第69号	令和5年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第70号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	市長	令和6年 9月4日	令和6年 9月26日	原案可決
議案 第71号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第72号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
認定 第1号	令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	認定
認定 第2号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第3号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第4号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第5号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第6号	令和5年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第7号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第8号	令和5年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第9号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第10号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第11号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
報告 第11号	令和5年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	〃	〃		
報告 第12号	令和5年度宮古島市水道事業会計継続費精算報告について	〃	〃		
報告 第13号	専決処分の報告について	〃	〃		

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	市長	令和 6 年 9 月 4 日	令和 6 年 9 月 26 日	適任
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
陳情書 第 4 号	母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情	陳情者	〃	〃	審議未了
陳情書 第 5 号	子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書	〃	〃	〃	採択
陳情書 第 6 号	乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
意見書案 第 8 号	子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者 努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保 財政の改善を求める意見書	文 教 社 会 委 員 会	令和 6 年 9 月 26 日	令和 6 年 9 月 26 日	原案可決
意見書案 第 9 号	狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路 に堆積した砂の撤去についての意見書	議 員	”	”	”
決議案 第 4 号	狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路 に堆積した砂の撤去についての決議	”	”	”	”
派遣 第 2 号	議員の派遣について		令和 6 年 9 月 4 日	令和 6 年 9 月 4 日	派 遣
派遣 第 3 号	議員の派遣について		”	”	”

※ 請願書第 2 号、「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める事に関する請願書（提出年月日：
令和 6 年 6 月 1 2 日、提出者：請願者）については、審議未了となった。

開会日（令和6年9月4日）に応招した議員

久	貝	美奈子	君	下	地	信	広	君
下	地		茜	我	如	古	三	雄
砂	川	和	也	前	里	光	健	〃
狩	俣	勝	成	西	里	芳	明	〃
富	浜	靖	雄	長	崎	富	夫	〃
下	地	信	男	友	利	光	徳	〃
狩	俣	政	作	上	里		樹	〃
山	下		誠	栗	国	恒	広	〃
池	城		健	上	地	廣	敏	〃
上	地	堅	司	平	良	敏	夫	〃
仲	間	誉	人	山	里	雅	彦	〃
平	良	和	彦					〃

令和 6 年

第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 4 日 (水) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第1号

令和6年9月4日（水）午前10時開会

- | | | | |
|---------|-----------|---|--------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 〃 第 2 | | 会期を定めることについて | |
| 〃 第 3 | 議案第 5 5 号 | 令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号） | （市長提出） |
| 〃 第 4 | 〃 第 5 6 号 | 令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 5 | 〃 第 5 7 号 | 令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 6 | 〃 第 5 8 号 | 令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 7 | 〃 第 5 9 号 | 令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 8 | 〃 第 6 0 号 | 令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 9 | 〃 第 6 1 号 | 令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 1 0 | 〃 第 6 2 号 | 宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第 1 1 | 〃 第 6 3 号 | 宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第 1 2 | 〃 第 6 4 号 | 宮古島市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第 1 3 | 〃 第 6 5 号 | 宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第 1 4 | 〃 第 6 6 号 | 宮古島市国民健康保険条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第 1 5 | 〃 第 6 7 号 | 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第 1 6 | 〃 第 6 8 号 | 字の区域の変更について | （ 〃 ） |
| 〃 第 1 7 | 〃 第 6 9 号 | 令和5年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | （ 〃 ） |
| 〃 第 1 8 | 〃 第 7 0 号 | 令和5年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | （ 〃 ） |
| 〃 第 1 9 | 〃 第 7 1 号 | 令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について | （ 〃 ） |
| 〃 第 2 0 | 〃 第 7 2 号 | 令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について | （ 〃 ） |
| 〃 第 2 1 | 認定第 1 号 | 令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について | （ 〃 ） |

- 日程第 2 2 認定第 2 号 令和 5 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- 〃 第 2 3 〃 第 3 号 令和 5 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
(〃)
- 〃 第 2 4 〃 第 4 号 令和 5 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(〃)
- 〃 第 2 5 〃 第 5 号 令和 5 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(〃)
- 〃 第 2 6 〃 第 6 号 令和 5 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
(〃)
- 〃 第 2 7 〃 第 7 号 令和 5 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
(〃)
- 〃 第 2 8 〃 第 8 号 令和 5 年度宮古島市水道事業会計決算認定について (〃)
- 〃 第 2 9 〃 第 9 号 令和 5 年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について (〃)
- 〃 第 3 0 〃 第 1 0 号 令和 5 年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について (〃)
- 〃 第 3 1 〃 第 1 1 号 令和 5 年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について (〃)
- 〃 第 3 2 報告第 1 1 号 令和 5 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
(〃)
- 〃 第 3 3 〃 第 1 2 号 令和 5 年度宮古島市水道事業会計継続費精算報告について (〃)
- 〃 第 3 4 〃 第 1 3 号 専決処分の報告について (〃)
- 〃 第 3 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 3 6 〃 第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 3 7 〃 第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 3 8 〃 第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 3 9 派遣第 2 号 議員の派遣について
- 〃 第 4 0 〃 第 3 号 議員の派遣について

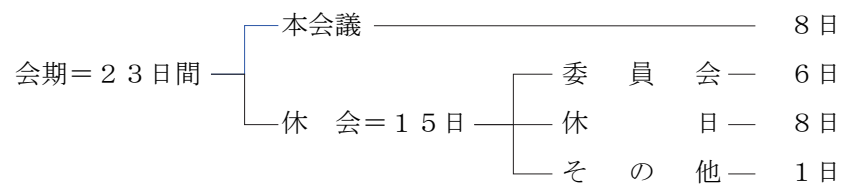
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）会期日程計画表

令和6年9月4日（水）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
9月 4日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開 会
9月 5日	木	〃	議案に対する質疑（付託）	
9月 6日	金	休 会	予算決算委員会	
9月 7日	土	〃		
9月 8日	日	〃		
9月 9日	月	〃	予算決算委員会	
9月10日	火	〃	委員会	
9月11日	水	〃	〃	
9月12日	木	〃	〃	通告締切 敬 老 会 (城辺、上野、下地)
9月13日	金	〃	〃	敬 老 会 (平良)
9月14日	土	〃		
9月15日	日	〃		
9月16日	月	〃		敬老の日 敬 老 会 (佐良浜、伊良部)
9月17日	火	〃		報告書作成
9月18日	水	本会議	一般質問	
9月19日	木	〃	〃	
9月20日	金	〃	〃	
9月21日	土	休 会		
9月22日	日	〃		秋分の日
9月23日	月	〃		振替休日
9月24日	火	本会議	一般質問	
9月25日	水	〃	〃	
9月26日	木	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月4日（水）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午前10時19分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	欠員	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	環境衛生局長	下地睦子君
副市長	嘉数登〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	久貝順一〃	水道部長	下地貴之〃
総務部長	與那覇勝重〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和6年9月4日（水）

	<p>6月定例会の閉会后、陳情書6件を受理し、そのうち3件を陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いする。</p>
	<p>宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和6年6月分例月出納検査結果報告があった。</p>
8月10日	<p>市内ホテルで開催された前里光恵君の旭日双光章受章を祝う会に出席し、乾杯の挨拶を行った。</p>
8月11日	<p>伊良部漁業協同組合製氷施設東側広場で開催されたパヤオの日イベント及び式典に参加した。</p>
8月14日	<p>沖縄市・沖縄こどもの国で開催された「第182回沖縄県市議会議長会定期総会」に出席した。同総会では沖縄県市町村総合事務組合議会議員の一般選挙が行われ、平良敏夫議長及び外間剛豊見城市議会議長が当選した。</p> <p>また、令和5年度歳入歳出決算認定、令和6年度補正予算（第1号）が承認された。</p>
8月28日	<p>座喜味一幸市長から令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。</p>
8月29日	<p>マティダ市民劇場で開催された「暴力団等追放宮古島市民総決起大会」に出席し、激励の言葉を述べた。</p>
8月30日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した9月定例会の会期については本日9月4日から9月26日までの23日間とするのが適当であること、今定例会に付議された諮問第1号から諮問第4号までの「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の4件は委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決した。</p> <p>また、10月8日に那覇市で開催される「沖縄県離島振興市町村議会議員・事務局職員研修会」、10月21日に南城市で開催される「令和6年度市議会議員・職員研修会」への「議員の派遣について」の2件は、本日の日程第39、及び日程第40において処理することと決した。</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和6年第6回宮古島市議会定例会提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告をした。</p>
9月1日	<p>城辺公民館玄関前で開催された「第13回城辺ふれあいまつりオープニングセレモニー」においてテープカットを行った。</p>
9月3日	<p>市役所2階大ホールで開催された「第39回全日本トライアスロン宮古島大会実行委員会総会」に出席した。</p>
	<p>以上</p>

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和6年第6回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

6月定例会の閉会后、陳情書6件を受理し、そのうち3件を陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いいたします。

8月28日、座喜味一幸市長から令和6年第6回宮古島市議会定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

8月30日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日9月4日から9月26日までの23日間とするのが適当であること、諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての4件は、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。

また、派遣第2号及び派遣第3号、議員の派遣についての2件は、本日の会議の日程第39及び日程第40において処理することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において上地堅司君及び山下誠君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日9月4日から9月26日までの23日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月4日から9月26日までの23日間と決しました。

なお、議事の都合により、9月6日、9日から13日及び17日の計7日間は休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議案第55号から日程第38、諮問第4号までの計36件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和6年第6回宮古島市議会定例会に提出しました議案について、ご説明を申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案7件、条例議案6件、議決議案5件、認定11件、報告3件、諮問4件の合計36件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第55号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）。今回の補正は、12億8,840万7,000円の増のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ453億6,933万5,000円と定めてあります。

議案第56号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は、1,666万7,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億9,133万5,000円と定めてあります。

議案第57号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は、5万9,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,533万4,000円と定めてあります。

議案第58号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は、1億760万円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億8,309万9,000円（ 部分は15頁に発言訂正あり）と定めてあります。

議案第59号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は、608万6,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,669万6,000円と定めてあります。

議案第60号、令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で46万6,000円の増、資本的支出で447万3,000円の増となっております。

議案第61号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第2号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で287万4,000円の増、資本的収入及び支出で4,615万6,000円の増のほか、一時借入金の変更及び人件費の補正を行っております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第62号、宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、定義規定を追加するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第63号、宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について。下地放課後児童クラブを新たに設置するとともに、文言の整理を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第64号、宮古島市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第65号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について。沖縄県母子及

び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第66号、宮古島市国民健康保険条例の一部改正について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第67号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について。宮古島市佐良浜地域密着型介護事業所の廃止に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明を申し上げます。議案第68号、字の区域の変更について。団体営農業基盤整備促進事業（仲原西地区）の工事に伴い、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第69号から議案第72号までの水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計、漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について、毎事業年度生じた利益の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提案します。

次に、認定についてご説明いたします。認定第1号から認定第7号まで、令和5年度宮古島市一般会計、特別会計歳入歳出決算認定について。令和5年度宮古島市一般会計、国民健康保険事業特別会計、港湾事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、再生可能エネルギー運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

認定第8号から認定第11号まで、令和5年度公営企業会計決算認定について。令和5年度宮古島市水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計、漁業集落排水事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

次に、報告についてご説明いたします。報告第11号、令和5年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会へ報告します。

報告第12号、令和5年度宮古島市水道事業会計継続費精算報告について。令和4年度宮古島市水道事業会計予算第5条で定めた継続費について、継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

報告第13号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告します。

最後に、諮問についてご説明を申し上げます。諮問第1号から諮問第4号まで、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が令和6年12月31日に満了となりますが、引き続き推薦したいので、本案を提出します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

ただいま説明をいたしました議案第58号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）の中で、数字として、総額をそれぞれ59億8,309万9,000円が正しいところ、59億8,709万9,000円と説明しま

した。訂正をさせていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

ここで当局の皆様は退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時16分）

（当局退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時17分）

次に、日程第39、派遣第2号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、派遣第2号のとおり、那覇市で開催される沖縄県離島振興市町村議会議員・事務局職員研修会参加のため、10月8日の1日、友利光徳君、我如古三雄君、上里樹君、下地信広君、下地信男君、池城健君、平良和彦君、上地堅司君、久貝美奈子君、狩俣政作君、それと私、平良敏夫の11名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

次に、日程第40、派遣第3号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、派遣第3号のとおり、南城市で開催される令和6年度市議会議員・事務局職員研修会参加のため、10月21日から10月22日までの2日間、在職する議員全員、23名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午前10時19分）

令和 6 年

第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 5 日 (木) 2 日目

(議案に対する質疑 (付託))

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第2号

令和6年9月5日（木）午前10時20分開議

- | | | | |
|-------|--------|---|--------|
| 日程第 1 | 議案第55号 | 令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号） | （市長提出） |
| 〃 第 2 | 〃 第56号 | 令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 3 | 〃 第57号 | 令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 4 | 〃 第58号 | 令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 5 | 〃 第59号 | 令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 6 | 〃 第60号 | 令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 7 | 〃 第61号 | 令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 8 | 〃 第62号 | 宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第 9 | 〃 第63号 | 宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第10 | 〃 第64号 | 宮古島市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第11 | 〃 第65号 | 宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第12 | 〃 第66号 | 宮古島市国民健康保険条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第13 | 〃 第67号 | 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第14 | 〃 第68号 | 字の区域の変更について | （ 〃 ） |
| 〃 第15 | 〃 第69号 | 令和5年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | （ 〃 ） |
| 〃 第16 | 〃 第70号 | 令和5年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | （ 〃 ） |
| 〃 第17 | 〃 第71号 | 令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について | （ 〃 ） |
| 〃 第18 | 〃 第72号 | 令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について | （ 〃 ） |
| 〃 第19 | 報告第11号 | 令和5年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | （ 〃 ） |
| 〃 第20 | 〃 第12号 | 令和5年度宮古島市水道事業会計継続費精算報告について | （ 〃 ） |

日程第 2 1	報告第 1 3 号	専決処分の報告について	(市長提出)
〃 第 2 2	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 2 3	〃 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 2 4	〃 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 2 5	〃 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 2 6	認定第 1 号	令和 5 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 2 7	〃 第 2 号	令和 5 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 2 8	〃 第 3 号	令和 5 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 2 9	〃 第 4 号	令和 5 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 3 0	〃 第 5 号	令和 5 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 3 1	〃 第 6 号	令和 5 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 3 2	〃 第 7 号	令和 5 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 3 3	〃 第 8 号	令和 5 年度宮古島市水道事業会計決算認定について	(〃)
〃 第 3 4	〃 第 9 号	令和 5 年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	(〃)
〃 第 3 5	〃 第 1 0 号	令和 5 年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	(〃)
〃 第 3 6	〃 第 1 1 号	令和 5 年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	(〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和6年9月5日（木）第6回定例会

委員会名	議案番号	件名
予算決算委員会	認定第 1 号	令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
総務財政委員会	議案第55号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）
	議案第62号	宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
	認定第 6 号	令和5年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
文教社会委員会	議案第56号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第58号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第59号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第61号	令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第63号	宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第64号	宮古島市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
	議案第65号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
	議案第66号	宮古島市国民健康保険条例の一部改正について
	議案第67号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第70号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第71号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第72号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について
	認定第 2 号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4 号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5 号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 9 号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について
	認定第10号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について

委員会名	議案番号	件名
	認定第11号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について
経済工務委員会	議案第57号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第60号	令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第68号	字の区域の変更について
	議案第69号	令和5年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	認定第3号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第8号	令和5年度宮古島市水道事業会計決算認定について

議案第55号 令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)

歳出款項別審査委員会表

令和6年9月5日(木)第6回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	38
	3. 民生費	1. 社会福祉費	41~43
		2. 児童福祉費	44~46
		3. 生活保護費	47~48
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	49~51
		2. 清掃費	52
	10. 教育費	1. 教育総務費	66~68
		2. 小学校費	69
		3. 中学校費	70
		4. 幼稚園費	71
		5. 社会教育費	72~75
		6. 保健体育費	76
	経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費
		2. 林業費	57
		3. 水産業費	58
8. 土木費		1. 土木管理費	61
		2. 道路橋りょう費	62
		3. 都市計画費	63
		5. 港湾空港費	64

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月5日（木）

（開議＝午前10時20分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午後2時07分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	欠員	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	下地美明君
副市長	嘉数登〃	水道部長	下地貴之〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	上地一史〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	守武大〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	代表監査委員	渡真利健次〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	選挙管理委員会 委員長職務代理者	友利雅巳〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時20分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第2号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第55号から日程第36、認定第11号までの計36件を一括議題とし、質疑に入ります。

最初に、日程第1、議案第55号から日程第25、諮問第4号までの計25件について質疑の発言を許します。

◎我如古三雄君

議案第55号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、一般会計補正予算書、第4号であります。33ページ、2款の総務費、7目の防犯対策費、14節工事請負費で191万2,000円の計上がされております。どこに何の工事なのか説明をお願いします。

それから、35ページ、2款総務費の15目沖縄離島活性化推進事業費補助金で、旧上野庁舎の宮古島市地産地消振興センター整備事業、12節の委託料815万1,000円と、それから14節の工事請負費2億8,055万8,000円の説明。

それから、56ページ、6款農林水産業費、4目の畜産業費で、14節工事請負費の151万9,000円と、それから18節の負担金、補助及び交付金の208万6,000円の内訳。補助割合、それから件数等があれば説明をお願いします。

それから、62ページ、8款土木費、2目の道路維持費の公有財産購入費の説明。それから、3目の道路新設改良費603万8,000円が全て単独事業費となっておりますが、上野東元島線の工事かどうか、そういった説明含めて、以上よろしくをお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

補正予算書33ページの7目防犯対策費の工事請負費の191万2,000円の説明でございます。今年度補正をして、防犯灯を平良地区に15基、佐良浜地区に1基の新設を予定しております。財源としては、企業版ふるさと納税を活用する予定でございます。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

補正予算書の35ページ、15目沖縄離島活性化推進事業費補助金の中の宮古島市地産地消振興センター整備事業の委託料及び工事請負費の内容についてでございます。まず、委託料815万1,000円につきましては、実施設計委託費が305万8,000円、工事監理業務委託費が509万3,000円、合計で815万1,000円という内容でございます。工事請負費につきましては、建築工事が1億776万3,000円、機械設備工事が9,717万4,000円、電気設備工事が7,562万円という内訳でございます。各整備内容につきましては、短期入居型と時間貸しの試験的活用のスペース。そこで建築、電気設備、給排水設備の整備を市において行います。長期のスペースにつきましては、機械設備と電気工事のみ市において整備を行いまして、内装を含む建築工事につきましては、入居者自身で整備していただくこととなっております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私のほうでは、56ページ、6款農林水産業費の4目畜産業費になります。まず、14節の工事請負費151万

9,000円の内容についてお答えいたします。

この工事請負費は、城辺福里にあります団地牛舎のコンセント増設工事に17万7,000円、屋根の修繕工事に134万2,000円を計上しております。本施設ですけれども、肉用牛の増頭に向けて規模拡大を図る施設でございます。大きな牛の部屋が4室、子牛の部屋が2室あって、現在全て利用されております。コンセント増設工事については、各管理室と南側の大牛房の2室にはコンセントが設置されているんですけども、北側の牛房2室と小牛房1室、南側の小牛房1室の4室にコンセントがなくて、分娩監視装置とか、暑さを和らげるための扇風機、子牛の治療のための暖房等が使用できない状況がありますので、飼養管理の向上を図るために、コンセントの増設工事を予算計上しております。

屋根の修繕工事につきましては、牛舎屋根頂点部から雨漏りが発生しておりまして、通路のぬれた場所で足を滑らせたり、飼料がぬれる等しておりますので、屋根の板金取替え工事を予定しております。

◎建設部長（川平陽一君）

補正予算の62ページ、8款土木費の2目道路維持費の中の16節公有財産購入費の717万4,000円の補正です。この補正は、未買収用地7件の公有財産費を補正します。伊良部地区で1件、城辺地区で5件、下地地区で1件の未買収用地を購入します。

次に、3目の道路新設改良費の中の12節の委託料です。603万8,000円の補正です。この補正は、冠水対策に伴い、B-51号線の概略設計委託業務を発注します。あわせて、現在整備中の盛加越2号線の分筆測量と合わせて603万8,000円補正します。我如古三雄議員から上野東元島線の委託費ではないかと質疑がありましたけれども、上野東元島線の委託費は含まれておりません。

◎農林水産部長（石川博幸君）

すみません。配合飼料の答弁が漏れておりましたので、お答えいたします。

56ページ、4目畜産費の18節、畜産配合飼料補助金208万6,000円の内容となります。この補助金ですけれども、家畜伝染病の侵入を防いで生産率の向上と飼養管理技術の構築を図るために、食品残渣からの、餌から配合飼料へ切替えに係る経費について、経費の2分の1を補助する事業となっております。当初予算で61万円予算化されておりましたが、事業申請予定の養豚農家3戸から事業計画書を徴収して、配合飼料購入費を確認したところ、申請予定額が当初予算額を大きく上回る事となったことから、増額分の予算を計上させていただいております。

◎我如古三雄君

再質疑しますが、宮古島市地産地消振興センターへ現在希望している入居事業者といたしますか、どのぐらい、何社ぐらい今応募しているのか。それと、宮古島市地産地消振興センターがオープンを来年しますけれども、そういったオープンした後のこの宮古島市地産地消振興センターの運営費、これは直営なのか、それとも入居者、皆さん方が全て負担をするのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、今建設部長が答弁しました市道上野東元島線の購入費は含まれていないというふうなことでありますが、地元住民の皆さんは今年度、用地交渉費が入るものというふうな考えでありますので、これは今年度設計、来年度工事着工というふうな説明を受けています。その説明を再度お願いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

宮古島市地産地消振興センターの応募の状況ということでございます。募集につきましては、令和6年

8月9日から9月17日まで現在募集を行っているところでございます。昨日時点で応募者は1件、問合せは17件という内容でございます。あと、施設管理、運営につきましては、入居者につきましては、光熱水費を含めた電気も子メーターをつけまして、個別に負担をしていただくということになります。本市の負担ということで申し上げますと、実績値で参考までに申し上げますと、光熱水費、周辺環境整備費、電気工作物、汚物処理施設維持管理費、警備業務、消防用設備保守点検、そういったのが負担になるかと思いますが、経費の削減につきましては、現在、人的警備から機械警備をすることによって、約400万円の削減が見込めるということでございます。実績値で申し上げますと、昨年度、約1,200万円維持費がかかっておりました。それが光熱水費もかなり見直しはできるかというところですが、まず大きなところで警備業務、そこを機械警備に切り替えることで、年間約770万円という負担見込みを現在しているところでございます。

◎建設部長（川平陽一君）

東元島線道路改良工事ですけれども、今年度で設計委託測量業務を終えまして、今年度、用地買収を行います。その後、工事は令和7年度から予定しております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

お願いします。補正予算なんですけれども、55ページのほうをお願いします。6款農林水産業費、3目農業振興費の中の、こちらは説明のほうで農林水産物流通条件不利性解消事業の県沖繩振興の償還金、利子及び割引料ということで3,366万3,000円あります。昨年この時期と比較して1,000万円近く増額になっていますが、増額の要因を教えてください。

あわせて、下のほうなんですけれども、こちらは一般財源で108万3,000円ということで、農林水産物流通条件不利性解消事業のコールドチェーンということで、単費で計上されています。単費の理由と、この中身について説明をお願いします。

次に、67ページの10款教育費の中の3目教育指導費の中の説明のほうでスクール・サポート・スタッフ配置事業ということで、こちら多分、人数1人とは思いますが、どこのほうに配置をするのか、またなぜこの年度途中の配置となっているのかということの説明をお願いします。

最後に、70ページのほうです。3目学校建設費、10款教育費のほうなんですけれども、こちら西辺中学校校舎改築事業の委託料があります。こちら見ると、国県支出金、こちらで1億4,578万8,000円、その他のほうで1億4,600万円減額しています。一方で、また一般財源のほうで482万8,000円ということですが、こちらもトータルで改築事業は10億円を超えるということでスタートしていると思うんですけど、こちらは今年ですか、債務負担行為、執行したということで、その間、単費で、これは庁舎等建設基金繰入金2億円、市債9,700万円余ということで代わりに出していたということなんですけれども、今回この国県支出金でその他の部分は、恐らくこれ、庁舎等建設基金なんですけれども、このマイナスの処理、これはどういう処理になるのか説明をお願いします。こちら、補助金の対象になりますよと言って、またこちら通したと思うんですけど、それは補助金対象になるということなんですか。説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

一般会計補正予算書の70ページ、特定財源のその他のマイナス1億4,600万円減の取扱いということでございます。前里光健議員ご指摘のとおり、西辺中学校校舎改築事業につきましては、県の補助金等がまだ確定していないということで、2億円の庁舎等建設基金で財源を措置したところでございます。今回、県のほうで1億4,578万8,000円ということで交付決定があったということでございますので、それに合わせまして1億4,600万円を、予算上ではありますけど、庁舎等建設基金のマイナスというか、積むという形、予算上。まだ取崩しはされておられませんので、当初予算で2億円を計上したところですが、今回の補助金の部分をプラスするという形ですか、そういう形になります。

◎農林水産部長（石川博幸君）

55ページの6款農林水産業費、3目農業振興費の中の22節、農林水産物流通条件不利性解消事業の償還金、利子及び割引料3,366万3,000円の内容についてでございます。本償還金ですけども、令和5年度の農林水産物流通条件不利性解消事業として、沖縄ヤマト、ほか6社に対して、輸送費に係る補助金を交付しております。令和7年、今年の7月に実績がまとまりまして、交付額が確定しました。交付額と実績との差額が生じておりましたので、その差額の償還金となります。この償還金が生じた要因でございます。登録事業者27事業者おります。農家の皆さんです。年間生産計画に基づき、当初生産見込額を約3,034トンとして予算計上しております。主に重量野菜であるカボチャが長期の干ばつを受けたことによりまして、約700トンの減となっております。そして、ゴーヤに関しても12月から曇天、低温、長雨の影響により、開花不良などがありました。ほかの品目におきましても、天候不良や病害虫の発生などにより、計画数量の65%、約2,000トンにとどまったということで償還金が生じております。

続きまして、コールドチェーンの108万3,000円の件でございます。これは、農政課と水産課の会計年度任用職員の費用となっておりますけども、これが一般財源からどのように充当しているかということについて、すみません、ちょっと資料を調べさせていただいて、改めて答弁させていただきます。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、1点目、67ページ、スクール・サポート・スタッフ配置事業でございます。この会計年度パート任用職員、これは報酬の給与改定に伴っての増になります。当初でスクール・サポート・スタッフは6名ほど配置しておりまして、各小中学校に、配置校は今資料を持ち合わせていないんですけども、6名分の当初予算で658万3,000円ありまして、これの給与改定に伴う増になります。

70ページ、3目学校建設費の西辺中学校、国庫支出金、県支出金の内訳になります。まず、収入未済額ということで令和5年度に1億1,039万1,000円、決算書にも出てきますけども、収入未済額がございました。この1億1,039万1,000円と令和6年度3,588万5,000円、これが交付決定がありましたので、計上してございます。その合計が1億4,627万6,000円になるんですけども、予算書では1億4,578万8,000円、差額が48万8,000円ございます。前回、当初予算で磁気探査の事業を実施するということで、その際に防災の市町村支援事業補助金を充当してございました。それも令和6年4月1日に内示が来まして、その差額分、事業費の減等によります差額分の48万8,000円を減にした差額分の1億4,578万8,000円が国県支出金となっております。この委託料の461万6,000円に関しましては、今回外構工事設計委託を予定しております。校舎完成、7月末を予定しておりますけども、それと同時並行といいますか、工事を重ねていく上で、植栽の位置や、外構工事をする中で子供たちの安全を保つように、今回外構工事設計委託を組んでござい

ます。1億4,600万円のその他の財源につきましては、先ほど総務部長がお答えしたとおりでございます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

55ページのコールドチェーンの、先ほどのなぜ一般財源を充てているかということでございました。今回この会計年度任用職員の額の改定によります増額となっておりますけども、補助上限額を超えているため、一般財源で充当していると、予算を計上しているということでございます。

◎前里光健君

農林水産部長、こちら、55ページの件なんですけど、補助上限を超えたということで、それを一般財源で補ったということなんですけど、見積りを超えてしまったという、想定を超えたのはなぜかという説明、それは一般財源から支出した理由、なぜそういうふうになったのかということの説明をお願いしたいです。

あと、この償還金、利子及び割引料というのは、県に戻す用の見込みより少なかったの、それを戻したということですね。確認で、すみません、お願いします。

というのと、67ページ、スクール・サポート・スタッフ配置事業なんですけど、これは給与改定ということなんですけど、こちら、すみません、予算とは変わるかもしれませんが、以前に一般質問でもさせていただいて、大規模校にしか今配置ができないというような話があって、小規模の学校にも配置を希望しているけども、なかなか配置ができていない。それは、人数の制限があったと思うんです。クラスの制限があったと思うんですが、こちらの基準というのは今後変わっていくものなのか。3分の1は恐らく県が支出するんですよね、この予算というのは。なので、その部分、人数の部分今後増員できるのかというところをお答えください。

あと1点、西辺中学校の件なんですけども、これは植栽の位置とか、また追加で外構の設計を行うということなんですけど、また位置をずらすということで別の工事が出るのかということをお教えください。

総務部長、先ほどいろいろお話いただいたんですけども、では2億円、最初支出したと思うんですけど、その残りの金額、こちらはまたどのように返していくのかということと、また2億円支出して1億4,600万円、今回は戻ってきたということでありますが、そこでまた一般財源のほうもこれまで1億1,000万円ぐらい出しているんですけど、この補助率というのは変わらないということによろしいんですか。以前に債務負担行為の設定をしていなかったということで自腹でやっていますけども、そこはもう比率的には変わらないということなのか、その点の説明をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

コールドチェーンの件でございます。これ、一般財源で充てております上限額を超えたということでございますけども、コールドチェーンの事業の内訳が、ほとんどが委託料。これは、コールドチェーンを実証するための委託料でございます。水産課も漁業協同組合に委託してコールドチェーンの実証をいろいろとやっております。このため、委託料を減らすことができずに上限額を超えた分については一般財源で措置しているところでございます。

◎教育部長（砂川 勤君）

67ページ、スクール・サポート・スタッフ配置事業でございます。前里光健議員おっしゃるとおり、国庫補助3分の1の補助金になります。我々としましても、教員の業務負担軽減に係る事業と捉えておりまして、令和4年から4名だった人員を2名増員して、現在6名になっております。学校現場の少し声を聞

きながら、スタッフ負担軽減のために、配置については増員できるかどうか検討していきたいと思います。

(議員の声あり)

◎**教育部長(砂川 勤君)**

基準については、ちょっと確認させていただきます。西辺中学校についても、データを整理した後ほど答弁させていただきたいと思います。

◎**総務部長(與那覇勝重君)**

庁舎等建設基金の件についてお答えをいたします。

令和5年度の庁舎等建設基金の残高が約13億3,900万円ほどでした。令和6年度の当初予算で2億円、西辺中学校のほうに計上したところですが、今回県の財源が決まったということで、1億4,600万円を庁舎等建設基金に積み戻すという形になりますけど、そのほかにまた、伊良部複合施設のほうに今回8,300万円ほど庁舎等建設基金を使っておりますので、結果的には西辺のほうには5,400万円の庁舎等建設基金を充当する。2億円から今回1億4,600万円、県からの補助金が入りますので、その差額の5,400万円を西辺のほうに充当する。伊良部の複合施設には8,340万円程度を今度充当しますので、9月補正後の庁舎等建設基金の残高は12億円となります。

◎**前里光健君**

総務部長、今私が聞いたのは、これ一回2億円出しましたよねと、それは最終的には、また別の事業とかではなくて、この事業で戻ってくるんですかという話をしているんですけど、何か別の事業とごっちゃにしているなというのがあって、それは戻ってくる。なぜそういう話をするかといいますと、皆さん、補助率変わらないという話をされていたんです。当初予定の金額が戻ってきますよと、だから債務負担行為のミス部分は問題ありませんという答弁をされていたので、そこが変わらないのか、そこを問うているので、その説明をお願いします。

あと、スクール・サポート・スタッフなんですけども、ぜひ、県の基準があると思うので、そこを外してくださいということを副市長のほうにも前に要望して、一般質問でお願いしたので、その中でまた増員を図っていただきたいというふうに思っております。

コールドチェーンの委託料の上限があるということなんですけど、この委託料の何を超えたから、上限が超えたのか、何の部分の増額になったのかというところを聞いているんですけども、そこをお答えください。

◎**議長(平良敏夫君)**

休憩します。

(休憩＝午前10時59分)

再開します。

(再開＝午前11時00分)

◎**農林水産部長(石川博幸君)**

コールドチェーンについてでございます。県からの委託、今回のコールドチェーンに係る予算が1,500万円となっております。その中で漁業協同組合とか、農政課が行っている品質保持の委託業務に使う上限金額が決められ、この予算の範囲内でやっております。残りは、会計年度任用職員とかにつきましては

一般財源で持ち出しをしてやっております。今回会計年度任用職員の額改定がありましたので、その分、一般財源でまた上乘せして計上していると。県からの補助については、委託料に使っているということでございます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時01分）

再開します。

（再開＝午前11時02分）

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、1点目、スクール・サポート・スタッフでございます。現在12学級が基本となっております。ただ、令和6年度、今年度からこの基準が取り払われております。こちらとしても、教師の負担を軽減するという意図がありますが、ただ市町村の財源もあります。ということで、県と相談しながら増やす予定ということで課内では考えているということでございます。

もう一点、西辺中学校の補助率については75%、補助率は一緒でございます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

2点ばかりお願いをいたします。まず、一般会計の補正予算、34ページですけれども、14目沖繩振興特別推進費の中で271万2,000円、これは観光地アクセス道路環境美化強化事業というふうな形で事業名が計上されて、金額については主に期末手当と共済費に充てられているんですけども、会計年度パート任用職員の。これは、内部の事務職員、いわゆる会計年度任用職員を内部に雇い入れるための補正になっているのかどうか、その辺の詳しい説明を求めたいと思います。

それと、なぜこの観光地アクセス道路環境美化強化事業のことを聞くのかといいますと、工事のほうで、今度62ページになりますけれども、この道路維持費があります。この道路維持費の中では、工事請負費が6,800万円余、それと公有財産購入費が717万4,000円、委託料が447万円ですか、それぞれ計上されております。これの中身、説明を求めたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

補正予算の34ページの14目沖繩振興特別推進費です。この中で、観光地アクセス道路環境美化強化事業があります。これは今、会計年度任用職員7名で対応しております。

次に、62ページの道路維持費の中の工事請負費4,633万2,000円です。この補正は、主に大雨冠水対策に伴いまして、浸透ますの設置及び環境美化に伴う市道の除草作業を計上しております。

（議員の声あり）

◎建設部長（川平陽一君）

62ページの公有財産購入費717万4,000円です。これは、先ほども我如古三雄議員に説明しましたが、未買収用地7件の購入を行います。伊良部地区で1件、城辺地区で5件、下地地区で1件を予定しております。

(議員の声あり)

◎建設部長（川平陽一君）

失礼しました。委託料の447万円の説明です。この補正予算は、東仲宗根地区の流域調査業務と、宮古島市熱帯植物園、子供の広場の土地の境界測量費の合計で447万円の補正を行います。

◎上地廣敏君

34ページの271万2,000円については、現在、道路建設課、いわゆる建設部のほうで雇用している作業員の手当に充てるという補正という説明であります。これについては、ぜひ、観光地へのアクセス道路、低木の管理がほとんどされていないというふうなことで、それから植樹ますが、もう雑草がそのまま生えたまままで全然管理がされていないと。昨年あたりは年間四、五回ぐらい、この観光地へのアクセス道路などの清掃作業をやっておりましたけれども、特に今年になってからは一、二回、これまで1回ぐらいしかされていないということと、作業内容が今委託しているところ、宮古森林組合にもやっていると思うんですけども、恐らく宮古森林組合は委託を受けて作業員を募集して、この作業員でされていると思うんです。なかなか丁寧な作業をやってもらっていないと。ですから、その作業終了後の検査をどういうふうに行っているのか、その辺もしっかりと確認をしながら、委託先については注意するなり、そういった指導をやっていただきたい。いわゆる刈り残しは、そんなにないんですけども、刈った雑草を集めて捨場に持っていく。で、残ったものはこれまでの、昨年までの作業状況からすると、ブローで全部飛ばして集めていたんですけども、全くブローを使うというふうな状況にもないということです。それと、低木ですから、十字路のところなどは特に50センチ程度ぐらいに刈り込まないと、交通安全上、大変問題がある。十字路に進入してくる車が左右の車の確認をしようにも刈り込みが高いもんですから、全然先が見えない状況になる。したがって、こういったところでは交通事故が起こりやすいというふうな事態になりますから、ぜひ、その辺は作業している、委託業者、あるいは作業員に注意をして、特に十字路の近辺は、低木については刈り込みをもっとすると、50センチ程度に。乗用車に座っていて見える程度の高さで刈り込んでいただきたいというふうに思います。特に下地のJAのAコープ下地店前から来間前浜港へ通じる道路、向こうは片側歩道で植樹がありますがありますけれども、この植樹ます、ほとんど低木はありません。低木が生えているのは、何か所か数える程度しかありませんから、そういったところは不要であれば、ちゃんと埋めてしまうと。そうすることによって、今後の管理作業の費用が抑えられるというふうなことにもつながりますから、ぜひその辺は道路を、この中央道路、特に確認をしながら、低木の要らない、あるいは当初植えたけれども、もう現在は雑草が生えた状態にしかないというふうなところは、そういった作業しないような感じで管理をしていただきたいというふうに思います。ぜひ、この件についてはよろしく願いいたします。

◎議長（平良敏夫君）

答弁いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私のほうからも何点か。議案第55号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）についてです。まず、32ページ、5目財産管理費について、財産管理事務費について、これ修繕費と委託料と使用料及び

賃借料、工事請負費、この事業について説明ください。

そして、33ページ、7目防犯対策費の中で工事請負費が191万2,000円ですか、その説明をお願いします。その下で、9目の防災諸費、自主防災組織育成補助金、これ、どこの団体に、どれぐらいの団体とか、その補助金についても説明ください。

あと、56ページ、5目農地費に関して、実施計画策定事業委託料、それについても説明ください。

そして、63ページ、土地区画整理事業、大原地区土地区画整理事業委託料についても説明をお願いします。

それと、69ページ、1目学校管理費の中で、学校施設改修事業、小学校の委託料、それについてもご説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

補正予算書の32ページ、5目の財産管理費について説明をいたします。

まず、修繕費48万4,000円です。修繕費につきましては、総合庁舎の無停電電源装置のバッテリーの取替えを行います。

次に、委託料でございます。市有地の雑草等、剪定業務に対する補正予算となります。令和4年度、令和5年度の10月以降の実績の平均を参考に今回補正を計上させていただいております。

次に、使用料及び賃借料の2,255万円の説明をいたします。電気自動車を今回購入をしております。電気自動車を購入及びリースする際に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金が活用できます。令和6年度以前にリースを開始している電気自動車につきましては、リース会社が補助金を受給しまして、受給した補助金を差し引いた金額でリースをしております。令和6年4月から補助金の支給制度が変更になっておりまして、令和6年度に納車した車両については、補助金は車両使用者である宮古島市が受給することになっております。宮古島市は、令和6年3月に入札を実施しまして、契約を締結しているところでございます。補助金支給制度変更前のリース会社が補助金を受給する前提での金額となっているため、宮古島市が受給した補助金をリース会社に支払うための補正となっております。今回41台導入しておりまして、1台当たり55万円の補助金がございますので、合計2,255万円、それが歳入のほうで宮古島市に入りますので、それをリース会社にお支払いするという今回の補正となっております。

あと、工事請負費540万2,000円です。内訳としましては、上野庁舎のキュービクル内のトランス取替え工事が438万5,000円、あとは浄化槽ブロワー取替え工事が75万3,000円、あとは旧中央公民館、高圧コンデンサ取替え工事が26万4,000円となっております、合計で540万2,000円となります。

（議員の声あり）

◎総務部長（與那覇勝重君）

失礼しました。補正予算書の33ページの自主防災組織育成補助金でございます。今回大浦自治会と上野地区自治会に、2か所に認定書を交付したところでございますが、この2か所に防災関係の資機材、それぞれ上限で200万円を支給することになっておりますので、その分の予算計上となっております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

7目防犯対策費、先ほども我如古三雄議員にも答弁したんですけれども、平良地域内に15基、佐良浜地区に1基新設を予定しております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

56ページ、6款農林水産業費、5目農地費の実施計画策定事業、12節委託料1,400万円の内容でございます。この委託料ですけれども、城辺の博愛漁港、友利地区の北東に位置します宮堂地区での老朽化した給水栓、スプリンクラー等の取替えのための調査設計を実施し、事業計画書を作成するための予算となっております。宮堂地区ですけれども、平成元年から平成8年にかけて、畑地かんがい排水整備事業が実施されており、整備から25年が経過しております。施設の老朽化による施設故障が頻発していることから、機器取替えのための要望がありました。土地改良調査費、計画費が採択されたため、今回補正予算で計上させていただきます。

◎建設部長（川平陽一君）

補正予算の63ページの4目土地区画整理費の中で、大原地区土地区画整理事業委託料650万円の説明です。大原地区、大原第2地区は、約3.5ヘクタールの未整備地区があり、令和6年2月に行われた住民意見交換の中で、約8割の方が土地区画整理事業に反対の意見が出たため、土地区画整理事業に代わる新たな事業を検討することで、土地再生整備計画書の作成を業者へ委託する委託料でございます。

◎教育部長（砂川 勤君）

補正予算書69ページ、10款教育費、2項小学校費の1目学校管理費の説明欄の学校施設改修事業（小学校）委託料1,468万8,000円についてでございます。内容としましては、鏡原小学校屋内運動場についての基本設計委託業務になります。令和5年度の耐力度調査において、危険建物の判定を受けております。あわせて、学級数に基づいた必要面積に足りていない部分がございます。文部科学省の方針としましては、老朽化施設については改築ではなく、改修ということを推進しておりますけれども、そういった理由がございますので、我々としては基本設計をしっかりと整えて、改修に向けて、県、国と調整していきたいと、そのように考えております。

◎栗国恒広君

まず、市民生活部長、先ほど防犯灯の話をしていたんですけど、平良地域が15か所、佐良浜地区が1か所。ですから、具体的にどの場所に計画しているのか、その辺お答えください。

それと、建設部長、大原地区の区画整理を大幅に見直すというような委託業務の委託料ということですけど、これ今後、どう設計して、大原区画整備がどの段階で、いつまでにこの整備が終わるのか、その計画等あれば、事業計画、しっかり答弁お願いします。

あと、再質疑ではなくて、ちょっと質疑忘れたんですけど、34ページの14目沖縄振興特別推進費の中で、この課題を抱える児童生徒の支援事業というんですけど、これどういった支援事業をするのか。例えばスクールカウンセラーを増やすとか、その事業の内容の説明もお願いします。

あと、救命処置普及強化支援事業、その辺についてもご説明をお願いします。

教育部長、この鏡原小学校の委託事業というんですけど、いろいろ耐力度調査を行った中で、建て替えるのではなくて、修繕に向けてのこの委託料という説明だったと理解しているんですけど、これは全体、校舎の中での例えば屋内練習施設だけなのか、その委託料が。どういうふうに考えているのか、その辺も説明お願いいたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

鏡原小学校につきましては、改築に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

(「ですから、全体像。校舎の全体の改築」の声あり)

◎**教育部長（砂川 勤君）**

屋内運動場でございます。

34ページ、課題を抱える児童生徒の支援事業、こちらの会計年度任用職員については、スクールソーシャルワーカーであったり、認定心理士等を予算計上してございます。今回の増につきましては、会計年度任用職員条例、少しはっきはあれですけども、勤勉手当の支給によって、期末手当の増になります。

◎**市民生活部長（狩俣博幸君）**

一般会計補正予算書、33ページの7目防犯対策費の先ほど答弁した場所でございます。平良地域については、腰原地区を考えております。佐良浜地区は1基ということで、佐良浜地区ということでございます。

◎**建設部長（川平陽一君）**

大原地区の整備はいつ頃終わるかということですが、これは約3.5ヘクタールの未整備地区がありまして、先ほども申しましたとおり、約8割の方が基盤整備に反対する意見が出ておりますので、今後、土地再生整備計画を業者に委託しまして、その中で事業の加入についても検討してまいります。

◎**栗国恒広君**

市民生活部長、佐良浜地区と分かるんです。具体的にどの辺につけるのかということを知りたいんです。腰原地区にも15基なので、どの辺につけるのか、それを聞いているんです。地区ではないです。その説明をお願いいたします。

救急救命士のものは説明しました。それも説明してください。

それから、大原地区の区画整理、これもかなり年数がたっているんです。面積広いんです。なので、皆さん集まったときにも、反対意見の中でも結局、最終年、どの年度を目指しているのかというのが分からないんです。その間、あの地区というのはどんどん、土地開発が行われていっているんです。ですから、行政として、どこをめどに着地を目指しているのか。30年以上たっているのではないですか、あの区画整理は。もう亡くなった方もおられます。ですから、しっかりスピード感を持って区画整理をしてください。やはりそういった集まる中で、どの年度までにしっかりその事業を整備していくという説明がされていない。ですから、委託をされた中で目的があると思うんで、そういったこともしっかり説明してもらいたいと思うんですけど、今の答弁だと、これから委託されて、これからその計画が進んでいくという答弁のかなと理解しているんですけど、やはりそこは住民説明会、これからもやられると思うんで、しっかりそこを市民からの声にしっかり応えるようお願いしたいと、これ要望です。

質疑終わったので、もう再答弁お願いします。

◎**市民生活部長（狩俣博幸君）**

防犯灯の具体的な場所ということなんですけれども、これ自治会が希望する箇所になりまして、詳細にこの場所というのが決まってはいるんですけども、資料を後で提供させていただきたいと思います。

◎**消防長（上地一史君）**

救命処置普及強化支援事業ということで、警防課の救急救命指導員を3名配置しまして、市民からの講習会の要望に行っております。

(「議長、休憩」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前11時33分)

再開します。

(再開＝午前11時34分)

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信広君

議案書の14ページ、議案第67号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますけど、佐良浜地域密着型の事業所が廃止ということでございますけど、なぜ廃止に追い込まれたのか、その経緯を説明していただきたいと思います。

◎福祉部長(守武 大君)

佐良浜地区の地域密着型サービス事業者ですけれども、平成23年度から宮古島市の地域密着型サービス事業者として指定を受けて、1回目の更新、平成29年度から今の旧保育所を利用して事業を進めておりました。令和3年度の指定管理を受けまして、3年間の令和5年度までの事業をやっておりましたが、事業所のほうからの申出によって、事業所自体の法人を廃止したいと。具体的な経緯までは分からないんですが、やはり昨今の人手不足等による人員を確保するのが難しくなったのではないかと思います。今まで利用していた方々については、他の事業所のほうにスムーズに移行しておりますので、そこら辺の不具合というのはないということです。

◎下地信広君

この地域密着型サービス事業は、宿泊も兼ね備えた施設だとは思っておりますけど、それが廃止ということは、介護保険サービスがもうなくなるということです。そういう面で、その地域に及ぼす影響というか、今福祉部長はないみたいな話をしていますけど、それに代わるような施設というか、在宅サービスはあるのかどうか、本当に影響ないのか。そして、その跡地、事業所の後、今どうなっているのか、また使い道はあるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

◎福祉部長(守武 大君)

下地信広議員おっしゃるとおり、今のところ、支障はないと申しましたが、今後さらなる人員不足や高齢者の増加が見込まれておりますので、何かしらの手を打つ必要は出てくると思っております。この場所、佐良浜地区の旧いずみ保育園になりますけれども、築46年ほどたっております。かなり危険な部分もあるので、今回の条例で廃止ということにはなりますが、もちろん地域の希望とかがありましたら、福祉施設としての目的使用ということであれば、この利用というのを考えていくことはできると思っておりますので、声が上がりましたら、その都度、そのときにまた利用等を検討してまいりたいと思っております。

◎議長(平良敏夫君)

ほかに質疑はありませんか。

◎狩俣政作君

たくさんあるんですけど、26ページの2目助成金のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金2,255万

円、これ先ほどの32ページの公用車のEVのリース代かなと思うんですけど、この内容を教えてください。

それと、33ページ、6目企画費の説明欄で、学校給食への地産食材提供支援事業の工事請負費の内訳を教えてください。

続きまして、42ページ、お願いします。3目老人福祉費の説明で、補聴器購入費助成金が50万円ほどあります。この50万円の内訳を教えてください。

それと、45ページ、お願いします。45ページの5目の児童館費の説明の欄で、児童館建設事業、工事請負費が9,200万円余入っていますけど、どこの児童館なのか教えてください。

続きまして、50ページ、お願いします。4目母子衛生費の説明の産後ケア事業の委託料が1,473万9,000円とありますけども、これ何か所あって、もし分かれば利用者数も教えてください。

67ページ、3目教育指導費の説明欄の全国離島交流中学生野球大会が65万9,000円、職員手当がついていますけども、これ、6月の補正でも542万9,000円ついておりました。この業務内容を教えてください。

70ページ、1目学校管理費の説明の学校施設改修事業（中学校）の工事請負費の1,200万1,000円を教えてください。

あと、先ほどの主な事業成果説明のほうで、収入のほうで訂正前が来間太陽光発電売電収入とありましたけども、これが訂正されると、再生可能エネルギー売電……

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時41分）

再開します。

（再開＝午前11時42分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

一般会計補正予算書の26ページ、22款諸収入の2目の助成金、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金2,255万円でございます。先ほども栗国恒広議員に答弁したとおりでございますが、電気自動車購入及びリースをする際に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金というのが活用できますので、その分の補助金になります。先ほどもお答えしましたが、41台導入しております、1台当たり55万円の補助金がございますので、合計が2,255万円となります。これを受け入れまして、リース会社に歳出のほうでお支払いするという流れでございます。

◎福祉部長（守武 大君）

42ページ、3目老人福祉費、補聴器購入費助成金50万円の説明をいたします。これまで狩俣政作議員も含め、要望が多くありました。アンケートも実施しまして、必要性がやはりあるということになりまして、今回の補正の計上となっております。内訳ですけども、ほかの市町村を参考にしまして、1人当たりの上限額を2万5,000円として、人数は20人ということで、今回50万円の計上をしております。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

補正予算書の33ページ、6目企画費の中で、学校給食への地産食材提供支援事業の中の工事請負費に関するご質疑でございます。内容につきましては、学校給食への地産食材提供支援事業における工事請負費は、プレハブ冷蔵庫の設置事業でございます。これまで一括交付金事業として、宮古島市地産地消振興セ

ンターにプレハブ冷蔵庫を設置し、ジャガイモ、タマネギ、ニンジンの保管、提供に関する検証を行ってまいりました。その結果、この3品目につきましては、冷蔵保管を行うことによって、安定供給や供給期間の長期化が可能となりまして、地産食材の利用率向上に対する効果が大きいことが検証できたことから、今回増設し、整備をするものでございます。設置する冷蔵庫は、現在設置されている4坪程度のものと同様のもので、3台追加設置することを計画しておりまして、市が保有する形で整備する方針となっております。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

議案第55号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の67ページです。全国離島交流中学生野球大会における会計年度パート任用職員についてでございます。この事業につきましては、狩俣政作議員ご指摘のとおり、教育委員会のほうで計上していたところですが、実行委員会といいますか、準備室を市長部局、観光商工スポーツ部のほうに移管しまして、観光商工スポーツ部のほうで取り組むこととなりました。その経緯もございまして、スポーツ振興課のほうでこれから募集をかける会計年度パート任用職員の報酬と社会保険料を計上させていただいたところでございます。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

まず、補正予算書、45ページ、児童館建設事業工事請負費9,205万5,000円で、どこの児童館かというご質疑でございました。本事業は仮称でございますが、伊良部児童館の建設工事に係る旧佐良浜幼稚園の園舎解体工事を含む工事請負費で9,205万5,000円となっております。旧佐良浜幼稚園でございます。

それと、もう一点、予算書の50ページ、産後ケア事業についてでございます。事業をやっているのは何か所で、利用者が何件かというご質疑でございました。事業者が3か所ございまして、利用件数が令和6年7月末で181件というふうになっております。

◎教育部長（砂川 勤君）

補正予算書の70ページ、10款教育費の3項中学校費の1目学校管理費の14節工事請負費1,200万1,000円についてでございます。これは、5月下旬に発生しまして、大雨時に平良中学校の正門前に大量の水たまりが発生して、周辺住民に被害を生じていたことによるものです。調査を行った結果、学校敷地内からの雨水が原因と考えられることでありまして、学校敷地内で可能な限り処理する必要があるということで、浸透施設、3か所程度設置して対応策を講じてまいりたいと、そのように考えております。

◎狩俣政作君

再質疑させてください。26ページのクリーンエネルギー自動車導入促進補助金というのは、これ、一般の市民も活用できるのかということをお教えください。というのは、EV購入費には一般財源を使っているんです。なので、1台当たり55万円出るのであれば、こっちのほうが大きいのかなと思っていて、確認をお願いします。

もう一点は、42ページの3目老人福祉費の補聴器購入費助成金、1人当たり上限2万5,000円の20人分。とてもありがたいんですけども、今後、例えば申請数が多ければ拡充する予定はあるのか教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

電気自動車の補助金の件でございます。一般市民でも使えるかということでございますが、これはもう使えるという確認をしております。一般社団法人次世代自動車振興センターというところが補助金を支出

しておりますので、そこに問合せいただければというふうに思います。

◎福祉部長（守武 大君）

先ほども申しましたとおり、他の市町村を参考として、この20人という数字を設定しております。ただ、宮古島市の場合、高齢者率が他の市町村よりも高いですし、この予定として、要綱が通って予算が通りましたら10月から行いたいと思っております。申請状況を勘案して、次年度どういうふうに人数を増やすのか、そのままでもいいのかというのは検討していきたいと思っております。

◎狩俣政作君

総務部長、一般市民も利用できるということなんですけども、これ、例えば上限とかあるんですか。もっと周知をすれば、かなり応募が来るんじゃないかなと思うんですけど、その上限があるのかという確認と、あと教育部長、先ほど平良中学校の浸透ますの件があったんですけど、学校で雨水があふれて学校外に出てしまうという状況のある学校は、ほかにもあると思うんです。北中学校もそうなんですけど、その辺の調査もしていただいて、何か災害が起こる前に、やはり北中学校、5月の雨のときに、すごく浸透ますが機能してなくて、側溝もあるけども、小さ過ぎて、ほとんどの雨が隣接する民家に流れたという経緯がありますので、その辺の調査もよろしくお願いします。これは要望でいいです。

◎総務部長（與那覇勝重君）

補助金の件でお答えいたします。

今回購入しました市の軽自動車につきましては、55万円という上限がございます。車種、車体によって補助金が異なるということですので、今その詳細は持ち合わせておりませんが、一概には幾らということではお答えはできかねます。それで、先ほど申しました一般社団法人次世代自動車振興センターのほうへ詳細のほうは問い合わせいただければというふうに思っております。

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午前11時54分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き、日程第1、議案第55号から日程第25、諮問第4号までの計25件について質疑を行います。

質疑の発言を許します。

◎富浜靖雄君

1点だけ。議案第55号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、27ページ、23款市債のほう

なんですけど、説明の下のほうにあります平良中学校正門付近浸透施設設置事業債4,600万円ほどの説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

補正予算書の27ページの9目衛生債の平良中学校正門付近浸透施設設置事業債についてお答えをいたします。

平良中学校の正門付近がせんだって、5月ですか、大雨で浸水をしているところがございます。その浸水の対策としまして、平良中学校の正門付近の緑地に浸透施設を設置する事業となっております。予算書の11ページですか、新たに地方債の補正をしております。起債の目的として、緊急自然災害防止対策事業ということで、平良中学校正門付近の浸透施設を設置するための新たな補正をしております。

◎富浜靖雄君

この4,600万円ほど、この金額的な内容、増えたのは調査が増えたのか、それとも何か設計が増えたのか。金額の中身というか、分かりますか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほど総務部長が説明したとおり、平良中学校正門前の冠水に対しましての工事費ということになります。この付近は、県道、市道などの表面水や側溝に流れる雨水などが複雑に合流している箇所でございます。周辺流域含め、6月から7月まで調査設計業務を行っております。今回、冠水対策に関する設計が完了いたしましたので、工事費の増額補正をお願いしております。速やかに冠水解消に向け、工事を執行してまいりたいと考えております。

工事の概要といたしましては、雨水路に大型の大口径のボーリングによる浸透施設を3か所設置いたします。また、雨水路に隣接している2つの街区公園内に浸透ますを設置いたしまして、冠水対策を図るという考えでございます。

◎富浜靖雄君

前の定例会で質疑させていただいたときの答弁で、9月には工事着工したいという話だったんですけど、これ、着工のスケジュール的な、いつぐらいから始まって、いつぐらいまで、今年度という話ではあったんですけど、それに変更ないのか教えていただけますか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今回補正でお願いしておりますので、議会終了後にすぐに発注に向け準備を行ってまいります。今年度内の完成を目指しております。現在、同区域内に簡易的に緑地帯のほうに2メートル角ほどの深さ3メートル程度の浸透箇所を設けて、当面の間の冠水対策としております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎平良和彦君

私のほうからも少し質疑したいと思います。議案第55号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）についてでございますけども、45ページの3款民生費の2項児童福祉費で、説明のほうで、認定こども園管理運営事業についての工事請負費1,584万円について内容の説明をお願いしたいと思います。

それと、47ページ、説明のほうで、体制整備強化事業の115万9,000円ですか、その内容もお願いした

いと思います。

あと、69ページの1目で学校管理費、12節、区分の委託料、学校施設改修事業（小学校）委託料があるんですけども、これについてご説明をお願いします。

◎**こども家庭局長（幸地幹夫君）**

補正予算書45ページ、3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所費の14節工事請負費1,584万円の説明でございます。本事業は、伊良部こども園浄化槽改修工事の補正予算となります。伊良部こども園に設置されている浄化槽が法律に基づく定期検査において、曝気停止による充用不適事項の指摘を受けたため、それを解消するための工事請負費となっております。現状の浄化槽を修繕しても不適合事項を解消することができないため、既設の浄化槽を解体し、新たな浄化槽を設置する工事となります。現在設置されている浄化槽が故障しているため、正常な機能維持ができていない状態です。そのため、切り回しが必要になるので、既設浄化槽の隣に新たに浄化槽を設置する工事です。

◎**福祉部長（守武 大君）**

補正予算47ページ、1目生活保護総務費の中の体制整備強化事業について説明いたします。生活保護の制度の中で、宮古島市においてはケースワーカーが全員、10名、正職員で賄っておりますが、それだけではやはり賄い切れない部分がございます。そういう体制をより強化するということで、会計年度任用職員を2名採用してございまして、この体制整備についての2名任用してございまして、その会計年度任用職員の報酬の改定による補正となっております。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

補正予算書の69ページ、2項小学校費の1目学校管理費の12節委託料1,468万8,000円でございます。午前中にもお答えいたしましたけども、鏡原小学校屋内運動場の改築工事に向けた基本設計の委託業務でございます。

◎**平良和彦君**

再質疑したいんですけども、45ページの認定こども園の話なんですけども、浄化槽の工事があるというんですけども、工期的なのが分かれば教えてください。

あと、47ページの体制整備強化事業なんですけども、正職員が10名と会計年度任用職員を2名というふうに言っている、この対象者は何名を対象にしているんですか、教えてください。

◎**福祉部長（守武 大君）**

現在、約800世帯（_____部分は76頁に発言訂正あり）の方が生活保護を受けております。

◎**こども家庭局長（幸地幹夫君）**

伊良部こども園浄化槽の改修工事の時期についてでございます。先ほども申し上げましたが、修繕がもうできないということですので、早急に工事をする必要があるということで、今予算が決定次第、着手したいというふうに考えております。

◎**平良和彦君**

体制整備強化事業なんですけど、約800世帯（_____部分は76頁に発言訂正あり）という、かなりの人数かなと思うんですけども、これ、2人追加することによって強化されるということなんですけども、2人追加ということで、事業は、運営は正確に行われるんですか。

◎福祉部長（守武 大君）

体制整備ということでは、2人、任用職員がおるんですが、同じくこの47ページのほうで、事業別の任用職員の補正があります。収入資産状況把握等充実事業、診療報酬明細書点検等充実事業、精神障害者等退院促進事業、扶養義務調査充実事業、それと今の体制整備強化事業、それと被保護者就労支援事業、次のページ、48ページの介護扶助支援計画点検等充実事業、被保護者健康管理支援事業、これ全て、会計年度任用職員が当たっております。そういう意味では、充実した支援ができていのかと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山里雅彦君

確認したいと思います。2点ほどお願いします。

33ページ、先ほど午前中、栗国恒広議員が9目の防災諸費の中で、防災事務費の自主防災組織育成補助金400万円でありました。上野自治会と大浦地区自治会でしたか、ありましたが、この補助金の中身といいますか、何をどのように、備品ですか、それを分かりやすく説明してもらえません。

それと、70ページ、先ほど午前中、前里光健議員が話をしておりましたが、3目学校建設費の中で、10款教育費、461万6,000円の外構工事の説明がありました。その外構工事の内容、どういったことをするのか、詳しく説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

自主防災組織育成補助金の件でございます。自主防災組織が結成されますと、資機材の整備ということで、200万円を上限として補助金の支出をしております。中身ということでございます。防災の資機材整備事業ということでございますので、例えば無線機であるとか、ラジオであるとか、あとは消火器、あとはヘルメット類、チェーンソー、防災に関する様々な備品がございますので、200万円の範囲内で準備していただいて、防災に備えていただくという補助金となります。

◎教育部長（砂川 勤君）

補正予算の70ページ、3目学校建設費の西辺中学校の外構工事の件についてでございます。外構工事、校舎完成後、周辺に空きスペースあるいは樹木などが点在している状況になるかと思えます。完成後の校舎に合わせた一般的な外構工事を予定しております。それには、教育委員会としては景観や生徒に対する安全面を考えた場合、校舎周辺を整備することが必要であると考えているところでございます。

◎山里雅彦君

この外構なんですが、取り上げたのは、事業が始まる前に西辺中学校はほとんどの保護者の皆さんが子供たちを車で送り迎えしているんです。その中で、今の入り口、もともとの門がまだあるんです。保護者が送り迎えできるようなスムーズな乗り入れといいますか、ロータリー的なものを、保護者の皆さんからも意見がありましたので、その外構工事をするのか、もしくは本体工事をするのか、その辺聞きなかつたんです。その中身はどうなっているかということをお願いします。

33ページ、南海トラフ地震とか、1月、元日には能登半島沖地震もありました。まさに今、我々もいつ起こるか分からない、そういった防災、減災対策をしないといけないかなというふうに思っております。せんだっても下地地域の婦人会が防災の勉強会したということで、いざというときに備えるということで

防災の勉強会しておりました。地震、津波がいつ起こるか分からない状況でありますので、ぜひ自主防災組織の何が地域に必要。なってからでは遅いんです。今までは、大体何かあった場合には、市の職員とか、そういったもろもろの皆さんを頼りにするんです。自主防災組織というのは、そうではなくて地域で地域の皆さんがしっかりと対応して準備できる体制を整える、これが基だと思うんです。この200万円ですか、予算等はしっかりと必要であればプラスしてもいいのかなというふうに思っております。認定したから終わりではないんです。どういう活動ができるかぐらいの、皆さん、地域に入って、ぜひ勉強会ではないけど、いざというときに備えるような形の勉強会していただきたいと思うんですが、その2点、お願いしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、資機材の件ですけど、まず資機材を整備するに当たりましては、当然防災危機管理課も一緒にどういったものを準備するのかという話しは常に自主防災会と話、意見交換しながら整備を進めているところではございます。あわせて、地域防災活動事業とあって、1年の5万円を条件として、活動費というものも補助しているところでございます。ぜひ、そういった活動費も有効に使って、日頃より防災を意識して、災害に備えていただきたいというふうに思っております。

◎教育部長（砂川 勤君）

以前から意見をお伺いしております。西辺中学校のロータリー、我々としては正門周辺も含めて、ロータリーの部分も含めて検討してまいります。

◎山里雅彦君

教育部長、検討だけでは駄目です。やると言わないと駄目です。

学校の建設なんですが、午前中、前里光健議員が語る国庫支出金の話であったり、その他1億4,600万円等の話をしておりました。これまでも説明ありましたが、債務負担行為を令和5年度から令和7年度まで設定しましたが、令和5年度中に本契約が完了していないことから、再度債務負担行為を設定するということが生じた中での予算措置なんですよ、総務部長。そういう意味では、しっかりと、その前段で債務負担行為の認識があれば、前里光健議員の質疑も私はなかったというふうに思いますので、これからそういうことがないように、ぜひお願いしたいと思います。答弁要りません。よろしく申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですね。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これで日程第1、議案第55号から日程第25、諮問第4号までの計25件についての質疑を終了します。

次に、日程第26、認定第1号から日程第36、認定第11号までの計11件について質疑を行います。議会運営に関する申合せ事項により、9月定例会における一般会計歳入歳出決算認定に対する質疑は行わないものとなっておりますので、認定第1号に対する質疑は本日の会議では行わないようお願いいたします。

それでは、質疑の発言を許します。よろしいでしょうか。質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

午前中にもちょっと申し上げましたけど、再生可能エネルギーの特別会計決算について質疑をいたしましたと思います。よく分からないのが企画政策部長の話では、実際のところ、売電収入は1,032万550円あったということでもあります。その売電収入の中から724万6,631円をこの収入の主な経費として受け入れて、あと残りの109万9,369円は財政調整基金からの繰入れをしているわけでありまして。トータルで834万6,000円になりますけれども、これ、午前中の説明では、売電収入の全部が歳出項目の全ての項目に充当することができないと、いわゆる制限がかかる部分があるというふうな説明があったと思っております、運営費の中で。それで、まず基本的な考え方として、売電収入は一般財源扱いなのか、あるいはその他の特定財源扱いなのかということ。一般財源扱いということになれば、何もその用途について制限を受けないというふうには私は考えておりますけれども、そのことについても述べていただきたい。もちろんその他の特定財源については、それは目的によって、使える、使えない部分が出てきますけれども、その辺のところをもっと、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。決算書を見ますと、歳入の主なものは、いわゆる売電収入、それから前年度繰越金、それと一般会計からの繰入金、もう一つは財政調整基金からの繰入れ、この4本が歳入の全てであります。ただ、これを原資として歳出に充てて、トータルで8,190万円余の決算額になっておりますけれども、この売電収入が充てられなかったために、その分を基金から繰入れをしたと。財政調整基金は、一般財源扱いというふうに思っておりますので、売電収入が充てられなかった部分を基金から繰入れして充てたということになっておりますので、その関係をもっと少し分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

再生可能エネルギー運営事業特別会計の245ページの歳入のほうを開いていただきたいと思っております。令和5年度につきましては、再生可能エネルギーの売電収入として、当初1,181万円を計上しておりました。あとは、繰入金としまして、これ特別会計の財政調整基金のほうから一応1,330万円の繰入れを予定しておりました。一般会計はゼロとなっております。補正等を含めまして、予算現額としましては、売電収入が当初予算と一緒に繰越金が入っております。繰入金としまして930万円、これ当初EV自動車の補助金に充てるということで繰入れを予定していたところなんです。一般会計繰入金の6,761万6,000円に関しましては、昨年度実施しました省エネ家電の補助金として充ててあります。その中で、例年でいきますと、売電収入を受けて、歳出にある総務管理費の中の運営費に充てまして、その残りを財政調整基金のほうに積立てをするという予算の組み方をしております。その中で、繰入金として当初入れました930万円につきましては、この売電収入と総務管理運営費の中の支出済額から引きますと、およそ七百二十何万円がEVの購入補助に充てられるということですので、入れてあるんですけども、実績の中で109万円余り足りなかった部分がありますので、930万円よりも圧縮した形の109万9,369円を繰入れという形でやって、収支をゼロにするという形での決算の組み方となっております。

◎上地廣敏君

この運営費の中には、10節の需用費、それから11節の役務費、12節の委託料、13節の使用料及び賃借料、14節の工事請負費、18節の負担金、補助及び交付金、この26節の公課費、これだけの節がありますけれども、この売電収入は当てられないという節はどの部分ですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

売電収入に充てられない節というのはありません。売電収入で得た収益で総務管理費の中の部分に割当てをして、残ったものを、通常でありますと、財政調整基金のほうに積み立てるという予算の仕組みとなっておりますので、売電収入に関しては使えない節というのはないということです。

◎上地廣敏君

午前中の説明では、売電収入、1,000万円余りありますけれども、1,032万550円ですか、ありますけれども、これがいわゆる総務管理費減っているような、運営費に充当できない部分があるということで基金から109万円の繰入れをしましたというふうな説明だったと思うんですけども、今の説明だと、いわゆる売電収入は全て歳出予算に充当できるというふうな話に変わっていると思うんですが、この違いをもう少し話していただけますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

この再生可能エネルギーの特別会計の運営の仕方としましては、売電収入から得た金額を歳出のほうに充てるという形になっております。その中で、今年度、EV自動車の補助金を当初繰入れをするということでやったんですけども、930万円計上していたんですけども、もろもろの歳出の分を差し引くと、720万円余りがEVの補助金に充てられるんですけども、残りの足りない109万9,369円を財政調整基金繰入金の方から繰り入れて事業を運営しているということです。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時05分）

再開します。

（再開＝午後2時06分）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これで日程第26、認定第1号から日程第36、認定第11号までの計11件についての質疑を終了します。

以上で全議案の質疑を終結します。

ただいま議題となっております36件のうち、日程第1、議案第55号から日程第18、議案第72号までの18件及び日程第26、認定第1号から日程第36、認定第11号までの11件の計29件については、議案付託表のとおり、各所管委員会に付託します。

なお、議案第55号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いします。

お諮りします。日程第22、諮問第1号から日程第25、諮問第4号までの4件については委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。
よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会=午後 2 時07分)

令和6年

第6回宮古島市議会(定例会)会議録

9月18日(水) 3日目

(一般質問)

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第3号

令和6年9月18日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月18日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（延会＝午後4時38分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	欠員	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
		〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（1名）

議員（6番） 下地信男君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	下地美明君
副市長	嘉数登〃	水道部長	下地貴之〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	上地一史〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	守武大〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	選挙管理委員会会長	仲間正人〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	選挙管理委員会局長	狩俣智紀〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長 友利毅彦君 次長 補佐 与那嶺彰成君
次長 仲間清人〃 議事係長 国吉たかよ〃

一 般 質 問 通 告 書

発言順位	1	議員番号	15	氏 名	我如古 三 雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			<p>1. 特定利用空港・港湾の指定について</p> <p>①政府は防衛力強化のために、南西諸島の空港や港湾を特定利用空港・港湾に指定して整備を進めている。今年度、県内で那覇空港と石垣港が指定を受けた。今後宮古、下地島両空港と平良港など県内12か所を候補に挙げている。以上を踏まえて伺う。指定を受けることで、国からインフラ等の整備が確保されると考えます。特に宮古空港の機能強化において、未整備の平行誘導路の設置、駐機スポットの増設及び貨物取扱施設などの整備が図られ、利便性の向上につながります。以上のことから千載一遇のチャンスと捉え、宮古空港、下地島空港、平良港の指定に向けて、関係機関に強く働きかけを行う必要があります。市長の見解を伺う。</p> <p>2. 酷暑乗り切り緊急支援について</p> <p>①政府は物価高騰に伴い、経済的に厳しい環境に置かれている国民の生活を支援するため、酷暑乗り切り緊急支援として8月から10月分までの電気料金の補助を実施する。以上を踏まえて伺う。市として酷暑乗り切り緊急支援及び物価高対策の一環として、水道料金の支援策について地方創生臨時交付金等を活用し再度免除すべきと考えます。市長の見解を伺う。</p> <p>3. 市上野体育館の整備強化について</p> <p>①宮古島市総合体育館の建て替えに伴い、市上野体育館がメインのスポーツ施設となることから、島内外から多くの利用者が集結するため、安心安全な施設内外の充実強化は、大変重要であります。整備強化に向けた取組について伺う。</p> <p>4. 沖縄振興予算4年連続減額について</p> <p>①2025年沖縄振興予算が4年連続で県が求める3,000億円を下回る厳しい結果となった。県民に与える影響は大きいと考えます。4年連続減額となった要因について市長の見解を伺う。</p> <p>5. 災害時における庁舎の相互使用について</p> <p>①地震などの自然災害発生時に、災害対策本部を設置する市庁舎が機能不全となった場合に、県宮古合同庁舎を相互に使用できるようにするとともに、行政が持つ司令塔機能を維持することで災害</p>		

<p>2. サトウキビ振興について</p> <p>3. 畜産農家への緊急支援について</p> <p>4. 福祉行政について</p> <p>5. 環境保全対策について</p>	<p>対策に支障が出ないようにする。また台風などの災害時において、情報共有を図り連携して共通の課題解決に取り組むなど、市と県宮古事務所が協定を締結する必要があると考えます。当局の見解を伺う。</p> <p>6. ライドシェア導入推進について</p> <p>①コロナ禍からの回復後、本市においては入城観光客等の増加によってタクシー不足が深刻な状況にあり、喫緊の課題となっている。喫緊の解決策及び対応策としてライドシェアを早期に導入しタクシー不足の解消と、二次交通の充実強化を図る必要があります。当局の見解を伺う。</p> <p>1. サトウキビ被害対策について</p> <p>①誘殺灯設置によるアオドウガネの捕獲状況と、その効果及び今後のサトウキビ生産拡大に向けた取組について伺う。</p> <p>2. サトウキビ年内操業について</p> <p>①宮古地区ハーベスター運営協議会など4団体が、2024—2025年産のサトウキビ年内操業について、両製糖工場をはじめ、宮古地区さとうきび糖業振興会に要請した。以上を踏まえて伺う。年内操業を開始することで適期の株出し管理と適期の春植えが可能となり、単収向上が見込まれる。本件については両工場とも前向きに理解を示している。宮古地区さとうきび糖業振興会としての取組と見解を伺う。</p> <p>1. 畜産農家への緊急支援について</p> <p>①肉用子牛価格の下落、配合飼料の高止まりで経営基盤が厳しい状況にある畜産農家への緊急支援策について伺う。</p> <p>1. 困窮高齢者に対する食料支援について</p> <p>①単身高齢者世帯の増加や物価高騰などで、高齢者の貧困が深刻化する中、年金の不足または無年金者など困窮に拍車をかけている実態があります。食料や生活必需品の無料支給と家賃補助の仕組みを構築するなど、施策が必要と考えます。当局の見解を伺う。</p> <p>②実態調査について伺う。</p> <p>1. 墓地建設について</p> <p>①本市の墓地建設における届出状況と宮古島市墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則に基づき、設置場所が基準を満たさない場合の市の対応について伺う。</p> <p>②本市の環境保全を維持していく上から、墓地建設助成金を創設し、個人墓地からメモリアルパーク集団墓地等を推進すべきと考えま</p>
--	--

<p>6. 教育の振興について</p> <p>7. 天然記念物対策について</p> <p>8. 八重干瀬の国定公園指定について</p> <p>9. 消防行政について</p>	<p>す。当局の見解を伺う。</p> <p>1. 通知表の廃止、個票の導入について</p> <p>①通知表を廃止し、児童それぞれの習熟度を反映した個票を導入する学校が県内で誕生した。教員が通知表を作成する時間を児童と向き合う時間に充て、個別の目標設定を設け、児童に自ら考え、行動する自立性を促し、教員の負担軽減につなげる狙いとしています。以上を踏まえて伺う。</p> <p>新たに導入する個票は、授業で行うテスト結果を棒グラフで可視化することで達成度を把握し、個票から児童がそれぞれ学習目標を設定し、苦手項目の克服に生かすとしている。本件について教育長の見解を伺う。</p> <p>②個票の結果を把握し、目標を立てることを繰り返していくことで児童が自己評価する力を養い、教師の立場からは、児童が自分の課題を意識して学習する。また、子供とじっくり話すことができ、次に何をするか教師も子供も、見通しが持てるとしている。教員の負担軽減からもよい取組と考えます。以上を踏まえて伺う。本市において通知表を廃止し、個票へ移行するよう学校側へ勧める考えはないか。教育長に伺う。</p> <p>1. ツマグロゼミの減少対策について</p> <p>①本市指定天然記念物ツマグロゼミの取組について伺う。</p> <p>②増殖施設の老朽化に伴い、天然記念物ツマグロゼミが減少傾向にある。早急な施設の改築と、イスノキ植栽など増殖に向けた取組が必要と考える。今後の対策について伺う。</p> <p>1. 八重干瀬の国定公園指定について</p> <p>①八重干瀬及び周辺地域の国定公園指定に向けた取組状況と指定される時期について伺う。</p> <p>1. 猛暑による救急搬送の現状と熱中症対策について</p> <p>①平均気温が過去最高を記録するなど、連日30度を超える猛暑日による救急搬送の現状と熱中症対策について伺う。</p> <p>②コロナ禍からの回復後、入城観光客等の増加による救急出動について伺う。</p> <p>2. 上野出張所改築に向けた取組と現在の進捗状況について</p> <p>①消防上野出張所改築工事の進捗状況と周辺地主の同意取付けについて伺う。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>2</p>	<p>議員番号</p>	<p>3</p>	<p>氏名</p>	<p>砂川和也</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>

発 言 事 項		要 旨			
1. 水産行政について		1. 漁港・モズク漁場の砂堆積の進捗状況について ①狩俣漁港の砂堆積について伺う。 ②狩俣より池間大橋付近の砂堆積について伺う。 ③大浦湾の砂堆積について伺う。			
2. 福祉行政について		1. 一時預かり事業保育所について ①6月定例会一般質問において、事業者・利用保護者・保育士等と意見交換会の実施を行うとの答弁をいただきました。その後の進捗を伺う。			
3. 産業廃棄物行政について		1. 宮古島内の産業廃棄物の扱いについて ①現在、島内で処理できない産業廃棄物の内容・種類を伺う。 ②島内で発生している産業廃棄物の量は、宮古島にある事業者の処理能力で相殺できているか伺う。 ③今後、当局は島内処理できない産業廃棄物をどのように考えているのか伺う。 ア. 島内で処理を行えるようにする考えはあるか伺う。 イ. 島内で行う場合の事業者の目星はあるか伺う。 ウ. 島内の事業者で行う考えはあるか伺う。			
4. 海浜行政について		1. パイナガマビーチに宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の適用の進捗を伺う。			
5. 公共工事入札について		1. 最低制限基準価格の決定について ①令和5年7月から令和6年6月までの入札価格を22件開示請求しました。22件中14件が市長により事務方が算出した最低制限価格より下げています。その根拠を伺う。 ②6月定例会一般質問において、市長は「第1回の一般競争入札を通して、今後総合評価方式までの過程を議論しながら改善に努めていきたいと思えます。」と答弁しております。総合評価方式の説明を伺う。			
6. 市営住宅行政について		1. 市営住宅の空き室数を伺う。 2. 市営住宅の入居募集を毎月行えないか伺う。			
7. 選挙行政について		1. 選挙の投票所を増やすことは可能か伺う。			
8. 広報行政について		1. LINEのブロック率を伺う。			
9. 道路行政について		1. 市道B44号線の逆走の対策を伺う。			
発言順位	3	議員番号	17	氏 名	西 里 芳 明
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			

1. 市長の政治姿勢について	1. 座喜味市長が市長に就任されて3年8か月がたちましたが、市長自身として3年8か月をどのように評価しているのかを伺いたい。				
2. 観光行政について	2. 2期目に出馬する考えはあるのか伺いたい。				
3. 農業行政について	3. 台湾有事の際、6月定例会での我如古三雄議員の答弁の中で、宮古・八重山の避難場所は九州4県の福岡、熊本、宮崎、鹿児島へと発言されていますが、本当にそれでよいのか伺いたい。				
4. 教育行政について	1. 新城海岸の民有地を企業が買い取って、開発事業を計画しているようですが、開発に対する説明等は市に報告されているのか、報告があるのであれば内容を伺いたい。				
5. 地域行政について	1. 除草剤や農薬等の廃ボトルは、購入した個人が産業廃棄物処理場に持って行って処理することになっているようですが、JAの各資材店で回収して処理することはできないのか伺いたい。				
	2. 農業用廃ビニールについて、現在葉たばこ農家、施設園芸農家の廃ビニールの処理ができず、野積みしている状態ですが、こちらについてどのように対応していくのか伺いたい。				
	1. 高校野球の春の選抜、夏の甲子園の県予選大会を、沖縄県高野連と打ち合わせて、5年に1回でも宮古島で開催することはできないのか伺いたい。				
	1. 城辺トレーニングセンターの解体・新築工事はどうなっているのか伺いたい。				
発言順位	4	議員番号	12	氏名	仲間 誉人
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 地域行政について	1. 伊良部大橋開通10周年記念式典計画はあるか伺います。				
2. 水産行政について	1. 第2次水産振興基本計画について				
	①水産振興基本計画策定の趣旨を伺います。				
	②宮古島市における水産業の現状について				
	ア. 海面漁業において、マグロ類は直近3か年を見ると漁獲量がほぼ横ばいですが、カツオ漁は年ごとの波が大きく減少傾向にありますと記載されています。その理由として尖閣諸島近海での一本釣り漁ができる現状にないことが一因であると考えます。近年、尖閣諸島近海において一本釣り漁ができない現状について当局はどのように捉えているのか見解を伺います。				
	③海業センターについて				
	ア. 施設の老朽化について対応を伺います。				
	イ. 施設運営や海水の水温・水質不安定さ解消について当局の考				

	<p>えを伺います。</p> <p>④基本理念として地域特性を生かした持続可能でもうかる漁業の推進とあります。根拠について伺います。</p> <p>⑤振興施策展開について</p> <p>ア. 就業者の確保・育成の具体的な内容について伺います。</p> <p>イ. 活力ある漁村集落づくりとして、若者定住促進のための生活支援機能等の整備として、生活支援機能を含め、若者が漁業集落に定住することができる環境を整備しますとあります。具体的な整備内容について伺います。</p> <p>ウ. 地域資源を活用した漁業集落のにぎわい創出としての施策項目に漁業集落の伝統文化の継承と景観の創出として伝統漁法を伝承していくとともに、漁業集落の歴史・伝統文化を継承し、昔ながらの漁業集落の魅力に触れることができる景観を創出します。とありますが、佐良浜地域で長年受け継がれてきた、伝統のアギヤー漁が存続の危機にある現状があります。アギヤー漁を伝統漁法として残す考えはあるのか見解を伺います。</p>
<p>3. 教育行政について</p>	<p>1. 市内学校施設への不審者侵入防止、防犯対策としてカメラの設置が必要であると考えますが当局の見解を伺います。</p> <p>2. 学校統廃合後の跡地等利用について</p> <p>①施設利活用に向けた問合せ、利活用計画はあるか伺います。</p> <p>3. 学校統廃合が行われ現在利用されていない旧校舎を含む土地等について、地域自治会への無償譲渡の考えはあるか伺います。</p> <p>4. 旧佐良浜小学校跡地等利用について</p> <p>①急傾斜地危険地域に住んでいる住民やその他、狭隘道路周辺住民の住居移設候補地、防災集団移転の候補地として考えているという市の方針検討もあると聞いています。今回、こども園や児童館を含めた複合施設が建設されるということで、結の橋学園と連携し伊良部島地域活性化の一端を担うことになると思いますが当局の考えを伺います。</p>
<p>4. 福祉行政について</p>	<p>1. 佐和田児童館について</p> <p>①敷地入り口門扉の設置はできないか伺います。</p> <p>②敷地内水たまり等改善のためアスファルト舗装できないか伺います。</p> <p>③不審者侵入防止対策について防犯カメラ設置の考えはあるか伺います。</p>
<p>5. 公園行政について</p>	<p>1. 伊良部屋外運動場周辺整備について</p>

6. 市指定史跡について		①設置予定の遊具はどのような遊具なのか伺います。			
7. 企画行政について		1. サバウツガーについて ①漂着ごみ撤去等の対応について伺います。 ②井戸周辺陥没箇所 の修繕について対応を伺います。			
発言順位	5	議員番号	11	氏名	上地堅司
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 宮古島の観光・環境問題について ①市長は宮古島の観光問題や環境問題についてどれだけ把握しているか、どのように解決策を考えているか伺います。 2. 市長は、島民が自由に海に行けないことに対して、どのように考えているか伺います。 3. 街路樹や防風林が交通の妨げになっていることに対して、市長の見解を伺います。 4. 宮古島市には、娯楽施設がありません。娯楽施設の誘致や建設の考えはないのか、市長の見解を伺います。 5. 総合体育館について ①バレーボールコート の設計に対して変更はないか伺います。 ②総合体育館で使用している備品などはどのように処理しているか伺います。 6. 平良庁舎の利活用について進捗状況を伺います。			
2. 農業行政について		1. 除草剤、化学肥料804など、補助対象にできないか伺います。			
3. 水道行政について		1. 宮古島市の地下水・地下ダムの利活用について ①地下水はどのように利用されているか伺います。 ②地下ダムはどのように利用されているか伺います。 ③地下水・地下ダムの水は島民や企業などが、単独で使用できるのか伺います。			
発言順位	6	議員番号	22	氏名	上地廣敏
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 県道78号線（西里通り）枝線工事について ①1工区と2工区についてそれぞれ伺いたい。 ア. 工事施工に至った経緯について イ. 工期について			

		<p>ウ. 供用開始はいつか。</p> <p>エ. 対象戸数は。</p> <p>オ. 接続率は何戸で何%か。</p> <p>カ. 接続に対する助成について</p> <p>2. 水産業振興策について</p> <p>①漁業者に対する助成について伺いたい。</p> <p>ア. 漁船保険について</p> <p>イ. モズク共済について</p> <p>②タカサゴ（通称グルクン）の養殖の可能性について</p> <p>ア. AI（人工知能）等を活用した養殖はできないか。</p> <p>3. 竹アラ地区圃場整備事業について</p> <p>①現在の進捗率について</p> <p>②未施工の部分について</p> <p>③竣工特期について</p> <p>④かんがい排水事業について</p> <p>4. 与那覇西浜崎の海浜浸食について</p> <p>①現状について</p> <p>②今後のスケジュールについて伺う。</p> <p>③工事規模について</p> <p>④施工期間について</p>			
発言順位	7	議員番号	1	氏名	久貝美奈子
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市政運営について		<p>1. 市役所における障がい者雇用について</p> <p>①令和5年12月定例会において、市役所での障がい者雇用の状況を質問いたしました。令和5年6月1日時点で、市長部局、教育委員会において法定雇用率が達成できていないとの答弁でした。今年度の状況について伺う。</p> <p>②宮古島市障がい者活躍推進計画について、「障がい者雇用促進チーム」を設置し、計画の実施状況や点検、見直し等を行うとありますが、宮古島市の取組状況を伺う。</p>			
2. 福祉行政について		<p>1. 障がいのある子供たちの支援について</p> <p>①令和5年7月に沖縄県医療的ケア児支援センターが開設されました。市町村や関係機関（医療・保健・福祉・教育・労働等）との連携により、支援拡充、課題解消につながっていくものと期待しています。本市においても、離島ならではの様々な課題がありま</p>			

<p>3. 住宅行政について</p> <p>4. 道路行政について</p>	<p>す。県医療的ケア児支援センターとの連携で、これまでどのような取組が行われているのか伺う。</p> <p>②本市での医療的ケア児等コーディネーター配置について、現在の配置状況について伺う。</p> <p>③こども家庭局、福祉部、教育委員会など、子供たちのライフステージに合わせた支援体制の構築が必要と考えますが、連携体制はどのようなになっているか伺う。</p> <p>2. 困難な問題を抱える女性支援について</p> <p>①沖縄県において、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が令和6年3月に策定されました。市町村においても、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有し、県と連携し支援を行うものがあります。本市において、どのような女性相談支援体制があるか伺う。</p> <p>②本市において、女性相談員への相談件数、内容はどのようなものがあるか伺う。</p> <p>3. 宮古島市がん患者アピアランスケア支援事業について</p> <p>①6月定例会で予算可決された本事業について、現在の実施状況を伺います。</p> <p>1. 住宅確保要配慮者への支援について</p> <p>①沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化等事業について宮古島市でも実施予定があるか伺う。</p> <p>②居住支援協議会設置について、国は、住宅セーフティネット制度に基づき「居住支援協議会」設立を促進しています。県内では、平成25年3月に沖縄県居住支援協議会が設立、令和6年2月に沖縄市居住支援協議会が設立しました。本市においても居住支援協議会を設立し、行政・不動産関係団体・居住支援団体（福祉）と連携し、家賃高騰に伴う様々な課題解消に向け、急ぎ取り組んでいく必要があると考えます。市としての考えを伺う。</p> <p>③宮古島市において、サービス付高齢者向け住宅登録の制度について、事業者等からの相談はありますか。</p> <p>1. 大雨による冠水被害について</p> <p>①佐良浜地区県道204号線で大雨のたびに、道路冠水し道路に面した住宅近くまで水が上がっている深刻な状態です。近隣住民から急ぎ何とかしてほしいとの声があります。現在どのように対策しているのか伺う。</p>
---------------------------------------	---

<p>5. 農林水産行政について</p> <p>6. 動物愛護行政について</p>	<p>1. 物価高騰に伴う農家支援について</p> <p>①物価高騰により、段ボール、箱、マルチシートなど資材の値段が高騰し、野菜など価格転嫁できないため、経営が厳しく離農を考えている農家もいると相談がありました。生産者への支援策はないか伺う。</p> <p>1. 動物愛護行政の拡充について</p> <p>①5月28日、特定非営利活動法人ねこハピ、アニマルバディ、みゃーくTNR部、宮古島動物病院、来間自治会長、池間自治会長、久貝自治会長、松原自治会長より、市長へ「宮古島市における動物愛護行政の拡充を求める要請」がありました。内容として、「1. TNRを行うための施術場所の確保をすること。2. TNRを行うための助成金の設置をすること。3. ふるさと納税「犬猫愛護枠」の設置をすること。」となっています。今後、市としてどのような取組ができるか伺う。</p> <p>2. 沖縄県知事への意見書について</p> <p>①3月定例会で可決された「離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める意見書」について、その後どのようなことが検討されているか伺う。</p> <p>3. ペットの災害対策について</p> <p>①災害が起こったときに最初に行うことは、もちろんご自身、ご家族の安全確保ですが、ペットの安全確保もふだんから考え備えておく必要があります。災害時に人とペットが同室避難できる避難場所が必要だと考えますが、市としての考えを伺います。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>8</p>	<p>議員番号</p>	<p>4</p>	<p>氏名</p>	<p>狩俣勝成</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>			<p>要旨</p>		
<p>1. 市長の政治姿勢について</p>			<p>1. 住居不足について</p> <p>①株式会社おきぎん経済研究所は、2023年の宮古島市の賃貸物件稼働率を99%と発表し、ほとんど空き室がない状況と指摘している。また、供給を需要が大幅に上回っていることから、高い賃料設定につながっているということで、市民から公営住宅に申し込んでも当たらない、民間のアパートは高くて住めない等の相談が寄せられています。見解を伺う。</p> <p>②ハーバスター運営協議会などから、宿泊施設の確保として廃校になった学校施設を宿泊施設として活用するよう、要請がなされたことに対する見解を伺う。</p>		

<p>2. 農業行政について</p> <p>3. 環境衛生行政について</p> <p>4. 建築行政について</p> <p>5. スポーツ施設について</p>	<p>2. 熱中症対策について</p> <p>①県内で熱中症による救急搬送が増えている件に関して、年齢別で65歳以上の高齢者が最多を占めているとのことで、高齢者のための熱中症対策について見解を伺う。</p> <p>②熱中症対策として、自宅にエアコンがない高齢者世帯にエアコン購入設置費用を助成する考えはないか伺う。</p> <p>3. 防災について</p> <p>①令和6年度宮古島市避難所開設HUG訓練が、避難所開設の対応をゲーム感覚で体験し、災害時における避難所運営を模擬体験し、災害時に備えることを目的に行われました。図上訓練でしたが、避難者の年齢、性別、外国籍の方や、要配慮者が避難してきてパニックに陥ってしまいました。そこでもやはり、地域防災のリーダーとして、地域防災力の向上に寄与する人材の育成が必要だと思います。自主防災組織等活性化推進事業を活用して、防災士資格取得費用を補助できないか伺う。</p> <p>1. 農地の境界管理について</p> <p>①農用地の集積・集約化が図られ、多様な営農形態に応じるため、基盤整備が進められています。そのため、境界に石積み等がなく、草地とサトウキビ畑が隣接している農地のトラブルが発生する懸念がありますが見解を伺う。</p> <p>②農地の境界に適した作物（センネンボク等）の配布はできないか伺う。</p> <p>2. 農業用廃ビニールの処理について</p> <p>①農家の皆さんから、ビニールや肥料袋、容器の処理に困っているとの相談を受けています。市はどのような取組を考えているか伺う。</p> <p>1. 産業廃棄物処理施設許可申請について</p> <p>①各地区の葉たばこ生産振興会が焼却施設設置の検討をしているが、許可申請の複雑化や、事前協議の手続を要します。市が支援できることはないか伺う。</p> <p>1. 令和6年度宮古島市営住宅空き家待ち募集について</p> <p>①上位3市営住宅の申込者数を伺う。</p> <p>②上位3市営住宅の過去5年間、抽せん順位の何番までが入居できたのか伺う。</p> <p>③募集方法を見直す考えはないのか伺う。</p> <p>1. 旧砂川中学校体育館について</p>
---	---

6. 教育行政について		<p>①雨漏りの影響で床が腐食し、使用中止となっていますが、今後、どのような活用を検討しているか伺う。</p> <p>1. 岡山県PTA連合会が、会員の大幅減少で活動を継続できないとして、今年度で解散することが決まったことについて</p> <p>①宮古地区PTA連合会の現状について伺う。</p> <p>②単位PTAの活動内容について伺う。</p>			
発言順位	9	議員番号	16	氏名	前里光健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について		<p>1. 選挙公約「市民所得10%向上」について</p> <p>座喜味市長は選挙公約として「市民所得10%向上」を掲げ、市民からの負託を得て市長に就任されてから4年目となった。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①市長公約「市民所得10%向上」の達成状況について伺う。</p> <p>②市長公約達成に向けて重点的に取り組んできたことについて伺う。</p> <p>③公約達成に向けた取組について、市長ご自身の評価（成果と課題）を伺う。</p>			
2. 教育行政について		<p>1. ICT教育について</p> <p>本市のICT活用基本方針は「情報活用能力の育成と個別最適かつ協働的な学びの実現のための授業改善と効率化」と定められている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①ICT活用基本方針に沿った取組の成果と課題について伺う。</p> <p>②GIGAスクール構想がもたらした学力向上に関する成果と課題について伺う。</p> <p>③情報モラル教育の取組について伺う。</p>			
3. 福祉行政について		<p>1. 保育施設の防災について</p> <p>令和6年6月定例会において、災害発生時の保護者のお迎えに関する本市の基本方針の策定状況についての質問に対して、まだ策定していない旨の答弁であった。</p> <p>①災害発生時の保護者のお迎えに関する本市の基本方針の策定状況について伺う。</p>			
4. 公共施設について		<p>1. 指定管理・使用許可施設について</p> <p>本市の公共施設等総合管理計画の個別施設計画の中で、59件ある産業系施設の施設対策の方針が示されている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①産業系施設の中で委託料を支払っている施設（指定管理もしくはは</p>			

<p>5. 公共海岸の管理について</p> <p>6. 建築行政について</p> <p>7. 農業行政について</p>	<p>使用許可を与えている施設) の件数と令和3～5年度に支払った委託料の金額を伺う。</p> <p>②令和2年度の宮古島市個別施設計画の中で売却や貸出しの方針が出されている指定管理もしくは使用許可が与えられている産業系施設の件数を伺う。</p> <p>③令和2年度の宮古島市個別施設計画の方針に沿って実際に売却もしくは貸し出された産業系施設の件数を伺う。</p> <p>1. 管理権限の移譲について</p> <p>中の島海岸・新城海岸・吉野海岸・前浜海岸・砂山海岸の管理権限を沖縄県から本市に移譲する計画があり、新城海岸以外は管理権限の移譲が完了している。既述の5つの海岸の管理運営については市海岸利用促進連絡協議会で行われてきた。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①市海岸利用促進連絡協議会では現在どのような議論が進められているか伺う。</p> <p>②以前から新城海岸の管理権限も県から市へ移譲する協議が行われていたが現在の進捗について伺う。</p> <p>1. 市の海水浴場の安全管理について</p> <p>市が開設している海水浴場はトゥリバー地区のサンセットビーチのみであり、業務委託事業者によって管理されている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①市が開設している海水浴場であるトゥリバー地区サンセットビーチの業務委託の契約内容について伺う。</p> <p>②業務委託料について伺う。</p> <p>③委託事業者の管理運営に対して市が指導を行っているが、どのような指導を行ったか伺う。</p> <p>1. 久松地区で実施した有機質肥料の実証事業について</p> <p>宮古島市は農地地力の増進及び循環型農業の取組を進めている。その取組の一環として、市は令和4・5年度に補助金を交付し、製糖工場からのトラッシュ、バガス、糖蜜を利用した有機質肥料の製造や農地への散布を行う実証事業を実施した。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①本実証事業の成果について伺う。</p> <p>②その成果を踏まえた今後の展開について伺う。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>10</p>	<p>議員番号</p>	<p>2</p>	<p>氏名</p>	<p>下地 茜</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>			<p>要 旨</p>		
<p>1. 教育行政について</p>			<p>1. 平良北区の幼稚園について</p>		

2. 交通行政について	<p>① 8月28日、29日、30日に行われた「認定こども園移行等に向けた西辺幼稚園、狩俣幼稚園及び池間幼稚園の閉園に関する地域説明会」について、各地区での保護者の意見について伺う。</p> <p>② 池間地区での保護者の意見について、本市の考えを伺う。</p>
3. 福祉行政について	<p>1. 生活路線バスの時間帯について</p> <p>① 高校生における部活・資格取得のための課外講座などの終了する時刻について、本市は把握しているか伺う。</p> <p>② 城辺方面における生活路線バスの最終時刻について</p> <p>③ 本市の公共交通における今後の展望について</p>
4. 地域行政について	<p>1. 医療的ケア児が利用できる短期入所施設について</p> <p>① 本市の現状を伺う。</p> <p>② 本市において、医療的ケア児の短期入所受入れに必要な設備や人員体制を有する可能性のある医療機関や福祉施設はどの程度あるか。</p> <p>③ 本市の今後の対応を伺う。</p>
5. 道路行政について	<p>1. 七又集落入り口のバス停前待機所について</p> <p>① 旧里道と思われる場所に置かれたバス待機所が、老朽化が進んで立入りができない状況となっているが、除去など対応が可能か伺う。</p>
6. 観光行政について	<p>1. 与那覇集落の冠水について</p> <p>① 5月20日から21日にかけて降り続いた大雨により、与那覇集落において床上浸水の被害があった住家について</p> <p>ア. 本市が把握している被害状況について伺う。</p> <p>イ. 対応状況について伺う。</p>
7. 情報行政について	<p>1. 海浜の利用について</p> <p>① 「海浜は誰のものか」伺う。</p> <p>② 海域に水上オートバイやセーリングの利用を制限した自治体条例において、本市以外に、遊泳者を想定したエリアの内側に発着地点を設けている条例があるか伺う。</p> <p>③ 海域に水上オートバイやセーリングの利用を制限した自治体条例において、本市以外に、海域利用に当たり許可制としている条例があるか伺う。</p>
7. 情報行政について	<p>1. 本市の公共施設におけるWi-Fi環境について</p> <p>① 市民による集会など催しを行う施設で、Wi-Fi環境のある公共施設は幾つあるか伺う。</p> <p>② オンラインを利用して講師・登壇者が参加する、またはオンライ</p>

<p>8. 水道行政について</p> <p>9. 国民保護について</p>	<p>ンでライブ配信を行うなど、配信環境を利用した催しも増えているが、モバイルWi-Fiやスマートフォンを利用したテザリングでは壁など障害物に弱い特性から、公共施設の造りによっては十分に利用できないケースがある。中央公民館など本市の公共施設におけるWi-Fi環境の新たな導入について伺う。</p> <p>1. 水道水源における残留農薬及びPFASの検出に当たり、市民より活性炭処理における高度浄水設備の設置が望まれているが、令和5年12月の県議会においては、「宮古島市より要望があった際には国庫補助等利用した支援について検討してまいりたい」と回答している。次のとおり伺う。</p> <p>①県の回答について本市は把握しているか。</p> <p>②今後の対応について伺う。</p> <p>1. 8月1日に石垣市において行われた市主催の国民保護に関する意見交換会に関連し、以下のとおり伺う。</p> <p>①石垣市は、「有事が差し迫ったり部隊展開が始まる段階で避難し始めることはない」としている。避難を行うタイミングについて、特に平時のうちの自主的な島外避難を推奨するか、本市の見解を伺う。</p> <p>②石垣市は、「自衛隊や米軍の艦船・航空機を使った避難は想定していない」と説明している。関連して伺う。</p> <p>ア. 「特殊標章」について本市の認識を伺う。</p> <p>イ. 防衛省職員において、国民保護に係る職務、業務、協力を行う者に交付する「特殊標章」は交付されるか伺う。</p> <p>ウ. 国防を主たる任務とする防衛省・自衛隊が、どのように島外避難に関わるのか、これまでに国及び県・先島諸島の市町村間の検討において確認されたものはあるか伺う。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>11</p>	<p>議員番号</p>	<p>19</p>	<p>氏名</p>	<p>友利光徳</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>		<p>要旨</p>			
<p>1. 市長の政治姿勢について</p>		<p>1. 伊志嶺亮初代宮古島市長の選挙公約に掲げる、島の隅々まで豊かさや活力を感じるまちづくりの推進の検証について伺う。</p> <p>2. 市内における交通空白地への対応について、市長はどのように考えるか伺う。</p> <p>3. 平成17年の市町村合併から、令和7年は20年目を迎えるが、記念誌などを発行する予定があるか伺う。</p> <p>4. 城辺地区地域づくり協議会について</p>			

<p>2. 農林・畜産行政について</p>	<p>①地域づくり協議会規約の第1条に「融和と親睦」の文言を追加できないか伺う。</p> <p>②同規約の18条に、「情報等の公開及び写しの交付」を追加することができないか伺う。</p> <p>5. 市町村合併に伴う旧城辺町の町歌の取扱いについて伺う。</p> <p>6. 市の取組と職員の自覚について</p> <p>①行政改革と職員の意識改革の取組について伺う。</p> <p>②市民の職員評価に関するアンケートを実施する予定がないか伺う。</p> <p>1. 特定地域経営支援対策事業について</p> <p>①予定価格の設定について伺う。</p> <p>②落札日と工事に係る着手届について伺う。</p> <p>③平成26年から令和元年までの宮古家畜市場における競り頭数について伺う。</p> <p>④粗飼料管理機械の稼働率について伺う。</p> <p>⑤粗飼料管理機械の保管状況について伺う。</p> <p>⑥事業導入後の目的の適正化について伺う。</p> <p>⑦担当課の指導後、どのような改善が見られたか伺う。</p> <p>⑧補助金の返還時期について伺う。</p> <p>⑨着手届に記載されている会社名と完成通知書提出について伺う。</p> <p>2. 森林環境譲与税の活用について</p> <p>①市の東海岸一帯に係る造林事業に充てることが可能かどうか伺う。</p> <p>3. 後前竹地区土地改良事業への対応について</p> <p>①土壌分析診断を実施する予定があるか伺う。</p> <p>②土壌分析診断を行った場合の結果報告予定について伺う。</p>
<p>3. 観光行政について</p>	<p>1. 宮古島市体験工芸村の整備について</p> <p>①宮古島市体験工芸村の工房間に屋根が設置できないか伺う。</p> <p>②宮古島市体験工芸村敷地内の冠水対策について伺う。</p> <p>2. クイチャーフェスティバルの開催方法について</p> <p>①開催場所について伺う。</p> <p>②開催日時について伺う。</p> <p>③開催する場合の入場料の設定等について伺う。</p>
<p>4. 教育行政について</p>	<p>1. 選手派遣費補助金について</p> <p>①宮古島市から沖縄本島、県外への大会等に参加する場合の支援として補助金の交付をしていると思うが、自費で参加するチーム・</p>

<p>5. 平和行政について</p>	<p>団体等へ補助金を交付できないか伺う。</p> <p>2. 方言（ミャークフツ）を使える世代が高齢化する現状を踏まえ、方言（ミャークフツ）の普及への市の取組について</p> <p>①学校での方言（ミャークフツ）の普及に対して、市はどのように取り組んでいるか伺う。</p> <p>②方言（ミャークフツ）の日を制定する考えはないか伺う。</p> <p>③方言（ミャークフツ）の普及について取り扱う部署（推進室・普及センターなど）の設置はできないか伺う。</p> <p>④市内の観光地等における説明板などに、方言（ミャークフツ）を併記することができないか伺う。</p> <p>3. 城辺地域の中学校統廃合に伴う諸問題について</p> <p>①旧城辺中学校に対して丸宮信販株式会社、先島建設株式会社から寄贈された2台のグランドピアノは現在どのように活用されているのかについて伺う。</p> <p>②廃棄する備品等をどのように選定したか伺う。</p> <p>③廃棄する備品等の処分方法について伺う。</p> <p>④備品等の処分経費について伺う。</p> <p>⑤城辺陸上競技場の現状について伺う。</p> <p>⑥旧城辺中学校体育館、市立図書館城辺分館が宝塚医療大学に無償で譲渡されているが、譲渡に関する提案が市、もしくは大学側のどちらから提案されたか伺う。</p> <p>⑦統合した城辺地域の旧中学校校長室に掲示されていた、歴代校長先生の写真の取扱いについて伺う。</p> <p>⑧旧福嶺中学校の後利用の状況について伺う。</p> <p>⑨旧福嶺幼稚園の後利用の状況について伺う。</p> <p>4. 7月30日に行われた、子ども議会に対する市の見解について</p> <p>①池間中学校1年の楚南明香里さんの学校統廃合に関する質問について伺う。</p> <p>②池間中学校3年の久貝海鳳さんの中学生の飲酒や喫煙についての質問に関して伺う。</p> <p>③池間中学校1年の尾崎開盛さんが質問した、池間中学校の技術室の修繕について市は対応する予定はないのか改めて伺う。</p> <p>④上野中学校3年の親泊美優さんの宮古島の環境保全について、市はどのように考えるか伺う。</p> <p>1. 戦争体験など、平和推進について専門的に担当する部署の設置はできないか伺う。</p>
--------------------	---

6. 市の防災に対する備えについて	<p>2. 未収集の遺骨収集事業について</p> <p>①城辺字福里1182番地の収集状況について伺う。</p> <p>②福山集落北側のタナフク、旧西ウリ村、パナタ嶺における収集の取組状況について伺う。</p> <p>1. 災害時における透析患者、障害者、高齢者等の備えについて</p> <p>①どのように避難所等へ避難するか伺う。</p> <p>②避難した避難所で、市はどのように対応するのか伺う。</p> <p>2. 宮古島市へ津波等が襲来した場合への備えとして、例えば城辺字福里1679—2 (25,525㎡)、西里添63—1 (37,829㎡) などに、防災公園を整備する考えはないか伺う。</p>				
7. 市民の生活環境等について	<p>1. 少子高齢化に伴い、空き地が増加することで、市民の住環境の悪化が懸念されるが、市はどのように対応するか伺う。</p> <p>2. 城辺市道78号線の整備の方法について伺う。</p> <p>3. NHK、全国ラジオ体操連盟、株式会社かんぼ生命保険の3者共催で夏休み期間を中心に実施している巡回ラジオ体操を本市で開催することはできないか伺う。</p>				
8. 市の巨木・老木について	<p>1. 市内の巨木・老木等の適正な管理のための樹木医との連携について</p> <p>①巨木・老木をこれからも適正に管理していくため、市の文化財指定も視野に入れた調査や認定のための取組が必要だと思うが、市の考え方について伺う。</p> <p>②国頭村では、新入学生児童に地元産の材木等を活用し製作した、机や椅子の購入に対する補助を行っていると思うが、市としても、台風等で被害を受けた木材や、公共工事等で排出された廃材を利用した製品ができないか伺う。</p>				
発言順位	12	議員番号	5	氏名	富浜靖雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
<p>1. 健康行政について</p> <p>2. 公共交通行政について</p> <p>3. 建設行政について</p>	<p>1. 総合庁舎前の広場について</p> <p>①足つぽ歩道の整備について伺う。</p> <p>1. ライドシェアについて</p> <p>①サービスの内容について伺う。</p> <p>②事業協力について伺う。</p> <p>1. 新総合体育館について</p> <p>①プロの競技が開催可能な施設か伺う。</p> <p>②最大観覧席数について伺う。</p>				

4. 福祉行政について	1. 単身世帯の高齢者について ①世帯数を把握しているのか伺う。 ②年金暮らしで住居に困っている場合の対応について伺う。				
5. 防災行政について	2. 低所得者世帯について ①世帯数の推移について伺う。 ②当局の見解について伺う。				
6. 消防行政について	1. 災害備蓄食料について ①備蓄している食品について伺う。 ②賞味期限の切れそうな備蓄食料の取扱いについて伺う。				
7. 環境行政について	2. 公用車の活用について ①災害時に電気自動車（EV）の活用ができないか伺う。				
8. 教育行政について	1. 救急車の緊急出動について ①救急車の配備台数の基準はあるのか伺う。 ②このまま緊急出動が増え続けた場合の対策について伺う。				
	1. 一般廃棄物の収集委託業務について ①委託業者のグループ化について検討したか伺う。				
	1. 学校施設内の事案発生について ①今後の対策について伺う。				
発言順位	13	議員番号	13	氏名	平良和彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 市長の公約（基本政策）の実現についてお伺いします。 ①市政を刷新し、市民に開かれた市政の実現について ②市民所得の10%アップ実現について ③子育て支援・教育環境の充実について ④命の水を次世代へつなぐ地下水の保全について 2. 城辺トレーニングセンターの解体後の跡地利用についてお伺いします。 3. 市長は次期市長選挙への出馬を考えているのかお伺いします。 4. 砂川地区下南自治会の南側の峰にある風力発電機が破損し、放置してあるが今後の対応についてお伺いします。			
2. 畜産行政について		1. 畜産農家への宮古島市緊急対策事業についてお伺いします。 ①和牛子牛価格安定緊急対策事業について ②畜産飼料高騰対策事業について			
3. 公営住宅行政について		1. 城辺地区若者定住促進事業についてお伺いします。 ①公営住宅の定義に伴い実施しているのか。			

4. 教育行政について	②市営住宅の家賃を見直し、若者優先に入居させることはできないのか。				
	③空き室の入居者の入替えを速やかに実施することはできないのか。				
5. 道路行政について	1. 小学校の環境整備について ①学校環境整備業務委託への取組の進捗状況についてお伺いします。 ②今後の取組について当局の見解をお伺いします。				
6. 産業廃棄物行政について	2. 城辺地区の人材育成と児童生徒たちの学力向上、地区の振興発展に向けた3,000万円の寄附がありましたが、用途はどうなっているのかお伺いします。 1. 街路樹の里親制度についてお伺いします。 ①現状はどうなっているのか。 ②指定範囲等を分かりやすく示すことはできないのか。				
1. 畜産農家による牧草ロール用ビニールの廃棄処理についてお伺いします。					
発言順位	14	議員番号	10	氏名	池城 健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項			要 旨		
1. 教育行政について	1. 小中学校の校内の環境美化作業（草刈り等）について伺います。 ①現在の状況について伺います。 ②今後の予定について伺います。				
2. 学校給食への地産食材提供について	2. 小中学校のクーラーの修理について伺います。 ①現在の状況について伺います。 ②今後の予定について伺います。 3. 文部科学省は教職調整額を現在の4%から13%に引き上げる方針だと伝えられていますが、この件に関して教育長の見解を伺います。				
3. 水道行政について	1. 学校給食における「みゃーく食材の日」を年1回から2回に増やしましたが、その成果と今後の取組について伺います。				
4. 農業行政について	2. 今年度増員した地産地消コーディネーターの役割について伺います。 3. プレハブ冷蔵庫の増設を計画しているとのことですが、その利点と今後の利活用計画について伺います。				
	1. 宮古島市に高度浄水処理施設の導入は可能か伺います。				
	1. 施政方針で示した「化学農薬の削減」について伺います。 ①現在の状況について伺います。				

5. 道路行政について	②今後の取組について伺います。				
6. 福祉行政について	1. 市道の補修状況について伺います。				
7. 若者への就業支援について	①現在の状況について伺います。				
	②今後の取組について伺います。				
	1. 児童発達支援センター設置に向けて進捗状況について伺います。				
	2. 「生きいき教室」の実施回数を増やせないか伺います。				
	1. 若者への就業支援について今年度の取組と実績を伺います。				
	2. 経済的に困窮する若者への就業支援について伺います。				
発言順位	15	議員番号	18	氏名	長崎 富夫
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 市民所得10%向上の取組について			
		①市民所得10%向上について、本市は、市長の重点主要施策の一つとして取り組んでいる。その成果について伺う。			
		2. 六次産業化による地産地消支援の取組について			
		3. 若者の定住促進について			
		①若者の定住促進について、外壁等の劣化により雨漏りしている市営住宅の空き家を修繕し、若者の定住促進のため供給したいとしている。島外在住者も入居可能か伺う。			
		②島外から赴任される教職員も入居は可能か伺う。			
		③現在の旧市町村ごとの進捗状況を伺う。			
		4. 農業関係4団体の要請について			
		①農業後継者不足や農業生産農家の高齢化などにより島内での人材確保が厳しい状況にあり、島外や外国労働者などの確保を検討しているが、宿泊施設の不足により、受入れが困難な状況。廃校になった学校を宿泊施設として活用することを要望している。市のご見解を伺う。			
		5. 人口減少に対する本市の取組について			
		①全国的な課題である。宮古島市の取組状況を伺う。			
2. 農業行政について		1. 所有者不明農地について			
		①宮古島市の所有者不明農地は把握しているか。不明農地は何ヘクタールで耕作放棄地はあるか伺う。			
		②所有者不明農地の有効活用はできないか。農地法上可能か伺う。			
		2. 農業振興農用地の農振除外見直しについて			
		①農業振興計画の見直しについて、県との調整は進んでいるのか伺う。			

<p>3. 産業廃棄物処理について</p> <p>4. 公共下水道整備について</p> <p>5. 都市計画行政について</p> <p>6. 教育行政について</p>	<p>3. 宮古島産ソバ栽培の普及について</p> <p>①宮古島産ソバの栽培普及について、本市の取組状況について伺う。</p> <p>4. 畜産業農家の支援について</p> <p>①和牛子牛価格安定緊急対策事業について、本市の取組を伺う。</p> <p>1. 産業廃棄物処理場について</p> <p>①産業廃棄物処理場の建設予定はあるか伺う。</p> <p>1. 公共下水道の整備について</p> <p>①全体の計画区域面積について伺う。</p> <p>②計画区域面積に対する整備面積（率）について伺う。</p> <p>③農業集落排水及び漁業集落排水事業の整備率は100%と聞いている。未接続戸数はあるか伺う。</p> <p>④長年の懸案事項であった、西里通りの下水道整備事業が完了している。整備完了後の下水道管への接続戸数は何戸か伺う。</p> <p>1. 伊良部島地域における都市計画編入について</p> <p>①都市計画編入によるメリット及びデメリットについて伺う。</p> <p>②防災集団移転促進事業に該当する地区はあるか伺う。</p> <p>1. 子ども議会の成果について</p> <p>①市子ども議会が7月30日、18年ぶりに本市主催で開催された。その成果について、市長及び教育長のご見解を伺う。</p> <p>②政治に無関心な若者が増えているという。毎年開催することは可能か伺う。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>16</p>	<p>議員番号</p>	<p>8</p>	<p>氏名</p>	<p>狩俣政作</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>		<p>要旨</p>			
<p>1. 教育行政について</p> <p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 市民生活行政について</p>	<p>1. ヤングケアラーについて</p> <p>①令和4年度に沖縄県での実態調査が行われたが、その後の宮古島市の取組の状況と実態把握について伺う。</p> <p>2. 子ども食堂について</p> <p>①宮古島市にある子ども食堂の利用状況について伺う。</p> <p>②「ドコデモこども食堂」の導入について伺う。</p> <p>3. 特別支援学校の修学旅行費について</p> <p>①本年度の修学旅行費の支給方法について伺う。</p> <p>1. 補聴器購入助成事業について</p> <p>①事業概要を伺う。</p> <p>1. 市営住宅の入居について</p> <p>①現在の入居状況について伺う。</p>				

4. 市長の施政方針について		<p>②入居の優先順位について伺う。</p> <p>2. 庁舎の駐車場への動線について</p> <p>①保健センター側駐車場から正面玄関への動線について伺う。</p> <p>1. 市職員の勤務実態について</p> <p>①残業が多い部署とその原因について伺う。</p> <p>②今後の対策を伺う。</p> <p>③市職員のパワーハラスメントの実態について伺う。</p> <p>④今後の対策を伺う。</p> <p>2. 防災減災について</p> <p>①避難時の動線について伺う。</p> <p>②防潮堤の建設について伺う。</p> <p>3. 脱炭素先行地域づくり事業について</p> <p>①進捗状況を伺う。</p>			
発言順位	17	議員番号	14	氏名	下地信広
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について		<p>1. 宮古島市の農薬・肥料補助と水質保全について</p> <p>①農薬、化学肥料の使い過ぎは地下水汚染につながると言われてい ますが水質保全に向けての農家との話し合い計画等があれば伺う。</p> <p>2. 宮古島市役所（出張所も含む）の新紙幣に対応する発券機、精算 機、自動販売機の更新作業の状況を伺う。</p> <p>3. 一般廃棄物処理（家庭ごみ持込みも含む）手数料とごみ袋の金銭 管理について</p> <p>①ごみ袋の売上金が発生して市役所庁舎内（銀行）に納付するまで の行程について伺う。（金庫の置場や金庫の鍵の管理、現金を預 かる時間帯等）</p> <p>②8月からの金銭管理はこれまでとどこが違うのか伺う。</p> <p>③現金を職場に残さない取組が必要と思われませんが今後の対応につ いて伺う。</p> <p>4. 数か所のスーパーマーケット等からごみ袋が購入できないとの苦 情が寄せられたことについて</p> <p>①在庫管理のチェック体制について伺う。</p> <p>②入札の時期（令和3年度から令和6年度までの）月日を伺う。</p> <p>5. 衛生施設課の人事異動について退職者も含めて伺う。（令和5年 度、6年度）</p> <p>6. ごみ問題についての苦情が多く、中にはカスタマーハラスメント</p>			

		<p>もあると伺いましたが対策について伺う。</p> <p>7. 佐和田児童館について伺う。</p> <p>①外灯が消えているのには何か理由があるのか伺う。</p> <p>②児童館の催しで使用する椅子、テーブル置場を私有地を借りて保管している。児童館の空いたスペースで建設できないか伺う。</p> <p>8. 伊良部公民館の外灯についてなぜ消しているのか伺う。</p> <p>9. 長山農村整備事業道路の整備について</p> <p>①雑草や雑木が生い茂り車も通れない状況になっているが、早急に対応できないか伺う。</p> <p>②伊良部のまるきスーパー前の車道、歩道が剥がれ、波打ち、歩行者がつかずき倒れている。去年の12月定例会にも対策について質問しましたが進捗状況を伺う。</p>			
発言順位	18	議員番号	20	氏名	上里 樹
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 公園について		<p>1. 公園内に健康器具設置について</p> <p>①自力でリハビリに励む高齢者から、公園内に気軽に利用できる健康器具の設置をしてほしいという声が寄せられました。その取組について伺います。</p>			
2. 市の窓口業務について		<p>1. 各種申請書類受付の簡素化について</p> <p>①申請書類の押印省略を実施できませんか。</p>			
3. 宮古島市斎苑について		<p>1. 火葬炉と霊安室、待合室の増設について</p> <p>①今後、住民の高齢化によって、死亡者が増えることに備えて火葬炉の増設と霊安室、待合室の増設が必要です。今後の対策について見解を伺います。</p>			
4. 観光地の整備について		<p>1. 東平安名崎の写真スポットの整備について</p> <p>①東平安名崎入り口から左折する丁字路奥に人気の写真スポットがあります。そこへ出入りする際、駐車場が狭く、観光バスの出入りがしにくい、駐車場を整備してほしいという声が寄せられました。安全に出入りできる駐車場の整備が必要です。見解を伺います。</p>			
5. 道路行政について		<p>1. 街路樹の剪定について</p> <p>①街路樹の枝が伸びて、観光バスの通行に支障があります。定期的な剪定が必要です。街路樹の枝の剪定作業の取組について伺います。</p>			
6. 宮古空港について		<p>1. 空港駐車場と空港周辺フェンス沿いの管理について</p> <p>①雑草の除去と樹木の剪定作業が不十分です。一斉に除草作業を行</p>			

7. 水道行政について	<p>い樹木の剪定作業が必要です。その取組について伺います。</p> <p>②駐車場内の長期の放置車両、オートバイ、自転車の撤去について伺います。</p> <p>③空港周辺フェンス沿いの雑草の除去作業が不十分です。駐車場同様に一斉の除草作業が必要です。その取組について伺います。</p> <p>④除草剤が使用されています。その薬剤名を伺います。</p> <p>⑤地下水や安全確保の観点から使用をやめるべきだと考えます。見解を伺います。</p> <p>1. 安全な水の供給について</p> <p>①子供たちの未来を守る緊急の対策として、PFASやネオニコチノイド系農薬等の化学物質低減・除去が可能な高機能活性炭浄水処理等の高度浄水処理設備を、各浄水場に速やかに設置すべきです。見解を伺います。</p>
8. 自衛隊施設について	<p>1. 陸上自衛隊宮古島駐屯地の配備について</p> <p>①電子戦部隊の施設建設と隊員の配備について</p> <p>ア. さきの定例会での私の質問に対し、防衛省は市長の説明会開催要望に対し「丁寧な説明や適切な情報提供は必要であり、しっかり取り組んでいく」とのことでした。しかし、いまだ説明会は開かれておりません。なぜ説明会が開催されないのか伺います。</p> <p>イ. 市民への説明会開催なしの新たな電子戦部隊施設の建設と部隊配備は認められません。市長は説明会なしの新たな施設の建設と部隊配備を認めるのですか。</p> <p>2. 基地内の御嶽について</p> <p>①住民の心のよりどころである御嶽が施設のフェンスで囲い込まれてしまい自由に入出りができなくなっています。自由な出入りができるよう通路を確保すべきです。</p> <p>3. 航空自衛隊宮古島分屯基地の機能強化について</p> <p>①報道によると、通信機能強化の工事が予定されているとのことです。その件で市に説明はあったのか伺います。</p>
9. 市民所得向上について	<p>1. 公契約条令の制定について</p> <p>①公契約条令制定は市民所得向上と市の税収増にもつながり宮古島市活性化の大きな起爆剤になります。賃金の下限額を決める「規制型」の公契約条例の制定が必要です。見解を伺います。</p>
10. 平和行政について	<p>1. 2025年宮古島市全戦没者追悼式及び平和祈念式典について</p> <p>①2025年はさきの大戦から80周年に当たります。市民を挙げて非戦</p>

				の誓いを新たにし、核兵器廃絶平和都市宣言の宮古島市として、慰霊の日の事業を節目にふさわしく執り行うべきと考えます。その取組について伺います。	
発言順位	19	議員番号	9	氏名	山下 誠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 市政運営について ①実績と評価について ア. 1期3年半の市政運営について伺う。 イ. 2期目に向けて現時点での見解を伺う。 ウ. 市長選をめぐる各種報道について受け止めに伺う。 2. 公共施設の在り方について ①指定管理者制度について ア. 公募中の収益物件について伺う。 イ. 指定管理制度の課題について伺う。 ウ. 売却を含む今後の運営方針について見解を求める。 3. 特別職及び議員報酬について ①特別職報酬等審議会について ア. 合併後の開催回数及び報酬の推移を伺う。 イ. 報酬審議会開催に関する当局見解を伺う。		
2. 農林水産業振興について			1. 農家所得の向上について ①日本ソバの栽培について ア. 農地の確保、栽培技術の向上など政策的支援は可能か。 イ. 販路拡大に向けた民間との連携について伺う。 ②物価高への対応について ア. 生産コスト高に伴う市独自の生産者支援策を伺う。 2. 地産地消推進について ①一括交付金事業について ア. 地域内経済循環システム構築事業について伺う。 3. 農地基盤整備事業について ①竹アラ地区整備について ア. 進捗状況と今後の対応について当局見解を求める。		
3. 農地行政について			1. 農地法、農業振興地域の整備に関する法律違反について ①平良松原地区における違反行為について ア. 違反行為に対する農業委員会の対応と進捗を伺う。 イ. 違反行為に対する農林水産部の対応と進捗を伺う。		

4. 土木行政について	1. 建設資材について ①高炉スラグコンクリートについて ア. 特徴と利点について説明を求める。 イ. 公共施設建設における活用について当局の見解を伺う。				
5. 教育行政について	1. 教職員の働く環境について ①住居対策について ア. 具体的な対策について伺う。 2. 学校給食について ①物価高の影響について ア. 物価高が学校給食に与えている影響について伺う。 イ. 学校給食無償化について伺う。 3. 保育行政について ①認定こども園計画について ア. 池間、狩俣、西辺幼稚園の計画について伺う。				
6. 福祉行政について	1. 医療について ①がん、認知症対策について ア. PET検査支援について当局の見解を伺う。				
発言順位	20	議員番号	21	氏名	栗国恒広
質問方式	一問一答方式		発言場所	演壇及び質問席	
発言事項			要旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 宮古空港のエプロン拡張工事の要請について 2. 下地島空港から韓国仁川空港へのトライアル運航について、期間延長の要請について伺う。 3. サシバリリンクス伊良部の売却へ向けての進捗状況について 4. ていだの郷売却に向けての進捗状況について 5. 伊良部屋外運動施設の外構部の整備計画と、今後の運営について 6. 与那覇西浜崎の海浜浸食と、久松赤浜東の海浜浸食被害の対策について 7. 令和5年度の歳出決算について ①不用額の抑制について (民生費・衛生費・教育費・農林水産費) ②予算編成の見直しについて ③財源を有効活用できる予算執行の取組について (副市長2人制の導入) 8. 入札制度について		
2. 教育行政について			1. 防災教育の取組について		

3. 福祉行政について	2. 健康の保持増進と体力向上について (朝の徒歩登校について)				
4. 環境行政について	3. 食育の推進について				
5. 道路行政について	4. 株式会社ゆいまるプロジェクトによる来間小中学校利活用事業について				
6. 農林水産行政について	1. 第3次宮古島市地域福祉推進計画について ①災害時避難行動要支援者登録制度の取組について				
	1. 不法投棄防止への市民の意識向上と、不法投棄ごみの撤去の取組について				
	2. 西里通りの下水道工事の完了後の本管への接続状況について				
	1. 国道390号線久貝北交差点の右折信号設置について				
	2. 国道390号線久貝団地に隣接する道路への、押しボタン式信号もしくは横断歩道の新設の要請後の状況について				
	3. 久松松原32号線の整備について				
	1. 下地竹アラ地区の土地改良事業について ①当局は1工区において整備が終了したと認識していますが、農家は現在でも農作物の作付ができない状況にあることに起因する損害賠償請求等の訴訟が起こされている状況について、市の見解を伺う。				
	2. 農業委員会事務局の職員の農地購入の経緯について				
	3. 久松漁港南側の航路標識設置について				
	4. モズク養殖業への支援について				
発言順位	21	議員番号	24	氏名	山里雅彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市政運営について		1. 新年度予算(2025年度)編成に関する市の考え方について ①市長の新年度予算に向けての対応・取組等について、説明を求める。			
2. 教育行政について		2. 人口対策検討委員会設置について ①同委員会の取組・実施内容について伺う。			
3. 災害復旧について		3. 本市の入札制度について ①最低制限価格の見直し等・設定についての説明を求める。			
		1. 平良北部地区・池間・狩俣・西辺幼稚園について ①幼稚園の認定こども園移行について、市の方針について伺う。 ②認定こども園への移行メリットについて伺う。			
		1. 島尻漁港道路の災害復旧事業計画について			

<p>4. 環境行政について</p>	<p>①豪雨による崩壊区域をどのように整備する予定か伺う。</p> <p>1. 廃棄物処理について</p> <p>①新たな廃棄物処理施設（産廃等）の整備について伺う。</p> <p>②今後の廃棄物処理への対応・取組等について伺う。</p>
<p>5. 水産行政について</p>	<p>1. 漁業者支援事業について</p> <p>①養殖事業・漁場の環境整備・大浦湾・砂の堆積について、今後、市はどのように対応していくか伺う。</p> <p>②持続的に漁師の皆さんが養殖漁業ができるよう漁場の環境調査の必要性について伺う。</p>

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第3号のとおりであります。

一般質問に入る前に、9月5日の平良和彦君の質疑に対し、福祉部長より答弁の訂正がありますので、これを許します。

◎福祉部長（守武 大君）

9月5日の平良和彦議員の質疑において、本市の生活保護の数を約800人と答弁しましたが、正しくは約800世帯となっておりますので、訂正いたします。申し訳ございませんでした。

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう、議事進行にご協力願います。また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いいたします。

なお、議会運営に関する申合せ事項により、質問の1人持ち時間はいずれの質問方式も質問時間、答弁時間、移動時間を含めて60分以内、質問回数は一括質問方式については3回以内、一括質問・再質問から一問一答方式及び一問一答方式については回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして、順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自由民主党、我如古三雄でございます。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に、少しばかり所見を申し述べます。早いもので令和6年度も上半期が過ぎ去ろうとして、いよいよこれから下半期に入ってまいります。当局の皆様には、市民福祉のために日夜頑張っていることに対し、心から感謝を申し上げたいと思います。各部局におきましては、いま一度、各業務の進行状況を確認しながら、スピード感のある業務を遂行してもらいたいと要望いたします。

また、毎日の生活を顧みれば、多くの食料品をはじめとして、電気、ガソリンなどの価格が高騰して家庭を直撃しております。新型コロナウイルス感染症の収束で経済は回復傾向とされますが、物価の高騰により賃金の上昇も追いつかず、依然として人手不足は深刻であります。また、子供の貧困をめぐっては、困窮世帯の割合が増加しております。このように、市民目線の業務に心がけてもらいたいと心から強く要望申し上げます。一般質問に入っております。市民に分かりやすい説明答弁を求めたいと思います。

最初に、市長の政治姿勢、特定利用空港・港湾の指定についてであります。政府は、防衛力強化のために、南西諸島の空港や港湾を特定利用空港・港湾に指定して整備を進めております。今年度、県内で那覇空港、石垣港が指定を受けております。今後、宮古、下地島両空港と平良港など県内12か所を候補に挙げております。

以上を踏まえて伺いますが、指定を受けることで国からインフラ等の整備が確保されると考えます。特に宮古空港の機能強化においては、未整備の平行誘導路の設置、駐機スポットの増設及び貨物取扱施設などの整備が図られ、利便性の向上につながると考えます。

以上のことから、千載一遇のチャンスと捉え、宮古空港、下地島空港、平良港の指定に向けて関係機関に強く働きかけを行う必要があると考えます。そこで、市長、指定を受けることに対してどのように考えているのか聞かせてください。

◎市長（座喜味一幸君）

国が進める防衛力強化のため、特定利用空港・港湾について、指定に向けて関係機関に強く働きかけを行う必要があるのではないかとご質問でございますが、市としましては、国が進める取組について、幾つかの不明な点を照会し、制度の詳細についての情報収集を行っているほか、訓練計画などの具体的な取組などについて説明を求めているところであります。

いずれにいたしましても、国が進める取組につきましては、住民の理解と協力が前提であると考えておりますので、今後も意見交換を継続しながら、取組の内容について説明を尽くしていただくよう求めていますと考えております。

また、県管理空港である宮古空港、下地島空港等の指定に向けて、現状を県の施設管理者、県空港課に確認したところ、既に指定された特定利用空港・港湾の情報収集を行っているほか、国からの質問等についての精査を行っているというふう聞いております。今後も国としっかりと調整していきたいと思っています。

◎我如古三雄君

市長は指定を受けることに対しては反対ではないというふうな理解で、捉え方でいいですね。であれば、早急に取り組んで、空港、港湾の機能強化の整備が一段と進んで、市民の利便性の向上につながることを期待したいと思います。

次、飛ばしまして、4番の沖縄振興予算4年連続の減額について伺います。2025年沖縄振興予算が4年連続で県が求める3,000億円を下回る厳しい結果となりました。県民に与える影響は大きいと考えます。4年連続減額となった要因について市長はどのように捉えているのか、見解を聞きたい。

◎副市長（嘉数 登君）

2025年度の沖縄振興予算の概算要求額が4年連続で3,000億円を下回ったことについてお答えいたします。

去る8月30日に内閣府から、2025年度の沖縄振興予算の概算要求額は2,820億円との発表がございました。この要求額は、沖縄県が求める3,000億円台の確保を下回っており、これは2022年度以降、4年連続での3,000億円割れとなっております。この結果については、政府全体の財政状況を踏まえ、他の地域への配分、それから災害復旧対策、少子化対策や社会保障費の増大など、他の分野との調整など、総合的な判断としての結果だと受け止めております。

しかしながら、2025年度の概算要求においては、離島住民交通コスト負担軽減に係る経費、それから農林水産物流通コストの負担軽減に係る経費が新たに項目立てされ、それから沖縄県宮古事務所も宮古島市地産地消振興センター整備で活用しております離島活性化推進事業費も前年度比で9億円増の35億円となっております。また、振興予算の中でも、その用途の自由度が高い、いわゆる一括交付金については、概算要求額は783億円となり、2024年度と比較して、ソフト交付金は394億円で横ばい、それから宮古島市としても増額を求めてきましたハード交付金、これについては20億円増の388億円となっており、沖縄県の現

状を踏まえ、一定の配慮が示されたものと理解しております。

今後とも県と市町村が一体となって沖縄振興予算の確保に向けて協力していくことが重要と考えております。

◎我如古三雄君

私は、基地をめぐる政府と県の対立が背景にあって、国と対峙して裁判問題に明け暮れている玉城県政に対する評価だと考えております。今後の沖縄経済に与える影響が憂慮されます。

次に、教育の振興について伺います。教育長に伺います。通知表の廃止、個票の導入についてであります。通知表を廃止し、児童それぞれの習熟度を反映した個票を導入する学校が県内で誕生しました。教員が通知表を作成する時間を児童と向き合う時間に充て、個別の目標設定を設け、児童に自ら考え行動する自立性を促し、教員の負担軽減につながる狙いがあります。以上を踏まえて伺います。

新たに導入する個票は、授業で行うテスト結果を棒グラフで可視化することで達成度を把握し、個票から児童それぞれが学習目標を設定し、苦手項目の克服に生かすとしております。本件に対する教育長の見解を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

本市においても、通知表については、所見欄への記入の回数を減らすなど、様々な動きが出てきております。また、今年度、県内の小学校で通知表を廃止し、個票を導入する学校の取組が報じられたこともあり、県内、国内の動向も注視しているところです。これまでも中学校においては、テストの結果などの個票は各学校において生徒及び保護者に共有しており、学期末の3者面談の際にも、学習状況や学習成果を共有し、課題の確認を行っているところです。

個票の導入については、テスト結果が可視化され、児童生徒の達成度理解が容易になることで児童生徒自身が学習状況を管理し、効果的な学習方法を見つける助けとなると考えます。また、通知表を廃止することで、教師にとっても、これまで通知表の作成にかかっていた労働時間が削減できるのであれば教師の負担軽減にもつながる取組であり、今後本市においても通知表の廃止や新たな個票の導入を検討する学校が増える可能性もあります。

しかしながら、通知表については、保護者や児童生徒の関心が高く、これまで学校と家庭を結びつける役割を果たしてきました。成績はもちろんのこと、特に所見欄では子供の頑張りや、よい面、成長などをメッセージとして伝えることができ、子供の自信や、やる気につながります。また、保護者にとっても、子供の学校での様子を知ることができ、安心感を得られると同時に、家庭において課題に沿ったサポートを行うことができます。

今後、この件につきましては、通知表の意義や教師の負担軽減について、様々な角度から議論を深める必要があると考えています。

◎我如古三雄君

次でございますが、個票の結果を把握して、目標を立てることを繰り返していくことで児童が自己評価する力を養って、教師の立場からは、児童が自分の課題を意識して学習する、また子供とじっくり話すことができ、次に何をするか、教師も子供も見通しが持てるとしております。教員の負担軽減からもよい取組と考えます。

以上を踏まえて伺いますが、本市においても通知表を廃止し、個票へ移行するよう学校側へ勧める考えはないか、再度伺います。

◎教育長（大城裕子君）

県内で通知表を廃止し、個票を導入した小学校によりますと、様々な効果がうたわれております。そこも注意深く今見ているところです。ただ、通知表の作成に関しては学校長の判断に委ねられており、児童生徒数や学校の実態、目的や効果などに応じて、各学校長によって判断されるものだと考えております。

通知表の廃止、個票の導入については、これまで以上に児童生徒、保護者とのコミュニケーションが重要となります。また、子供たちの教育を保障しつつ教職員の業務量を減らしていくバランスを見ながら慎重に進めていくことが求められるかと存じます。

教育委員会といたしましては、学校への推奨については、課題も多いことから、現時点では予定はございませんが、今後、通知表の廃止、個票の導入といった流れがどのように進んでいくかということも注視しながら対応してまいりたいと考えています。

◎我如古三雄君

これからいろいろとそういう流れになっていくものと思いますが、どうぞ今後とも早急な取組、話し合いを継続してもらいたいと思っております。

次に、6番のライドシェア導入推進についてであります。コロナ禍からの回復後、本市においては入域観光客等の増加によってタクシー不足が深刻な状況にあり、喫緊の課題となっております。喫緊の解決策及び対応策としてライドシェアを早期に導入し、タクシー不足の解消と二次交通の充実強化を図る必要があります。当局の見解を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

ライドシェアの早期導入と二次交通の充実強化についての見解についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスが第5類に移行され、全国的に旅行、観光需要の回復が見られる中、それに伴い、地域住民の生活や交通手段の確保などに影響をもたらすオーバーツーリズムの問題も顕在化しております。

このような状況から、公共交通の不足を補うため、国は、タクシー事業者が運行管理を担うことで第2種運転免許を保有しない者でも有償運送が可能となる日本版ライドシェアの制度を本年4月、首都圏を中心に導入し、その結果を基に全国展開を進めております。

本市におきましても、本土直行便の増加や大型クルーズ船の寄港再開等によって入域観光客数は増加をしており、観光ハイシーズンやクルーズ船の寄港時においては市民と観光客の移動需要が重複し、タクシーの配車が困難になるといった状況が発生をしております。そのことから、日本版ライドシェアは本市の公共交通を充足させる手段の一つとして有効であると考えております。これまでタクシー協会と導入等につきまして協議を行った結果、導入については、先月8月下旬には、本市初の日本版ライドシェアの導入について、市内のタクシー事業者に許可が下りております。

また、これまで公共交通不足の解消のため運行してきた宮古島ループバスについて、新たに平良港クルーズターミナルを停留所に加え、空港から市街地への便数の増加をさせる等の改良を行ってありまして、公共交通の不足のさらなる改善について検証を続けているところです。

これらに加え、多様化する公共交通に対するニーズへの将来的な対応のため、市民及び観光客のニーズ

や動向調査、交通事業者の現況調査等により、利用者及び事業者の実態を把握した、持続可能な公共交通の望ましい姿を検討する公共交通維持確保改善事業というものについても取り組んでおります。

市としましては、ループバスの運行、また事業者のライドシェアへの導入連携等について、現状の公共交通の不足への対応を行いながら、公共交通維持確保改善事業による市民、観光客のニーズ調査の結果等を基に、行政、交通事業者、経済団体、福祉団体、学識経験者などが参画して地域の公共交通に関する課題解消を目指す地域公共交通協議会において本市の将来における公共交通の在り方等を議論していきたいと考えております。

◎我如古三雄君

現在、レンタルバイク、それから電動キックボードなどの利用も増えております。また、タクシーやバスのみには頼らない観光スタイルへの変化も進みつつあります。市としてもライドシェアの推進に努めているというふうなことであります。大変結構なことだと思っております。

次に、市長の政治姿勢についての5番、災害時における庁舎の相互使用についてであります。地震などの自然災害発生時に災害対策本部を設置する市庁舎が機能不全となった場合に、沖縄県宮古合同庁舎を相互に使用できるようにするとともに、行政が持つ司令塔機能を維持することで、災害対策に支障が出ないように、また台風などの災害時において、情報共有を図って連携して共通の課題解決に取り組み、宮古島市と沖縄県宮古事務所が協定を締結する必要があると考えますが、当局の見解を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

災害時における庁舎の相互使用についてお答えをいたします。

総合庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合の対策としまして、宮古島市地域防災計画におきまして、消防本部庁舎、旧上野庁舎、城辺庁舎の施設のうち使用可能な場所を使用することとしております。また、台風時におきましては、これまでも県宮古事務所をはじめ、宮古島地方気象台、平良港湾事務所、宮古島警察署、宮古島海上保安部、陸上自衛隊宮古警備隊など、関係する機関と情報共有しながら連携し、対応しているところでございます。

我如古三雄議員ご提案の県宮古事務所との相互協定につきましては、県宮古事務所総務課に確認をしまして、意見交換を行っていききたいというふうな回答を得ておりますので、県と那覇市との協定内容も確認しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

連携は取れているというふうな解釈でよろしいですね。

次に、市長の政治姿勢の2番、酷暑乗り切り緊急支援についてであります。政府は、物価高騰に伴い経済的に厳しい環境に置かれている国民の生活を支援するため、酷暑乗り切り緊急支援として8月から10月の電気料金の補助を実施します。

以上を踏まえて伺いますが、市として、酷暑乗り切り緊急支援及び物価高対策の一環として、水道料金の支援策について、地方創生臨時交付金を活用して再度免除する考えはないか、当局の見解を伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

水道料金の免除につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市民生

活の負担軽減を目的としまして、令和5年度と令和4年度に実施しております。今年度は、地方創生臨時交付金など、財源のめどが立っておりませんので、まだ検討の段階には至っておりません。そのため、現時点では水道料金免除を実施する予定はございません。

◎我如古三雄君

次の質問です。市上野体育館の整備強化についてであります。宮古島市総合体育館の建て替えに伴って市上野体育館がメインのスポーツ施設となることから、島内外から多くの利用者が集結すると考えます。安心、安全な施設内外の充実強化は大変重要であります。整備強化に向けた対策、取組について聞かせてください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

上野体育館の整備強化についてでございます。総合体育館閉館後は、上野体育館を代替施設として利用するため、指定管理者の一般社団法人宮古島スポーツ協会と連携し、昨年度より施設の整備強化に努めております。

昨年以降の主な整備状況を説明させていただきます。まず、令和5年度は、体育館裏側のゲートボール場周辺の樹木剪定やトイレ修繕、施設周辺の照明修繕など、周辺環境整備に加え、体育館内の障害者トイレ修繕を行っております。本年度でございますが、2階観客席やカーテンの修繕、またバスケットゴール設置のための床工事などを実施しているところでございます。

今後も引き続き、利用者の利便性を考慮し、またトイレの洋式化などを実施した上で、利用者に不便をかけないよう対応してまいりたいというふうに考えております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

上野体育館正面の高山農村公園に関することでございます。農村公園に遊具等が設置されておりますが、今危険な状況になっておりまして、撤去の方向で考えております。また、農村公園のトイレについては、令和5年度において修繕を行っておりまして、清掃については宮古島市スポーツ協会で行っていただいております。

◎我如古三雄君

現宮古島市総合体育館の備品だとか用具が多く存在します。上野体育館にも限りがあるわけでありませけれども、プレハブ等を設置してこの備品等の管理といたしますか、上野体育館の外側の公園の遊具の整備補強、先々週も現場を見てきましたが、遊具がかなり壊れて、もう長年にわたって触ってはいけな、入らないでくださいというふうなテープで貼付けがあるんです。これいつまでたっても改善が見られないというふうな状況で、体育館にこれから多くの利用者がいらっしゃるわけですが、行楽シーズンともなるとかなり幼稚園だとか保育園、こども園、そういう方々、家族連れ、来訪者が多いです。手すりももう剥がれ落ちて、さびがついて危険な状況。鉄棒もあるんですが、鉄棒に触っちゃいけないというふうな貼り紙がもう何年前からあります。農林水産部長、トイレを改善にしたというふうに聞いておりますが、入れる状況のトイレではありません。そういうことで、水は出るんですが、みんな確認もしたんですが、もう清掃が全くされていない。人間が入れるようなトイレではないですよ。これは早急に改善しないとイケないというふうに思っております。

それと、ベンチがあって、休憩所があるんですが、ここもやはり手をつけて、しっかりと安らぎの時間

が取れるような公園であってほしいというふうに思いますから、再度、これはスポーツ協会に委託をしているというふうなことであっても、市のほうの施設でありますから、市のほうとスポーツ協会が絶えず連絡取り合って、改善に向けて整備強化を図ってもらいたいと強く要望いたします。

次に、サトウキビ振興について伺います。サトウキビの被害対策についてであります。誘殺灯設置によるアオドウガネの捕獲状況とその効果、今後のサトウキビ生産拡大に向けた取組について伺いたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

サトウキビの被害対策についてでございます。まず、誘殺灯設置による捕獲状況でございます。サトウキビの生育を阻害するアオドウガネの防除対策として、成虫が出現する5月から7月に誘殺灯1,800基を設置し、大量誘殺による防除を行っております。今年度の地区別の誘殺灯の設置台数とアオドウガネの捕獲状況としまして、平良地域で設置台数336基、捕獲数が約162万4,000匹、城辺地域で設置台数694基、捕獲数が612万7,000匹、下地地域で設置台数200基、捕獲数が107万匹、上野地域で設置台数220基、捕獲数が86万匹、伊良部地域で350基の設置で、捕獲数が353万9,000匹となっており、宮古島全体で約1,322万匹の捕獲となっております。この誘殺灯の設置によりまして、アオドウガネの交尾、産卵前の成虫を大量誘殺することで畑への産卵を防ぎ、根元の幼虫密度を下げる効果があり、サトウキビの生産農家の安定生産につながっていると考えております。

続きまして、サトウキビ生産量の拡大に向けた取組です。生産量拡大に向けては、土地改良事業による生産基盤の整備をはじめ、製糖工場からの副産物、トラッシュ、バガスの活用による地力増進事業、誘殺灯の設置事業、優良種苗安定確保事業や機械のリース事業であるさとうきび安定生産確立対策事業など、様々な事業を実施しております。

サトウキビのさらなる生産拡大については、製糖工場やJA、沖縄県等の関係機関で構成するさとうきび増産プロジェクト会議を毎年開催し、議論を行っているところです。同会議において、さらなる増産を図る取組の一つとして、3回目や4回目以降の低反収の株出しを夏植えに切り替えることにより、単収の向上、さらなる増産を目指す方向性が示されておりますので、現在実施しております新植夏植え促進事業の拡充を検討しているところです。これらの取組を実施しながら、基幹作物であるサトウキビのさらなる生産拡大につなげていきたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に移ります。サトウキビの年内操業についてであります。宮古地区ハーベスター運営協議会など4団体が2024—2025年産のサトウキビ年内操業について、両製糖工場をはじめ、宮古地区さとうきび糖業振興会に要請をしました。

以上を踏まえて伺いますが、年内操業を開始することで適期の株出し管理、春植えが可能となり、単収向上が見込まれます。本件については、両製糖工場とも前向きに理解を示しております。市長に伺いますが、宮古地区さとうきび糖業振興会の会長として、この問題についての見解と今後の取組について聞きたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

ただいまの件、宮古地区さとうきび糖業振興会、さとうきび増産プロジェクトとサトウキビの増産につ

いての議論を大分進めております。特にこれからはいろいろと、農林水産部長から説明ありましたように、多角的な地力増産から機械の支援までの事業を行います。両製糖工場も年々操業の重要性というのは分かっております。これまでの実績で見ますと、年内操業で15%から20%収穫ができますと、その五、六千ヘクタールのサトウキビ収穫面積の相当な面積が年内に空くわけございまして、それが春植えにつながったり、場合によたらカボチャ等の多角的な作付につながっているというようなことも非常に製糖工場も理解をしておりますので、その辺に関しては、ぜひ年内操業については継続していくというような方向性で、関係機関、ある意味での共通認識は持っているものと思っております。

◎我如古三雄君

次に移ります。畜産農家への緊急支援についてであります。肉用子牛価格の下落、配合飼料の高止まりで経営基盤が厳しい状況にある畜産農家に対する緊急支援策について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

畜産農家への緊急支援策についてでございます。去る8月の臨時会において、畜産農家への緊急の支援策として、宮古島市和牛子牛価格安定緊急対策事業、畜産飼料高騰対策事業が予算措置されております。

宮古島市和牛子牛価格安定緊急対策事業として、補助金4,874万7,000円となっております。本補助金は、県畜産振興公社が実施しております沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を参考にしまして、四半期ごとに、沖縄県の子牛取引平均価格を宮古家畜市場での平均価格が下回った場合、その差額を交付するものがございます。

畜産飼料の高騰対策事業といたしまして、補助金4,337万4,000円を予算措置しております。本補助金は、飼料価格が高騰する前の令和4年の飼料価格を基準額として補助額を算定し、令和5年12月末の頭数調査に基づき、頭数を乗じて補助額を算定しております。

緊急支援の進捗状況といたしまして、8月23日に対象農家に対し補助金申請の案内文を送付しております。両事業とも9月2日から申請受付を開始しており、9月14日現在で、526戸の肉用牛農家に対し158戸が申請しております。率にして30%の進捗率となっております。

◎我如古三雄君

次に、消防行政について伺います。

消防長に伺います。猛暑による緊急搬送の現状と熱中症対策についてであります。平均気温が連日30度を超える猛暑日による救急搬送の現状と、熱中症対策はどのようになっているのか伺います。

◎消防長（上地一史君）

令和6年中の宮古管内における救急出動件数は、9月11日現在3,155件の出動があり、そのうち熱中症による搬送件数は、男性が52人、女性が17人の合計69人です。前年同時期と比べて22人増加しております。発生場所については、仕事場が19件で一番多く、次に住居で18件、その他公衆の出入りする場所や教育機関などで32件発生し、年齢区分では65歳以上が33人で全体の約48%と多く、次に18歳から65歳が28人、18歳以下が8人となっております。傷病程度では、重症者が6人、中等症18人、軽症者44人と、約63%が軽症者ですが、1人死亡事例も発生しております。

熱中症対策については、救急講習会の講義で住民や事業者に対し応急手当ての指導や適度な水分補給及びクーラーの適切な使用などを呼びかけ、また救急医療週間においてチラシを配布するなどの広報活動を

実施しております。

◎我如古三雄君

次に入りますが、コロナ禍からの回復後、入域観光客等の増加によって救急出動はどのように変わっているのか聞かせてください。

◎消防長（上地一史君）

入域観光客などの増加による救急出動について、コロナ禍における令和4年、令和5年の入域観光客への出動件数は、平均で283件の出動がありました。対する令和6年の救急出動件数は、9月11日現在3,155件で、入域観光客への出動件数は335件、そのうち312人の方が救急搬送されており、コロナ禍後は52件出動件数が増加しております。

令和6年の出動件数地域別内訳は、県外が265件、県内が53件、外国からの旅行者が17件で、要請内容は、急病が159件で最も多く、次に一般負傷が96件、交通事故が39件、水難事故が12件、その他29件となっております。

◎我如古三雄君

次に、消防上野出張所の改築に向けた取組と現在の進捗状況についてであります。消防上野出張所の建て替え工事は、当初予定から1年遅れております。現在の進捗状況と周辺地主の同意取付けなど、どのようになっているのか。

◎消防長（上地一史君）

消防署上野出張所建て替えに向けた進捗状況ですが、実施設計は完了し、現在は、上野出張所敷地内にある一部の土地購入が建て替えに必要なことから、土地売買契約を締結しました。分筆登記申請手続きをしており、それと並行し建築確認申請業務を進めています。

今後の取組としては、建築確認申請完了後に、新年度において工事費の単価の入替えなどを行いながら、工事発注に向けて進めてまいります。

周辺地主への説明ですが、現施設と同じ敷地内での建て替えではありますが、丁寧な説明をしながら、建て替え工事に向けて進めてまいりたいと思っております。

◎我如古三雄君

次に、福祉行政について伺います。

困窮高齢者に対する食料の支援についてであります。単身高齢者世帯の増加、物価高騰などで高齢者の貧困が深刻化する中、年金の不足または無年金者など、困窮に拍車をかけている実態があります。食料や生活必需品の無料支給と家賃補助の仕組みを構築するなど、施策が必要と考えますが、当局の見解を伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

困窮高齢者に対する支援についてお答えいたします。

本市では、高齢者世帯へ向けた在宅福祉サービスとして配食サービスや介護用品支給事業を実施しており、買物や調理が困難な高齢者の食の確保とともに、在宅介護されている方の経済的負担の軽減を支援しています。

また、生活困窮者自立支援制度における食料支援として、宮古島市社会福祉協議会へ委託し、フードパ

ンク事業を実施しております。令和5年度においては、延べ783件の利用があり、そのうち高齢者世帯の利用が93件、11.88%ございました。本事業は、原資となる食料品を企業や団体などからの寄附で賄っており、令和5年度においては、企業、団体、個人から1万2,804口の寄附をいただいております。しかし、昨今の物価高騰による経済状況の厳しさから食料支援のニーズは高まっており、在庫の食料品が不足している状況にあります。

今後も、物価高騰などにより生活が困窮状態にある方に対して適切な制度情報が行き届くよう、周知広報を行っていくことに加えて、互助、共助の取組として、企業や団体、様々な方への寄附の呼びかけを続けてまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

この件について実態調査をしたことは、どのようになっていますか。

◎福祉部長（守武 大君）

実態調査についてお答えいたします。

本市では、令和6年3月に策定した第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、市内在住の65歳以上の高齢者3,000人を対象に行った調査があります。その中では、経済的な面での暮らしの状況についての質問で、31.8%、約3割の方が「苦しい」、「大変苦しい」と回答しております。また、住まいの状況についての質問では、12.1%の方が民間の賃貸住宅に住まわれていることが分かりました。

本市におきましては、家賃の高騰は人材不足と同様に喫緊の課題であると認識しております。福祉部といたしましても、関係する部局や関係機関と連携し、対策を講じる必要があると考えております。

◎我如古三雄君

次に、環境保全対策について伺います。

墓地建設についてであります。本市の墓地建設における届出状況、宮古島市墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則に基づき、設置場所が基準を満たさない場合、市の対応について伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

墓地建設における届出状況は、個人125件、共同6件、公営11件、公益法人1件、宗教法人4件、公益財団法人2件の合計149件をこれまでに許可しております。

また、設置場所が基準を満たさない場合の対応でございますけれども、宮古島市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則第11条において設置場所の基準が定められておりますので、設置基準を満たすよう説明をしております。ちなみに、墓地建設に関して届出を行う場合について、宮古島市墓地等の経営許可等に関する条例第3条で事前協議を行うことになっており、環境保全課と事前に調整を行っておりますので、書類提出後に不許可の処理を行った事例はございません。

◎我如古三雄君

次に、時間の関係上、飛ばしたいと思います。7番の天然記念物対策について。ツマグロゼミの減少対策についてであります。上野新里周辺に生息する本市指定の天然記念物ツマグロゼミの現在の取組について伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

ツマグロゼミは、昭和62年に旧上野村により、平成3年に旧城辺町により天然記念物に指定されております。旧上野村では、平成3年度に上野新里にツマグロゼミ増殖施設を設置し、その保護に努めてまいりました。

現在、教育委員会では、長年ツマグロゼミの保護に取り組んでこられた元文化財保護審議委員の方に委託して、ツマグロゼミ増殖施設における羽化数の調査並びに施設以外の場所での分布調査を行い、ツマグロゼミに関する環境の把握に努めているところです。

◎我如古三雄君

ツマグロゼミ増殖施設は、合併前の上野村がかなり力を入れて造った施設であります。専門の博士を上野村に招聘して、長年、生息、増殖に向けた取組を展開して現在に至っているわけですが、合併してこの方なかなか、宮古島市になってからこの施設がどうも生かされていない。ツマグロゼミもかなり減退の一途をたどっているというふうな背景があります。そういうことで、管理においても地元新里の子供会の皆さん方が夏休み期間中を通してたまに、たまにと言ったらあれですけど、年二、三回ぐらい、草刈りだとかそういう雑草の手入れをやっておりますが、市としてもっと早急にこの施設の建て替えをやってほしいというふうな地域住民の強い要望もあります。そういったセミが減っているということは、イスノキ、これが唯一の生息する木となっているわけですから、このイスノキの増殖に向けても取組が必要ではないかというふうなことでございますので、今後の対策について伺いたいと思います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

今後の対策についてでございます。我如古三雄議員ご指摘のとおり、ツマグロゼミは減少傾向にあるものと認識しております。ツマグロゼミ増殖施設内での羽化数は、平成30年から令和3年にかけては1,000個体を超えておりましたが、令和4年では138個体に大きく減少、令和5年、令和6年でも500個体前後にとどまっております。今年度は増殖施設の敷地内で羽化が確認されたものの、ケージ内での羽化は確認されておられません。一方、施設外の場所、ウイピャー御嶽周辺や新里集落内ではこれまでもそれぞれ数十個体の羽化が確認されておりましたが、今年度は豊原地区の9か所で500個体を超える羽化が確認されております。

今後は、増殖施設のケージとその周辺敷地や、増殖施設以外で羽化が確認された場所の環境などを専門家の指導を仰ぎつつ比較検討を行った上で、施設の改修やイスノキの植栽など、ツマグロゼミの増殖に向けた課題について整理していきたいと考えております。

◎我如古三雄君

最後の質問になりますが、八重干瀬の国定公園指定についてであります。八重干瀬及び周辺地域の国定公園指定に向けた取組状況、それと指定はいつ頃になるのか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

八重干瀬及び周辺地域の国定公園指定に向けては、令和4年度より自然環境調査を実施しており、海では主にサンゴの分布状況について、沿岸陸域では主に植物と希少生物の分布状況について調査を進めてきているところです。

これまでの調査成果については、宮古島市未来創造センターや狩俣地区、池間島の3か所で報告会を開催しており、多くの市民の皆様より国定公園指定について期待をお寄せいただきました。今後も説明会を

重ねて、国定公園指定に向け市民の理解を深めてまいりたいと思います。

また、国定公園の指定に向けては、八重干瀬などの自然環境が国定公園にふさわしいことを明らかにするだけでなく、それを持続可能な形で利活用するために保全体制をつくることも必要とされておりますので、保全に向けた課題整理として関係者ヒアリングを行い、順次、保全体制づくりの検討を進めたいと考えております。

指定時期についてですが、具体的なスケジュールは立っておりません。国定公園指定までには10年以上かかるのが一般的とも聞いておりますが、環境省が国際生物多様性条約に関連して、令和12年、2030年までに陸と海のそれぞれ30%を国定公園等の保護区にすることを目標としておりますので、市としましてもこれを目標にしたいと考えております。

◎我如古三雄君

地元住民説明会、意見交換会……

◎議長（平良敏夫君）

時間ですから、手短に。

◎我如古三雄君

はい、終わります。指定された場合、漁業者、漁業従事者に影響が出ないかなど、心配する意見もあったと思いますが、その点しっかりと対応してもらいたいと思います。

以上、いろいろと行政全般にわたって質問をしてみました。当局におかれましては早急に解決が図られますよう希望申し上げまして、我如古三雄の一般質問を終わります。

◎議長（平良敏夫君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

◎砂川和也君

議員番号3番、市民創会、砂川和也です。9月定例会の一般質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、水産行政についてです。1、漁港・モズク漁場の砂堆積の進捗状況について伺います。ちょっと待ってくださいね。映像を。休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時04分)

再開します。

(再開＝午前11時06分)

◎砂川和也君

画像をお願いします。写真を見ていただきたいんですけど、これ狩俣漁港です。左側のほうに砂が堆積をしているという形になっております。かなり漁業者がここに船をつけなくて、もうこのほうは使わずに反対側のほうに主にやっているということでございまして、この狩俣漁港の砂堆積についての進捗状況を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

狩俣漁港船揚げ場の砂堆積については、荒天時のうねりにより漁港西側の浜から砂が流れ、堆積しております。市では、2年に1回程度除去を実施してきており、今後も予算措置を講じて対応していきたいと考えております。

◎砂川和也君

これ数年前にも同じような状況になって、砂を取ったというふうに聞いております。やはり今もう環境が大分変わってきて、砂がたまるという場所、砂がなくなるという場所というのが徐々に出てきているというのは、前浜とかは削られて、逆に狩俣とかにはたまっている。これがもう数年単位で起きているような感じがします。これを単発、単発の予算を取るとかではなくて、やはりこういうのを長い目で、3年に1回、5年に1回とか、そういうことがもう必要になってきている時代になってきているのかなと思いますので、その辺、農林水産部長、どうお考えですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

狩俣漁港の船揚げ場ですけれども、堆積する砂を除去するだけでは抜本的な解決にならないと考えております。市としては、船揚げ場への砂流入を防ぐ防砂堤やサンドポケット等の整備が必要と考えております。狩俣漁港、平成26年に沖縄県から市に移譲されましたが、船揚げ場の砂堆積は県が管理していたときから見られております。そのため、砂防堤等の事業化に向け、県と調整を続けているところでございます。

◎砂川和也君

やはりこれ県から移譲されてやっているということを知ってまして、これ次の質問にも、同じような形の砂の問題になるので、次の写真をまた見ていただきたいんですが、こちら狩俣地区から池間島に行くところです。赤いマークで囲んであるところがあるんですけど、ここも砂が堆積しているそうです。もう船が底をついて通れなくなっているというような現象が起きているということで、漁業者の皆様がこの砂ということに対してかなり敏感になっていて、漁業生活というのがもう危ぶまれているというような意見がございまして。これ一問一答方式なので、すみません、この池間大橋、ここ世渡橋と通称呼んでいるんですかね、この世渡橋の砂堆積についてはどのようになっておりますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

世渡橋の下ですね、狩俣のモズク漁師の方々が狩俣東側海域のモズク養殖場区域へ向かうため利用していることは承知しております。本区域ですけれども、漁港区域に入っておりません。また、漁港の航路ではないため、事故防止の観点からも池間島側の航路を利用していただきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

次、大浦湾の砂堆積について伺います。

大浦湾も同じようにモズクの網が張ってあるんですが、これが網張ってある状況なのですが、この辺に砂がたまっている形になっているそうです。大浦湾は、くじ引で網を張る場所を決めるそうですので、くじがこの砂のほうに当たってしまった漁業者というのは、もうやはり水深がないとモズクが養殖できないということで、かなり死活問題だということもおっしゃってございました。先日、農林水産副大臣が宮古島に来島したというのを新聞で私も拝見したんですが、新聞で見る限り、どちらかというと農業のほうばかりの視察をされていたのかなと思いますので、こういうチャンスに水産業というののもぜひ視察していただい

て、農林水産副大臣が来ていますので、そこをやはり要望すると国から県から予算とかが出やすいんじゃないかなと本当に思うんです。我々も農林水産副大臣が来るという情報なかったので、できれば、こういうもし情報があれば、議員とか、こういうところを見てほしいというのをもうちょっと細かく聞いて、こういうチャンスにぜひ国とかに要望するような体制を整えていただきたいと思うんですが、この点はどうお考えですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農林水産副大臣の来島に関しては、他言しないようにということでございましたので、総合事務局のほうから関係機関には連絡は行くものというふうに考えておりました。こういう機会を通して、農業だけでなく水産業の、広く宮古島の農林水産というのに関心を持っていただくことは大事だと思っておりますので、できれば次の機会に、農業だけでなく水産業でもこういう課題がありますよということを伝えていきたいなと思います。

◎砂川和也君

ぜひこういうチャンスを有効に使っていきたいなと。言わないでくださいと言われたのであれば、別に副大臣来るよとは言わなくても、何か問題ないですかという形でヒアリングというのはして、後で副大臣にそういうのがあったんだよというような形の取組、体制というのをつくっていくというほうが、より市民の声が届いていくということを思いますので、やはりそれはうまくやりましょうとしか、それはうまくできるのではないかなと思います。漁業者の皆さんが要請とかにも来たいという話を伺っていますので、要請に来たときは、当局皆さん真摯にしっかり対応していただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、福祉行政について。一時預かり事業保育所についてです。前6月定例会の一般質問において、事業者、利用保護者、保育士等の意見交換会の実施を要望したところ、行うという答弁いただきました。その後どういうふうな意見交換会を行ったかということ、進捗を伺わせてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

去る7月31日に一時預かり事業者と市で意見交換の場を設け、利用実態やスタッフの確保などについてのヒアリングを行い、今後の在り方についての意見交換を実施いたしました。利用区分や料金の見直しなどについては方向性を見出すことができ、建設的な話し合いができたと考えております。

今後については、事業者との意見交換を重ねながら、事業の在り方、利用形態などについての検討を深めていく予定です。

◎砂川和也君

やはりこのような場所をもっと設けていただいて、前回質問したときに一時預かり事業保育所は足りているという認識だというお話をされていましたが、やはりこういう話を聞くとまだまだ足りない部分があるというのは、実際膝と膝を突き合わせてお話をしたときに感じる事が多くあると思います。やはり今回建設的な話ができた、事業者のほうもありがとうございますということをおっしゃっておいりましたので、本当にその点はこども家庭局長にもお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。今後もこの1回だけではなく定期的にしっかりやって、やはり子供の子育て、一時預かり保育というのはすごく大事な事業だと思いますので、しっかり充実させていっていただくという構築を、こども家庭局長も新しくなっておりますので、こども家庭局長の代にしっかりできるということを期待しております。

続きまして、産業廃棄物行政について伺います。宮古島内の産業廃棄物の扱いについて。現在、よく廃棄物の問題が取り沙汰されていると思います。島内で処理できない産業廃棄物の内容、種類というのを伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

産業廃棄物に関しては、所管が県となっておりますので、沖縄県宮古保健所に問合せを行い、回答いただいた内容を基に説明いたします。

宮古保健所管内における産業廃棄物処分業者の許可取得状況について、許可を有している事業者は12社とのことです。中間処理、これは破碎、焼却などですけれども、中間処理について、同管内で処分許可を有している事業者のいない産業廃棄物の種類、これは島内処理ができないというものになります。その種類は、1つ目、燃え殻、2、廃酸、3、廃アルカリ、4 鉍滓、5、動物のふん尿、6、ばいじん、7、13号廃棄物、産業廃棄物を処分するために処理したもので、例といたしましてはコンクリート固形物などを指すものです。8、水銀使用製品産業廃棄物、9、廃石膏ボード、10、分別していない建設系混合廃棄物、11、グリストラップ汚泥、汚泥と廃油の混合廃棄物ということになります。

続きまして、最終処分については、ご承知のとおり1社しか島内に処分業者がおりませんので、その事業者が処分できないものは全て島内での処理はできないものとなります。種類につきましては、1、廃プラスチック類、これは石綿含有産業廃棄物も含まれます。2、ゴムくず、3、金属くず、4、ガラスくず、5、コンクリートくず、6、陶器くず、これは石綿含有産業廃棄物を含みます。7、瓦礫類、これコンクリート塊、アスファルト塊、石綿含有産業廃棄物を含むものです。

特別管理産業廃棄物については、こちらも1社のみが許可を有しております。こちらは、感染症廃棄物に関する許可のみを有しております。よって、特別管理産業廃棄物について、島内処理ができない種類は、1つ目に廃油、これは揮発油、灯油などの燃えやすい廃油になります。2、廃酸、強酸です。3、廃アルカリ、強アルカリを含みます。4、特定有害産業廃棄物、PCB廃棄物、廃石綿、廃水銀などを含みます。5、ダイオキシン類の以上となります。

◎砂川和也君

聞いているだけで聞き慣れない言葉も多数あったんですが、結構なものが島内で処理できないというのがあるなという印象があります。これは前の環境衛生局長ですかね、前々環境衛生局長にもお伺いして、次の質問になるんですが、島内で発生している産業廃棄物の量は、宮古島にある事業者の処理能力で相殺できているか。これは、今できないと言ったものは除いて、できるものがあるとしたときに、そのできるものは事業者の能力で相殺できているというデータはあるかというのを伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

宮古地域で排出されている産業廃棄物の種類、それらの量について、沖縄県が公表しております令和2年度沖縄県産業廃棄物実態調査報告書によりますと、宮古地域における産業廃棄物処理委託量は約3万8,000トンです。そのうち、瓦礫類約2万4,000トンをA社が処理し、動植物性残渣約7,800トンをB社が処理、木くず約2,100トンをC社で処理しております。残りは主に建設業等における廃プラスチック約60トン、混合廃棄物ほか約3,460トンということになりますが、そのうち約2,000トンの混合廃棄物について、本市内で行き場がなく、処分に困っている状況です。

◎砂川和也君

今2,000トンとおっしゃいましたかね。いわゆる行き場がないところがあると。実際、周りの建設会社の方からも、処理をしたいんだけど、受け取ってくれないと。なので、そのためのヤードを借りようかなと思っていると。ただ、ヤードを借りるとしても、この産業廃棄物は置くような申請もしなきゃいけないと。勝手に置いていくというのはできない。まず、ここに置いていいですかって申請を出すと。そうするとまたヤードを借りるようなコストもかかってくる。そうすると、ごみに対するコストがかかってきている。言ってしまうと建築資材の高騰にも上乘せされてきて、宮古島の建築関係だけではなく、これ飲食店も一緒なんですけど、ごみの単価が上がってきているというのはもう皆さんがおっしゃっております。なかなか業者も新しく契約をしたがっていない。やはりもう自分たちも精いっぱいということで、ある意味これは、私からすると、産業が新規参入して、もしかすると事業拡大のチャンスなんではないかなという見方もできるんですが、いろいろ事業者に向うと、逆にもう手いっぱい断っているという状況が出ているそうです。

それで、次の質問に行くんですけど、今後、当局は島内処理できない産業廃棄物をどのように考えているのか。島内で処理を行えるようにする考えはありますか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物に関するそれぞれの責務が明記されておりまして、第4条第1項で、市町村は、その区域内における一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずる努め、並びに一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たる施設の整備及び作業方法の改善を図るなどの効率的な運営に努めなければならないとなっております。また、同条第2項で、都道府県は、区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされておりまして。法律上で、市町村は一般廃棄物に関し、都道府県は産業廃棄物に関し、それぞれの所管、役割が示されておりまして、市のほうでもって直接産業廃棄物処理施設を整備するという考えはございません。

◎砂川和也君

私も少し勉強して、法律では、市としては一般廃棄物、家庭ごみというのはちゃんとやらなきゃいけないよと。ただ、事業者系ごみ、産業廃棄物に関しては必ずしも市がやるということがない、県が管轄ですということなんですけども、なぜこのような質問をしているかということ、ちまたのうわさで、市が島外、県外の大きい産業廃棄物の事業者を宮古島に誘致しようとしているのではないかという話を何名かからお聞きしました。その場所も市が、誘致する場所も何か市が準備しているのではないかみたいな話も聞いております。ここで何が言いたいかといいますと、やはり正直、島内でできないのであれば、できるということをもまず考えなきゃいけない。それが島内の事業者でできないのであれば、島内以外の事業者の力を借りるというのも一つの選択肢だと思います。ただ、そのときに、さっき言ったように、もしかするとこれはビジネスチャンスと捉えている方もいるかもしれないということで、島外からの大きな事業者が来たときに、そこがもし独占とかしてしまったときに、今いる事業者たちはどうなるのかなと。でも、競争が起きてしまって、経済の流れで競争というのが起きたときにはしようがないのかなとなるんですが、もしこの1社が独占したときに、この独占した企業がいつまでもホワイト企業なのか、例えばM&Aされたり、

何か状況が変わったときに、宮古島のごみって独占されて、すごく料金上げられたらどうしようかなという不安というのによぎります。なので、島内で行う事業者の目星はあるかって伺ったんですけど、今産業廃棄物処理業者としては市ではやらないと。ただ、誰かがやらなきゃいけない産業廃棄物処理事業者というのがあると思うんですが、市としてはどういうお考えをお持ちなのかなというのを聞きたい。島外、県外の大きな事業者と手を組むというのが1つなのか、それとも島内にある事業者たちをまとめて、島内の事業者たちを育てていくとか、そういう考えもあるのか、市のこれから今後の考え方としてどうしているかということをお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

産業廃棄物につきましては、何度も申し上げますが、沖縄県が所管するところとなっております。3月定例会でも多くの議員の皆様から許可の取消し処分を受けた事業者の代替案に関しましてご質問をいただき、強くご指摘等も受けたところです。そのため、市としましても、沖縄県宮古保健所、県の環境整備課と意見交換、情報共有を行ってまいりました。

そのような折、県外事業者から、島内に産業廃棄物処理場のない、現在処理場が島内にない、分別していない建設系混合廃棄物の処理について、事業計画の相談がございました。今後沖縄県と調整していく旨の報告を受けております。本業務に関する許可権者は県ですので、県に処理施設についての許可申請が提出された場合、法令にのっとり、県が内容を精査していくことになるため、法令に準じ適正に申請された際は許可されるものと考えます。市としては、引き続き宮古保健所等と連携し、対応していくという考えです。

◎砂川和也君

実は、県の管轄なんですよという形で逃げられるのかなという考えもあつたんです。分かるんです。県の。ただ、市としては、では県が言うことを何でもかんでもすんなり聞くんですか。意見交換会をしているということは、市の意見も伝えているということですよ。どういう意見を県に伝えているんですかということをお聞きしているんです。県が言ったことを、うん、分かりましたって全部うのみにするんですか。意見交換するということは、市からは、こういうふうにやってほしい、市の側としてはこういう意見があるよという話をしていると思いますので、その辺の、だからこれ長期スパンだと思うんです、このごみの問題というのは。その辺をどう考えるのかということのを、市長、お願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

産業廃棄物の処分に当たって、市としてどのような考え方、これ砂川和也議員がご指摘のあった地元の企業の育成という観点も含めてという趣旨だと思っております。当然その島内企業の育成、十分考慮すべきところではございますけれども、島内企業では技術的に処理ができない、あるいはコストがかさむ産業廃棄物については、処理ノウハウを有する企業の活用、島内企業との連携も含めて検討することは、この課題の解決に資することにつながるというふうにご検討をしております。そういった処理技術を有する県外、島外の企業と島内企業との連携ということも含めまして検討していきたいというふうにご検討をしております。

◎砂川和也君

そうですね。副市長のおっしゃることの答弁としては私も思います。ただ、ちまたでうわさになってい

るのが、大きい企業が来て、それがもう全部やろうとしていて、その場所も市が提供しようとしているよみみたいな形を聞いたので、それが本当かどうかというのは私も真偽が分からないんですけども、そういううわさがあるということは、何も無いところに煙は立たないと思いますので、そういう意見があるのかなと。そういう意見を県とかといろいろ交換しているのかなということをお聞きしたかったんですが、なかなか言えないこともあるようです。ただ、やはりこのごみの問題、先ほど申し上げたように新しくヤードを借りてごみを置くような事業者も出てきていて、ごみの行き場がないというのはもう今皆さん共通認識だと思いますので、これはもう技術を持っている県外の方をやるのか、島内で育てていくのか、ある意味これはもう産業ビジネスチャンスと捉えている方もいますし、その辺はしっかりやらないと、ごみはどこかが独占してしまうと後々すごく大変な問題になるかなと思いますので、その辺のしっかりした制度というのを意見交換会でやっていっていただくというのを信じて、次の質問に移ります。

海浜行政について。何かこれ何回も質問してすみません。パイナガマビーチのやはりクレーム、苦情というのはすごく多いと思います。パイナガマビーチも指定する、条例を適用するという話を聞いておりますので、それがいつ頃からやるのかというのが決まっていたらお答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

パイナガマビーチにおける水上オートバイ等事故防止重点区域の指定に向けた進捗状況につきましては、去る8月23日に、宮古島海上保安部をはじめ、水上オートバイの関係機関など、9機関で区域指定に係る諸課題について意見交換会を行いました。その意見交換会の中で、パイナガマビーチを全面規制する案や指定区域を一部除外する案など、それぞれメリット、デメリットについて意見を交わすなど、区域指定に向けて各関係機関より貴重な意見を伺うことができました。

現在の進捗状況につきましては、意見交換会のご意見を参考に、関係部署とも調整を図りながら、区域指定に向けて調整をしているところでございます。

◎砂川和也君

建設部長、まだ決まっていないんですか。もう夏終わっちゃいますよ。やはりこの夏の時期が一番そういうのが多いと思いますので、まだそれを、もうやるのは来年なのかとか考えちゃうんですけど、一応まだその時期は未定ですか。来月、再来月とか、そういうのがもし言えるのであればお答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

区域指定に向けて関係各位の貴重な意見を伺っておりますので、それを参考にしながら、条例の適用時期につきましては庁内でいろいろ検討を行いまして、適用に向けて取り組んでまいります。

◎砂川和也君

次の質問に移ります。公共工事入札についてです。これは6月の定例会でもご質問させていただいたんですが、令和5年7月から令和6年6月の入札価格を22件、情報開示請求をいたしました。これは農村整備課に主に、農村の圃場とかにやったんですが、22件中14件が市長により事務方が算出した最低制限価格より下げております。1件は副市長がやっていて、その副市長のものは一切変えておりませんでした。前回の議会で市長は、答弁書のあれがあるんですが、「引いたくじが最も低い係数であった場合に品質が担保できないことが懸念されるため、このランクの上のほうを私は選定し、決定いたしました」、「示された最低制限価格の計算より上にいく方向での入札、その方向に考えて数字は決定しております」と答弁し

ておりまして、この答弁を聞くと上げるような答弁に私は聞こえるんですが、実は調べてみたら、22件中14件は下げています。6割下げているんです。なので、今回は上げた理由を聞いたんですが、今回は下げた理由、その根拠を伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

一般競争になった時点とそれ以前も含めて、その辺は区切ってお考えくださいね。

価格の設定については、宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領に基づき、工事担当課が算定した最低制限基準価格をベースに、品質の確保、透明性の確保、物価高騰、地域や離島の実情、建設業協会の要請等を考慮して総合的に判断し、設定しております。

最低制限基準価格を設定するに当たっては、競争性、公平性の確保を目的に、無作為性や端数処理にて設定しております。

基本的に、最低制限価格を下回り落札する現在の仕組みについては、改善する必要があるというふうを考えておりまして、見直し作業を進めております。単純に言うと、設定した最低制限価格、ちょっと上げても、結局くじ引によってその最低制限価格が下がるというような傾向が、るるいろんなパターンとして出てきているのは事実でございますので、その辺を1.0以上になる方向で今作業を進めておりますし、あわせて工事の品質の低下防止や事業者の受注機会の均等を図るためにも、入札制度のありようというものも含めて、見直しを含めて検討しております。

◎砂川和也君

見直しを含めるという話なんですが、係数が22件中、1を下回ったのは9件です。全体で見れば、もしかすると下回っている数が多いのかもしれないですけど、私が調べたのでは9件なので、1以上のほうが高く出ているというのがあります。これは、ただサンプルが少ないかもしれませんが、であれば、建設業界が求めているように、もう係数1.0から始めちゃえばいいんじゃないですか。0.996とか0.9のは切って、1.0から始めるような係数にすれば最低制限価格は下回らないと思うんですが、この点はどうお考えなんですか。

◎市長（座喜味一幸君）

砂川和也議員に前回質問していただいた、そしてできるだけ1.0以上という考えを持っているという私答弁もさせてもらいまして、その辺に関しては建設業界からも要請等がありまして、その辺を含めて庁内でどういう、1.0以上というようなことを事例も含めて、そしてどの部分まで係数の10通りに分けるとかというようなこと等も事務的には出てくると思いますが、それも含めて検討していく。そして、将来については、総合評価も含めた予定価格を出すことが妥当なのか、あるいは最低制限価格を公表しないことが妥当なのも含めて、トータルとして今検討に入っているところです。

◎砂川和也君

では、なおさら最低制限価格は下げちゃいけないと思うんです。それを市長14件下げているから、22件中、約6割下げているから、副市長がやったのは500万円以下、副市長は一切変えていないです。市長は、22件中21件は、ほぼ変えています。上げたり、下げたり。事務方が出してきたものをすんなり受け入れておりません。こうなると、事務方の気分ってどうなんですかねって思うんです。事務方も一生懸命要綱等をつくって、自分たち算出するというのをつくってやっているのに、自分たちが出した数字を市長が変え

るとなったときに、市長は事務方の職員の皆さんにも何で変えたかという説明はされているんですかね。されていないと、事務方の職員の皆さんって何を基準に、何を指針に、私らがやったことって何なんですかって、信じられていないんですか、信用されていないんですかというようなことを思う職員もいるのかなって思うんですが、だから今市長おっしゃった係数1.0に上げるという話だったんですけど、でも22件中14件下げているので、何で下げているんですか、ちょっと矛盾がありませんかという質問をしているんですが、では次の質問に移らせていただきます。

今答弁の中でも出ましたけども、総合評価方式というものを検討したいと今の答弁でも出たんですが、この総合評価方式というのはどのような方式になりますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

総合評価方式について説明をいたします。

総合評価方式とは、これまでの価格のみの競争に代わりまして、価格と企業の技術提案を総合的に評価して落札者を決定する方式でございます。発注者は、企業から提出された技術提案の内容を得点化し、技術と価格の両面から客観的に判断して、最も優れた提案をした者を落札者として決定をする方式となっております。

◎砂川和也君

すみません、総務部長、もうちょっと詳しく教えてもらいたいんですが、例えばこれランクはA、B、C全部一緒ですか。事業者のランクというのは。AもBもCもそのような。これ県がやっているんですしたっけ。例えば、ではAとかというのは事業規模とか、従業員数とかそういう、資本金とかというふうになってくると思うんですけど、新しくAになったという企業は、これは持ち点とかあるんですか。点数というのが技術力どうだというのは、どういう基準で誰が決めて、どういう点数をつけるんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

県のお話がございました。県では5,000万円以上を対象にしていると伺っております。その中で技術的な工夫が可能な工事につきましては総合評価方式を採用していると。技術的な工夫がない工事に関しましては、引き続き一般競争入札方式を採用しているということでございます。

今の質問ですけども、これから様々な課題とかを整理して、総合評価方式に向けてどういった課題があるのかという精査をしながら中身の検討はしていきたいと思っておりますので、詳細はこれから詰めていくことになります。

◎砂川和也君

何も決まっていないということですね。何もまだ決まっていないのに総合評価方式に移りたいと言われても、私は単純に思ったんですが、ただこの評価方式というのは点数があるとすると、例えば新しくAになった企業というのは実績がない。実績がない企業というのは点数がつけられないと思うんです。ずっとAでも事業を取っている会社のほうが有利になるのかなとか、これは私の、そこら辺が課題ですよというのであれば、その課題どうやってクリアしていくんですかと聞こうと思ったんですけど、まだ全然決まっていないというお話なので、そうすると私も質問のしようがない。総合評価方式を教えてくださいって言ったけど、課題でこれから決めていきますとなると、決まっていないものを総合評価方式でやっていきますと言われると、戸惑いませんか、現場は。事業者は。業者の皆さんは。

◎副市長（嘉数 登君）

入札方式についてのご質問だというふうに思っております。これまで宮古島市は指名競争入札というところでやってきておるんですけども、これを今年度からは、工事規模によって一般競争入札を導入いたしました。今議論になっているといいますか、質問にありました総合評価方式については、今後導入を検討しておるところでありますけども、制度の詳細についてはこれから検討というところで、ただ、では全ての工事を総合評価方式に持っていくかというのと、そうではなくて、特に技術的な工夫が必要な工事等については総合評価方式を導入し、その他については一般競争入札、さらには先ほど地元企業の育成も重要だというお話をさせていただきましたので、では工事規模の小さい簡易な工事についてはどうするかということについては、それは指名競争入札を併用しながら、地元企業の受注機会というところも確保しながら進めていきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

何かその説明聞いていると、それって指名入札なんではないですかと思ったんですけど、金額高いものの技術力、そういうのがあって、それをやるとなると、それは指名入札のやり方なんではないかなと、何かちょっとかぶっていませんかと思ったんですが、正直申し上げて、そちらも多分あんまり決まっていなくて答えることがないと思いますので。だって、決まっていなくてもいい。方向性の話で、では質問してしまいましたね。

では、次の質問に移ります。市営住宅行政についてです。今日の新聞に市営住宅若者の入居募集という記事が載っております。県内初、定住促進へ、城辺、上野地区で10戸ということで、これすごくいい取組だと思います。そういうことをやってほしいという思いでこの質問をやりましたので、少し質問、この新聞の内容に多少かぶる部分があるかもしれませんが、市営住宅の今空き室を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

現在の空き室数は84戸となっております。今年度は、空き家待ち募集を7月に行い、8月に抽せんし、入居順位の決定を行いましたので、現在入居準備を進めているところでございます。

◎砂川和也君

結構やはり人気があるところは集中すると聞いております。やはり市内の馬場市営住宅とかが一番人気だという話で、すごい待ちがある。ただ、城辺とか上野とかその辺は結構空いているところがあるよという話を聞いたので、そこに漏れた方々にも、ここはどうですかという多分アナウンスはしてくれていると思うんですが、今回このように若者のという、ある意味、若者の入居推進という形でやっていただいて、10戸という形なんですけど、ぜひここに入っていただきたいなと思います。

2の質問で入居募集を毎月行えないかというふうに書いてあるのは、多分これ年に数回しかやっていない。県のと合わせてやっているのかな。県営住宅のほうに合わせてやって、県が市に合わせているのか、市が県に合わせているのか分からないんですけども、ではなくて、もう常に空いていますよという形で、入りませんか、入りませんかということをやっていたほうがやはり修繕費というのも浮くと思うんです。1回修繕してずっと誰も入っていないと、また入るときに傷んだりすると修繕するという形があると建設部にお伺いしました。なので、なるべく、やはり大家だったら常に稼働率を上げたいですね。なので、そういうような、これが今回新聞に載っているのだから、そういうことをやっていっていると思うんですが、

この10戸がもし埋まらなかったら、何戸ありますよ、何戸空いていますよということをやっているほし
いんですが、それをやりますか。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅の募集方法については、現在指定管理者とも検討を行っているところでございます。空き家待
ち募集においては、申込みがなく空き部屋がある市営住宅については、常時受付が行われるよう、申込み
方法について今後検討してまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

これは結構要望来ている、こういうふうには10戸やってくださって本当感謝しておりますので、ありがと
うございますと言いたいです。ただ、この10戸結局埋まらなかったら、また時間を空けて募集ではなくて、
10戸空いていますよ、今残り8戸ですよ、残りラスト1ですとか、そういうふうにはやはりやらない
と、結局やったけども効果出ないとなってくると、もったいない事業だと思いますので、これはすぐ
応援していますので、頑張ってください。やはり毎月まずやって、応募がなければ、まだ空いてい
ますというアナウンスはやっていく。これは、この若者入居募集だけの市営住宅の話ではなくて、
全部の市営住宅、全部の部屋でやはりやるべきだと思います。これを募集の月がない、入ろうと思っ
たけど、もう別のところ入っちゃったからってなると、すぐ解約はできないですよ。なので、常に毎月
毎月募集という形を取っていただくという形は本当に検討してください。検討というか、やっ
てみましょう。これのほうが喜ばれますよ、これをやってくれたら。喜ぶとうれしいではないですか。
建設部長、やりましょう。やりますか。

◎建設部長（川平陽一君）

砂川和也議員が指摘していますように、これまでは7月と11月に空き家待ち募集を行って
おりました。今回は7月に募集を行っております。次回、11月頃に次の空き家待ち募集を
予定しておりますので、その段階で常時募集の受付ができるように検討して、前向きに
検討していきたいと思っております。

◎砂川和也君

12月も聞きます、この質問は。検討する、前向きに検討すると言ったんで、12月にいい
答えを期待しています。

選挙行政について、いきます。選挙の投票所を増やすことは可能か伺います。那覇とか
では大手スーパーとかで投票所を設けてやっているという事例が見られますので、それが
宮古島でもできるかどうか。結局、投票率ってなかなかもう上がらないと思うん
です、今後しばらく。ただ、だからといって上げる努力をやらないといけな
いと思うので、やはり少しでも上げていくという努力はやらないといけ
ないかなと。それが選挙管理委員会の存在意義だと思いますので、いろいろ課題
はあると思いますが、選挙の投票所を増やすことは可能か伺います。

◎選挙管理委員会委員長（仲間正人君）

商業施設での期日前投票について、本年6月に執行された沖縄県議会議員一般選挙
においては、那覇市、浦添市、宜野湾市、名護市が商業施設でも実施したとのこと
でした。実施に際して施設のどのような場所に投票所を設置したか確認したところ、
入居している店舗の営業の邪魔にならないよう、施設上階にある駐車場から
施設内に入ったところの通路を利用し実施したとのことでした。以上のことを参
考にし、本市

におきましても商業施設で期日前投票を実施できないか検討しましたが、投票所スペースを安定的に確保することができないことから実施は難しく、今後も本庁舎を中心に各地区の公民館等で実施してまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

商業施設の都合もあると思いますので、簡単にはいかないと思いますが、結構東京とかでは、投票所に行ってきましたという、その投票所に行ってきました何か券みたいのがもらえて、これを持っていくとワンドリンクサービスとか、スーパーが何%引きしますよみたいなものを行っているところをちらほら見かけます。では、投票率は増やすことはできないのであれば、選挙はやはり何らかのインセンティブを与えないとなかなか選挙に行かないのかなとなっておりますので、投票しましたというのはないかもしれない、投票所に行きましたみたいな紙みたいなものはもらえると思いますので、そういうのがあったときに、飲食店組合とか、いろんな地元企業と組んで、これを持ってくると何かサービスを受けられますよみたいなこともすると今後、そういうのは他地域でありますので、参考にして投票率を上げるよう、私も努力したいと思いますので、一緒にやっていきたいと思いますので、いろいろ提案させていただきますので、よろしく申し上げます。

次の質問です。広報行政について。LINEのブロック率を伺うんですが、LINEがやっとな変わりました。私結構この議会でLINEの話をさせてもらって、変わったときに、思っていた以上にやるなと思いました。結構いい機能がいっぱいついていて、ほかの地域のものに比べても結構宮古島市頑張っているやっっているなと思いました。ただ、それをいっぱいやったんだけど、今LINEのブロック率ってどうですかというのを伺いたいです。

◎企画政策部長（久貝順一君）

LINEのブロック率についてお答えいたします。

直近のブロック率なんですけども、令和6年9月17日、昨日時点なんですけども、5,937の方がブロックをしております。登録者数2万1,657人の約27.4%となっております。

◎砂川和也君

それ前回聞いたとき24%だったんで、上がっていますんで、せっかくLINE、結構いい受信設定できて、要らない情報が来なくなっていたりとか、結構いろいろありますので、できればもうLINEブロックをやめてください広告、LINEブロック解除してください広告を、だって4人に1人がブロックしていますよ。せっかくいいLINEを、いい機能を追加してやっているのに、4人に1人がブロックしていると、やはり実効性、有効性がないので、このLINEのブロックというのを解除するということは積極的にやっつかないと、LINEのせっかくつくった、頑張ってやったと思うんです。結構いいですよ、あれ。不法投棄通報できたり、気をつけてください。あれ不法投棄だけではなくて、いろんなの来ると思っていますから、気をつけてくださいよ。あれ使ったら、道路直してくださいとかも言えるではないですか。だから、気をつけてくださいよ。でも、すごくそういうふうな双方向になっていくというこれからの時代ですので、いい取組だと思いますんで、できればこのブロック解除率というのを新聞広告と、ただ結構新聞見ない人も多いですよ、やはり。集合住宅世帯ってなかなか新聞取ってはないんじゃないですか、やはり今。なので、結構この集合住宅世帯、若い世代というほうがブロックしていると思うんで、変な話、飲

食店とかにブロック解除してくださいとかチラシ作って置いたほうがいいんじゃないですか、本当に。だって4分の1以上がブロックしているって、これ一企業だったら大変なことだと思いますよ。怒られると思いますよ、もし社長とかにこれが、自分の公式LINEがこれだけブロックされているということになったら。なので、ぜひこのブロック解除広告をよろしくお願いします。

時間がないので、次に行きます。道路行政についてです。市道B44号線の逆走の対策を伺う。ここ場所はアツママ御嶽の裏のほうとか、喫茶ガジュマルの裏の道とか、ホテル385の裏のほうの道になります。ここの一方通行が結構、アツママ御嶽のほうから池城健議員の実家のほうとか、そこら辺も一方通行が多いんですけど、逆走している車がよく見られます。私も結構、ここ知り合いがいるんで、よく行ったりするんですけど、見ると、レンタカーではないのもよく見ます。ということは、常習犯がいるそうです。市民の方たちによると、レンタカーではないというものも多い。結構トラックとかダンプとかも逆走しているという、そういうことがあったって聞いているので、ここ小さい子供とかも結構いたりするので、ぜひ対策をしていただきたいなと思います。どういう対策をするか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

一方通行の逆走の対策としましては、公安委員会が設置できる標識と道路管理者で設置する路面標示などがあり、関係機関と協議をし、逆走対策を実施したいと考えております。また、道路沿いにある駐車場の事業者等に対しても道路に進入する前の矢印等の設置についてお願いをしてまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

やはり逆走が多いということで、西里通りももうここ真っすぐだよというぐらい矢印引いていますんで、もう絶対逆走させないぞぐらいの勢い感じますんで、あれは市道というお話なので、もうそれぐらいできるのかなと思ってしまいますので。やはりなかなか標識が見つらいという、昔と違って今いろんなホテルができたり、駐車場ができてたりして、そこから出るときに、右に行っているのか左に行っているのか分かんないみたいな方もいるというお話なんですけど、結構ここ、レンタカーではない普通の車のナンバーという形なので、結構常習犯がいるみたいなので、その辺を徹底的に対策取っていただければと思います。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで砂川和也君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後零時04分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎西里芳明君

9月定例会につき、通告したとおり順次質問をしていきますので、当局の皆さんの誠意あるご答弁よろ

しくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてでございますが、座喜味一幸市長が市長に就任されて3年8か月がたちました。市長自身として3年8か月をどのように評価しているのか。市民所得10%アップとか、誰一人取り残さない社会づくり、地域の均衡ある発展のためとか、いろいろ公約がありましたけども、市長はそれをどのように自分自身でどれぐらいの評価をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

私が第5代宮古島市長に就任してから3年半以上が経過し、これまで市民ファーストを基本姿勢に、公約として掲げた10項目58施策の推進に取り組んでまいりました。公約の進捗状況について検証した結果、目標を達成している、または取組が順調に進んでいるものが、58施策のうち42施策については順調にしていると思っております、おおむね7割以上の公約の達成を見ているものというふうに思っております。公約の達成に向けて、多くの分野で取組を邁進した結果が反映されているというふうに思いますし、職員も含めて市民の協力のたまものというふうに思っております。

◎西里芳明君

今、市長は公約の7割が達成しているとおっしゃっていますが、やはり1期目は種をまいて育ててという市民の思いがあると思いますけど、7割という達成感、それを踏まえて、市長は残りの3割はやはりまだ達成していないということですので、それを踏まえて2期目に出馬する考えはないのかどうか、市民に向けてよろしく申し上げます。

◎市長（座喜味一幸君）

成果の進捗の評価についてはいろんな見方があると思いますが、私よりは職員のほうが査定が厳しくて、私は横の連携等も含めるともっとうまくいっているのではないかと思うものもCとかつけられていまして、その辺は素直に評価すべきものだ。最終的には議員を含めた市民の皆様が評価するものだというふうに思っております。

もう一つ、大きなトータルとしての話では、市民所得10%向上ということにおいても、議会からも厳しい指摘を受けていたんですけども、市民所得10%向上に向けた宮古島の地域循環型経済をどう構築するかという中において、検討委員会等含めて宮古島市が今後どのようにして経済の漏れをなくしていくか、あるいはどの部分を強化するかという産業ごとの課題も見えてきておりますので、これまででない画期的な宮古島市の経済ビジョンというか、その方向性が見えてきたかなというふうには思っているところです。

西里芳明議員お尋ねの2期目はどうするのという話なんですけど、後援会などの意見を賜りながら、今検討いただいておりますので、しっかりと適切な時期に判断していきたいというふうに思っております。

◎西里芳明君

やはりその3割のやり残しというのは、市長にとっては、市民目線で見たら、やはりやり残しがあるというふうな見方があると思う。後援会の意見も聞きながら、支持者の意見も聞きながらという話なんですけど、もうちょっと明確にやはり市民に向けて、私はやり残したことをまだやるんだよというところを聞かせてほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎市長（座喜味一幸君）

あんまりあおらんでください。公約の件に関しても、しっかりと後援会含めて応援していただいた人に

も、これはここまで来たぞというような話等もしながらご理解を求めていくというような作業等もありますから、しっかりと後援会含めて応援をしていただいた人々、関係市民の皆さんに丁寧な説明をしながら判断していくべきだというふうに思っておりますので、ご理解ください。

◎西里芳明君

市長、別にあおっているわけではないんですよ。やはりやり残しは、もう一回選挙に打って出て、やるんだという心意気がないのかという話をしているだけであって、市長の考えがまだまとまっていないらしいので、その辺はまた考慮していただいて、やっていただきたいと思います。

次に参ります。6月定例会で我如古三雄議員の質問の中に、台湾有事の際は宮古、八重山の皆さんは九州4県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県へと発言をされていますが、これ本当にそれでいいのかなという思いが私にはありまして、先島諸島の皆さんが12万人という中で、これやはり60歳以上、50歳以上の方々は島を捨ててどこに行くのかという思いがあると思うんです。有事が起きた際に、ではもう宮古島も石垣もみんな捨てて九州に行きますよと、その明確な答えが見えないわけ。熊本県とか福岡県に行ってもどんな生活が待っているのか。例えばアパートに入れるのか、避難所みたいなところか、体育館でいなさいよとかという状況になってきたらもう年寄りの皆さん、これ有事関連死につながることもあると思うんです。だから、その辺も、簡単にそんなに九州4県に行くよという答えではなくて、どういう状態になって、こうなったらこうしましょう、ああしましょう。施設入所者、高齢者や小中学校、高校生の皆さん全部、では行くんですかとなったら、親御さんも行かんとならん。でも、やはり高齢者、自分の島を捨てて2年も3年もしますよということになった場合に、それ宮古島に戻ってこれますかということも考えながら、市民に知らせるべきことをやるのが先決ではないかなと思うんですけど、当局の考えをお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

有事の際の避難場所についてのご質問にお答えいたします。

去る6月3日に熊本県で開催されました九州地方知事会議で、政府案としまして先島5市町村の具体的な避難受入先を示し、その中で宮古島市の避難受入先としまして、西里芳明議員ご指摘の福岡県、宮崎県、鹿児島県、熊本県の4県としたところでございます。これは令和4年度から実施しております沖縄県国民保護意見交換会の一連の流れの中での取組と考えており、あくまで一つの想定として示しているものだと理解しております。政府案を受けまして、九州地方知事会議では、本年度中に避難開始から1か月の間に必要となる輸送手段や受入れ施設の確保に関する初期計画を策定することとし、知事会会長の宮崎県知事は会議後の会見で「想定や検討すべき課題は多い。避難計画をつくり、何年もかけて肉づけする作業のスタートになった」というコメントを発表しているところでございます。

◎西里芳明君

今総務部長が今年度中とか言っているんですけど、これやはり市として市民への説明義務から説明会をやるべきだと私は思うんです。会場にはやはり宮古島市民が入り切れないから、宮古テレビなども利用しながら、ネット配信もしながら、それ市民全員からの意見を聞いて、どうあるべきだというものをやるべきだと思うんです。その辺どうでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

西里芳明議員ご指摘の住民に説明するということが大事だというふうには考えております。住民への説

明につきましては、規模、実施方法について今検討しているところでございますので、その在り方に向けてしっかり検討して、会が開けるように検討してまいります。

◎西里芳明君

先ほども私申し上げたんですけど、やはり60歳以上の方々には避難場所に行っても仕事もないんだよね、多分。もう年だから、見つかる仕事もないと思う。これやはり宮古島で農業をしながらとかという考えを持っていても、そんな甘いもんじゃないと皆さんはおっしゃるかも分らんけど、やはり農業している方、商売している方、銀行員の方、みんな、学校の先生、これは全部そろって行くのか。私は、そんな悠長なことをやっていたらもう間に合わないと思う。結局、空港と港を押さえられたら、これは終わりなんです。何のために、では自衛隊をそこに配置したのかということもやはり宮古島市民に対する説明責任があると思う。私が考えるに、やはりその地域地域、城辺地域、上野地域、下地地域、伊良部地域、平良地域、その人口の半分ぐらいが入れるようなシェルター造り、それもやはり先駆けていかないと、これももう本当に、はい、始まりました、何にもございませんとした場合に、これ対応できないと思うんですけど、その辺、総務部長、よろしくをお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、令和4年度から実施しております沖縄県国民保護意見交換の中では、あくまでも観光客を含む全住民の島外避難を想定して検討を進めているということでございますので、現段階では、島民を残して生活を維持していくようなことは今のところは想定をしていないというところでございます。

◎西里芳明君

総務部長、そんなことを言っていたら、もう何も残らなくなる。やはりこれ島の人口を守る、市民を守るのは当局の仕事です。国も県も市もみんな思いは一つだと思います。だから、ぜひとも、もう有事が始まりました、私は有事はないものと信じてはいるんですけど、始まりました、はい、用意ドン、スタート、行きました、途中で空港もやられました、港もやられました、残っている皆さんどうなるんですかということ。やはり市長、これシェルター造りましょよ。何とかしてシェルターを造って島を守るべき人たちをそこに置いてあげなきゃ。どうですか、市長。

◎市長（座喜味一幸君）

避難計画そのものに対しては、石垣で多分地元説明会が行われておりまして、今ちょうど西里芳明議員がおっしゃっていたような市民の不安、そういうのがどんどん出てきたと思っております。私もまだまだ核心に迫る議論が進んでいないのかなというような、現場サイドの実態というものがまだ計画に反映されていないなというふうに思っておりますが、国は横の連携を取りながら、内閣官房が頭になりながら一応計画を立てておりますから、全体が動く話から動いた後の生活のありよう、それから社会的な、病気だとか、高齢者だとか、そういう人たちをどうするか、それから緊急事態における避難の指示はどういう状況で時間的にはなされるのかとか、課題がたくさんあります。私も、九州、山鹿市の市長がおいでいただいていたので、九州のほうが私どもの宮古島の受入先にもなっておりますので、どうぞよろしくという話で、そのときは、その事態が生じた際はどうぞよろしくという話しかできなくて、向こう側のどのような形で受け入れる体制をすればいいのかなというような具体的な話が見えないというふうな部分がありますので、その辺がようやくスタートに立ったと宮崎県の知事おっしゃっていたんですけども、詰めていくべ

き課題がたくさんある。そういう中で、西里芳明議員おっしゃるシェルターというものの必要性、そういうものも議論されていくのかなと思っております。

◎西里芳明君

でも、やはり悠長に構えているとできなくなるから、やはり九州4県の皆さんとも相談をしながら、それぞれやってこれから避難所設備もやるんだ、どうするんだ、シェルターはどうするんだというのも前もって前向きに検討して頑張っていないと、これ危ないと私は思いますんで、どうぞよろしくお願ひします。

次、参ります。観光行政と書いてあるんですけど、これ新城海岸の民有地を企業が買い取りまして開発事業を計画しているようですが、開発に対する説明は市には県からあったのか、また企業からもあったのかどうかお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

本市においては、面積が伊良部島では1万平方メートル、それ以外の地域では3,000平方メートル以上の建築物、特定工作物の建築を目的とした開発行為を行う場合は、都市計画法第29条第1項の規定に基づく許可申請が必要となります。令和6年9月時点での当該地域における開発行為の許可申請はございません。

◎西里芳明君

建設部長、この開発行為はまだ申請されていないということによろしいですか。私がこの質問を取り上げたのは、上地堅司議員と元のシギラビーチに見に来いと言う市民がいて、こういう状況になっているから、それって市民入れないよねと。だから、新城海岸もやはり企業が開発するのであれば、元のシギラビーチみたいなことがないようにと思って、あらかじめそういうことを聞いておけば、市としても意見が言えるのではないかなということ。3,000平方メートルは県がやるとか国がやる、開発許可が必要だとか言われても、市民はそんなの分からない。海に入るときに、そこが封鎖されてしまったら市民は利用できません。今でも新城海岸、夏場になると、これもう車止められない、駐車場ないから。そういうところを考慮して、開発する許可を出すときには、市民の意見も踏まえて開発してくださいよと思っているんですけど、建設部どう思っていますか。

◎建設部長（川平陽一君）

西里芳明議員のご指摘に対しましては、沖縄県では海浜を自由に使用するための条例が制定されており、第6条において、事業者の責務として、公衆の海浜を利用する自由を尊重し、配慮すべきと定めております。開発事業を行うに当たっては、本条例を遵守する必要があると考えております。

◎西里芳明君

建設部長、そういう話ではないよ。企業は条例に基づいてやる、それは分かる。でも、やはりそこにもうこんなでっかいものができました、車止める施設もございません。では、上から下まで歩いて海に入りますか。だから、その辺を考慮してくださいということなの。今、宮古島の周辺一帯全部もう観光地化して、市民が自由に入れない。皆さんそれをどう思うんですかという話なんだよ。だから、結局、宮古島市で生まれ育って、私たちの海ですよと思っているのに、全部観光地化して、それはもう売却した、市有地も売却した、民間も売却しました、売却したら、それもちろん買った人の自由かも分からん。でも、その海浜には誰も自由に入出入りできる規定があるといつて、入っていったらそれ迷惑そうな顔をして見

るんですよ。だから、その辺を企業ともちゃんと立派に話し合っ、こうしましょう、ああしましょうと
いうことをやってくださいと。市民が難儀するような、不便になるようなことやらないでくださいと言っ
ているの。その辺もうちょっと答えてもらえませんか。

◎建設部長（川平陽一君）

西里芳明議員がご指摘のように、開発行為によって島民が海に入れられない問題が発生している箇所は現在
もあると考えております。その対策としましては、やはり県の条例が定められておりますので、開発行為
を行う業者に対しては、県の条例を遵守するように市としても伝えていきたいと考えております。

◎西里芳明君

よろしく申し上げます。市民が不利益を被らないような開発をしていってください。よろしく願いま
す。

次に参ります。農業行政について。除草剤や農薬等の廃ボトルは購入した個人が産業廃棄物処理場に持
って行って処理することとなっているようですが、JAの各資材店で回収してそれを処理することはでき
ないのかということをお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業生産で使用した廃棄物は、確かに廃棄物処理法で自らの責任において適正に処理する義務がありま
す。これまでも市には、高齢農家の方々を中心として、JAの資材店で回収できるような仕組みができな
いかという相談が度々寄せられておりました。そのことを受けまして、市担当課では昨年、南城市やJA
が一緒になって回収している取組を視察したところでございます。そして、戻ってまいりまして、課題解
決に取り組むために、県とJAと産業廃棄物処理事業者など関係機関で組織した宮古島市農業用廃プラ
チック適正処理対策協議会を去年の7月に設置して、今後の処理方法をどうするかという議論を始めてい
るところでございます。現在、3月に産業廃棄物処理事業者が免許取消処分を受け、2社あった処理事業
者が1社のみとなったことや、その1社の破砕機の修繕等により受入れを停止したことなどにより、協議
が一旦ストップしております。今後は、処分場再開の状況を見ながら、処理方法の確立に向け協議を継続
することを確認しておりますので、JA、産業廃棄物処理事業者と共に資材店等で回収できるような取組
を進めていきたいというふうと考えております。

◎西里芳明君

農林水産部長、取組をしていきたいのは分かる。でも、今そういったものを回収しないと、やはり不法
投棄、宮古島でよくある不法投棄の問題これが増えると思うの。だってもう一々産業廃棄物処理場まで個
人で持っていけない農家、年間何本出るんですかと。これ1農家当たり1町歩で30本ぐらいしか出ない。
大体普通の農家が1町歩5反ぐらい畑あると思う。大型農業者は10町歩とか15町歩とか持っている方もい
るけど、それをやはり個人で持って行って捨てなさいよ、さあ、たまりました、持っていきましょう、面
倒くさいなということで、みんな持っていかなくなるんだよ。だからこそ、農薬の料金をちょっとでも上
げてでもJAで販売しているところが引き取っていただいて処理をしてくださいというお願いなんだけ
ど、それ今検討しても、いつまで検討するのかということも含めて答弁してもらわないと終わらないです
よ、これ。よろしく申し上げます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市としても、JAで回収していただきたいということでいろいろと話を進めているところでございますけれども、現段階で明確な時期を言うことはできないんですけども、協議会で早めに処理できるように、確立できるように取り組んでいきたいと考えております。今年度からJAと資材販売会社2社も処理費用の一部を負担していただけるということになっておりますので、取組は少しずつ進展しているということでございます。

◎西里芳明君

農林水産部長、時期は明言できないといっても、やはりこういうことを順次速やかにやっていかないと、そういったものの不法投棄ごみ減らない。だから、そうやって産業廃棄物処理場も1か所閉まってしまったんだけど、それって不法投棄ごみ増えていないですか。そういう思いもするんですよ。

では、この問題は別にして、2番の農業用廃ビニールについて。現在、葉たばこ農家、施設園芸農家の皆さんが廃ビニールの処理に困っていると、産業廃棄物処理場が引き取らないというふうな一般質問通告書を書いたんだけど、産業廃棄物処理場がもう引き受けることになったという話になっているようですが、今、ではそれはいいとして、来年度はどうするか。再来年度はどうするか。産業廃棄物処理場が、いやいや、もうこれ以上引き取れませんかとなった場合に、それをどのように考えているんですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

西里芳明議員がおっしゃいますとおり、葉たばこ農家、あと施設園芸農家の廃ビニール処理に苦慮している状況は市のほうとしても承知しておりまして、先月21日に県環境整備課に現状を説明いたしまして、同23日には沖縄県宮古保健所とも協議し、9月9日から市内の産業廃棄物処理事業者で受入れが可能となっております。これは、この産業廃棄物処理事業者の受入れの際、機械の故障があったということで、機械の故障修繕の時期と葉たばこ農家などの廃ビニール排出時期が同時期になってしまったために、限られた保管スペースしかなかったということで、一時期受入れを停止していたということでございます。市としましては、その産業廃棄物の処理事業者と県環境整備課、宮古保健所と調整を行いまして、産業廃棄物業者で受入れを行い、現在、施設内での保管が厳しい状況を踏まえ、平良の最終処分場の一角で一時的に保管することで対応しているところです。これは、産業廃棄物事業者の受入れについては、機械の故障がなければ通年受入れ処理は可能ということです。

市内には、廃ビニールや廃プラスチックなどの産業廃棄物の処理に関しまして、引受けをしている事業者は、登録されている事業者は4社、実際引受けを今している事業者は3社でございます。民間事業者の事業活動についてですけれども、これは宮古保健所のほうに問合せをしていただければ、どこが引き受けますよというアナウンスはしてもらえenと思いますので、宮古保健所のほうに一度ご確認いただきたいと思います。市の衛生施設課のほうにご連絡をいただきましても連絡先などはご案内できるものと思いますので、よろしく申し上げます。

◎西里芳明君

環境衛生局長、機械の不具合があったから一時的に停止したと。では、今年度は機械の不具合があったから遅れただけであって、来年度も再来年度も農家の皆さん安心して大丈夫ですよという話でしょうかね。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

県の環境整備課のほうに状況を確認しております。現在の機械の不具合により修繕も行っている、新し

い機械も導入準備であるという話を伺っておりますので、安定して処理ができるのではないかと考えております。

◎西里芳明君

その処理する機械ってどういう機械なのか。これやはり焼却しているのか、刻んでやっているのかということをお教えしてもらえませんか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

宮古保健所から頂いている資料によりますと、廃プラスチックに関しましては、焼却を行っている処理施設が1か所、破碎をしている事業所が1か所、圧縮切断をしている事業所が1か所ということになっております。

◎西里芳明君

各施設が焼却したり、破碎したり、やっているというんですけど、市長、これからの農業環境づくりに関しては、やはり市が焼却装置を導入して、もう何も心配要らないんだよと、これから農業やったら毎年焼却できるんだからという、焼却処理場の建設は、市長、考えていませんか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

すみません。先ほども申し上げました。廃ビニール、廃プラスチックなどの産業廃棄物の処理に関しましては、市内に既に処理事業者がおりますので、市といたしましては、その民間事業者の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、受入れを行うという予定は現在はございません。

◎西里芳明君

環境衛生局長、だからこんな小さな宮古島で、産業廃棄物処理場でそういうふうにもうばんばん埋めて、埋めてって、では今度島に産業廃棄物処理場だらけにならんかという心配もあるのよ。だから、その焼却施設を、個人の企業に対して、それができるできないとかの話ではなくて、そうしましょうよという話なの。ぜひとも考慮してやっていただきたいと思います。

次に参ります。教育長、今度はもう宮古島市で選抜高校野球、夏の甲子園の予選、たくさんある宮古島の野球場を利用して、県の高校野球連盟と打合せをしながら、大会を宮古島に持ってこれないか。これは別に毎年それをやるという気持ちはないですよ。子供たちのこれからの成長、小中学生の、現場で野球を見て育った子供たち、テレビで見るのと大違いだと思う。だから、毎年宮古島でやれとか、5年に1回、石垣でもそれやるんだったら、やらんといかんと思いますけど、教育長、どうですか、それ。高校野球連盟と連携しながらできませんか。

◎教育長（大城裕子君）

高校野球春の選抜、夏の甲子園の県予選大会の宮古島開催の件について、教育委員会から沖縄県高校野球連盟に問い合わせたところ、大会会場は外部から球場内が見えないこと、また入場料が確実に徴収できるような球場であることとなっており、沖縄本島でも開催球場が限定されているということでした。また、多くの学校が参加するため、遠征費等の予算の問題もあり、ほかにも生徒側からは本島で開催してほしいという声も聞かれるそうです。これらの理由により、離島での開催の可能性に関して、この場で即答することは大変難しいのですが、様々な条件をクリアした上で検討していきたいと考えているところです。

高校野球は教育の一環です。平和で民主的な人類社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を

目的としております。県大会の全てではなくても、一部の試合、準決勝、決勝であるとか、そのような試合を誘致することは大変意義深いことだと考えております。可能性があるかどうかということも含めて今後検討ということになりますけれども、宮古島で開催ができればと思っているところです。関係部署とも意見交換をしながら検討してまいりたいと考えています。

◎西里芳明君

やはり高校野球の県予選、離島でやるのは難しいという話で。でも、入場料が発生するとは私知らなかったです。プロ野球は入場料を取りますよね。高校野球は入場料を取るんですか。だから、宮古島でやるからにはやはりそれなりの答えを持っていかんといけない。結局は子供たちが生で高校野球の予選が見れる、高校野球ってこういうふうなプレーしているんだね、中学生、小学生は。テレビで見ると、打ったところとか、取ったところしか見えないよね。前もってどういう準備運動しているんだなというのが一目瞭然で分かるわけよ。宮古島市の子供たちの成長を促すために、ぜひともやっていただきたい。だから、子供たちは、小中学生はじかにそれを見に行くことができないわけ。親御さんが自分の兄弟がいるとかで連れていってもらえる方はいるはずなんだけど、やはり実戦を見て初めて成長できる。この間の新聞に載っていた宮古島の3高校にボールを寄附した方がいたではないですか。ぜひとも甲子園に行ってくださいと。そういうのをやっぴながら、結局まだ甲子園に宮古島から行っていない。1回だけ決勝で敗れたことがあったんだけど、そのときも大臣が先か、甲子園が先かと。もう大臣沖縄から2人も出ていますけど。宮古島の子供たちを成長させるためにも、そんな頻繁には言いませんよ。だから、わざと5年に1回と書いたんだけど、やはりそういうことをやって、高校野球連盟としっかり検討してやっていただければと思いますので、教育長、頑張ってやってください。よろしくをお願いします。

◎教育長（大城裕子君）

8月に開催された離島甲子園でも、宮古島から参加した子供たちが準優勝という快挙を遂げました。地域の皆様のご支援、ご協力により、宮古島の野球球児たちが日々成長しております。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。宮古島市といたしましても、離島甲子園の支援はもちろんのこと、高校に入ってすぐ硬式野球に慣れるようにということで、宮古島ドリームズへの支援も行っているところです。また、高校野球夏の甲子園の県大会が宮古島で開催されるとなると、宮古島の子供たちにとっても大いに学ぶところがあると思いますし、技術向上にも大きく役立つものと思います。ただ、令和6年度、今年度の夏の甲子園沖縄県大会には66校から60チームが参加いたしました。受入れ体制が可能かどうかということも含めまして、選手だけでなく、ご家族の方、関係者、そしてまた報道関係者もいらっしゃるかと思えます。多くの課題があるかと思えますので、それらを整理しながら検討してまいりたいと考えています。

◎西里芳明君

教育長、ぜひとも高校野球連盟とも連携して頑張って、1度でもいいから宮古島市に春の選抜、夏の甲子園予選会が行われるように頑張ってってください。よろしくをお願いします。

最後の質問に参ります。もう毎回毎回城辺トレーニングセンターの話をやっているんだけど、生涯学習部長、もうこれは副市長に頼むかな。いいですよ。解体工事、新築工事、副市長、あなた城辺のご出身だから、ちゃんとやって、もう明確な時期を教えてくださいませんか。これもうそのまま3年も4年もほったらかしで何もやらないというのは、先ほどの市長の均衡ある地域の発展、それも危うくなってくると思い

ますけど、どうですか。

◎副市長（嘉数 登君）

当該施設については、これまでの議会でもいろいろと答弁させていただいてきておりまして、財産処分に係る手続が必要だということですが、これも教育長のほうにおいて県といろいろと調整をさせていただいておりますので、早期にやっていきたいということと、ではその後利用はどうするかという観点からだと思っております。現在、市では、旧町村地域等において、地区ごとのにぎわいの拠点を創出し、活性化を目指す地域賑わい創出事業に取り組んでおります。これ昨年、城辺地域で意見交換会も1回開催をさせていただいております。今年度は、にぎわいの拠点創出に向けた基本計画の策定を目指しております。各地域の皆様へヒアリング等による意見交換を実施しながら作業を進めております。ワークショップ等々開いておるといところです。今後の策定作業における意見交換等において、地域の皆様から城辺トレーニングセンター跡利用についての要望が上がりまして、取り組むことについてコンセンサス、共通理解が得られましたら、にぎわい拠点整備の中で整理していくことも検討したいというふうに考えております。その際に、これはもうお願いになるかと思うんですけども、単に何か造ってくれとか、何かは市で考えてくれということではなくて、ぜひともやはり地域住民と一緒に考えていきたいんです。というのは、一過性の施設ではなくて、一旦造ると長年にわたりやはり活用していただかなければいけない。何か施設を整備すると、維持管理を含めて大変なコストもかかるということもございますので、ぜひ地域住民の方から、こういった施設があれば地域の課題の解決あるいは活性化につながっていくというような意見をいただきまして、けんけんがくがく議論をしまして、ぜひとも実のある計画にしていきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

議長、城辺トレーニングセンターのにぎわいの創出、これまでみんな飛んでいっているけど、これ通告外ではないよね。ですから、この間も言ったでしょう、副市長。城辺地域をどうやって活性化するかということで、トレーニングセンター、改善センター、給食センター、福里第2市営住宅を中心としたまちづくりをやってくれとお願いしたわけ。そしたら、結局城辺地域に若い者が入れないから、だんだん、だんだん衰退していくから、城辺トレーニングセンターを中心として、解体をして新築工事をして、そこをにぎわいのまちにしてもいいし、道の駅にしてもいいんですよ。だから、その辺も城辺地域をそうやって変えていってほしいということが第一の望みです。だから、期限を明記してくださいと言ったんだけど、これ明記できないと言っているんだけど、これもう4年以上もほったらかしですよ。総合体育館もあと5年ぐらいほったらかしたらどうですかということになり得るといことなんです。よろしくをお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

期限の明示をと、大変厳しい質問ですけども、おっしゃっているようにトレーニングセンターだけを考えているわけではなくて、地域の住民からも城辺改善センターとその周辺のエリアを一体として連帯して連携施設の活用できないかということもございますので、そこはしっかりと検討していきたいということと、何も我々は城辺トレーニングセンターだけを考えているわけではなくて、城辺地域の活性化といひますか、にぎわいという意味では、若者がなかなか住みづらい環境になっているということもありまして、今日午前中質問もありましたけども、市営住宅の地域対応、活用ということも取り入れながら、いかにし

て若い人あるいは活力を当該地域に持っていけるかということを検討しておりますので、可能な限り前倒しでできるように頑張っております。

◎西里芳明君

副市長、やはり我がまち城辺はもうだんだん、だんだん衰退していっているので、副市長の秘策をもって城辺の衰退を避けていってほしいなと思います。

これで私の9月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで西里芳明君の質問は終了しました。

◎仲間誉人君

議員番号12番、仲間誉人です。通告に従いまして、早速ではありますが、一般質問を行ってまいります。よろしく願いいたします。

まず最初に、1、地域行政について。伊良部大橋が来年、2015年1月31日の開通から10年を迎えます。開通10周年を記念した式典の計画はあるか伺います。

◎副市長（嘉数 登君）

平成27年1月に供用が開始されました伊良部大橋ですけれども、開通時に建設工事の主体であった沖縄県が伊良部大橋開通式実施本部を設置いたしまして、市や地元関係者等と連携して開通式典、それから祝賀会等を開催した経緯がございます。伊良部大橋の管理を所管する沖縄県宮古土木事務所に、来年、供用開始10年を迎えるに当たり、式典やイベント等の開催予定があるか問い合わせたところ、その計画はなく、仮に要望があったとしても現時点で関連する予算確保は厳しいとの回答をいただいております。これは、所管する県で式典を実施する意向がないことから、市としましても式典やイベントの開催は現時点では難しいのではないかというふうに考えております。

◎仲間誉人君

伊良部大橋が県の所管であるから、県の予定がないということで、本市としても予定はないということの答弁だと思いますけれども、宮古島市において、伊良部大橋の開通後、2014年の入域観光客数43万人だったのが、2023年、令和5年度の入域観光客数93万8,178人、50万人も増えております。これ大変な数字だと私は理解をしております。様々な経緯はありながら、下地島空港の開港や経済の活性化についても、橋の開通に伴った宮古島市への恩恵は多大なものがあると私は考えております。であるにもかかわらず実施をしないという方向に至っているという認識を私は持って、先ほどの答弁を聞いて思っておりますけれども、その伊良部大橋の開通に向けた最初の動きをしたのが現在の宮古島市、旧伊良部町であるわけです。1974年に当時の伊良部村長、川満昭吉氏が離島苦の解消を沖縄開発庁長官に口頭で訴えたことから要請活動が始まったとされております。そして、1990年5月には、伊良部商工会の主催で第1回伊良部架橋早期実現爬龍舟レースが開催されております。以後十数回、伊良部島の佐良浜と平良、パイナガマの区間を往復15キロをコースにレースが実施されております。早期実現へアピールするなど、橋の開通に向けては旧伊良部町を挙げて取り組んできたという経緯があり、来年の1月31日に10周年を迎えるわけですけれども、市として10周年を記念した事業、イベントなどに取り組む予定がないということでもありますけれども、島の若い方々が開通10周年を記念してイベントを実施したいというような話も聞いております。その中で、

実現に向けてアピールをしてきた爬龍舟レースを復活させたいと、そういった話も上がっているようです。市として事業をやらないのなら、その若い皆さんに実行委員会でも立ち上げていただいて、そこに補助をする、支援をするとか、そういった考えはあるのか、当局の考えをお聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

仲間誉人議員ご指摘のとおり、この伊良部大橋は単なる大橋ということだけではなくて、宮古経済の発展に大変大きく寄与している、それから起爆剤になっているというふうに認識しております。

これまで架橋開通の周年式典、それからイベント等の開催について調べてみたところ、例えば池間大橋、これは2012年2月14日に、これは実行委員会方式で開催をされております。池間大橋開通20周年記念祝賀会ですね。それから、2022年には、同じく実行委員会ですかね、これは、いけま島おこしの会というところが池間大橋開通30周年記念式典ということをやっております。島外に目を向けますと、古宇利大橋、これ今帰仁村ですけども、こちら今帰仁村観光協会というところが主催しております、2015年に古宇利大橋開通10周年式典を開催しております。仲間誉人議員ご指摘の事業主体である県が実施しないから、では市はしないのかということでございますけれども、こういった過去の池間大橋での開催、実行委員会方式でありますけれども、そういう市と地域が連携して、共同して開催できないかということについて検討していきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

ぜひ連携をしていただいて、支援であるとか、補助をつけるだとか、そういった取組に向かっていただきたいと思います。そういった市としての方向性がないという答弁をいただくと、地域の皆さんはやはり自分たちの地域は捨てられているのではないかと、そういう思いを持ってしまうと私は思っておりますので、実施に向けて動いていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に移ります。次に、2、水産行政について。地域特性を生かした持続可能でもうかる漁業の推進として、第2次水産振興基本計画が作成されております。その水産振興基本計画について質問をいたします。

①、令和5年3月に策定された水産振興基本計画、地域特性を生かした持続可能でもうかる漁業の推進の趣旨を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

第2次水産振興基本計画の趣旨をお答えいたします。

本市の水産業を取り巻く課題といたしまして、漁獲量、漁獲高の低迷、漁業者の減少、高齢化、後継者、担い手の不足などがあり、課題の解消に向けた取組と水産業の振興を図るため、平成24年に第1次宮古島市水産振興基本計画を策定しました。第1次計画から10年目を迎え、計画の検証、評価を行うとともに、新型コロナウイルス感染拡大や日台漁業協定締結など社会経済状況に大きな変化が生じており、これらの変化を考慮しながら、令和5年に第2次宮古島市水産振興基本計画を策定しております。令和13年度までの10年間を見越した新たな水産業の振興の方策と目標を定めるため、本計画を策定しております。

◎仲間誉人君

次に、②、宮古島市における水産業の現状について。ア、海面漁業において、マグロ類は直近3か年を見ると漁獲量がほぼ横ばいではありますが、カツオ漁は年ごとの波が大きく減少傾向にありますと記載をされております。その理由として、尖閣諸島近海での一本釣り漁ができる現状にないことが一因であると考

えます。近年、尖閣諸島近海において一本釣り漁ができない現状について当局はどのように捉えているのか見解を伺います。

◎副市長（嘉数 登君）

尖閣諸島近海において一本釣り漁ができない現状についての見解でございますが、北緯27度以南、沖縄本島から宮古島以西の水域には、日台漁業取決めや日中漁業協定によって、日本の排他的経済水域、いわゆるEEZでありながら、外国漁船に対し日本の漁業関係法令が及ばない水域が設定されておりまして、漁業秩序の維持や安全操業の確保、それから漁場環境及び水産資源の保全等に深刻な影響を与えているものと捉えております。

過去に尖閣諸島近海で操業していた漁船が所属する、これは伊良部漁業協同組合に確認しましたところ、平成28年頃を最後に尖閣諸島近海での操業は控えているとのことでございます。また、カツオの漁獲量については、沖縄県全体として漁船の大型化が進み、大規模な遠洋漁業が海外へ出漁するようになったことから、これは昭和53年に6万5,376トンピークに、令和3年には349トンと大きく減少しております。

一方で、小型船を中心とする近海マグロはえ縄漁の生産性や流通環境が大幅に向上したことや、浮き漁礁、パヤオですね、それを使用した漁業が伸びております。

こうしたことから、本市のカツオの漁獲量が減少傾向にある要因といたしましては、伊良部漁業協同組合からは餌の確保に大きく左右されるとの報告を受けております。そのほかにも、60歳以上の高齢漁業者が全体の50%を超えていることや、燃油高騰の影響もあるものと考えております。市としましては、基幹水産業の支援として、令和2年度よりカツオの餌代として補助金を交付しておりまして、今後も継続して支援していきたいというふうに考えております。

◎仲間営人君

尖閣諸島周辺のことを聞いているんですけども、尖閣諸島周辺海域に中国公船が入っている現状があるから、漁船が行っていない状況が平成28年度からあるというふうに捉えておりますけれども、やはり中国であるとか、宮古島市から沖縄県、国に対してこの現状を訴えなければいけないというふうに私は考えておりますけれども、市長の考えをお聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

先ほどの答弁で趣旨が十分に伝わっていなかったようですので、平成28年頃を最後に尖閣諸島近海での操業は控えているということでございます。このことについて伊良部漁業協同組合等に問合せをしたところ、やはり餌の確保に大きく左右されていることですか、あるいは漁業者が高齢化していること、さらには燃油高騰の影響もあるということで、尖閣諸島近海での操業は控えているというふうに我々は理解しております。

◎仲間営人君

なので、国や県に対応をどう考えますかという部分が、訴えも起こしていかなければならないのではないかと私は申し上げているんです。やはり尖閣諸島周辺の海域というのは、宮古島市、石垣市、行政区域である石垣市の漁師もそうではありますけれども、漁業者の生活の場であります。そして、尖閣諸島周辺海域の安全の確保ができていない現状、漁場の調査というのは私は必要であるかなというふうに考えております。水産業の振興発展において、やはり漁業者の生活の場である尖閣諸島の周辺海域、漁場の調査を

やるのも一つの手ではないかなというふうに思っております。水産振興発展のためには、漁場の調査もやるべきではないかなというふうに考えておりますが、当局の見解を伺います。

◎副市長（嘉数 登君）

尖閣諸島周辺での安全ということだと思いますけれども、一義的にはこれは海上保安庁により安全確保はなされているものというふうに考えております。それから、漁業資源の調査ということでございますけれども、先ほど尖閣諸島周辺での操業は控えているということの理由の中には、高齢化ですとか、あるいは燃料高騰、漁場が遠いということもあって、経済性が伴わないというか、そういうことからあそこを敬遠して、近場のパヤオというんですか、そういったところでの操業に切り替えてきているのかなというところでは捉えております。ただ、宮古島市としましては、水産資源をどう確保していくかという点は非常に重要だというふうに考えておりますので、これは宮古島市だけではなくて沖縄県ともいろいろ相談しながら、どういう手だてがあるか検討してまいりたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

ぜひ県と連携を取って頑張ってくださいと思います。

次の質問に移ります。③、海業センターについて。ア、施設の老朽化について対応を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

海業センターの施設の老朽化についてです。当センターは、昭和60年の供用開始から築39年が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。本施設を活用し、増養殖事業やモズク種つけ事業などを行っており、養殖漁業者にとって本施設はなくてはならない施設だと認識しております。また、水産業の振興を図る上で増養殖業の本施設の維持は重要であることから、今後、施設改築等について、分担金等を拠出していただいております多良間村や3漁業協同組合と宮古地区栽培漁業推進協議会の中で協議したいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

次に、イ、施設運営や海水温、水質の不安定さ解消について当局の考えを伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

水産振興基本計画で課題として挙げられております海水温、水質の不安定さにつきましては、令和3年度において、取水口を海業センターの沖合約500メートルへと延ばし、取水施設及びポンプの整備が完了したことにより不安定な状況は解消しております。しかしながら、水槽内の水温は近年の気温上昇に伴い高温となることが多いことから、水槽内の水位を上げ海水の供給量を多くし、遮光ネットを張るなどの対策をしております。

◎仲間誉人君

施設の運営、水質管理等について、前回の6月の定例会におきましても私、話をしたと思いますけれども、沖縄本島にある中城養殖技術センターに視察した件をお話ししたと思います。そこでは琉球大学が、養殖の課題解決に向けて、あらゆる角度から取り組んでおります。そして、年末には琉球大学の構内に養殖の施設を建設するという話を聞いております。やはり水産課、海業センターも職員の方目を見ていただいて、これからの養殖業の取組に生かしていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。④、基本理念として、地域特性を生かした持続可能でもうかる漁業の推進とあります。根拠について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本計画の理念についてです。本計画の基本理念は、第1次基本計画の中で3つの基軸であります、宮古島市が持っている地域特性を活用する、2番目に、水産業を持続可能なものとする、3番目に、産業として経済的安定性に資するものであることが基となっております。1次計画の3つの基軸に水産庁が示しております水産基本計画のポイントを加え、新たな3つの基軸として、宮古島市の地域特性を生かした漁村の活性化に資する漁業の実施、次に、漁業を成長産業として地域の経済的安定性に資する施策の実施、3番目に、周辺の海洋環境の変化に応じた持続可能な水産業の実施を基に、水産業の現状と課題を踏まえ、10年後を見据えた本市の水産業への思いを込め、理念を作成しております。

◎仲間誉人君

次に、⑤、振興施策の展開について。ア、就業者の確保、育成の具体的な内容について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

就業者の確保、育成の具体的な内容についてでございます。本計画においては、振興施策として就業者の確保、育成を掲げております。次世代へとつながる新規就業者の確保、地域を支える意欲ある漁業者の育成に取り組むべき施策としております。

しかしながら、全国的な人手不足や少子高齢化が進展しており、水産業への人材確保、育成は厳しい状況にあります。先ほども副市長が申し上げたとおり、宮古島市の水産業に関わる60歳以上の漁業者は50%を超えているところでございます。こうした厳しい状況の中を踏まえまして、本振興計画に掲げられています様々な施策を展開して、もうかる漁業を推進し、魅力あふれる産業として、就業者が確保、育成できるように、関係機関と連携して取り組んでまいります。

◎仲間誉人君

答弁で、厳しい状況にあると、60代以上が50%を占めているということでもありますけれども、その厳しい状況に対してどのような具体的な内容をもって取り組んでいくかということをお伺いしているんですけども、再度お願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

水産業の中でもモズク漁師の方は、明確な数値を持ち合わせていませんが、58名から63名ほど増加しているという現状がございます。そういった水産業の中でも海面漁業が厳しい中、養殖業、水産業の振興発展を図っていったら、そこに新規の若者の確保、育成を図っていきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

私が申し上げたいのは、聞きたいことは、各漁業組合、漁業協同組合等に相談窓口を設けるとか、海に関わるものに触れる体験をする取組をするとか、就業者への補助、支援をどうするのかというところを考慮していただきたいなというふうに思っております。ぜひ検討を前向きに進めていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。イ、活力ある漁村集落づくりとして、若者定住促進のための生活支援機能などの整備として、生活支援機能を含め、若者が漁業集落に定住することができる環境を整備しますとあります。

具体的な整備内容について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

活力ある漁村集落づくりに向けた漁業集落の整備についてです。漁業集落の整備につきましては、漁村再開発施設用地等を活用した定住環境の整備を視野に入れながら、漁業者の皆さんと意見交換をしていきたいというふうに考えているところです。

◎仲間誉人君

答弁はこれだけですか。私、提案をしたいと思いますので、よろしくお願いします。やはり漁業集落に定住の促進を図るという意味においては、各漁業協同組合に近い場所であるとか、港に近い場所に漁業者が住める住居の確保、空き家があればそこを活用するとか、空き家を活用することで空き家対策にもつながります。そして、漁業者は漁具を多く保有しております。漁具の保管ができる倉庫も兼ね備えた住居の確保が必要であると私は思っているんです。当局の見解を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

漁業者、若い漁業者の定住に向けては、やはり仕事場に、職場となる海に近いほうがいいというふうに考えております。この漁村再開発施設用地等については、漁民住宅というようなものも建設ができることとなっております。そういう市営住宅、まずどれぐらいの希望があるのか、入居希望があるとか、ニーズがあるかというのを各漁業協同組合の皆さんと確認、意見交換などをして考えていきたいというふうに思います。

◎仲間誉人君

答弁に出た漁民住宅については、石垣市のほうにあるというふうに聞いております。市営住宅建設も可能という前向きな答弁と捉えてよろしいでしょうか、農林水産部長。よろしいですね。それに関連して、午前中の砂川和也議員も話をされておりましたけれども、昨日のニュース、そして今日の新聞報道にありました。市内市営住宅の空き室利用、上野、城辺地区の市営住宅10戸を利用するとしておりました。そちらも連携を図って活用をしていただきたいというふうに思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

住居問題は深刻な状況になっておりますので、建設部のほうとも連携して取り組んでいきたいと思えます。

◎仲間誉人君

ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。次に、ウ、地域資源を活用した漁業集落のにぎわい創出としての施策項目に、漁業集落の伝統文化の継承と景観の創出として、伝統漁法を伝承していくとともに、漁業集落の歴史、伝統文化を継承し、昔ながらの漁業集落の魅力に触れることができる景観を創出しますとあります。佐良浜地域においては、長年受け継がれてきた伝統のアギヤー漁が存続の危機にある現状がございます。アギヤー漁を伝統漁法として残す考えはあるのか、見解を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

伝統のアギヤー漁の存続については、市といたしましても存続をさせたいというふうに考えております。そのために、令和2年度より、伝統漁法の存続を支援するため、追い込み網の更新、補修のための資材購

入、潜水用タンク購入の支援に係る補助金を交付しております。今後とも伝統漁法が存続できるよう支援を継続していきたいと考えております。

◎仲間菅人君

存続支援のための網、タンクの購入補助をしていくという答弁でありましたけれども、人材の確保という点ではどういうふうに捉えているのかお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほども、漁業者が高齢化する中、人材確保は非常に重要な課題だと、大きな課題だというふうに捉えております。アギヤー漁に関して、幾つかのグループを形成して魚を追い込んでいくというような形ですけども、そういう若い人たちが魅力を感じて伝統漁業を守っていくというような取組ができるように、漁業協同組合とも一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎仲間菅人君

アギヤー漁は、グルクンの追い込み漁で捕るという伝統の漁法であります。グルクンは、タカサゴですね、宮古島市の魚にも市魚としてなっていると思います。そのグルクンが捕れなくなるのが現状にあると。漁獲量も年々減ってきている。そこにはアギヤー漁に従事する皆さんが減ってきているという現状があるからこそ、こういった事態になってきているというふうに思っております。ぜひ漁業協同組合、現在の漁業者と意見交換も図りながら、ぜひ早急に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。次に、3、教育行政についての1、こちら新聞記事からの抜粋をいたします。7月30日午前9時頃、伊良部島内にある学校施設の敷地内で死んだ猫の頭部が見つかった。学校関係者が発見し、宮古島警察署に通報。同署が動物愛護法違反の疑いで捜査をしている。また、この場所から直線距離で550メートル離れた場所で猫の胴体と見られる部分が発見されております。その件を踏まえて質問をいたします。市内学校施設への不審者侵入防止、防犯対策としてカメラの設置が必要であると考えますが、当局の見解を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在、学校施設への防犯カメラ設置計画はございません。学校側からの設置要望もないため、警備体制につきましては、巡回や機械警備といった従来どおりの対応を行っていく考えでございます。今後、学校側からの要望があれば、補助金等の活用も視野に、財源確保に努め、警備体制を考慮しながら対策を講じてまいりたいと、そのように考えております。

◎仲間菅人君

今の答弁を聞いていると、要望がないから設置をしないということですか。防犯対策として、子供たちの安心、安全、教育環境を考えるのは教育委員会ではないんですか。どうですか。見解を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

防犯対策としまして、今機械警備あるいは巡回警備を行っております。これでは不十分であると現場が考え、ぜひうちのほうにも防犯カメラを設置してほしいというのであれば、声を聞いて設置に向けて取り組んでいきたいと、そのような答弁でございます。

◎仲間菅人君

防犯のために必要です。設置をお願いします。

次の質問に移ります。次に、2、学校統廃合後の跡地等利用について。①、施設利活用に向けた問合せ、利活用の計画はあるか伺います。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

利活用計画につきましては、令和3年6月に閉校学校施設利活用方針を策定し、その後、施設ごとの方向性を定めた閉校学校施設個別計画を令和4年度で策定しております。

令和3年度から令和6年8月末までに利活用計画等について提出があった件数について、旧伊良部小学校1件、旧伊良部中学校1件、旧佐良浜小学校1件、旧福嶺幼稚園1件、旧福嶺中学校7件、旧来間小中学校4件、旧城辺中学校1件、閉校学校を特定しない件数が8件の合計24件ございました。業種別で申し上げますと、サービス業関係が15件、小売業関係2件、農林水産業関係1件、製造業関係が6件となっております。

現在の取組状況についてでございます。旧佐良浜小学校では、こども園や児童館を含めた複合施設の建設を現在予定しております。旧来間小中学校においては、地元部落会と協議を行っているところでございます。この2校を除く全ての旧学校跡地等には個人有地や共有名義の土地が点在しているため、跡地等利用について時間を要しているのが現状でございます。課題となっている土地問題を早期に解消しながら、今後の利活用計画に取り組んでまいります。

◎**仲間誉人君**

次の質問に移ります。

3、学校統廃合が行われ、現在利用されていない旧校舎を含む土地等について、地域自治会への無償譲渡の考えはあるか伺います。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

学校統廃合が行われ、現在使用されていない各学校施設等については、学校建設当時の学校敷地設定期成会の方々が学校を建設したいという思いで土地購入にご尽力された経緯がございます。

ご質問の学校用地の地域自治会への譲渡につきましては、現在、無償譲渡を行う考えはございません。また、校舎については、建築後30年経過した建物が多く占めており、安全に使用するには多額の費用がかかることと見込まれることから、地域や自治会へ無償譲渡は現在困難であると考えております。今後、学校統廃合が行われ、現在利用されていない旧校舎を含む土地等についての利活用計画があれば、建物は無償譲渡、土地は有償での貸付けという形で、個々の計画について内容を精査、検討してまいりたいと思います。

◎**仲間誉人君**

この土地の跡地等利用、無償譲渡の考えはあるかという質問に対するの答弁で、やはり建物は古い、30年以上経過しているのがほとんどであるかなというふうに思います。答弁で、建物は譲渡、土地は有償の方向、3月に上がってきた旧来間小中学校の件もそうであったかなというふうに思っておりますけれども、私がなぜこの質問をしているのかといいますと、先日私が伺った話があるんですけれども、地域の青年会が利用されていない学校でイベントをしたいと問い合わせたところ、教育委員会に断られたという話を聞いております。イベントを開くことでにぎわいを創出するという考えもあるというふうに思っております。教育長は把握されているというふうに思いますけれども、先日話を聞いているというふうに思いますが、地域の方が地域に残された学校施設、後利用、使っていない施設を利用してイベント、地域を盛り上げよ

うという行動を起こしているのに、利用ができない、このことに関してどういうふうな考えをお持ちなのか、見解を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

この件につきましては、去る9月16日に地元の方から伺いました。それで、翌日、担当部署に確認をしまして、内容を確認の上、使用申請許可するよという指示をしたところでございます。国仲青年会の皆さんが地域を盛り上げるためにイベントを開催したいという旨の使用申請を出しておりました。大変地元の方たちが閉校した学校跡地等を活用して地域のために尽力したいという熱い思いを持って取り組まれていることですので、許可したところでは。

◎仲間誉人君

ぜひ教育委員会の皆さんはご理解をいただいて、地域がどうあるべきなのかも同時に考えていただいて、ぜひ地域の方の利用に際しては柔軟な対応をしていただきたいというふうに思っております。やはり地域の方々、その学校の跡地等利用についての関心は高いというふうに思います。どうなるんだろうと。また、その一方では、何も変わらんだろうという意見もあることが事実であります。地域になるので、地域に譲渡して地域で考えたほうが課題の解決に向けては早いのではないかと私は思っておりますが、当局の見解を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

仲間誉人議員、これは学校施設の利活用についてということでしょうか。跡地等利用についてということでしょうか。基本方針の中では、優先順位として公共利用、そして2番目に行政と民間との共同利用、そして3番目に地域での利活用というところで優先順位がつけられているところです。地域の皆さんがぜひ閉校学校跡地等を活用してこのような取組をしたい、このような事業を展開したいという申出がありましたら、それは教育委員会として大いに共に協議してまいりたいというふうに考えております。どうぞご意見をお寄せください。お願いいたします。

◎仲間誉人君

今の答弁を踏まえた上でですが、跡地等利用については、企業、法人への営利目的での使用をしないようにしていただきたいのですが、それについて見解を、答弁を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

閉校学校跡地等の利用につきましては、先ほど基本方針3番目までをお伝えしたんですが、4番目、その1、2、3がなかった場合、4番目は公募による利活用となっております。それで、今先ほど教育部長からも答弁がありましたように、個人有地、共有有地があることでなかなか公募まで持っていけない閉校学校がございます。その中で民間が活用を申し出た場合に、その土地の問題が解消して整理されていて、地域の皆様の合意形成が図れているのであれば、それはまた検討すべきことかと思っております。地域の皆さんのご理解が得られているか、合意形成が図られているかということは大きなポイントになるかと思っております。

◎仲間誉人君

地域の理解がない利用はさせないという答弁でよろしいでしょうか。お願いします。

◎教育長（大城裕子君）

教育委員会としてはそのように考えております。

◎**仲間誉人君**

これまでの質問項目を踏まえた上で次の質問に移ります。4番目、旧佐良浜小学校跡地等利用については、崩落地域に住んでいる住民や、その他、狭隘道路周辺住民の住居移設候補地として考えているという市の方針検討もあるというふうに聞いております。今回、こども園や児童館を含めた複合施設が建設されるということで、結の橋学園と連携し、伊良部島地域活性化の一端を担うことになるというふうに考えますが、当局の考えを伺います。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

閉校学校跡地等の利用につきましては、令和4年8月に閉校学校施設利活用の意向調査について、各部署へ調査を行いました。各部署から要望や事業計画について調査を行っております。その結果、旧佐良浜小学校の運動場につきましては、こども園や児童館を含めた複合施設の建設を現在予定しております。

ご質問の住居移設候補地、防災集団移転の候補地として市の計画はあるかのご質問ですが、現在のところ各部署から集団移転等の要望はございません。跡地等利用について、ほかの部署から要望等があれば、担当部署へ所管替えを行うなど対応してまいりたいと思います。

◎**仲間誉人君**

この質問項目についても先ほどの項目と重なる部分もありますけれども、地域で地域としての住環境や地域に合った整備、そして活用法を探っていくほうが現実的で、かつ望ましいのではないのかなというふうに考えております。やはり地域を飛び越えて何かを決めるということではなくて、地域と連携をして、地域の同意を得てから許可をする、そして許可をする中においても、企業、法人への営利目的での使用はやめていただきたいというふうに私は考えております。地域の同意を基に物事を進めていただきたいというふうに考えております。当局の見解を伺います。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

先ほどもございました。私たちも、企業とかそういう事業者等が来ましたら、地域同意の下、合意形成の下というのが大前提でございます。ですから、企業が地域へ出向いて説明会を開く、そういったことは大前提として捉えてその要望計画を進めていきたいと思っております。

◎**仲間誉人君**

次の質問に移ります。4番目、福祉行政について。佐和田児童館について。①、敷地入り口門扉の設置はできないか伺います。

◎**こども家庭局長（幸地幹夫君）**

佐和田児童館の入り口の門扉設置については、児童の安全対策、防犯上の観点から、今年度において設置を行う予定となっております。

◎**仲間誉人君**

次の質問に移ります。②、敷地内水たまり等改善のため、アスファルトの舗装はできないか伺います。

◎**こども家庭局長（幸地幹夫君）**

児童館の建物前の敷地は、児童が運動遊びを行う園庭であるため、アスファルトによる舗装はできませんが、敷地内の水たまりの改善については、今年度において現状の真砂土舗装による修復を予定しております。

◎仲間誉人君

アスファルトの舗装はできないという答弁でありますけれども、この児童館については、地域の自治会が主催で盆踊りと敬老会も行っております。子供たちやお年寄りの転倒防止についても、凸凹の状態を改善し、アスファルトを舗装していただきたいという地域の声もありますけれども、当局の見解を伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

先ほどもお答えいたしました、あくまでも園庭であるということですので、アスファルトでの舗装は逆に子供たちの危険があるということですので、現状の真砂土舗装とさせていただきたいというふうに考えています。

◎仲間誉人君

アスファルトの舗装はできないと。園庭であるという。アスファルトの舗装がされていない児童館ってありますか。答弁をお願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

現在アスファルト舗装されているところはあることはあるんですけども、そちらの園のほうからは逆にアスファルトではないほうがいいと、危険なのでアスファルトではないほうがいいという意見もございます。

◎仲間誉人君

こども家庭局長、これ地域の意見なんです。地域がアスファルトを舗装してくださいというふうに言っているんです。地域の意見に沿えないということではよろしいですか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

基本的には園庭だということは大前提ではあるんですが、仲間誉人議員ご指摘のように地域からのご要望ということもあれば、今後どのような対策を取れるか検討してまいりたいと思います。

◎仲間誉人君

ぜひアスファルト舗装に向けて動いていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。③、不審者侵入防止対策について、防犯カメラの設置の考えはあるか伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

防犯カメラの設置については、児童館入り口の門扉設置と併せて、今年度において設置を行う予定となっております。

◎仲間誉人君

こども家庭局長、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。公園行政について。伊良部屋外運動場周辺整備について、①、設置予定の遊具はどのような遊具なのか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

伊良部屋外運動場の周辺は、多目的運動広場として整備計画を作成しております。多目的運動広場を子供広場、健康広場、アスレチック広場等と各エリアに分け、各年代に合った遊具及び健康器具で気軽に体を動かし楽しめる仕様となっております。具体的に、子供広場には児童用の遊具、小学生低学年と高学年の遊具を年代ごとに設置し、遊びのいろんな要素を盛り込んだ遊具及び健康器具を選定しており、安心、

安全で子供たちが十分に楽しめる広場として整備をされる計画となっております。

◎仲間誉人君

確認ですが、大人が使う健康器具ではなくて子供たちが楽しめる遊具ですね。もう一度お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

遊具の特徴としましては、零歳から3歳までは、手の感触、積み上げる、掘るといった運動機能の発達を強化する遊具となります。それと、3歳から6歳までは、好きな色を選んでジャンプ、階段を上る、下りる、輪っかの中を潜るなど、バランス感覚を強化する遊具となります。低学年と高学年については、難易度を上げて、ぶら下がる、ひねる、体の使い方を覚える遊具となります。中高生につきましては、スリーオンスリーバスケットなど、野球やテニスの壁打ちができる遊具の設置を予定しております。

◎仲間誉人君

次の質問に移ります。6番目、市指定の史跡について。1、サバウツガーについて。①、漂着ごみ撤去等の対応について伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

サバウツガーの漂着ごみについては、漂着ごみ撤去に必要な予算がなかったため対応が遅れておりましたが、本定例会で補正予算を計上しましたので、補正予算が承認され次第、速やかに作業に着手してまいりたいと思います。

◎仲間誉人君

この質問については、3月の定例会から質問を、3月、6月、9月と重ね重ねお願いしてきたところ、今回の定例会で予算計上されているということで、ぜひ早急な対応をお願いいたしたいと思います。

時間も残り少なくなってまいりましたので、質問を残してしまって申し訳ございません。次の定例会で質問をしたいというふうに思っております。これで私の9月定例会一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで仲間誉人君の質問は終了しました。

しばらく休憩して3時35分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後3時19分)

再開します。

(再開＝午後3時35分)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎上地堅司君

1日目最後の一般質問をしていきたいと思っております。議員番号11番、上地堅司、9月定例会一般質問通告に従って質問したいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いします。1、宮古島の観光・環境問題について。コロナ禍も収まり、宮古島には観光客も増え、またホテル軒数も増えて、いろいろな問題が起きています。その中

で市長にお伺いします。市長は宮古島の観光問題や環境問題についてどれだけ把握しているか、どのような解決策を考えているか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島の観光問題の認識についてでございます。本市は、観光業をリーディング産業と位置づけて取り組んでいるところでございます。コロナ禍を経て入域観光客数は順調に回復しており、本市の観光産業、飲食産業など多くの分野において活性化していくことで島の経済が発展していくことが期待されております。

また、その一方で、二次交通の課題や、また環境及び市民生活への負荷等も懸念されているところでございます。市といたしましても、宮古島の観光資源であります豊かな自然を守りながら市民生活と調和した観光推進を図っていくことが重要であると考えており、市民と観光客が一体となって持続可能な観光地づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

環境問題についてお答えさせていただきます。

産業廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物に関するそれぞれの責務が明記されておまして、第3条第1項で事業者の責務について示されております。そこには、事業活動に伴って生じた廃棄物については、自らの責任において適正に処理しなければならないと示されているところです。廃棄物の排出者が自らの責任において適正に処理する排出者責任の原則があることから、引き続き事業者に向け適正処理を呼びかけてまいりたいと考えております。

◎上地堅司君

観光問題、環境問題、今言っていたように、本当に今、環境問題でもマルチ、そういったのも、企業のごみも本当に宮古島はごみの島になるぐらいの勢いで進んでいるような気がします。各議員も、砂川和也議員も西里芳明議員もそういった質問をしていますけれども、やはり同じ質問だけで前には進んでいないと思っています。やはりこれは市長の政治力が必要ななと思っていますので、市長はどのように考えているかお伺いします。

◎市長（座喜味一幸君）

宮古島が観光を主な産業としてこれからしっかりと持続して展開していくためには、やはり地域の自然環境、それから地域の人たちの満足度、ゲストが来て、我々島の人がホスト役でありますから、ホストとして頑張るんだけど、来る観光客の満足度を上げていくためには、やはり宮古ブルーと言われるような海を守る、そして地域の文化を守る、そして地域の自然環境をしっかりと守っていく、そこに住む人々が誇りを持ってホストとして頑張った成果がしっかりと還元されていく、これは大変重要なことであります。そういう意味で、今大きく宮古島市の観光客が増えてきて、これがオーバーツーリズムだというようなことでもって市民の心が市民の思いから離れていくような観光であってはならない。これは今後の長い長い課題だと思っておりますから、私たちの島の自然を守る、文化を守る、生活を守る、歴史を守る、これは一体となってしっかりと取り組むべき課題だと思っておりますから、今の制度の中で十分ではないような課題もありますけれども、この辺はしっかりと検討、検証しながら課題解決に当たっていきたいと思っております。

◎上地堅司君

おっしゃったとおり、やはり海、文化、環境、それを守っていくのが私たちの役目だと思っています。そして、今産業廃棄物で困って、先ほども環境衛生局長が言っていましたけども、県の許可がなければなかなか前に進まないという話もしています。やはり市長が県、国に行って今の宮古島の現状をしっかりと把握して訴えるのも市長の役目かと思っておりますので、市長、この件どう考えられていますか。お伺いします。

◎市長（座喜味一幸君）

市でやるべき一般ごみ、それから産業廃棄物等々の産業ごみについては県の所管となっておりますし、大きく変わってくるSDGsを含めて地球環境を守らなければならないという大きな世界の趨勢の中で、特に私たち離島にあっては、ごみそのものというものの問題というのはやはり東京で決めた一義的な法律の下で解決できない課題も多いのではないかと実は思っております、それに関しては、やはり地域には地域の課題としてのごみの処理の在り方、これはもう地元から、自治体からしっかりと解決の方法も含めて発信していく必要がありますし、またその制度を変えて予算措置をしていくというようなこと、これはしっかりと政治家としてやるべき大きな課題だとは思っております。

◎上地堅司君

市長が言っていたように、制度も変えるぐらいの気持ちで市長が先頭になってこの環境問題を解決できると思っていますので、市長、ぜひともよろしくお願ひします。

続いて、2、市長は市民が自由に海に行けないことに対してどのように考えているかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市民が自由に海に行けないこと、これは市民がアーサやタコ類を採捕できないということの趣旨で答弁させていただきます。

市民がアーサやタコ等の海産物を自由に採捕できないことは、漁業権が設定されていることによるものでございます。アーサについては、漁業権が令和5年9月1日に更新され、アーサについては継続となっております。

市といたしまして、漁業者、先ほども仲間菅人議員に答弁いたしましたけど、漁業者も厳しい状況にあり、水産業を振興するためにも、漁業権により漁業者の利益や海産資源保護をする必要があると考えております。宮古島海域には漁業者以外でも採捕できる魚介類や海藻類も多く生息しております。市民の皆様には、漁業権を侵害しない魚介類や海藻類を採捕して、漁業権が必要な生き物は観賞するなどして海遊びを楽しんでいただければと考えております。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

私のほうからは、海岸沿いのホテルの建設に伴っての、なかなか市民の皆さんが海岸に入りにくいなという思いからのことについてお答えいたします。

まず、先ほどの西里芳明議員の中でも答弁した部分がございますが、沖縄県では平成2年に海浜を自由に使用するための条例が制定され、公衆が海浜へ自由に立ち入り利用することができるというふうに定められております。また、同条例第6条におきまして、事業者等の責務として、海浜及びその周辺地域において事業を営む者及び土地を所有する者は、公衆の海浜利用の自由を尊重し、公衆が海浜へ自由に立ち入ることができるよう配慮すべきと定められております。そういった観点から、ホテル開発事業を行うに当

たつては、本条例を遵守し、地元の方、どなたでも海浜のほうへ自由に立入りができるような取組はする必要があるというふうに考えております。

◎上地堅司君

アーサは取ったらいけないということになっているんですけど、やはり私たちは島にいます。宮古島。要するに島の権利というのがありまして、やはり昔からおじい、おばあは海に行つてタコを捕つたり、貝を取つたり、アーサを取つたり、そういったのを当たり前のようにやってきました。そして、最近、日本全国漁業権というのに縛られて、やはりいろいろ問題も起きていますけれども、宮古島では、物価高騰とか、だったら何するかといったら、海に行つてアーサを取つたり、魚を捕つたり、貝を捕つたり、そういった乱獲ではなくて当たり前のことが現状はできない状態で、これを改善していくのも、市長、市長は今まで、私がこの3年間、この海問題で言っているけど、一回も3漁業協同組合集めての話し合いをしていないと思います。市長、これは何で市長はそういった話をしないのですか。市長が行かないと全然この問題解決しませんよ。市長は宮古島の市民のために、そういった問題から解決して、市民が豊かに暮らせる宮古島にしていくのが当たり前ではないですかね。市長、どういう理由があるんですか、今まで話し合っていないのは。見解を伺います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時49分）

再開します。

（再開＝午後3時49分）

◎市長（座喜味一幸君）

漁業権等々については、これまで議論がありまして、県の漁業調整委員会、規則に基づく、正式な名前は忘れましたが、そこで議論もいただいておりまして、慣行的にアーサを取るとか、そういう地域でこれまで慣行的にされていた浜下りの行事の採捕だとか、そういうものは見れるように一応品目も定められて、一応開放はされております。また、海上保安庁とも一時期、海上保安庁のほうからおばあが逮捕されたというようなこと等もあって、社会的に問題になった。この辺十分私把握しておりまして、ちょうど県議会におりました。そういうもの等含めて沖縄県の漁業調整委員会のほうでも地域にあった営業外の採捕、行事等に係る部分については対象外ということで認められております。その辺を少し周知徹底していく必要があるのかな、今の上地堅司議員の質問を聞くと、まだその辺が周知されていないのかなというふうに思っておりますから、その辺は今後詳細に周知してまいります。

◎上地堅司君

市長、営業外でしたら島の人には取っていいということですか。これは大丈夫ですか。ですから、今周知すると言っているんですけど、やはり宮古島には3漁業協同組合があります。そのことを集めて、新聞記者呼んで、その話し合いをしっかりと市民に伝えることが一番の周知かなと思っておりますけど、どう思われますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

漁業権が設定外の魚介類が幾つかあります。その中でフトミズエビ、これは砂地にすむクルマエビの仲

間、シマエビと呼ばれて、夜間の潮干狩り等で捕れるものです。ウデナガカクレダコ、これはタコでスガイと呼ばれております。夜間の潮干狩りやルアーなどで釣れると。タイワンガザミやノコギリガザミ、ザルガイやツキガイなどの二枚貝、これはシナと呼ばれるもの、仲間ですね、ミミガイなどが漁業権の設定外となっておりますので、これらの魚介類を採捕して、漁業権が設定されておるものに関しては観賞するなどしていただきたいというように願います。

◎上地堅司君

市長、私はそういったことを聞いていないんですよ。市長が3漁業協同組合呼んで話合いをしたらどうかと聞いているんですよ。まずはその話合いをしてから市民にも周知できると思いますので、市長、どうですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後3時53分)

再開します。

(再開＝午後3時54分)

◎上地堅司君

先ほど農林水産部長が言っていた条例、海浜を自由に使用するための条例です。第6条で「立ち入ることができるよう配慮するとともに、県及び市町村が実施する海浜利用に関する施策に協力しなければならない」とあります。その中で、上野字新里西本島1405の2の市所有出入口に関する覚書というのがあります。総務部長、この覚書で1、2、3あります。お願いします。持っていなかったら私が渡します。ぜひ読んでください。この覚書の内容。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後3時55分)

再開します。

(再開＝午後3時56分)

◎上地堅司君

それでは、質問また。海浜を自由に使用するための条例第3条にも「海浜は、万人がその恵みを享受しうる共有の財産であり、何人も公共の福祉に反しない限り、自由に海浜に立ち入り、これを利用することができる」、そういったのが県の条例でも掲げられています。そしてまた、海浜を自由に使用するための条例施行規則にも、第2条の第1項、「公衆が海浜へ自由に立ち入ることができるよう適切な進入方法を確保すること」、第2項、「公衆の海浜利用又は海浜への立入りの対価として料金を徴収しないこと」、これは業者に対して条例が定められています。今言っていたシギラビーチの海に入れないことは、条例に覚書というのがあるって、出入口常時対策する、株式会社南西楽園リゾート関係者以外の者、無断出入りを禁止するとあるんです。これ何でこういった覚書を書いてあるんですかね。これ条例に違反していないですか、総務部長。そして、第2、閉鎖後も、新里自治会、大嶺部落会、宮国自治会の行事利用について、事前に株式会社南西楽園リゾート不動産開発へ連絡を入れることで一時閉鎖を解除するとあります。第3、

この取扱いについて、株式会社南西楽園リゾートから新里部落、大嶺部落、宮国自治会会長への説明をして理解を得るとあります。その覚書というのは条例に違反していないですか。お伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時59分）

再開します。

（再開＝午後 4 時00分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほどのアーサについては解除されているのではないかという質問がありましたけども、アーサについては引き続き漁業権が設定されております。キリンサイなどの海草部分のみが採捕してもよいことになっております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 4 時01分）

再開します。

（再開＝午後 4 時02分）

◎上地堅司君

次に、質問を変えていきたいと思います。

3、街路樹や防風林などが近年、宮古島市で交通の妨げになっております。それに対して市長の見解をお伺いしますが、街路樹が今大きくなり過ぎて、テリハボクですか、根っこがもう歩道まで盛り上がって歩行者の妨げにもなって、私は上野地域ですので、上野線を言いますが、本当に子供たちが歩道を歩かないで車道を通行しているのを見かけます。その中でお伺いします。街路樹の大きくなった木をどうにか剪定、切って新しいのに替えられるか、それとまた交差点、丁字路にある10メートルぐらいの街路樹を除去できないか、本当にこれが一番問題で事故も起きています。その中で、ぜひともこの街路樹問題を市長はどういうふうに考えているかお伺いしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

市道の街路樹の管理については、道路管理者としても苦慮しており、特に交差点や丁字路の街路樹や植栽ますについては、交通に支障が出ていることも認識しております。交差点等の街路樹植栽ますについては、沖縄県が定めた街路樹植栽・維持管理ガイドラインに基づき、交差点からおおむね10メートルの範囲で植栽ますを撤去していきたいと考えておりますが、予算的に全体を整備していくには難しいと思いますので、ガイドラインに沿った箇所を予算の範囲内で整備していきたいと考えております。

◎上地堅司君

交差点の10メートル以内を伐採する予定はある。

（何事か声あり）

◎上地堅司君

撤去。これはもうちゃんと県と調整して。

(何事か声あり)

◎上地堅司君

すみません。失礼しました。もう一回お聞きします。これは、10メートル以内、県道、国道、それみんな一緒ですか。お伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

交差点の街路樹の植栽ますの撤去につきましては、県が街路樹植栽・維持管理ガイドラインを設定しておりますので、県のガイドラインに沿って、おおむね10メートルの範囲内で植栽ますの撤去をしていきたいと考えております。

◎上地堅司君

街路樹の撤去、これ要請があればやるということでもよろしいですか。いろいろ今危険なことは、住民が要請したら……

◎議長（平良敏夫君）

上地堅司君、できたら質問してもらえれば。

◎上地堅司君

できるということでお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

地域からの要請等があれば、現場を確認して、撤去できるかどうかは判断してまいります。

◎上地堅司君

ぜひとも、地域の要望がいっぱいありますので、後でお伺いしたいと思うので、よろしくお願ひします。

続いて、宮古島市には娯楽施設がありません。6月定例会の一般質問では、そういった娯楽施設の誘致、建設は考えていないということですが、市長はどのような考えを持っているかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

娯楽施設についてでございます。上地堅司議員ご提案の有料での娯楽施設の整備については、これまでの議会でもお答えしておりますが、市としましては民間主導で行うことが望ましいというふうを考えております。その理由として、これまでもお答えしてきたとおり、有料での娯楽施設に関しては、民間事業者が娯楽施設を整備する場合には、事業者自らが計画する娯楽施設の採算性等の市場調査を踏まえ、整備するか否かの判断をするものというふうと考えておりますので、市が個別事業の市場に介入することは好ましくないものというふうと考えております。

◎上地堅司君

6月定例会でも一般質問で取り上げたんですけど、本当に宮古島には子供から大人まで、老人まで、そういった遊ぶ施設がありません。娯楽施設は。ぜひともこれは宮古島市の問題と取り上げて、ぜひともどこか誘致するなり、建設なり、そこを前向きに考えてほしいと思いますけれども、市長、どう思いますか。市長の見解をお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

ご指摘の件は非常に重要な項目かなと思っております。非常に最近宮古島においても学生向け、子供たち向けのいろんなイベントとワーキングとか、そういうのがありまして、いろんな民間でのイベントが

出ておまして、今後ますます民間の皆さん方のプランでの遊びというか、そういう事業がどんどん進んでいくのかなというふうに思っておりまして、我々はこの条件を整備しておく、協力していくということが大事ななと思っています。

◎上地堅司君

ぜひとも宮古島市民のために娯楽施設の誘致をお願いしたいと思います。

続いて、新総合体育館について。バレーボールコート設計は変更ないか等ですが、6月定例会の質問で建設部長は、コートは田の字型で今考えているということがありました。そして、4コート平行にするのも検討すると言っていましたので、もう9月になっています。どのような方向でいくかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

新総合体育館のメインコートの広さは、市民、各競技団体の日常利用に加え、プロスポーツ団体の合宿誘致及び大会時の観客収容人数や興行時の動線等を考慮した計画に基づき設計されております。上地堅司議員のご質問の4面並んで配置については、実施設計の中で調整をしております。

◎上地堅司君

ぜひ日本一の体育館を造ってほしいですので、ほかの市町村からも意見を聞いてほしい。造るには、50年、100年、造ってよかったという体育館を造りたいと思いますので、ぜひともそういった体育館をよろしくお願ひします。

続いて、総合体育館で使用した備品などはどのように処理していくかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

総合体育館で使用していた備品などの取扱いについてでございます。総合体育館の備品につきましては、卓球台、バスケットボールゴールなど継続利用するものは、代替施設となっております上野体育館及び下地体育館へ移動しております。それ以外の備品については、市内の学校やスポーツ団体に譲渡を予定しているところです。ハンドボールゴール、バレーボールやテニスの支柱及びネット、審判台、得点板などが譲渡予定となっております。譲渡先が見つからない老朽化した備品、破損している備品等については廃棄処分をいたします。

◎上地堅司君

学校等に譲渡するという事で、総合体育館が解体される中、メイン会場は多分結の橋学園の体育館かなと思っています。そこに電光掲示板とか審判台とかもありませんので、そういったのも考え、譲渡をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、総合体育館の解体はいつ頃、9月か10月と6月定例会の答弁で聞いたような気がしますが、いつ頃解体の予定ですか。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、解体工事に係る設計業務の最終精査をしておりますので、この業務が完了した後、これは手続を踏みまして、いつとは確定しておりませんが、今年度中には解体に入ります。

◎上地堅司君

次に進みたいと思います。市役所平良庁舎の進捗状況をお伺いします。

◎市長（座喜味一幸君）

平良庁舎の利活用は、「宮古島の住民と観光客が交流する場を提供することで新たな価値を生み出す」をコンセプトとして企画提案され、令和5年11月には優先交渉権者を選定いたしました。令和6年3月には本事業の実施契約に向けた基本協定書を締結しまして、現在、実際に展開していく事業内容の整備に向けた調整、または改修工事や施設の運営、維持管理業務など、本事業における実施契約内容について調整など、定期的な打合せ協議を重ねているところです。

今後のスケジュールということですが、引き続き協議を重ねている段階でもありますが、12月定例会に公共施設等運営権の設定についてということで議案の上程を行って、議決をいただくこととなりますから、実施契約を締結して、改修工事の手続きを経て改修工事を着工していくという予定で今進めているところです。

本事業は、本市で初めてとなる民間資金等の活用による公共施設等の整備などを行う事業であります。平良庁舎の利活用を図ることで、観光客や市民など多くの方の集客により、市街地における新たなにぎわいの創出につながるものと期待をいたしております。

なお、12月定例会に提案する前には、できるだけ議会にも説明ができるような基本的な計画がお示しできるようにというようなことで私からもお願いしているところですから、しっかりと期待を持っていただければと思っています。

◎上地堅司君

なぜこの質問をしたかということ、去年11月に決まって、要綱を見たら4月から運営開始みたいな感じで出ていたんですけど、どのようになっているかと、周りの市民からも、なかなか動きが見えないということで、どういうふうな状態になっているかとの多くの意見がありましたので、この質問をしました。そして12月までにしっかりと整理して、議会に上げられるようにお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

大分、資金計画等も含めて、いよいよ形ができていくということでもありますから、上程前にも基本的な説明ができ、また議決がいただけるようにしっかりとしていきたいと思っております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

通告内容が総務部のほうにしっかりと伝わっていなかったということで、答弁が準備されておりました。質問の1の2番、島民が自由に海に行けないことに関する質問でございます。上野字新里西本島1405の2の市有地出入口に関する覚書が海浜を自由に使用するための条例に違反しているのではないかということでございました。その土地につきましては、シギラリゾートのほうで今工事をしているということで、まず危険除去のために覚書をしているところでございます。その中で、地元自治会であるとか、そういう行事で使用したい場合は、事前に連絡を入れれば、そこで解除して通行できるようにするという内容になっておりますので、使えないという状態ではなくて、危険除去のために覚書を交わしまして、必要なときは申請によって自由に通れるようにするという内容となっております。

◎上地堅司君

今言っているの何か、この覚書、おかしいんじゃないかと思っています。なぜかということ、宮古島の海は島民誰でも入れる権利があると思います。この部落、自治会、そこだけの問題ではないと思っています。その意見を、どう考えているかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

本来はそうあるべきだと思っておりますが、あくまでもあそこ一帯は株式会社南西樂園リゾートのほうに賃貸している部分でありますので、ただ工事をしているという部分で、危険除去のために一時的に封鎖をしているということでございます。宮古島市民が誰でも自由に使えるというのは、そのとおりだと考えております。

◎上地堅司君

今おっしゃっているように、今工事中ということで、ですけどやはり条例にもうたわれているように宮古島の海は誰でも入れるように今から、ほとんど伊良部島、宮古島全体、ホテル建設が始まっています。しっかりと条例を守って、それ通達していかないと、私、ホテル側の思うようになっていくと思います。しっかりとこれからの対応をよろしくお願いします。

続いて、除草剤、化学肥料804などを補助対象にできないかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

上地堅司議員ご質問の化学肥料についてでございます。まず、化学肥料から回答させていただきます。肥料の購入支援につきましては、化学肥料の補助につきましては、地下水汚染の軽減を図る観点から、これまで実施しておりません。肥料の購入支援につきましては、市で有機質肥料と緩効性肥料の補助事業を実施しております。これは、国において、みどりの食料システム戦略を策定しておりまして、化学肥料の使用量30%低減を目指す姿を掲げております。本市も連動して、国の政策と連動した取組を実施しておりますので、今後も化学肥料の購入支援ではなく有機質肥料の活用促進を進めてまいりたいと考えております。

除草剤につきましては、宮古地区さとうきび糖業振興会が国の補助制度を活用し実施しております。令和5年度は、センコル、カーメックスの土壌処理剤、令和6年度はこれからの実施になりますが、アージラン、2-4-Dの茎葉処理剤の購入支援を実施すると伺っております。

◎上地堅司君

化学肥料を減らすということで、804の補助はないということで、そして除草剤が去年はセンコル、カーメックスとあったんですけど、今回は2-4-D、アージランが補助対象になっているということでよろしいですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和6年度は、アージラン、2-4-Dの茎葉処理剤の購入支援をするとのことでした。

◎上地堅司君

ぜひとも、去年センコル、カーメックスの補助も出ています。土壌処理剤ですので、何らかの補助ができたらと思いますけれども、よろしくお願いします。

続いて、宮古島市の地下水・地下ダムの利活用についてお伺いします。地下水はどのように利用されているか伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

水道水源保全地域内の地下水につきましては、原則として水道水源として利用しております。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

水道水源保全地域以外の地下水利用についてお答えいたします。

地下水は、生活用水、農業用水及び工業用水などで利用されており、主に花木、畑への散水、冷却水や洗浄用水など、様々な用途で利活用されています。また、リゾート施設では専用水道として活用しているところもございます。地下水採取の許可を得ている者は、令和6年9月時点で、個人57件、事業者40件、国等8件となっております。

◎上地堅司君

個人57件、事業者40件。この地下水利用について、何か規則はありますか。よろしくお願ひします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

水道水源保全地域以外の地下水の使用については、市民や企業などが地下水採取または地下水採取目的の地下掘削を行う場合などですけれども、宮古島市地下水保全条例の規定に基づき採取許可が必要となります。

◎上地堅司君

この地下水は、多分昔から井戸とかそういったところからくみ上げと、個人的に自分で掘って使用しているところもあると思います。そういったところの水質調査とかはもう個人任せでやっていますか。そういったのは市は関係ありませんか。お伺ひします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

地下水の利用についての水質について、先ほど申し上げた宮古島市地下水保全条例の規定に基づきまして許可基準というものがございまして、公共的地下水利用施設による地下水利用の計画などに支障を及ぼすおそれがある場合や、地下水利用後の排出水による汚染、淡水レンズの破壊、塩水浸入の助長、地下水、湧水周辺の自然環境破壊のおそれがある場合などは、基本的に許可してはおりません。また、淡水の地下水を塩水化させるおそれがある場合や、半径500メートル以内に淡水揚水施設または文化財等に指定されている井戸、湧水等がある場合などは地下水審議会の審議対象となっております。こうした地下水保全条例の趣旨に鑑み、許可するべきものと判断して許可しているところです。地下水を採取している者は、1年ごとに地下水の利用状況等を報告することが義務づけられております。

◎上地堅司君

続いて、地下ダムはどのように利用されているか伺ひます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

地下ダムの利用です。地下ダムは、地下に止水壁を造り、石灰岩の中にある小さな隙間に地下水をためることにより、掘り込んだ井戸に設置されたポンプにより地下水をくみ上げ、ファームポンドに貯留された水が圃場へのかん水に利用されております。

◎上地堅司君

その利用で、牛小屋、牛舎とかそういったところにある、そういった地下ダム施設のところから引き込んでの利用はできますか。お伺ひします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

畑に隣接する牛舎に引き込んで利用してもいいかということですが、牛舎は農地としての取扱いでないため、利用はできないとのこと。

◎上地堅司君

農地としては利用できないということで、ですけど、中にはそういった関連でいろいろ使用している場面もありますけれども、③番に移るんですけど、この地下水、地下ダムを単独で使用することはできますか。

◎水道部長（下地貴之君）

③の質問にお答えします。

水道水源保全地域内におきましては、地下水保全条例第13条第1項に基づきまして、新規の地下水採取は許可しておりません。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほども説明申し上げましたが、許可基準がございますので、地下水、湧水周辺の自然環境の破壊のおそれがある場合は許可はしておりませんが、地下水保全条例の趣旨に鑑みた場合は、許可するべきものと判断された場合は、地下水採取を可能としているところです。個人的に使用している場合とありますが、個人的には主に畑散水用として使用されているという例もございます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業用水の生活用水への転用についてお答えいたします。

農業用水の生活用水への転用については、宮古島市地下水保全条例第2条に「干ばつや地下水汚染、その他社会状況の変化等により、本市の水道用水が不足した場合は、その供給を優先する」とあります。農業用水の生活用水への転用は、大干ばつや自然災害など、急を要する場合においてのみ転用することが望ましいと考えており、島民や企業などの単独での使用を想定しておりません。なお、農業用水としての利用につきましても、宮古土地改良区との協議が必要となっております。

◎上地堅司君

干ばつのときに水道水、地下水が使えないときには地下ダムを利用できるということでしょうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

大干ばつという事態であれば使えるものと認識しております。

◎上地堅司君

本当に宮古島は地下水に頼っています。今いろいろ問題になっている地下水、水の問題、いろいろ取り上げられているんですけど、宮古島市の発達障害児童生徒数の急増とか、そういったものもあります。ですけど、宮古島の水は、調べたところ、超硬水で、カルシウム、マグネシウムなどミネラルが豊富とうたわれています。そして、ヨーロッパではスリムウォーターと呼ばれ、脂肪燃焼促進、脂肪吸収を制御するという効果もあるということですので、宮古島の水はすばらしい水ですので、水道部の皆さんも一生懸命努力して5万5,000人以上の島民においしい水を提供していますので、やはり一時風評被害みたいの出るおそれもありますので、宮古島の水は日本一の水だと私は思っていますので、ぜひとも、あと50年、100年、これを見据えて宮古島の地下水を、ここにいる皆さん、また宮古島民、大事にしていければと思っていますので、よろしくをお願いします。

これもちまして、上地堅司の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地堅司君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

(延会=午後4時38分)

令和 6 年

第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 19 日 (木) 4 日目

(一 般 質 問)

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第4号

令和6年9月19日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月19日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（延会＝午後3時34分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	欠員	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
		〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（1名）

議員（6番） 下地信男君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	環境衛生局長	下地睦子君
副市長	嘉数登〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	久貝順一〃	水道部長	下地貴之〃
総務部長	與那覇勝重〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局次長 友利毅彦君 次長補佐 与那嶺彰成君
 次長 仲間清人〃 議事係長 国吉たかよ〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第4号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、上地廣敏君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

通告してあります件につき、一般質問を行います。当局の皆さんには丁寧な説明をお願いしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、早速質問に入ります。1点目に、まず市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。県道78号線、これは西里大通りではありますが、この枝線工事についてお伺いをいたします。通告には1工区、2工区それぞれ別個にというふうな書き方をしておりますけれども、工期がそれぞれ違っておれば別々に答弁していいんですが、同じような、似たような工期であればまとめて答弁をしてもよろしいかと思えます。

まず、この枝線工事をなぜ向こうですということになったのか、この経緯について当局のほうにお答えを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

県道78号線、通常西里通りと呼んでおりますけれども、この枝線工事の経緯につきましては、西里大通り商店街振興組合より要請書、陳情書が何度か提出されております。まず、平成21年7月に、西里大通り悪臭除去のための下水道整備及び電柱地中化事業の早期実現の陳情がございました。平成24年2月に、西里通り商店街の道路拡幅及び諸改修事業等に関する要請がございました。平成28年8月に、西里大通り商店街の道路整備事業及び諸改修事業、まちづくりに関する要請などがございました。その後、令和2年10月に、西里通りの下水道整備についての要請書が提出され、下水道整備工事について早期着手するよう強く要望をいただいておりますので、それらをもって令和5年10月に管渠布設工事を着手したところです。

◎上地廣敏君

商店街から要請があったので、悪臭対策として工事に入ったというふうなご説明であったと思っておりますが、まず工期についてお願いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

工期について、1工区、2工区とも同じ工期ですので、同じような説明になりますので、1回で説明させていただきます。

同路線工事は、2工区とも令和5年10月11日付で工事請負契約を締結しております。当初工期は、令和5年10月12日から令和6年3月31日までの工期でございましたが、工事掘削時に硬岩が出まして、掘削作業に時間を要したことにより、令和6年3月28日付で変更契約を行いまして、工期を令和6年5月31日まで延長いたしました。さらに、工事終盤において地下埋設物が県道の台帳記録と違っていたことなどにより作業進捗に支障が出たため、令和6年5月27日付で第2回の変更契約を行いまして、工期を令和6年6

月30日まで延長をいたしました。

◎上地廣敏君

今年の6月30日で工期が終わっている。工事が完了したということになっていると思いますけれども、では供用開始の時期についてお伺いをいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

供用開始の時期についてです。同路線工事は、令和6年6月30日で完了をしております。完了後、令和6年7月12日に完了検査を実施し、同日、引渡しまで終了しておりますので、供用開始は令和6年7月12日ということになります。

◎上地廣敏君

この枝線工事に関わる、いわゆる西里大通りに面している対象戸数、何戸になっているのかお伺いをいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

西里通りの枝線工事により接続できる戸数は、1工区の箇所では17戸、2工区の箇所では23戸、合計40戸となります。

◎上地廣敏君

私が聞くところによりますと、この接続が全くされていないということをお伺いしております。現在におけるこの接続率、そして戸数、何戸の世帯が接続をしているのかお尋ねをいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

下水道に接続する際には、宮古島市排水設備指定工事店、43店舗ございますが、所有者から依頼を受けて申請をしております。令和6年8月末現在で提出されております排水設備計画確認申請は、全体で20件提出されております。そのうち西里通り沿線の建物所有者からの申請はまだございません。市としましては、西里大通り商店街振興組合の店舗等に対し、補助事業等の案内も含め、接続を働きかけてまいりたいと考えております。

◎上地廣敏君

この工事について、関連しますけれども、工事にかかった費用、国、県どちらかの補助金が入っているのではないかとお伺いしておりますけれども、この総工費は幾らで、この枝線工事を完了して、どうしてこの西里大通り商店街振興組合は要請書まで西里大通り商店街振興組合として出しておきながら、工事完了した後、接続をしようとしなないんですか。その理由はどこにあるんですか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時10分）

再開します。

（再開＝午前10時11分）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

1工区、6,930万円の契約金額となっております。2工区が5,916万200円（_____部分は145頁に発言訂正

あり)の契約となっております。接続されていない理由ということですが、西里大通り商店街振興組合の方から、2か所から一応相談を受けた内容によりますと、接続をしたいということで排水設備指定店のほうに連絡をしたところ、今は手が空かないので工事が今すぐには着手できないということがありましたという内容での相談は受けております。

◎上地廣敏君

1工区、2工区合わせておよそ1億3,000万円の工事費をかけて工事をしたにもかかわらず、竣工後、7月12日に供用開始されておりますけれども、もう約2か月過ぎております。供用開始されて2か月過ぎてもお接続率がゼロ%。原因はいろいろあると思っておりますけれども、今環境衛生局長が話されたように、指定工事店に工事依頼をするんだけれども、指定工事店が別途工事で手が空かないからできませんというふうなことでなかなか工事が進まないということですが、では今宮古島は宮古バブルというふうに言われて、いろんな建築工事があちこちで見られております。そうすると今の状態が仮にあと1年続くということになれば、あの西里通りの枝線工事をした意味は全くなくなる。観光客からいろんな苦情が出て、西里大通りを通ると悪臭がする、こういった悪臭のする観光地のメイン通りってあるのか、相当な文句が出ているのは市長をはじめ当局の皆さんもご存じだと思います。この指定工事店がなぜ工事をしないのか。指定工事店を集めて、打開策をみんなで検討してみたらどうでしょうか。これについて市長、見解があればお答えをいただきたいと思っております。

◎環境衛生局長(下地睦子君)

上地廣敏議員ご指摘のとおり、指定店、排水設備指定工事店、43店舗向けの説明会を予定をしております。西里通りの対象者、この西里大通り商店街振興組合の皆さんの対象者に関しまして2回事業説明会を行っております。その際に行ったアンケートでは、14人中、その箇所でアンケートに答えていただいたのは14人でした。その14人中9人は下水道接続を希望しておりますので、この件に関しましては排水設備指定工事店の皆様にも説明を行いまして、早期の接続をお願いしたいと考えております。

◎上地廣敏君

たしか宮古島市ではこの接続に対する助成を行っていると思っておりますけれども、助成金はこういったふうになっているのかです。工事金額によって積算をされるのか、あるいは接続、1世帯当たり幾らというふうで定額で決まっているのか、その辺をお答え願いたいと。

◎環境衛生局長(下地睦子君)

下水道事業における接続に対する助成といたしましては、1、公共下水道接続促進事業補助金というものがございまして、2つ目に、排水設備の設置に要する者への資金融資あっせん及び利子補給補助金の補助金、2つがございまして、

まず1つ目ですけれども、公共下水道接続事業補助金は、合併浄化槽及び単独浄化槽またはくみ取り式便所を設置している者が公共下水道設備へ接続する場合において、条件に応じて5万円から10万円の補助金を交付するものとしております。これは、合併処理浄化槽を設置している建物に関しましては、工事費が5万円以上の場合には5万円、5万円未満の場合には工事にかかった金額全額としております。単独処理浄化槽またはくみ取り式便所を設置している建物に関しましては、工事費が10万円以上の場合には10万円、工事費が10万円未満の場合には工事にかかった金額全額としております。

次に、2つ目の排水設備の設置に要する者への資金融資あっせん及び利子補給補助金につきましては、市内の5つの金融機関が30万円を上限として排水設備工事に係る融資の資金貸付けを行い、またその利息について市が負担するという事業内容となっております。

◎上地廣敏君

ぜひ指定工事店を集めて早急にこの工事についての話し合いをやっていただきたいというふうに思っております。県道78号線についての質問は以上にしたいて思っております。

次に、水産業振興策についてお伺いをいたします。まず、宮古島は第1次産業が基幹産業であります。しかしながら、農業に対する各種補助金はいろいろありますけれども、漁業協同組合、漁業者に対する補助金は私は農業者に対する補助金の半分もいかないのではないかと。同じ1次産業に従事する人で、農業に従事している人たちは手厚い行政からの支援があるにもかかわらず、漁業に従事している皆さんはそんなに行政からの支援を受けていない。こういった不満は日頃、漁業者の皆さんといろいろ話し合いをする中で、相当数の漁民の皆さんから声が出ております。宮古島市は農業者に対してだけ補助をするんですかというふうな、いろんな不満が出ております。

そこでお伺いをいたしますけれども、まず漁業者の皆さんがほとんどの方々が漁船を持っております。漁船を持っているために、普通自家用車を持っている人が自賠責保険、あるいは任意保険などを掛けるように、漁業者の皆さんも漁船保険に加入しているわけであります。宮古島漁業協同組合のほうから資料を頂きましたけれども、正組合員、准組合員含めて宮古島漁業協同組合は539名の組合員がいらっしゃいます。そのうち漁船保険に入っている船167隻、保険料が1,680万5,766円、相当高額になっております。漁業者の負担が大きいものがあるということになっておりますが、そこでお伺いをいたしますけれども、農業者の農業共済保険には市から掛金について市の負担分も発生をしておりますけれども、まずこの漁船保険について宮古島市は助成をするというふうな考えはないのかお伺いをいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

漁船保険掛金に対する助成ということでございました。漁船保険は、漁船損害等補償法を根拠法といたしまして、漁船の不慮の事故による損害の復旧を容易にすること、漁船の運搬に伴う費用負担及び賠償責任の発生による漁業経営が困難になることを防止する等により、漁業経営の安定に資することを目的としております。また、保険への加入に当たっては、加入資格を満たす漁業者と日本漁船保険組合において保険契約の締結を行うものとなっております。上地廣敏議員ご指摘の漁船保険掛金に対する助成について日本漁船保険組合沖縄支部へ確認を行ったところ、県内において他市町村での助成の実績はないとのことでございました。漁船保険は、船体の損傷や賠償に対するもので、市としましては漁業収入安定対策等の漁業者の経営に資すると考えられるメニューの充実する漁業共済に対する掛金に対して助成ができないかを検討したいと考えているところでございます。

◎上地廣敏君

答弁については、聞かれたことについてのみ答弁をしていただきたい。私は、漁船保険はどういうものか、その内容を説明しなさいとは言っておりません。市は漁船保険について助成する考えはないのかということについてのみ質問しておりますから、なければならない、ありません、ほかのメニューで検討していますということは今答弁しておりますけれども、その方向で検討いたしますと簡潔に答弁をしていただきたい

い。質問時間は限られておりますから、そういうふうをお願いをしたいと思います。

今別メニューの保険のほうで検討したいということでもありますけれども、これ検討することはいいことではありますが、いつ頃まで検討されて、では令和7年度から実施できるのかどうか、その辺についてお答えを願いたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

補助金でどれだけ補助するかとか、どれぐらいの予算規模が必要になるかというのを調査しまして、新年度予算に向けて盛り込む方向で進めていきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

分かりました。では、新年度予算要求は大体10月頃で締め切ると思っておりますので、ぜひ水産課におきましては新年度の要求に向けて取組を開始していただきたいと思っております。

次に移ります。2番目のモズク共済についてであります。これは宮古島漁業協同組合管内の調査であります。宮古島漁業協同組合管内では62名の漁業者がモズクの養殖を行っているということになっておりまして、それでそのうちモズクの共済に加入している方が10名いらっしゃいます。共済保険料が107万1,000円に上がっているということは、平均すると1人当たり約10万円の共済掛金を負担しているということになりますけれども、これも先ほどの漁船保険と同じように市の助成をどうしても必要とするというふうなことを漁業者の皆さんは、養殖をなさっている皆さんは話しております。参考までに他町村の実態を申し上げますけれども、まず宜野座村が18件に対して59万円の助成をしております。それから、久米島町が30件に対して571万円を助成をしている。こういうふうには、県産モズクは非常に全国的にも評価の高い海産物でありますから、ぜひ宮古島市におきましても生産者が安心して養殖に取り組むことができるように、この共済掛金の一部負担をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、市の考え方をお尋ねいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほどの漁船保険の項で、他の共済のほうで支援をしていきたいというふうに答弁しておりますけれども、市としましても農業の収入保険、今年度から大幅にアップをしております。それは事後の、災害が起こった後の支援よりも事前の備えが必要という認識で災害や漁獲金額の減少に備えるということは重要だと、必要だというふうに考えております。そのため、掛金に対して助成を検討していきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

先ほどの漁船保険と同様に、新年度に向けて検討をするというふうな理解でよろしいですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

この共済ですけども、9つの種類がありまして、モズク共済も加入者が今、漁業協同組合に確認したところ、13名加入しているということでございました。加入する方々のニーズ等も伺いながら、保険予算額の規模を算定して、当初予算に盛り込みたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

ぜひ取組を今後強化して、できるだけ漁業生産者の皆さんが満足できるような形で予算の確保について努力をしていただきたいというふうをお願いいたします。

次に、タカサゴ、通称グルクンと言われている魚の養殖についてのその可能性についてお尋ねをいたします。最近はいろんな部門でAI、いわゆる人工知能を活用した、その技術等を活用した新しい分野が開けていっております。このグルクンについては、沖縄県の県魚であり、そしてまた宮古島の市魚としても認定されているわけであります。しかし、最近もう三、四年前からですか、なかなか地元産のグルクンが店頭には並ばない。並んでいるのは、東南アジア、フィリピン、ベトナム、ああいったところからのグルクンが、そんなに量はないんですけども、並んでいるだけで、県産品が全くない。宮古島は、もう数十年前はグルクン漁が盛んで、そしてまたアギヤー漁師の皆さんが盛んにグルクン漁をして、店頭にも本当にたくさんのグルクンが並んでおりました。その光景が全くもう現在では変わってきてしまっているということになっております。

そこで、市の魚として認定しているこのタカサゴ、グルクンについてどういった考えを持たれているのか、その辺についてお尋ねをいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

タカサゴ、グルクンは、市の魚としても位置づけられております。昨日、仲間誉人議員にもお答えしましたが、アギヤーの伝統漁法に対する支援を令和2年から行っているところでございます。今後ともそういうグルクン漁の存続に向けて支援を行っていきたいと考えております。

◎上地廣敏君

質問要旨にも書いてありますけれども、この養殖の可能性についてはどうでしょうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

グルクンの養殖の可能性について県に確認いたしました。県内でタカサゴ、グルクンの養殖を行った実績はないという回答でございました。その理由としまして、市場で流通させるには大量に養殖する必要がありますが、人工受精の確立や稚魚の確保、養殖施設の整備など必要な条件が多々あり、費用対効果に見合う条件が厳しく、養殖には不向きとのことでございました。また、県内外でタカサゴ養殖の実績はないんですけども、イソフエフキ、タマンやミーバイ等の大型の魚種になれば人工受精から養殖の放流の実績はあると、ただグルクン、小型の魚種の養殖は県内での人工受精の実績もなく、海で捕獲した稚魚を育苗するのであれば費用対効果を出すのが難しいということ養殖は厳しいということございました。

◎上地廣敏君

では、県の県魚として指定しておきながら、今の現状は県産品は全く市場に出回っておりません。養殖も費用対効果を考えれば厳しいと。では、この指定魚から外してしまえばいい。何も県の魚です、市の魚ですというふうにPRをしておきながら、魚を買いたい消費者の皆さんが、このグルクンを食卓に上げたというふうに思う場合には全くない。手に入らない。であれば、今の状態が5年も10年も続くようであればこれは、恐らく私今の状態は続いていくと思っておりますし、佐良浜のアギヤー漁師のグループの皆さんの意見を聞いても、後継者育成に大変苦慮している。恐らく自分たちの代でこのアギヤー漁は終わるでしょうとはっきり言う方々もいらっしゃいます。だから、今の現状をそういうふうに捉えて、県がそう言っていますから、厳しいです、費用対効果がありません、そういうふうに逃げるのではなくて、今グルクンは店頭でキロ当たり1,500円ぐらいで販売されています。店頭、スーパーにあったときはですよ。マグロ、カツオ、これは浜揚げで、港でキロ幾らだと思いますか。大体2キロ未満ぐらいはキロ400円です。それ

から考えると3倍以上、グルクンの値段はすると思います。ぜひ県の水産海洋技術センターなどにももっともっと相談を持ちかけて、本当に県魚として、あるいは宮古島の市の魚として指定しているんですけども、これでよろしいですか。では、どういう方向で取り組めば明るい兆しが見えてくるのか、その辺の相談もぜひやっていただきたいと思っております。ぜひこれは以前のように市場に出回る、そういったことにつながるように取組を強化していただきたい。でなければ宮古島が伝統漁法と言っているアギヤ一漁もこれは自然になくなるということにつながりかねませんので、ぜひこの件については取組を強化していただきたいと思っております。ぜひ取組について市長、何か意見がございましたらお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

◎市長（座喜味一幸君）

宮古島の今後における漁業の振興、大変重要だと思っております。私も漁業振興のためには従来の漁法の漁業の改善はもとより、この宮古島の地形条件に合ったような陸地内の、地下海水の利用の技術の確立、それから今や近大マグロといって全国を今はせているマグロの養殖から、ウナギに至っても非常に技術が進んでいる。そういう日進月歩の漁業の技術というものを導入しながら、我々地域に合ったこの漁業というものがありようというものを本格的に取り組まねばならないと思っておりますから、この新しい技術というものがどこまであるのか、そして我々沖縄にとって、宮古島にとってどういう漁業技術の導入が必要なのか。特に陸上養殖については、私はいよいよ本気で取り組むべきではないのかというふうに思っておりますから、上地廣敏議員のおっしゃるこの現状というものを打破していくためには、新たな技術を含めた可能性調査等を含めて、漁業振興のための新たな取組について基本的な情報収集等を含めた取組、方向性を確立していく必要があるのではないかとこのように思っておりますので、上地廣敏議員のご心配を含めて今後の宮古島の漁業の振興の方向性、これについて可能性調査を含めてやっていきたいというふうに思います。

◎上地廣敏君

この養殖技術を含めてどういった形でこのグルクン漁の再興が図られるのか、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

それでは次、3番目に移ります。この竹アラ地区の圃場整備事業につきましては、もう何回も何回も一般質問で取り上げて質問してまいりましたが、いよいよ今回で私質問は終わりたいと思っておりますので、ぜひ当局の誠意ある答弁をお願いしたいと思っております。まず、現在の進捗率。2工区は結構です。1工区についてお尋ねをいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

1工区の受益地内の4.6ヘクタールは全て完了しております。現在は、1工区内の除外地との高低差を修正するための石積み、擁壁工事等を行っております。

◎上地廣敏君

この画像を見ていただきたいと思っておりますけれども、竹アラ地区はたしか令和2年度で測量設計終わって、令和3年度から圃場整備の事業に入っております。令和6年現在、現在における進捗率は、今農林水産部長答弁がありましたように、4.6ヘクタール全て完了しておりますという答弁、議員の皆さんもみんな聞かれていると思っておりますけれども、それではこの画像に映っている赤で囲んだところ、これは令和3年当初か

ら竹アラ地区の圃場整備地区として認められておりますけれども、今日まで手が全くつけられておりません。恐らく一部については、一部の農地については防衛省関係の磁気探査が入ったと思っておりますけれども、残りの2筆については全く防衛省関係は入っておりませんし、さきに圃場整備事業で磁気探査を市がやったというふうに私記憶をしておりますけれども、そのときに掘り上げた土が盛土となって、ギンネムの木が生い茂って、今はもう小高い山のようにもなっております。

では、聞きますけれども、この囲まれた0.79ヘクタール、約80アールのこの圃場は整備事業しないで1工区は完了ということになるわけですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今写真に写っております0.79ヘクタールですけども、これは今年度から新たに3工区として着手する予定になっておりまして、現在発注作業を行っております。まず、この部分、今年度から新たに着手する3工区ですけども、3工区のうち事業開始後に編入要望があった箇所が0.38ヘクタール、当初1工区に含まれていた箇所が0.41ヘクタールの2筆となっております。隣接する地区外となった箇所が、0.09ヘクタールが1筆あります。当初1工区だった箇所を含めて新たに3工区として整備することになった理由として、水兼農道、沈砂池等の設置位置の変更がありまして、周辺一帯の排水傾向を再度設計する必要があったため、3工区として新たに整備することとなっております。

◎上地廣敏君

令和3年当時、事業発注したとき、竹アラ地区は1工区と2工区、2つに分けられて事業発注がされていると思っております。今農林水産部長答弁では、新たに令和6年度において3工区として事業を発注しますという答弁でありましたけれども、ではこの1工区の4.6ヘクタールの中に今3工区として発注したいとする0.79ヘクタール、これは入ってなかったということですね。

◎農林水産部長（石川博幸君）

この写真で示されている0.79ヘクタールの中に、当初計画で1工区だった箇所が0.41ヘクタール含まれております。

◎上地廣敏君

この0.41ヘクタールを除いた、いわゆる0.79から0.41を除いた面積、これはどこに、どういうふうに、10ヘクタール全体、1工区、2工区合わせて10ヘクタールですから、そのどこに含まれていますか、では。皆さんは、竹アラ地区圃場整備工事は1工区が4.6、2工区が5.4、合計10ヘクタールで工事を施行します、そういうふうになっているんでしょう。今聞きましたら、この未施工の部分の0.41は当初1工区に入っていました、編入していましたと。では、0.79から0.41を引いた差額、これは全く10ヘクタールの中には入っていないということになります。これについて答弁をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

竹アラ地区の圃場整備ですけども、1工区、2工区、3工区を合わせまして全体面積が9.89ヘクタールでございます。1工区は4.6ヘクタール、2工区が4.5ヘクタール、新たに発注します、着手します3工区が0.79ヘクタールでございます。そのうち、当初からこの3工区の0.79のうちに当初1工区だった場所が0.41ヘクタールが含まれるということでございます。そして、事業開始後編入要望があった箇所0.38ヘクタール、この当初1工区だった0.41と編入要望があった箇所0.38ヘクタールを合わせまして3工区の

0.79ヘクタールということになります。

◎上地廣敏君

農林水産部長、これは今になって数字のつじつま合わせをしているとしか私には考えられない。皆さんはずっと、令和3年からずっとですよ。1工区は4.6ヘクタール、2工区は5.4ヘクタールであります、その数字でずっと説明をしてきたんでしょ。今日になって0.79ヘクタールが分かってきたもんですから、今日になって当初1工区に編入されていた0.41、この赤線で囲まれた0.79と0.41との差額、いわゆる0.38を生み出して、合計0.79で3工区として発注いたしますというふうな答弁に切り替えてきているということです。事業費は、ではどうなりますか。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時50分)

再開します。

(再開＝午前10時51分)

◎農林水産部長(石川博幸君)

当初の全体事業費が5億4,200万円、そして3工区等の変更がありましたので、変更の全体事業費が6億3,100万円となっております。なお、3工区は4,000万円の増額となっております。

◎上地廣敏君

これはもう堂々巡りみたいなことになりますから、別の質問に切り替えたいと思います。

この皆さんが完了していると言う1工区の中に、耕土深が足りない部分がある所が出ております。この件についてお伺いをいたしますけれども、普通、圃場整備事業実施後の耕土深というのは私60センチメートルだと思っておりますけれども、実際に試し掘りしますと45センチメートルしかない。15センチメートル足りないわけです。この15センチメートルの客土についてどういうふうに考えているのかお尋ねをいたします。

◎農林水産部長(石川博幸君)

耕土深60センチメートルが15センチメートル足りていないということでございますが、これは除草作業を行った箇所が1.5ヘクタールございます。そのところで15センチメートルほど減っているということで、除草作業を行った箇所が約15センチメートルほど減っているということでございます。

◎上地廣敏君

では、お尋ねしますけれども、なぜ除草作業をやると耕土深が15センチメートルも減少するんですか。この減少した分は戻さないといけない。だから、他の圃場から客土をしなければならんというふうに思っておりますが、この費用、いわゆる農林水産部長答弁では1工区は完了しておりますと言っていますけれども、この費用は単費で出しますか。どうしますか。

◎農林水産部長(石川博幸君)

1工区終了しておりますので、単費を充てる予定でございます。

◎上地廣敏君

では、さきに農村整備課長には連絡を入れてありますので、この客土する土量と費用がどれくらいかかるのかお尋ねをいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

1.5ヘクタールで、概算で約2,600立米でございます。直接工事費ベースで約370万円ほどの工事費がかかると算定しております。

◎上地廣敏君

これは、本来であればこの地区の圃場整備事業で全部、補助金含めて負担できたというふうに思っておりますけれども、こういった工事の進め方が災いして、新たに事業費以外で単費で370万円も負担するというふうな事態に陥っているということは十分に猛省をしなければと思っております。私は、座喜味一幸市長は県内の41市町村の首長の中で一番土地基盤整備事業、農業に関する土地基盤整備事業、あるいはかんがい排水事業について、この事業についてはプロ中のプロだと思っておりますし、どの市町村の首長にも負けない、それだけの知識と能力を有していると思っております。こういった首長の下で業務を進めている皆さんがこんなやり方では宮古島市の不名誉です。まだ今日に至っても地区外と地区内の境界、ブロックとは言いませんけど、境界の部分の石積み、これもまだされていない。2週間前まではこの境界辺りにバックホーが見えておりましたけれども、このバックホーで工事始めるのかなと思っていましたら、1週間前に見たらバックホーも全部片づけられて、重機の一つも残っていない。事業は完了しました。大変情けない事態だと思っております。この件については、7月29日に受益者である農家2戸が那覇地方裁判所平良支部のほうに損害賠償請求の提訴をしております。このことについて市に訴状が届いていると思えますけれども、その訴状を踏まえて市長はどういった見解をお持ちなのかお尋ねをいたします。

◎市長（座喜味一幸君）

竹アラ地区については、いろいろな議員からご指摘等いただいておりますこと、私も現場を回らせてもらっておりますけれども、非常に少し工程を含めた、設計を含めて当初の議論というのが大分不十分だったなというふうには思っております。この地形というのは極めて、島尻泥岩、それに島尻層が乗っているというような複雑な地形で、当初から私はこれを圃場整備始める前にしっかりと現場を把握しないと排水で困るぞと。58号線、与那覇湾に向かう排水の処理、こういうものを含めて、かつて向こうは排水を利用したかん水をしながらの農業等をやっていただくことを私も見ておりましたから。このクチャ層というのは、力はあるんだけど、扱いにくい。それに客土というようなこと等が計画に入っていて、排水の処理の問題等々これは大変難しい事業だなとも思っておりましたけれども、基本的にはこういう難しい地形の条件だけに、本来土地改良区のあるべき地元土地改良推進委員会と行政、これから設計がしっかりと連携取らんといかんなどは思っていたけれども、結果として今工期の遅れ、土層が少ない話等々は極めてこれは我々市としての技術力の落ちたこと、あるいは地元と、本来あるべき地元との土地改良事業の進め方、この辺が大分変わってきたなというふうな思いがあって、この辺に際してはいま一度大分見直しをせんといかん部分があるのかなというふうに思っております。

裁判の問題も起きておりますけれども、基本的に土地改良事業そのものというものは申請事業でありまして、これは整備事業を希望する農家が集まって事業計画を立てて申請して、法手続きに基づいて事業をするというような本来の姿であります。国営、県営、団体営等の事業それぞれありますが、土地改営、団体

営等につきましては本来農家がやってもいい事業でありまして、そういう土地改良推進委員会の計画から工事完了までのその意見の反映のさせ方、それからどうしても出てくるであろう換地の問題等々の、換地評価委員会ですね、その辺を含めると、なぜ裁判、なかなかこれまではなかった案件でございまして、こういう面での申請事業の本来の在り方が裁判ということになったということは、制度上はあってはならないと思っておりますが、ひとつこの辺はしっかりと整理をしながら、今後は土地改良法に基づく申請事業として地域の農家の意見がどこまで反映させて工事を進めていくかというような部分等含めて整理をしておく必要があるのかなとは思っておりますが、今後、やはり地元との連携、それから技術力を高めるため、あるいは体制を高める、そして県、土地改良事業団体連合会等との連携、そういうのを含めてしっかり対応しなければいけないなという反省を踏まえてまいります。

◎上地廣敏君

思った以上に市長の答弁が長かったんで困っておりますけども、ただこの農家の皆様は一日千秋の思いで作物が栽培できる、その日を待ちかねている。ぜひ市におかれましては令和6年度中に3工区まで含めた事業完了をお願いしたい、また期待をいたしたいというふうに思っております。

もう一点、4点目も、西浜崎の海岸浸食の質問ございましたけれども、時間がございませんので、この件については農政課の職員の皆さんには次の機会に質問をいたしたいと思っておりますので、ご了解をよろしくお願いいたします。

以上、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

先ほど県道78号線（西里通り）枝線工事について答弁訂正の申出がありますので、これを許します。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほど県道78号線（西里通り）枝線工事の契約金額を誤って答弁してしまいましたので、訂正をさせていただきます。

1工区、6,930万円は合っておりますが、2工区、5,916万200円ということになります。申し訳ありませんでした。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

◎久貝美奈子君

市民ネット結、久貝美奈子です。早速ですが、通告に従いまして質問始めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1、市政運営について伺います。市役所における障害者雇用について伺います。令和5年12月定例会において、市役所での障害者雇用の状況を質問いたしました。令和5年6月1日時点で、市長部局、教育委員会において法定雇用率が達成できていないとの答弁でした。今年度の状況について伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

障害者雇用の今年度の状況についてお答えをいたします。

本市の障害者雇用状況につきましては、令和6年6月1日時点の雇用率は市長部局において法定雇用率の2.8%に対しまして2.03%であり、雇用率達成にはあと6名の雇用をしていく必要がございます。教育委

員会におきましては、法定雇用率2.8%に対しまして雇用が1.95%であり、あと2名の雇用が必要となります。水道事業におきましては、雇用率を達成しております。

◎久貝美奈子君

法定雇用率が少し上がっているかと思うんですけども、去年に引き続き今年度も達成していないということなんですが、たしかこの令和5年12月定例会において、今年度から会計年度任用職員の採用において障害者雇用のための予算を4名分計上するというのを答弁で伺いましたが、現在その採用状況はどうでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

会計年度任用職員の雇用状況についてお答えをいたします。

現在のところ、4月1日付で2名の方を雇用している、採用しているということになります。今後とも積極的に障害者雇用できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

2名採用がされているということですが、予算のほうもつけていただいて前向きに取り組んでいただいていると思うんですけども、まだやはり雇用率の達成がされていないということで、今後この障害者雇用についての取組についてどのように、課題とかどのようなものがあるか伺いたいと思います。

障害者活躍推進計画というのが宮古島市にあると思いますが、その中で障害者雇用促進チームを設置し、計画の実施状況や点検、見直しなどを行うとありますが、この辺に関しても宮古島市、今どのような取組をされているのか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市役所の障害者雇用に対する取組についてお答えをいたします。

本市の障害者活用推進計画におきまして、障害者雇用促進チームとしての稼働につきましては、必要に応じて教育委員会や障害者就業・生活支援センターと、あと障害者の雇用環境や業務内容などについて情報共有や意見交換を行っているところでございます。これまでの取組としまして、採用試験における身体障害者枠の確保の継続や関係環境づくりの一環としまして、身体障害のある職員の駐車場を職員出入口付近に確保するなどの取組を行っております。今後とも職員が安心して活躍できる職場づくりのために積極的に取り組んでまいります。

◎久貝美奈子君

関係機関と連携しているということなんですが、支援学校との連携などはどのようになっているのでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

久貝美奈子議員からご提案がございましたけど、支援学校の直接のやり取りございませんけど、ぜひこれから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

引き続き、障害のある全ての方が安心して働きやすい職場づくりに今後も取り組んでいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、福祉行政について質問いたします。障害のある子供たちの支援について。令和5年7月に

沖縄県医療的ケア児支援センターが開設されました。市町村や関係機関との連携により、支援拡充、課題解消につながっていくものと期待しております。本市においても、離島ならではの様々な課題があります。この県医療的ケア児支援センターとの連携で、これまでどのような取組が行われてきたか伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

沖縄県医療的ケア児支援センターは、医療的ケア児やその家族及び関係機関のニーズに応じて、相談すべき社会資源の情報を提供し、教育や医療、福祉や労働行政が連携して医療的ケア児の支援に当たれるよう、助言や指導を行う役割を担っております。今年2月に当該センターの職員が宮古島市に来訪し、本市の担当職員と離島における現状や課題について情報交換を行っており、今後、本市の医療的ケア児に対するニーズに応じて、当該センターの助言をいただきながら必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

宮古島市第3期障がい児福祉計画の中でも、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため、協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とするとあります。市役所において、医療的ケア児等コーディネーターの配置の計画はあるか伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

医療的ケア児等コーディネーターについて答弁いたします。

医療的ケア児等コーディネーターとは、医療的ケア児とその保護者が今後地域において受ける支援を総合的に調整していくコーディネーターの役割を担う者であり、沖縄県が実施する研修を修了することでその任務に就くことができます。本市においては、障害児通所事業所、相談支援事業所の職員10名が研修を修了しているところです。また、今年度、障がい福祉課職員1名が当該研修を受講する予定となっております。

◎久貝美奈子君

沖縄県のほうで医療的ケア児支援センターが設置されまして、各市町村との連携を強化するというふうにご話しておりました。前視察に行ったんですけれども、それで、ぜひ宮古島市においても、事業所には10名ほど研修を受けた方がいると伺ったんですけれども、この市役所内において医療的ケア児等コーディネーターの配置は必要だと感じますが、その計画などはあるのでしょうか、市役所内の配置について、お願いします。

◎福祉部長（守武 大君）

現在、医療的ケア児等コーディネーター、人事異動により福祉部には現在いない状況になっております。必ず必要な役割になっておりますし、県の先ほど言われている医療的ケア児支援センターの役割、そして県のコーディネーターの役割、市のコーディネーターの役割が現在、各関係機関との共通理解を図るため支援体制の構築に向けた協議を行っておりますので、今年度、障がい福祉課の専門職が研修を受けることによって体制を整えていきたいと思っております。

◎久貝美奈子君

次の質問に行きます。

こども家庭局、福祉部、教育委員会など、子供たちのライフステージに合わせた支援体制の構築が必要

だと考えます。この連携体制はどのようになっているのか伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

福祉部の連携体制といたしましては、発達障がい児（者）支援室ゆいにおける保育所等への巡回支援事業での情報提供や、保育士や相談支援事業所、通所支援事業所職員を対象とする研修会や相談会の開催が上げられます。また、各部局や関係機関で行われている障害児や特別支援教育に係る会議や審査会などに心理師や保健師などの専門職が参加し、意見交換や情報の共有を図っております。特に課題の大きいケースについては、相談支援事業所や通所事業所とも情報を共有し、進級や進学の際に従前の支援が滞らないよう対応しているところです。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

こども家庭局の連携体制についてお答えいたします。

ライフステージに合わせた支援体制については、こども家庭局では、こども未来課において教育委員会、学校教育課と連携し、認可保育施設や幼稚園入園前に支援が必要と思われる児童を対象に、障害児等保育審査会を実施しております。障害児等保育審査会とは、新規で入所、入園する児童が特別な支援を要する場合、児童の発達の様子などについて専門的知見を持つ審査委員が集団保育の可否や支援の程度、どのような支援が必要かなどについて判定するものです。認可保育施設の入所については、審査結果において支援が必要となった児童に支援員を配置するなどの支援を含め、入所調整を行っております。審査の結果、集団保育が難しいとなった場合は、福祉部障がい福祉課と情報共有し、児童発達支援施設等につなぐなど、連携を行っております。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員会、学校教育課の取組としまして、障害のある幼児の幼稚園入園に当たりまして、こども家庭局と連携し障害児等保育審査会を実施し、支援が必要な幼児に特別支援員を配置し、支援を行っております。また、小学校入学に当たっては、幼児教育施設の5歳児に障がい福祉課の支援訪問の実施や小学校教諭の観察等を実施し、就学支援申請を行っております。同様に、小学校、中学校で支援を要する児童生徒についても就学支援申請を行っていただいております。その後、宮古島市教育支援委員会で学びの場を決定し、保護者同意を得た後、各学校において個別の教育支援計画・指導計画に基づいて個に応じた指導を行い、学びの連続性に向けて取り組んでおります。また、安全面、生活面で支援が必要な児童につきましては、特別支援教育支援員を配置し、それぞれの児童に応じた支援を行っております。令和6年度は、こども未来課と連携し、4月当初に幼児教育施設全職員を対象とした特別支援教育の研修会、小中学校においては特別支援教育研究会で研修会を開催し、特別支援教育の充実に努め、個に応じた指導の推進に向けて取り組んでいるところでございます。

◎久貝美奈子君

各部局の対応についてはそれぞれ今伺ったんですけれども、実は先日、8月27日に離島における医療的ケア児包括支援ということで、県の支援センター、障がい福祉課、また宮古保健所、あと宮古島市の部長も参加していただきました。同じ会派の地下菫議員も一緒にいろいろ意見交換を行ったんですが、その中で、ある方、医療的ケア児を抱えているお母さんだったんですけれども、私も結構保育園に入るときから関わっている方なんですけど、今幼稚園にやっと入れています。支援員を探すのにすごい苦労しましたが、

やっと公立幼稚園に入っております。今度、来年1年生になるということで、役所の中でいろんな課をお母さん一人で結構相談にあっち行ったりこっち行ったりということで大変な思いをされているということとその意見交換会の中で話されていました。なので、この各課の対応も、もちろん今でも連携していると思うんですけど、ライフステージに合わせてこの庁舎内の各部局間の連携体制の構築が必要になると思うんですけども、そこをどのように今後考えているかということをお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

◎副市長（嘉数 登君）

ライフステージに応じたということですけども、これ市長の公約の一つでもある誰一人取り残さない社会、これの実現のために、子供たちのライフステージに合わせた関係部局の連携強化に向けた体制構築の取組は大変重要であるというふうに考えております。先日、ライフステージの節目をきっかけに必要な支援や見守りが受けられなくなることでこぼれ落ちてしまう子供たちの対応、これまで市議会においても例えば中学卒業後、就職もしない、進学もしない子供たちをどうするかというようなことについても質疑がございました。そういった子供たちへの対応も含めまして、教育部、それからこども家庭局、福祉部で集まりまして合同会議を開催しております。支援が必要な子供やその家庭の情報を早い段階で共有いたしまして、確実に引き継ぐことで途切れのない支援体制づくりを目指していきたいというふうに考えております。久貝美奈子議員ご指摘の部局をまたぐ支援体制の構築についても、既存の協議会等での対応も含めまして、関係部局での情報の引継ぎ、それから連携強化に向けた体制づくりに取り組んでまいり所存でございます。

◎久貝美奈子君

ぜひ子供たちの、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、就労まで、ライフステージに合わせて相談できる体制、まずここに行けばこういう相談ができるという体制をつくっていただきたいと思います。

また、このコーディネーターの配置なんですけど、市役所における、これもぜひ、今保健師の方が1人これから受講するという事なんですけど、この異動に伴って、実はこのコーディネーターの質問は前回議会でも質問したことがありまして、そのときも医療ケアの必要なお子さんを抱えているお母さんのことだったんですけど、やはり私が一緒に課をまたいで連れて相談しているんですけども、やはりまだいまだにそういった困っている方がいるんです。なので、支援コーディネーターが宮古島市にいればそういった、議員が一緒に行くのもいいんですけど、そういったコーディネーターの方がいて、課をまたいで相談に乗ってくれるような、そういった体制をぜひ、コーディネーターの配置をよろしく願いたいします。

次の質問に行きたいと思います。困難な問題を抱える女性支援について伺います。沖縄県において、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画が令和6年3月に策定されました。市町村においても、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有し、県と連携し支援を行うものとあります。本市においてどのような女性相談支援体制があるか伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

当市の女性相談支援体制は、こども家庭局家庭保健課家庭支援係内に女性相談室を設置し、会計年度任用職員の女性相談員を専任配置、同課内の社会福祉士、保健師等の専門職の職員が家庭児童相談室の兼務で支援に当たっております。

◎久貝美奈子君

昨年度の令和5年10月から3月まで女性相談員がいない時期があったと聞いています。この女性相談員が不足している中、どのように対応してきたのかを伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

女性相談員の定数は2名となっておりますが、令和5年9月までは1名で対応し、10月以降はゼロとなっております。女性相談員不在時についての相談対応は、同じ家庭支援系の社会福祉士や保健師職の職員が家庭児童相談業務と兼務で対応に当たりました。令和6年度の女性相談員は1名配置されており、10月より1名を追加配置できる見込みとなっております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時29分）

再開します。

（再開＝午前11時29分）

◎久貝美奈子君

本市において女性相談員への相談件数、また内容はどのようなものがあるのか伺います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時29分）

再開します。

（再開＝午前11時29分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

令和5年度、宮古島市家庭保健課女性相談室が受けた女性相談件数は延べ510件となっております。内容としては、離婚相談が最も多く、次いで子供に関すること、DV相談の順となっております。

◎久貝美奈子君

この女性相談の内容、近年の何か傾向などありますでしょうか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

近年の当市の女性相談内容としては、主なもので、性犯罪や大麻などの薬物関係の相談、経済困窮や家賃高騰、空き家がないなどの住居問題、その他複数の問題が上げられます。1つ目の性犯罪や大麻などの薬物関係の相談については、以前はなかった相談ではあるんですが、近年は増える傾向にあり、警察や沖縄本島の沖縄被害者支援ゆいセンターなどと連携を取り、支援するケースが出てきております。2つ目に、家賃高騰、空き室の不足などの住居問題により、離婚し家を出たくても住む場所がない、また物価高騰による引っ越しや家賃を支払うお金がないなどの理由で相談に来られる事例も少なくありません。生活福祉課をはじめとする庁内他の課や社会福祉協議会等、地域の機関と連携し、多機関で支援を行っております。また、緊急で避難が必要なときには、宮古配偶者暴力相談支援センターや警察、地域の機関などと連携協力し、支援を行っております。

◎久貝美奈子君

近年の傾向として性犯罪や薬物、大麻とかの相談も増えているということでびっくりしていますが、その内容が複雑になってきていると思いました。女性の抱える問題が多様化、複雑化している中で、この女性相談員の仕事、とても大変なものだと思います。今会計年度任用職員が2名で配置、1人はこれからということなんですが、前、これまでも議会のたびに会計年度任用職、専門職の不足について質問をしてきました。実際去年ゼロだったという時期もあるということで、この女性の抱える問題の複雑化でなかなか専門職が採用されない、不足になるのではないかとという心配もあります。これ職員での対応、そういった職員採用、本務の職員での採用というのはできないのでしょうか、伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

久貝美奈子議員ご指摘のとおり、正職員での専門職の配置がもちろん望ましいことではあると思うんですが、募集をかけてもなかなか採用できないという状況がありますので、今会計年度任用職員で対応しているという状況であります。

◎久貝美奈子君

この女性相談員というのは何か資格が必要なのかどうかも教えてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

当然に社会福祉士とか保健師とかの資格は必要とはなるんですけれども、そのほかに福祉関係の業務2年以上携わっていればできるということになっております。

◎久貝美奈子君

先ほどから繰り返しておりますが、この宮古島市において実際に市民の皆様と関わりの強い専門職、相談員とか支援員、幼稚園においても支援員とか、ここではまた女性相談員、やはり会計年度任用職員の採用がなかなか難しいという話も聞いています。どんどん相談内容は複雑になっていますので、この対応、結果市民サービスにも影響が出てくると思いますので、その辺もまた考えていただきたいなというふうに思います。それから、できるだけ女性たち取り残さない支援につなげるため、この体制の強化をよろしくお願いいたします。

続きまして、宮古島市がん患者アピアランスケア支援事業について伺います。6月定例会で予算可決された本事業について、現在の実施状況を伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古島市がん患者アピアランスケア支援事業の実施状況についてお答えいたします。

6月定例会終了後、事業が開始されております。9月現在、申請は1件、既に交付済みでございます。そのほか、問合せは十数件受け付けておりますが、今後申請が増えていくものと思っております。

◎久貝美奈子君

引き続きよろしくお願いいたします。

次に、住宅行政について伺います。住宅確保要配慮者への支援について。沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化等事業について、宮古島市においても実施の予定があるか伺います。

◎副市長（嘉数 登君）

沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化等事業については、現在、県と市のほうで実施に向け

た調整を行っております。事業概要ですけれども、これは低額所得の高齢者、それから子育て世帯、障害者等、いわゆる住宅確保要配慮者が入居する専用住宅に対しまして家賃の一部を補助する事業で、月収が15万8,000円以下の世帯が入居する場合に専用住宅の賃貸人等が補助対象となります。令和6年度の補助率ですけれども、賃貸住宅の家賃から入居者負担額、これは公営住宅並みの家賃ですけれども、それを除いた額が対象額となりまして、市町村が4分の1、県が4分の3、県の上限額が1万5,000円ですので、最大2万円の補助額というふうになっております。

◎久貝美奈子君

この事業について、同じ会派の下地茜議員と一緒に沖縄県の住宅課のほうでお話を伺ってきました。宮古島市でも、今答弁がありました。実施を予定しているということなのですが、ただ宮古島市の場合、空いているアパート自体が少ないというふうに聞いています。この辺の課題についてどうお考えでしょうか、この事業を進めていく上で、お願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

久貝美奈子議員ご指摘のとおり、この事業を実施しようとした場合には、専用住宅という形で沖縄県のほうに登録を行うことが必要となっております。ただし、宮古島市、賃貸物件が非常に不足しているといえますか、需給が逼迫しているという状況ではございますけれども、この事業、住宅確保要配慮者に対する事業ということで、賃貸物件の家主のほうにも事業の趣旨を十分に説明し、理解してもらって、なるべく対応できるような形でいろいろ相談をしていきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

これは、いつ頃から事業実施予定とか決まっているのでしょうか。

◎建設部長（川平陽一君）

沖縄県の補助要綱設置に伴い、本市でも補助関連の要綱を整備し、12月定例会で補正予算成立した後に事業を実施したいと考えております。

◎久貝美奈子君

次に、居住支援協議会設置について伺います。

国は、住宅セーフティネット制度に基づき、居住支援協議会設立を促進しています。県内では、平成25年3月に沖縄県居住支援協議会が設立、令和6年2月に沖縄市で居住支援協議会が設立いたしました。本市においても居住支援協議会を設立し、行政、不動産関係団体、居住支援団体（福祉）などと連携し、家賃高騰に伴う様々な課題解消に向け、急ぎ話し合いをし、取り組んでいく必要があると考えます。市としての考えを伺います。

◎副市長（嘉数 登君）

居住支援協議会の設置については、今年度、法改正がございまして、居住支援協議会設置が努力義務化されたところでありまして、協議会設立に向け、行政と不動産関係団体や居住支援団体とが連携した地域における総合的、包括的な居住支援体制の整備が必要であるというふうに考えております。本年8月に市と不動産業界の意見交換会、これ初めて持ちました。地域の住宅問題について、課題、それから解決の方向性、市がどういうことに取り組もうとしているのかというようなことについて議論をしております。こうした団体とも連携しまして、協議会の早期設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

宮古島市は、昨日も全国ニュースでも出てました。今家賃の高騰、県内でも最も上がっているということで、私のほうにも若い方だけではなく、70代の女性の方とか結構家を借りられない、生活が苦しいということで相談があります。ぜひこの住宅確保要配慮者の皆さん、いろんな方面からの、公営住宅のほうは若者の支援ということで始まりましたけれども、ぜひ70代、80代の高齢の方の支援もこういった事業実施でぜひ支援していただきたいなと思います。そのためにはやはり、先ほど8月に不動産の団体とお話したということなんですが、ぜひこの居住支援協議会設置をしていただいて、まずはどういったことができるかいろんな方面からの意見を集めて、一つ一つ課題を解消していただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

次、サービス付高齢者向け住宅登録制度について伺います。これもある事業者の方から相談がありまして、宮古島市においてこのサービス付高齢者向け住宅登録について何か事業者からの提案とか相談とかはあったのかどうか少しお伺いしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

市建築課への事業者からの相談については現在のところございません。宮古島市内でのサービス付高齢者向けの住宅の登録は1件となっております。登録申請につきましては、那覇市以外は沖縄県住宅課が窓口となっております。

◎久貝美奈子君

事業者の方からこういったサービス付の高齢者向け住宅をやりたいという思いを伺いまして、窓口として宮古島市ではどちらの課に相談に行けばいいのか教えていただけますか。

◎建設部長（川平陽一君）

市の窓口としましては、建築課が担当しております。

◎久貝美奈子君

もし相談がありましたらぜひ県のほうにつないでいただいて、宮古島市でもそのような住宅が、高齢者の皆さんが安心して住めるような住宅が増えるように協力お願いしたいと思います。

次に、道路行政について伺います。大雨による冠水被害について。佐良浜地区県道204号線で大雨のたびに道路冠水し、道路に面した住宅近くまで水が上がっている深刻な状態です。近隣住民から急ぎ何とかしてほしいとの声があります。現在どのように対策しているか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

久貝美奈子議員のご指摘の県道204号線の道路冠水につきましては、道路管理者である沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、当該箇所周辺の道路排水を処理する浸透ますの清掃等を令和6年4月に行いましたが、以降も大雨時に道路冠水が発生している状況が確認されておりますので、今後、道路の排水能力に係る検討を進めてまいりたいとのことを県からの回答を受けております。

◎久貝美奈子君

住民の方がもう大雨のたびに心配していますので、ぜひ早めの対応をよろしくお願いいたします。

次に、農林水産行政について伺います。物価高騰に伴う農家支援について。物価高騰により段ボール、箱、マルチシートなど資材の値段が高騰し、野菜などの価格転嫁ができないため農家の皆さんの経営が厳

しく、離農を考えている農家もいると相談がありました。生産者への支援策はないか伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

物価高騰による資材の支援、値段の高騰に対する支援の件なのですが、回答がマルチシートについての回答中心になっておりますので、その辺はよろしく。

園芸、果物農家の資材高騰支援については、令和5年度においてもビニールマルチの高騰分、100%の支援を行っており、支援実績額は542万6,000円でした。資材価格が高止まりする中、農産物への価格転嫁が進まない状況を踏まえ、高騰前の令和4年度の価格、平方メートル当たり82円を基準として、令和6年度の価格、平方メートル当たり98円の上昇分の16円を支援していきたいというふうに今考えております。対象となる期間は、今年4月の購入分から令和7年1月上旬までの購入分を対象にする計画で、870万円を見込んでおり、12月の定例会のほうで予算計上をするよう取り組んでいるところです。

◎久貝美奈子君

これは、農家さんからの相談は段ボールとか箱とかマルチシートなどということなんですけど、この12月定例会の補正で考えているのはマルチシートということでもよろしいですか。

◎市長（座喜味一幸君）

今補助対象をマルチシートのほう中心にしておりますけれども、箱等を含めたその他の支援についても、効果が出るような事業についてはぜひ農家の声をお届けいただければと思っております。

◎久貝美奈子君

実は野菜農家からも何度も相談がありまして、農政課のほうとも意見交換させていただきました。この答弁、12月補正で準備しているということで、8月の臨時会においても、和牛子牛価格安定緊急対策事業の予算が可決されて、畜産農家への支援事業も実施されています。今後、この野菜農家さんの支援も、マルチシートの支援行われるということなんですけど、すみません、もう少し内容について教えていただいてもよろしいですか。この支援の内容。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ビニールマルチですけども、資材価格はもう高止まりしておりますので、この高止まりする前の価格、高騰前、令和4年の単価、平方メートル当たり82円を基準としております。そして、令和6年、現在の単価が平方メートル当たり98円、16円高くなっているということで、この16円分を補助しようということで考えております。支援対象の平方メートル数が、前回、昨年度実施しました支援実績に基づきまして、54万2,600平方メートルに高騰分の16円を掛けて、870万円というふうに見込んでいます。

◎久貝美奈子君

ぜひよろしく申し上げます。今後もこの物価高騰はなかなか収まらないと思いますので、引き続き農家の支援をよろしく願いいたします。

次に、動物愛護行政について伺います。動物愛護行政の拡充について。5月28日、特定非営利活動法人ねこハピ、アニマルバディ、みゃーくTNR部、宮古島動物病院、来間自治会長、池間自治会長、久貝自治会長、松原自治会長より市長へ宮古島市における動物愛護行政の拡充を求める要請がありました。内容としましては、1、TNRを行うための施術場所の確保をすること、2、TNRを行うための助成金の設置をすること、3、ふるさと納税「犬猫愛護枠」の設置をすることとなっています。今後、市としてどの

ような取組ができるか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

猫の無秩序な繁殖により、ふん尿や鳴き声等の環境衛生の悪化といった課題について本市としても認識をしております。そういった中で、TNRの取組について、さくらねこチケットの行政枠の申請を受け付けることで、月平均15頭ほど無償で避妊去勢手術ができる状況にあります。また、市として、宮古島市内で開業をしている動物病院での犬猫の避妊去勢手術について助成を実施しております。要請を受け、今後のTNRに対する対応としましては、地域における飼い主のいない猫の無秩序な繁殖による問題等の解決に向けては、自治会とボランティア団体の協力を得ながら取り組むことが大変重要と考えております。加えて、地域の方の飼い主のいない猫に対する認識が高まることで問題解決に向かうことができると考えております。そういった観点から、現状の助成事業に加えて、ふるさと納税のエコアイランド宮古島応援コースに寄せられた財源が活用できるよう、関係課等と調整しながら予算確保に取り組むとともに、施術場所についても市の空き施設や自治会の集会所の活用なども含め、取組を一つ一つ進めてまいりたいと考えます。現在は、自治会を対象としたTNR推進に向け、TNR対象の猫の数の把握や猫に関する地域の困り事などについてアンケートを実施しております。

◎久貝美奈子君

今かなり自治会のほうからもTNRについては問合せが増えているということで、本当に地域の皆さんも困っていると思います。地域環境に大きく影響を及ぼすために、観光などにもイメージダウンにつながるのではないかとこのように考えます。ぜひ、動物愛護行政は県のほうが担当だと思いますけど、宮古島市でできること取り組んでいただきたいと思います。

また、TNRを行うための猫を収容する籠とかおりとかあるんですけど、そういった道具をぜひ宮古島市の空き施設とかで保管をお願いできないかという声もありました。石垣市のほうでは、ふるさと納税を使ってそういった助成もされているということのを石垣市のボランティアの方からも伺っていますので、ぜひ宮古島市においても、短期間でもいいので、集中してこの事業何かできないかなというふうに考えております。よろしくをお願いします。

時間がないので、次に行きます。沖縄県知事への意見書について伺います。3月定例会で可決された離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める意見書について、その後どんなことが検討されているのか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

久貝美奈子議員ご質問の意見書について宮古保健所へ確認したところ、沖縄県環境部自然保護課が引き受けたとのことでした。意見書における要望への対応については、現状では特に新たに取り組んでいく予定はないとの回答でございました。県の回答について意見を言う立場にはございませんが、さきのご質問で答えましたとおり、市としましてはTNR事業を一つ一つ推進してまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

県のほうで何かまだ具体的な検討がされていないということはちょっと、宮古島市議会で議会の総意として意見書が出されているので、ぜひ県のほうにはしっかりと考えていっていただきたいと思います。

先日、新聞報道でも保護犬の収容数が急増し、宮古保健所の犬猫を収容する施設がキャパオーバーして

いるということで、せっかくボランティア団体が今まで殺処分ゼロに向けボランティアで取り組んできたんですけど、もうそろそろキャパオーバーで殺処分の回避も、沖縄本島へ犬猫を輸送するという現実も起こり得るといって新聞で取り上げられていました。これは宮古島市民の皆さんにもお願いしたいんですけど、この飼い方、放し飼いをしないとか、自分の飼う犬猫はちゃんと避妊去勢手術を行ってしっかり最後まで面倒見るといって、そういったところを市民の皆さんにも私からも訴えていきたいと思っております。環境衛生局長からの答弁でありました市のほうでもTNRを考えていきたいということなんですけど、宮古島市は分からない人多いと思うんですけど、石垣市の3倍近い収容数になっています。沖縄県のほうで殺処分ゼロに取り組んでいるんですけど、宮古島市の犬猫たちが沖縄本島に送られてもう殺処分になるという可能性も出てきているという現状です。ぜひこれは市の、ごみの問題もそうなんですけど、この犬猫の問題もしっかりとみんなで考えていかなきゃいけない課題だと思います。ぜひ今後もよろしくお願ひします。ボランティア団体のほうも今もう、前は引き出す団体もいたんですけど、今は個人の方1人だということで、この方が倒れてしまうと宮古島市はもう本当に犬猫殺処分の島になってしまいますので、ぜひ何とか増やさない、市民の皆さんには飼い方など、飼育の仕方もしっかり考えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続きまして、ペットの災害対策について伺ひます。災害が起こったときに、もちろん最初に行うことはご自身、ご家族の安全確保ですが、ペットの安全確保もふだんから考えて備えていく必要があります。災害時に人とペットが同室避難できる避難場所が必要だと思いますが、市としての考えを伺ひます。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和6年1月に発生しました能登半島地震をきっかけに防災への意識が高まり、災害時のペットへの対応についても飼い主の皆さんの強い関心事となっております。市の地域防災計画では、ペットへの対応として、市はペットの状況を把握するとともに、避難場所、地域内に専用スペースを設置し、避難者の生活場所とを区分する、また所有者責任による自己管理を徹底させるとなっております。なお、環境省は、飼い主はペットと一緒に避難する同行避難を推奨しておりますが、これはあくまでも避難所までの避難行動とのことで、飼い主がペットと同室で過ごすことは異なっております。避難所では、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方等への特別な配慮も必要であることから、本市としましては、避難場所敷地内で雨や風の影響を受けることの少ない屋外スペースの一角においてペットを避難させることを想定しております。今後は、関係各課や島内動物病院、宮古保健所等と連携し、災害時のペット受入れ方法について検討してまいります。

◎久貝美奈子君

宮古島市のほうでもぜひ関係機関と連携して、防災に関してもしっかりと検討していただきたいと思ひます。

沖縄県のほうで、県議会のほうでこの同行避難に対しての答弁があったんですけど、全41市町村を対象にペットの受入れの可否を、避難所での可否をアンケート調査したというふうに県自然保護課が答弁しておりますが、宮古島市については現在はどうでしょうか。現在の状況はありますか。別室というか、ペットを避難させるような。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほどの答弁と少し重複してしまいますけれども、本市としましては、避難場所敷地内で雨や風の影響を受けることのないよう、それが少ないよう、屋外のスペースの一角をペット避難場所として整備するという考えであります。

◎久貝美奈子君

何度も言いますが、宮古島のごみ問題とか犬猫の問題、しっかりみんなで考えていかなければいけないと思います。沖縄県の保健所のほうもかなり施設が老朽化してまして、県のほうにも、意見書にも書いてあるんですが、ぜひ保健所全体のまた改築というか、その際にはぜひ犬猫の施設もしっかり考えていただきたいというふうに思っております。

私の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで久貝美奈子君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後零時06分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎狩俣勝成君

お昼後の大変眠い時間帯になりますけれども、お付き合いのほどよろしく申し上げます。議員番号4番、市民創会、狩俣勝成、通告に従いまして9月の一般質問を行います。よろしく申し上げます。

まず、順番を変えて質問したいと思います。関連していきますので、4番の建築行政についてから行きます。令和6年度宮古島市営住宅空き家待ち募集について。人気の高い順に上位3市営住宅の申込者数をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

令和6年7月に空き家待ち募集を行い、申込みの多い上位3市営住宅は、北市営住宅が76件、馬場市営住宅が75件、川満市営住宅が29件となっております。

◎狩俣勝成君

1番目に多いのが平良北市営住宅76世帯、2番目が馬場市営住宅が75世帯、3番目が下地川満市営住宅の29世帯。毎年、馬場市営と北市営は多いのかなと感じます。

そこで、この上位3市営住宅の過去5年間の抽せん順位の、多分1年間ですか、これで何番までが入居できたのかお伺いしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

過去5年間は、令和元年度から令和5年までとなりますが、このうち令和3年度と令和4年度につきましては空き家待ち募集ではなく、空き家、空き部屋に対しての募集を行っておりますので、抽せんの順位での入居ではございませんので、令和3年と令和4年を除いて上位3市営住宅の申込みと入居について

報告します。

まずは令和5年度、馬場市営住宅が申込者数70件に対して入居者数が13件。北市営住宅が申込み63件に対し入居5件。鏡原市営住宅、申込み13件に対し入居が6件。令和3年、令和4年は飛ばしまして、令和2年度、馬場市営住宅が申込み63件に対し9件。北市営住宅が申込み43件に対し入居が4件。上地市営住宅、申込みが31件に対し入居が4件。次は令和元年度です。馬場市営住宅、申込み63件に対し入居9件。北市営住宅、申込み43件に対し入居4件。上地市営住宅、申込み31件に対し入居4件となります。このように、馬場市営住宅と北市営住宅に集中しております。

◎狩俣勝成君

馬場市営住宅が9件から13件、北市営住宅が4件から5件ということです。かなり確率が低いといえますか、何かもう宝くじみたいなものになっていますけど、これ前もって公表はしていると、前年度の申込者数は公表しているというんですけども、やはり皆さん子育て世帯とかその他優遇世帯に対象になっているから優遇してくれるのではないかと期待を込めて申し込んでいると思うんです。

そこで、次の質問に行く前に、今令和3年と令和4年は募集方法が違って空き部屋へ対する募集ということだったんですけども、何でまた元に戻したのか、その辺の。もし答えていただけるのであればお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

令和3年度と令和4年度の募集につきましては、経緯が確認できておりませんので、後で答弁したいと思います。

◎狩俣勝成君

では、③に行きますけども、募集方法を見直す考えはないかというお伺いしますけども、昨日の砂川和也議員の答弁で、空き家待ち応募がない住宅への募集を検討する、そしてまた11月に再度空き家待ち募集を行うとの、そういった答弁がなされたかなと思いますけども、それに関してもう一度お聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅の募集方法につきましては、現在、指定管理者と調整を行っているところでございます。空き家待ち募集において申込みがなく、空き室がある市営住宅につきましては常時受付等が行われるよう、次の空き家待ち募集を行う11月頃には見直しができるか、指定管理者と調整を行い、多くの市民の皆様が入居できるように対応してまいります。

◎狩俣勝成君

11月頃から常時受付できるようにということでもありますけども、先ほどこの馬場市営住宅とか北市営住宅に75から76世帯の多くの方が応募していますけども、この空き家待ちという期間は多分、この令和6年度ずっと待っていて、空き次第入っていくという感じだと思うんですけども、これで見ると15位以下の順番で待っている方はもうほとんど無理ですよ、入居が。こういった方たちにどういうふうに呼びかけていくのか。その空き部屋待ちはもう解除してもらって、そして今現在空いている住宅への誘導をしていくのか、その辺をお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

7月に空き家待ち募集を行って、8月に抽せんを行って、今入居準備を進めております。そのときに空

きが出た部分につきましては、11月で再度募集をかけます。その段階で見直しができるかということは今指定管理者のほうと検討していますので、その11月頃には常時受付ができるような方向で進めてまいります。

◎狩俣勝成君

私のほうに、毎年応募しているけども、もう五、六年当たらないという話も聞こえていますので、ぜひ少しこの募集方法、見直していただければいいかなと思っています。

では、1番に戻りまして、市長の政治姿勢について。1、住居不足について。おきぎん経済研究所は、2023年の宮古島市の賃貸物件稼働率を99%と発表し、ほとんど空き室がない状況と指摘しております。また、供給を需要が大幅に上回っていることから高い賃料設定につながっているということで、市民から、先ほども申し上げましたけども、市営住宅に申し込んでも当たらない、民間のアパートは高くて住めない等の相談が寄せられております。それに対して、実際そうなのかも含めて見解をお伺いします。

◎副市長（嘉数 登君）

おきぎん経済研究所より公表されましたおきぎん賃料動向ネットワーク調査の報告書によりますと、本市における2023年の賃貸稼働率は99%というふうに聞いております。その公表内容を踏まえながら、市内の民間賃貸住宅の現状につきまして不動産事業者に聞き取りをしました。市内の不動産事情の傾向といたしまして、個人、法人両方からの問合せが日に何件もあるものの、物件の空きがないため紹介ができない状況が続いているということでございます。また、以前は個人住宅の建設によってアパートから退去していくという例が一定数見られたというところがございますけれども、昨今の建築単価の上昇の影響もありまして個人がなかなか住宅建設に踏み込めないというような事情、それから市営住宅、アパートの空きが少なくなっているということが要因ではないかと、そういうふうに推測しているということでございます。業界としては、今後もこのような傾向が続き、すぐには解消しないものと見込んでいるというところでございます。市としましては、若者の定住促進の観点に加えまして、午前中もありましたけども、住宅確保要配慮者等の住居確保に向けましては、民間賃貸住宅を含めた住まいの確保は重要な要素であることから、近年の住居不足は大きな課題であるというふうに認識しております。

◎狩俣勝成君

私のほうにも、やはり今大きなホテル、こういう工事現場ございまして、大手ゼネコンが賃貸アパートを丸々1棟借りて、3年ぐらい工期がかかるので、そこに県外から労働者を派遣して住まわせているという現状もございます。そういうことも含めて本当に宮古島、住むところがなくなってきております。先ほど久貝美奈子議員の答弁でも、最近の女性の相談内容として住居に関するとも言っていました。そういう感じで、なかなか民間のアパートにも住めない、そしてまた家賃も高騰していく、そういう中でいろんな対策を練っていかねばいけないと思っております。

それでは、2番目に行きますけども、先日ハーベスター運営協議会などから宿泊施設の確保として廃校になった学校施設を宿泊施設として活用するよう要請がなされたことに対する見解をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

去る8月28日に宮古地区ハーベスター運営協議会、沖縄県さとうきび生産法人連絡協議会宮古支部、宮古地区さとうきび管理組合、沖縄県農業機械士協議会宮古支部の4団体より、宿泊施設確保について要請

がありました。サトウキビ関連4団体の要請内容といたしましては、島内での補助員確保が難しいため、外国人労働者等、島外からの補助員の確保を検討しているが、宿泊施設が不足しており受入れが困難と伺っており、廃校施設を宿泊施設として活用するなど、宿泊施設不足の対策について要望を伺いました。本市では、有効求人倍率が増加する中、農業分野に限らず観光業、建設業など、様々な業種で労働力の確保が課題となっており、島外からの労働力の確保においても、狩俣勝成議員のお話のとおり、市内の賃貸物件の稼働率は99%となっていることから、改めて労働力の確保と住居の確保は喫緊の課題と考えられております。関連団体からの要請行動時の意見交換として、市の遊休施設を活用した宿泊施設の整備を行うに当たり、施設整備後の運営方法整備後の民間運営、公設民営どちらにするかということや施設の規模、施設を整備するに当たって整理が必要となる事項についても意見交換を行っております。引き続き意見交換を行うことにしており、労働力の確保に関連する住居の確保については、農業分野に限らず多くの業種、分野で同様の課題が生じていることから、市の関係部署と連携しながら課題解決に努めてまいります。

◎狩俣勝成君

農林水産部長、本当にこの件に関しては、農業分野だけではなく様々な分野の人手不足や、そして若者の定住促進の課題となっていると思います。私はこれ本市の最重要課題だと思いますけども、若者定住促進に関しては、先日報道で、若者定住促進に向けての市営住宅の空き室に若者の入居を募集すると発表しており、大変よいことだと思います。また、地価の上昇率も県内トップになっており、住宅取得にも影響を及ぼしております。

そこで、私は各部署が抱えている空き施設、例えば教育委員会であると学校の跡地、そして今認定こども園に移行するに当たり廃校するであろうまた幼稚園、保育所等もございます。そしてまた、私が再三言っていますように、農水部のほうでは利用されていない農村公園、本当にもうどうにかしてくれと思うぐらいやっています。そういった施設、条例を廃止して売却したり賃貸したりという手もあると思います。そしてまた、財政課で抱えている市有地、これ今原野等もあると思うんですけども、そういったところを宅地化整備していただいて、賃貸なり売却なり検討していくことがいいのかなと私は思いますけども、市長、こういったものを拾い出して今後の利活用について協議を早急に進めるべきだと思いますけど、市長の考えをお伺いしたいです。

◎市長（座喜味一幸君）

この問題、本当喫緊の重要課題というふうに思っております。今話にも出なかった話で、例えば医療関係者、沖縄県立宮古病院だとか宮古島徳州会病院だとか、そういうソーシャルワーカー、教育部門の県からの異動等も含めまして、そういう教育、医療の現場もこの住宅の不足によって大変離島に行かない、行けない人々が増えてくる可能性があって、こういう意味での体制が維持できるか心配だというように、宮古病院院長とスタッフとの交換等をやらせてもらいました。ある意味では、これから整理をして県にも行きたいんですけども、県でやれる県職員宿舎等に関しては速やかにその部分については県のできる範囲は県でやってくれ、国は国でやってくれ、また力のある民間の会社についてはしっかりと社員寮を確保しながら事業を進めてくれというようなことをしっかりと意思表示して申し入れていく必要があるのかなというふうに今思っております。

それから、今後の早急にやらなければならないということなわけですから、1つは県全体の公営住宅の

長期計画の中での枠というのがありました。この枠がなかなか増やせないというながんじがらめの状況があるわけですが、一応福祉のほうにも申し上げましたのは、もういよいよそういう場合ではないよと、離島大変な住宅事情の、宮古島は特になんだけれども、そういう住宅事情が不足実態があるんで、トータルとしての公営住宅枠を、地域の現状に合ったような枠で、枠を取っ払ってくれと。そうすることによって、公共事業で入れるのか、あるいは今おっしゃっていた民間のPFIで入れるのか、そういうことが検討していけるんで、その辺の枠をこれ一回外して、もう一度現場に合った計画としての枠を検討していただきたいというのが1点申し上げておりました。

それから、もう一点は、やはり一括交付金含めてこの地域の事情というものを十分に理解した上で、この住宅の不足というものが社会、我々の生活を大きく脅かしていると。経済の、観光伸びて人なしという、住むところなしというような状況は速やかに解消しなければならないんで、内閣府の参事官がいらっしゃった際にも申し上げておいたんですが、できるだけ離島の振興の中での要の部分があるので、この住宅事情というものの改善の中でひとつ一括交付金を活用できないかというような話申し上げましたんで、その辺も真剣に取り組んでいく必要がある。それから、狩俣勝成議員おっしゃったように、我々の公民館を含めてあらゆるところで有効活用されていない土地、あるいは財産等がある。それに関しては活用をしていく。それから、民間の企業の提案を受けていく。その前段としては、土地の、市有地の低廉な提供等々で民間にもプラスになるというような形での弾力的な運用、それは検討していかなければならないなというふうに今思っております。葉たばこやサトウキビ、ハーベスター生産組合等々からの意見があって、我々も一生懸命役所も準備するから、あと最終的には維持管理だよと、そういうものに関しては、我々が条件準備できたら皆さんも管理運営をやるぞというぐらいの、お互いウィン・ウィンで協力関係を結んでいきましょうということにしておきましたけれども、今のご指摘まさに喫緊取り組まなければならない課題だと思っておりますんで、またいろんな知恵があつたらご提案などよろしくをお願いします。

◎狩俣勝成君

教育の現場、医療の現場、本当に沖縄本島から離島に来て、住みながら働きたいという方もなかなか住宅がない。先ほど言われていました公営住宅の枠があるということでもありますんで、その撤廃も市長を先頭に要望していただいて行ってほしいと思います。特にもう最近マスコミにも頻繁に取り上げられますこの宮古島市の住宅事情でありますので、ぜひ取り組んで早急に解決していただきたいと思います。

次に、熱中症対策について。県内で熱中症による救急搬送が増えている件に関して、年齢別で65歳以上の高齢者が最多を占めているとのことで、高齢者のための熱中症対策について見解をお伺いしますけども、これ昨日の我如古三雄議員への消防長の答弁で、宮古島管内における熱中症で搬送された患者のうち65歳以上が33人と最も多くなっているとのことです。高齢者向けの熱中症対策をお聞かせください。

◎福祉部長（守武 大君）

熱中症対策についてお答えいたします。

熱中症を防ぐためには、小まめな水分補給、室内での室温調整、外出時の暑さへの対策、日々の健康管理が重要であります。高齢者支援課では、熱中症に関する注意喚起を新聞に掲載するとともに、市主催の高齢者を対象にした各種講座、教室等で熱中症の注意点や予防法についてチラシを配布するなど、熱中症対策を呼びかけております。

◎狩俣勝成君

水分補給であったり室内の温度管理、そういったことが言われていますけども、室内の温度管理という
とやはりエアコンが必要だと思うんです。

そこで、②に行きますけども、熱中症対策として自宅にエアコンがない高齢者世帯にエアコン購入補助
設置費用を助成する考えはないのかお伺いします。

◎福祉部長（守武 大君）

室内での熱中症対策として、室温を適度に下げるなど、快適な室内環境を保つための手段として扇風機
やエアコンの使用は重要であります。令和6年3月に内閣府が実施しました消費動向調査によりますと、
九州、沖縄地方ではエアコン普及率は90.1%となっており、基本的には市民の消費生活の中で必要な家電
として設置されるべきものと考えております。したがって、現時点ではエアコン購入、設置費用の助成は
検討しておりません。高齢者の中には、エアコンが設置されていても、電気代の節約のためにエアコンを
控える傾向があることから、適切な使用について周知していく必要があると考えます。

◎狩俣勝成君

今沖縄県内におけるエアコンの普及率が90.1%ということなんですけども、これには恐らく高齢者の独
り世帯、またもしかしたらついているけど故障して、そういった修理費が、取り替える費用がないという
家庭もいるかと思えます。この高齢者支援の中で見回り活動というのがございますよね。その中で、職員
が高齢者宅を訪問して、エアコン設置が必要、特に風通しが悪い家とか、そういったところに高齢者が独
りいたら本当に人命に関わることでありますので、そういったもし見回り活動の中でもう早急に室温の管理がで
きていない、そういうのを発見した場合の対応ってどのように考えているかお答えできますか。

◎福祉部長（守武 大君）

狩俣勝成議員がおっしゃるように、高齢者、高齢になると暑さを感じにくくなり、窓を開けずにいたり、
エアコンが設置されていても使用していなかったりなど、室温調整ができていない場合が多く見られます。
そのような世帯に対して、介護サービス提供時や各種訪問事業の際には熱中症への予防を呼びかけるなど
の対策を取っているところであります。また、通いの場のボランティアを対象に、熱中症対策アドバイザー
講座の受講を進め、声かけや見守りの推進を図っております。実際に現在クーラーが設置していない状
況なり、壊れているという情報が上がってきていないので、そういう状況がありましたら、関係する支援
者と事業所も含めて対応を考えていきたいと思っておりますので、確かにこの暑さの中クーラーがないこ
とで亡くなられたりしては困るというのは感じておりますので、まず室温調整ができるのかということろ
から考えてまいりたいと思います。

◎狩俣勝成君

国も、この熱中症に関しては本当に重要な課題であるということで、今もう宮古島も34度、35度を超え
るような猛暑日も観測されておりますので、ぜひこういったのも、また恐らく探していくと使用できる国
の補助メニューがあるのかなと思っておりますので、そういったのを調べながら、高齢者支援のためにも熱
中症対策ぜひよろしくお願ひします。

次に、3番、防災についてですけども、令和6年度宮古島市避難所開設HUG訓練が、避難所開設の対
応をゲーム感覚で体験し、災害時における避難所運営を模擬体験し、災害時に備えることを目的に行われ

ました。図上訓練でしたけども、私も参加してまいりました。そこにはカードをめくって行って、そのカードの中に避難してきた年齢とか性別、また外国籍の方とか要配慮者、そしてまた先ほど久貝美奈子議員が言っていたペットと同行して避難してきた方、そういうのと、あと避難所であらゆる問題が発生したときのものがカードでめくっていくと出てくるんです。この対応を本当に私も一緒になってやりましたけども、図上の中でも本当にもうパニックを起こしてしまって、例えば要介護者が来て、どこにこれを、体育館のどこに連れていくのか、そういった地域ごとの割当てもしたんですけども、なかなか本当に実際来ると、もう次から次へと来ますので、対応が本当に難しいんです。そういう意味からも、やはり地域防災のリーダーとして、地域防災力の向上に寄与する人材の育成が必要だと思います。自主防災組織等活性化推進事業を活用して防災士資格取得費用を補助できないかお伺いしますけども、この事業は全額国費で、上限200万円で、地域全体で防災力の向上を目指す目的で行われております。県内では、名護市が自主防災組織等活性化推進事業を活用して、地域防災力向上の名目で防災士資格取得者費用を補助、また防災士資格取得者に対し研修会の実施、それとまた防災士資格取得者に対し災害時や研修会に使用する備品の整備、研修会で使用する研修資機材等を収納する収納倉庫の整備等を行っていて、昨年度22名の方が防災士の資格を取得しています。

以上を踏まえた上でお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、狩俣勝成議員からもございました先月開催しました避難所開設訓練に狩俣勝成議員自らご参加いただきまして、感謝申し上げます。ご質問の自主防災組織等活性化推進事業を活用して防災士資格取得費用を補助できないかという質問でございます。防災士資格取得費用の補助につきましては、現在、市の交付要綱の年度内制定に向け、財源の確保なども含め調整を進めているところでございます。今回、狩俣勝成議員ご提案の本事業も有効な手段だと認識しておりますので、市の要綱の整備と併せて情報収集しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

取り組んでいくということなんですけども、これもし今年度中にその取組成果が現れたらもう次年度からすぐできるような感じですか。答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今要綱を作成中なので、早ければ12月定例会に上げられるのかなと思っておりますけど、各方面調整ございますので、遅くとも年度内には交付要綱を作成しまして、しっかりと補正予算組んだ上で新年度からスタートしていきたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

防災士の資格というのは全国的にも非常に人気があって、私もネットで調べているんですけども、沖縄市の開催のときも公募したら1日、2日で定員に達しているという状況です。それを考えると、恐らく宮古島で開催しても、前回の答弁で50名ぐらいいたら宮古島開催ができるという話でありましたけども、多分50名ってすぐ埋まるのかなという感じです。特に離島の場合は沖縄本島まで行くと約10万円ぐらいかかりますので、宮古島開催で講習費用5万円ぐらやっていただいて、市が補助をしていただければ多くの市民の皆さんが受けられるかなと思っています。私も、インターネットで調べたら、宮古島で開催がある

のという問合せがありました。それ調べたら岩手県の宮古市だったんです。そのぐらい本当にもうみんな防災士の、非常に需要が高まっているなという気配を感じますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、2番、農業行政について。1、農地の境界管理についてお伺いします。農用地の集積、集約化が図られ、多様な営農形態に応じるため、基盤整備進められております。そのため、境界に石積み等がなく、草地、これ牛にあげるロール、草地とサトウキビ畑が隣接していて、境界に関する農地のトラブルが発生する懸念がありますが、見解をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

畑の境界に関するトラブルは、農業を営む上で非常に重要な問題であり、作物の違いによる影響や境界が不明確であったりする場合、様々なトラブルが発生する要因となります。市としては、境界トラブルを防ぐため、基盤整備完了後、境界ぐいを設置し、地主立会いの下、土地境界確認を行っていますが、換地委員会や事業説明会等の会合を通して、境界トラブルを未然に防ぐための対策やトラブル解消に向けたサポートを行ってまいりたいと考えております。今農家が高齢化する中、機械化を進めていく中で、やはり農地の集積、そして大規模化というのは大きな課題であります。そのためにも境界を分断するような構造物を基本的に行わないという方針でございますので、境界をめぐるいろいろなトラブルになるようであれば、市にご相談いただければ何らかのサポートをしていきたいというふうには考えております。

◎狩俣勝成君

農林水産部長、本当に、私は構造物を造れと言っているわけではなくて、私も分かりますよ。何のために整備事業しているかというのは、将来大規模に使用したいということでもあります。その中で、サトウキビ畑の方と、また草地やっている方、話を聞くとやはりサトウキビ畑を栽培するに当たってはもうトラクター、ブルトラ等を畑に持ち込んでやるんですけども、草地は一回植えるとなかなかもうそのままということでありまして、この草地の草の種が風向きによって飛んできてサトウキビ畑に生えてしまう、そういうものもあります。お互いが本当に協力し合って、境界から1メートル、1メートルは作物を植えないようにとか、そういう相談もできるんですけども、サトウキビ畑の寄ってきたときに、ではそこで除草剤かけようかと思っても、やはり牛が食べるもんですから、除草剤はやばいでしょうということで、もう耕したりしてやっているんですけども、中には草地の人が気利かせて、本当に1メートルぐらい除草剤をばっと線を引いてかけて置いている方もいます。そういったことで、お互いが本当に納得し合ってやっていければいいかなと思っています。

そこで2番目に行きますけども、これ境界に適した作物、私何か所か回っていたんですけども、やはりセンネンボクといいますか、これが境界に植えられているところは、草地から種が飛んできてこっちに草が生えるというのが見えていないんです。だけど、その境界に何も生えていないとどんどん本当に寄ってきております。そういった意味で、恐らく整備事業の後に土砂が流れないように、道路側にはリュウノヒゲとかそういったのを植え付ける業者もいますよね。そういったところを自分拝見したんですけども、そこには境界にふさわしいようないろんな草木が栽培されておりました。センネンボクは挿し木で大丈夫ということで、もう誰でも植え付けられる。そしてまた、もし境界を省いて一緒に大規模で使いたいというときには、普通にトラクターで耕すだけで取れるという。根づきがしないということで、本当に簡単にで

きるセンネンボクなんです。そういった意味を込めて、この農地に適した作物の配布等はできないのかなと考えていますけど、お伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

センネンボクの配布、センネンボク、ヤギの餌としても大分使わせておりますけれども、現在、土地改良事業において農地境界に使用する作物の配布は行っておりませんが、センネンボク等の要望があれば、今20本ほどセンネンボクは市で持っているんですけども、それを要望がありましたら数を増やして配布することは可能というふうに考えております。

◎狩俣勝成君

市のほうでも、では栽培というか、持っているということで、枝を切って挿し木で十分できると思いますので、その辺も含めて、また業者もいますので、そういったことにも個人的に依頼してもいいし、市のほうに相談していただければそうやって配布も可能だということでもありますので、ぜひよろしくお願ひします。

次に、農業用廃ビニールの処理について。これ昨日の西里芳明議員の答弁もありましたけども、本当に農家の皆さん、ビニールや肥料袋、容器の処理に困っているとの相談を受けています。昨日、JAや資材店での回収に向けて進めていたんですけども、産廃業者が1社閉鎖したため実施していないという答弁だったかなと思います。それに向けてまた資材店、JA等、費用を負担してあげるとい話もありますので、すみません、もう一度この辺に関してお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

廃プラスチック処理の補助金についてでございます。市の令和6年度の予算額で690万3,000円を予算措置しております。そのうち、JAや各資材店2社のほうから134万円ほど収入として得られる見込みとなっております。この廃プラスチック処理に係る補助率としましては、50%の補助を予定しております。今年の10月から12月末の申請期間を予定しているところでございます。

◎狩俣勝成君

本当に農家の皆さん困っていますので、お願ひします。

これ次の質問にも少し関係、関連していくんですけども、産業廃棄物処理施設の許可申請についてでございます。各地区の葉たばこ生産振興会が焼却炉施設設置を検討しているという話がありました。しかし許可申請には複雑な手続、あと事前協議というのをしなくちゃいけない。その手続を要しまして、何か市が支援できることはないかなという感じでお伺いしたいと思うんですけども、葉たばこ農家振興組合の会長に聞いたらもう断念したという話も聞かれておりますので、その辺に関してどうい見解かお伺ひします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

各地区の葉たばこ生産振興会が要望する小口の焼却炉の設置については、生産振興会の代表や産業廃棄物処理を所管する沖縄県宮古保健所と意見交換会を去る6月7日に行っております。葉たばこ生産振興会が希望する小口焼却炉については、器具の規模から焼却炉の設置許可要件に該当しないため、設置に係る許可は要しないこととなっておりますが、葉たばこ生産振興会として設置する場合は処分業の許可が必要となることを意見交換の場で共有いたしました。また、焼却施設設置に伴う処分業の許可には、沖縄県産業

廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づき事前協議が必要となるため、許可を受けるまでには多くの時間と事務手続が必要な状況を確認しています。小口焼却炉の設置には処分業の許可が必要となるなど、宮古保健所との意見交換を踏まえ難しい状況があることから、葉たばこ生産振興会としては農業用廃プラスチック処理補助事業の継続を要望していると理解しております。引き続き、焼却炉の設置を希望する際には市で代行して手続を行うことはできないため、必要に応じて宮古保健所との意見交換の場を設けるなど、側面的な支援を行ってまいりたいと考えております。

◎狩俣勝成君

今葉たばこ農家のほうの話をしていただきましたけども、環境衛生局長にお伺いしたいんですけども、葉たばこ農家に限らず産業処理に関しては市民も関心が高く、個人で焼却炉を購入してやるんですけども、そこには自分のごみを自分で焼却するには許可は大丈夫ということでありました。要するに他人のもの、他者のものを燃やすかというのに関してはいろいろ許可が必要という話も聞いております。しかし、この焼却炉の購入に関しては多額の費用が必要となります。

そこで、皆さん共同で、農家の皆さんで共同で買って設置しようとかいいう話もよく聞かれますが、先ほども言っていますように、事前協議が必要な施設は事前協議書の提出であったり、地域住民の説明会の開催、見解書の提出、指示事項に関する協議終了報告書の提出等、複雑な書類の提出がございます。こういったのを市がコーディネーター的な支援ができないかお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

個別の民間事業者の案件、許可申請などについて支援を行政が担うことは難しいと考えております。市として産業廃棄物処理施設、設置に関して地域住民への説明会開催や関係市町村長への意見聴取など、この場合は本市に対する意見聴取ということになりますので、立場を混同するような支援はなかなかいたしかねるところです。個別の民間事業者の施設設置に関しては、周辺住民への事業説明会など、行政が支援を行うということは通常行っておりません。手続が複雑で難しいということであれば、一度行政書士などへ相談してみるなどの手法もございますので、ご一考いただきたいと思っております。

◎狩俣勝成君

市では本当に、混同してしまうということではできないんですけども、行政書士のほうに相談してくれたら対応してくれるだろうという話でございます。

次、設置した後も非常に維持管理が重要だと思います。また、いろんな報告書も毎月ですか、出さなくちゃいけないというのはありますけども、こういった維持管理に関しての何か指導とか、そういったのは市は支援というか、教えてくれませんか。よろしくお願ひします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほど答弁した内容とも少し重複する話ではございますが、産業廃棄物の施設整備に関して市が許可権者となっていることはございません。また、施設整備に関しての管理方法に関しても、市でそのような技術があるわけでもございませんので、これまで市でそのような管理方法などについて支援を行ったということはございません。

◎狩俣勝成君

環境衛生局長、そのとおりです。本当になかなかそういった手続も面倒くさいし、コストもかかるとい

う面で、やはり産業廃棄物処理業者、毎日適時に引き受けてくれる。葉たばこ農家に関しても、前、昨日もそういった話がありましたけども、今の時期がマルチを剥がして産廃に持って行って処理する時期。もうこれからはまた土作りに向けてやっていかなきゃいけない。工程が年間を通してございますので、できれば本当に産業廃棄物処理業者に毎日引き取ってくれるような指導等も行っていきたいなと思います。

次に行きます。4番は終わったんで、5番のスポーツ施設についてですけども、砂川地区体育館、これは旧砂川中学校体育館でございます。今スポーツ施設になっているということで、ホームページでも使用許可を申し込んだりしているんですけども、ずっと今見ていると使用休止となっております。我々も砂川学区の体育協会のメンバーも少し見たりしているんですけども、本当に床が腐食して、使えるような状態ではございません。雨漏りの影響によって床が腐食して使用休止になっていますが、今後どのような活用を検討しているのか。解体なのか、修繕してまた貸し出すのか、その辺を少しお伺いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

砂川地区体育館については、雨漏りの影響から床の腐食が進み、令和4年度より施設の利用を休止しております。令和5年度に耐力度調査を行ったところ、基準値を上回る結果となりました。しかし、修繕が必要な調査の形状素材は現在製造されていないため、骨組みから取り替える必要があるとも報告されております。現在は、腐食していない部分も遺跡発掘資料の仮置場として使用しており、修繕、解体については今後方針を決定していきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

今後検討していくということなんですけども、実際砂川学区の屋内スポーツ競技、バレーボールだったりバスケットボールは小学校の体育館を利用してございます。しかし、近年、若い方たちが参加するようになって、もう今やったのがバレーのときに120名とか、今砂川学区に4部落あるんですけども、本当に4部落が男女ともチームを選んできてやっている状況なんです。でも、小学校でやると1面しか取れない。だから、もう男子、女子入れたら8チームのうちもう2チームだけが試合して、あとはもう見学とか遊んでいますが、そういった含めても修繕できれば、中学校のほうは2面取れますのでいいんですけども、どうしてももう修繕できないのであれば解体も検討していただいて、今の歴史文化資料館かなり人気があって、駐車場が足りない状況が続いています。そういった中で、ちょうどあの体育館のスペースって駐車場になるかなと思うぐらい近くのスペースなので、解体なのか、修繕して使用するのか、それは早急に検討していただきたいと思います。

次に、教育行政ですけども、私にとっては大変ショッキングな記事がありましたので紹介したいと思います。岡山県が県のPTA連合会解散という、新聞に載ってました。これは全国初で、県のPTAの組織が解散するって私には本当に考えられなくて、その下には各市町村PTA連合会、またその下には各学校の単位PTAがございまして、その中で、県のPTA連合会が解散となると下のほうにも寄ってくるのかなと思って、恐らく多分市町村PTA連合会の脱会というのは県PTA連合会に入らない市町村がいたのかなと思って、経費の面であったり、いろんな事業が展開できなくなっているという状況を聞いて、私ずっとPTA会長もやってきたので、ここにも何名かPTA役員頑張ってこられた方がいますんで、大変ショッキングな話だなと思って、もう宮古島市の宮古地区PTA連合会大丈夫かなというのが頭をよぎりまして、それに関して宮古地区PTA連合会の現状についてお伺いしたいと思います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

宮古地区PTA連合会の現状についてでございます。宮古地区PTA連合会は、多良間村を含め、全小中学校のPTAが加入しております。宮古地区PTA連合会の活動は毎年総会で決定しており、今年度は7月に単位PTA対抗親善ソフトバレーボールを開催し、11月に宮古地区童話・お話・意見発表大会の開催を予定しているそうです。なお、童話・お話・意見発表大会に関しましては、今年度で県大会が終了することになっており、次年度以降の地区大会開催については継続するかを審議する予定と聞いております。活動予算に関しては、各学校の児童生徒からの負担金、市や県からの補助金で賄われており、事業を行う上での予算は確保できていると聞いております。

◎狩俣勝成君

やはり沖縄県PTA連合会のほうも行事をどんどん減らしていつている。あとは、お話大会が、多分今年だったかな、今までは各地区を、国頭地区、中頭地区、島尻地区、また南部地区、宮古地区、石垣地区、6地区を回ってやっていたかなと思うんですけども、こういうのもなくなっていくと。また、県のPTA研修会がございまして、これも6地区を開催して回っていて、特に宮古、石垣に関しては県本島のPTA役員の皆さんも楽しみにして、来島して楽しんで、いい勉強をして帰っていつてもらっています。それに関して、岡山県が解散したときにこういった現状がもう近くまで来ているのかなと思っていまして、その件に関してお聞きしました。

それで、2番目の単位PTA、各学校のPTAの活動内容について少しお伺いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

単位PTAの活動内容についてでございます。宮古地区PTA連合会によりますと、各学校のPTAによって活動内容は異なりますが、主な活動として、年に3回ほど学校周辺の清掃、草刈りなど環境整備活動を行っているとのこと。また、夏休み期間の巡回、パトロール、朝の街頭立哨、レクリエーション大会なども実施していると聞いております。

◎狩俣勝成君

単位PTAのほうは順調に活動しているということでございます。私先日、東小学校の校長先生に会ってきて、東小学校の状況どうですかと私も、東小学校の校長室へ行ったら私の写真が貼ってあって、PTA会長の、ここにも狩俣政作議員の写真もあったんですけど、本当に今現状どうなのと聞いたら、やはりまだ東小学校は活躍、結構活動していますよと。私が気になったのは、いろんな行事の後に懇親会はやっているのと聞いたんです。そしたら、やっていいのと言うから、やっていいんじゃないですかということで、私思ったんですけど、役員していて一番のいいなと思ったのは、この懇親会の席で自分の子供の学校の様子を担当とか先生方から聞ける、これが本当に役員の特権かなと思っていまして、それを家に帰って、もし褒められた場合は家に帰って子供に誰々先生が褒めていたよと言ったら子供たちはまた喜んで、ますます頑張ってくれるんです。そういったことを込めて、やはりPTAって必要だなという思いを持ちましたんで、今後も陰ながらまた私も支えていきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わりますけども、9月は何ともうあちこちでいろんな行事が行われて、にぎわいの場が演出されております。我々城辺地区も9月1日に城辺ふれあいまつりが行われまして、協議会の会長を中心に皆さんで試行錯誤しながらやりました。私も獅子舞やったり、サムイ体験やったり、のど自

慢に出たりと忙しい日々を送りました。また、17日は上区の豊年祭、十五夜のね、それにもまた多くの皆さんが、また市長の祝辞も賜りまして、本当にありがとうございます。そういう意味で、9月は本当にいろんな行事が活発化しておりますけど、またこれを機に我々ますます盛り上げていきたいなと思いますので、当局も協力をよろしくお願いします。これをもちまして私の9月定例会の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎建設部長（川平陽一君）

すみません。先ほど狩俣勝成議員の再質問の中で、令和3年度、令和4年度の募集方法から空き家待ち募集に戻した理由がありました。調べましたので、報告します。

戻した理由につきましては、募集した空き家以外で空き家が出た場合、その都度募集しなければならなく、募集回数が追いつかないため、空き家待ち募集に戻しております。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣勝成君の質問は終了しました。

◎前里光健君

16番、前里光健です。早速一般質問進めてまいります。

順番を変えたいと思います。福祉行政について、保育園施設の防災について伺います。前回、6月定例会において、災害発生時の保護者のお迎えに関する本市の基本方針の策定状況について質問いたしました。その結果、まだ策定していないという旨の答弁でございました。

以上を踏まえて伺いますが、災害発生時の保護者のお迎えに関する本市の基本方針の策定状況について伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

災害発生時の保護者のお迎えに関する本市の基本方針について、全国瞬時警報システムJアラート発令に伴う対応についてとして、令和6年8月13日付で策定をいたしました。内容としては、登園前と登園後の対応方法に分けて、開園または休園の取扱い、災害の種類別に避難の流れ、休園、保育再開の取扱い、連絡手段、給食の対応についてなどとなっております。災害発生時の保護者のお迎えに関しては、地震・津波警報発令時は避難することが何より大事なことから、津波警報発令の間は保護者においても自身の避難を優先してもらうため、警報発令中は児童の引渡しは原則行わないと基準を示してあります。ただし、津波の到達予測時間や高さ、市作成の津波浸水想定マップなどから施設の場所を勘案し、施設長が安全だと判断ができる場合においては、児童を保護者に引き渡すことも想定しております。また、今後は各保育施設において毎月実施している避難訓練の内容に基本方針の内容を反映させて訓練を実施すること及び保護者へも災害時の避難場所やお迎えに関する取決めなど、事前の確認を徹底しておくことなどを各施設に呼びかけ、災害発生の際にしっかりと行動ができるよう周知してまいりたいと思っています。

◎前里光健君

もちろんこの方針が示されたということで、各園のほうもそれに沿った避難訓練というのが実施できると思っております。また、施設長の判断によってはお迎えもあるんですが、それはもう一緒に避難をするというような形だと思えます。なので、そういった中では、訓練の内容も変わってくると思うので、その基本方針が定まったということは一歩前進だというふうに思いますし、また緊急時、災害時、いかなると

きにも子供たちの安全を守る体制づくりをまた強化していただきたいと思います。

次に移ります。公共施設について伺います。本市の公共施設管理計画の個別施設計画の中で、59件ある産業系施設の施設対策の方針が示されております。その中で、①、産業系施設の中で委託料、この委託料というのは施設全体にかかるコストであります。その委託料を支払っている施設と指定管理もしくは使用許可を与えている施設、その件数、また令和3年度から令和5年度に支払ったコスト、その金額を教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公共施設についてお答えをいたします。

令和2年度に策定しました個別施設計画の中で、産業系施設編では59施設の施設対策方針等を定めてございます。59施設の令和3年度から令和5年度までの委託料、人件費、修繕費、光熱水費等を含む維持管理費についてお答えをいたします。万単位でお答えをいたします。令和3年度は約1億8,356万円、令和4年度は約1億2,847万円、令和5年度は約1億2,880万円となっております。また、59件中、指定管理を行っている施設は14件で、その維持管理費、指定管理委託料と修繕費を含みます維持管理費は、令和3年度は約3,227万円、令和4年度は約5,608万円、令和5年度は約6,255万円となっております。

続いて、使用許可及び貸付けを行っている施設についてお答えいたします。使用許可及び貸付けを行っている施設は12件で、その維持管理費は令和3年度、575万円、令和4年度は約674万円、令和5年度は約570万円となっております。

◎前里光健君

こちら数字を教えてくださいましたけども、次の質問移りたいと思いますが、令和2年度の宮古島市個別施設計画の中で売却、また貸出しの方針が出されている指定管理もしくは使用許可が与えられている産業系の施設の件数を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

産業系施設59件のうち、施設対策方針が売却になっている施設は10件となっております。その10施設のうち指定管理を行っている施設は2施設、使用許可を行っている施設は4施設、貸付けを行っている施設が2施設となっております。

◎前里光健君

次に、令和2年度のこの計画の中に沿って実際に売却、またもしくは貸出しをされた産業系施設の件数教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

施設対策方針が売却になっている施設につきましては10件となっておりますが、現在のところ方針に従って売却を行った施設はございません。

◎前里光健君

なぜこの質問をさせていただいているかといいますと、市民負担の軽減といいますか、それがこの計画に沿ってどれだけ縮小していくのかということだと思っております。公共施設等総合管理計画の中においてですが、もうシミュレーションが出されております。その中で、将来の施設更新投資の財政シミュレーションというものが示されているんですけど、平成28年度以降、50年間で公共建設物の更新投資、要は更

新にかかる費用ですね、これが試算されています。それによると、50年間で784億円の更新投資が必要となると試算されております。そういった中で、今売却の方針が示されているというところでゼロという進捗なんですけど、今市としてはどのような捉え方をしているのかお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

施設対策の方針等の計画につきましては、公共施設等マネジメント委員会にて策定しまして、策定後の対策は各担当課において行っているところでございます。前里光健議員ご指摘のとおり、売却が進んでいない現状はございます。売却等に向けましては、施設敷地に民有地が含まれている等の様々な課題がありまして、なかなか進んでいない現状がございます。施設対策の方針等につきまして進捗状況、課題等を公共マネジメント委員会で情報共有を図ること、また次年度におきまして組織強化などを行いまして、早急な対策を行っていきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

ぜひこの計画に沿っていただきたいということなんですけども、先ほどのシミュレーションの中では年間、50年間で約784億円で、それを年平均でやると15.7億円かかるということでありまして。この公共施設等総合管理計画のほうを見ていただければ分かると思いますけども、将来的にはその負担を軽減して平準化を図るということが目的であります。しかしながら、宮古島市においては、指定管理とか使用許可とかそういった方針を定めているのもかかわらず、そこが進んでいないという現状があります。それは、遅れれば遅れるほど最終的にはまた増大していくんです。コストがかかっていくと。それが全体的にまたさらにいろんな課題が出てくるということだと思います。今指定管理案件でも、最初はこの方針でいこうと思っていたところ、自治会との合意があったんですが、最終的には変わってしまって、また先延ばしになってしまった。もう一度指定管理アンケートしてまた戻ってくると。一方では、また訴訟問題につながっていくというような話もありますので、長引けば長引くほど大きくリスクが上がっていくというふうに感じているところであります。なので、こういったものはしっかりと、方針を定めているので計画に沿ってやりますよということを強くリーダーが示して進めていくべきだというふうに考えております。その点に関しては市長から一言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

公共施設のまずは利活用をどうするんだという、効果を出していかなければならない。合併以来の財産の清算という、台帳等の整理含めて非常に不備な部分があるんですけども、この公共施設の活用をどうしていくかというのは大変重要。スポーツの部分、観光の部分それぞれありまして、スポーツ施設は今観光商工スポーツ部のほうに整理をしましたが、トータルとしてやはり観光の施設、スポーツの施設、その他の施設をどのように生かしていくかというのは大変重要。それ時間が遅れれば遅れるほど、当然にして危険なもの、状態に置けないんで維持管理もかかるというようなことであって、私もその件に関しては重要課題だと思っております。したがって、地域の公園等についても不要なもの、必要、活用できるもの、その辺は早急に整理をして、売却すべきこと、あるいは活用すべきこと、その辺を速やかに対応したいと思っておりまして、これはどういう形で進めるかについて知恵を絞っていきたいと思っております。

◎前里光健君

先ほど商業系施設に絞ってお話をさせていただいたんですが、そこは305施設の中の59施設ということ

で、大体19.3%ぐらい占めているんです。比率が大きい。あと、申し上げておきたいのは、私も総務財政委員会とか予算決算委員会とかでしっかりとこれ議論してきて、3年前も総務財政委員会でこれはもう売却とか貸出しするとか賃貸とか、そういった方針が示されていた指定管理案件がまた今年もホームページを見ると募集がかかっているんです。12月にまた同じような議論をしなければいけないんです。その中で、またもう一度、役所は計画に沿ってやっていきますよということを何度も言っていくと思うんですけど、その議論はもういいと思うんです。何度も申しますが、その計画に沿ってしっかりと進めていただきますようお願いをいたします。これが将来的には大きな負担になっていきますので、その点をお伝えしながら、理解を求めていただきたいというふうに思っております。

次に移ります。公共海岸の管理について伺います。管理権限の移譲について。中の島海岸、新城海岸、吉野海岸、前浜海岸、砂山海岸の管理権限を沖縄県から本市に移譲する計画がありました。そして、新城海岸以外は管理権限の移譲が完了していると認識しております。その5つの海岸の管理運営について、市海岸利用促進連絡協議会というものが中心となって議論を進めてきたと把握しておりますが、以上を踏まえて伺いますけども、市海岸利用促進連絡協議会、現在どのような議論が進められているのかお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

市海岸利用促進連絡協議会の現在の状況でございます。宮古島市海岸利用促進連絡協議会では、海水浴場指定の検討や海岸管理の現状、海岸管理条例の改正、また宮古島内海岸でのマリンスポーツ等々の海岸占用許可、宮古島市水上オートバイ等安全な利用の促進に関する条例案の制定等について話し合われてきたところでございます。その連絡協議会ですが、令和4年5月にサステナブルツーリズム連絡会が発足したことから、これまで宮古島市海岸利用促進連絡協議会で議論されてきた課題に関してもサステナブルツーリズム連絡会に引き継がれております。同連絡会において県から権限を移管された4海岸を含む宮古島全体の海岸管理やサステナブルツーリズムに関する島内統一ルール策定、周知方法等について議論が進められているところです。その中において議論されてきました海岸管理についてですが、県から市へ権限が移管された4海岸、前里光健議員ご指摘の中の島海岸、吉野海岸、前浜海岸、砂山海岸については市が管理を行い、安全、安心、快適な観光地づくりに努めているところでございます。

◎前里光健君

今サステナブルツーリズム連絡会というところで議論を進めているということなんですが、今管理の権限移譲に当たってなんですが、本来は5つの海岸を最終的には権限を県から市に移譲した後に、その5つの海岸、人気のビーチでありますから、海水浴場としての方針で進めていくと。それによってまたその海水浴場という指定を行って、安全なマリンスポーツであったり、秩序ある海岸の管理とか、あとはまた自然を守るとか、そういった議論をする上で進んできた協議会が今現在サステナブルツーリズムという枠組みになったときにその議論が進んでいないようなお話だと思うんですが、そこは方向としてもう一度俎上に上げて議論をするべきだと思っておりますが、その点に関して見解を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

海岸の海水浴場の指定についてというご質問の趣旨でございます。宮古島市で海水浴場の指定ということにつきましては、前里光健議員ご指摘のとおり、宮古島市海岸利用促進連絡協議会において平成30年度

で議論がされてきているところでございます。各海岸においてこういった海水浴場の指定ということで議論してきたところでございますが、各海岸において対策を講じなければならない課題として、海浜での無許可営業を行っている事業者への対策も行っていくということから、海岸を管理強化海岸とすることで、海浜において営業を行おうとする事業者への許可制度を設けること、また許可事業者が遊泳者の安全監視も行うということを条件とする許可としておりまして、海水浴場の指定の申請は行っていないところでございます。現在、海浜での営業をしている事業者への許可の条件として、こういった監視業務もしていただくという形にしておりますので、海水浴を楽しまれる方の安全は確保されている状況でございます。

(「ちょっと確認」の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時51分)

再開します。

(再開＝午後 2 時51分)

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

4海岸の部分で議論してきたということなんです、平成30年度の議論の中でこの残り3つの海浜については遊泳の条件等厳しい部分もございましたので、海水浴場の指定について申請をするということは見送りましょうという結論が出ておりますので、現在、この4海岸につきましては管理強化海岸という形で事業者の皆さん、適正な営業を許可するという形を進めていきたいというふうに考えておりますので、この4つの海岸の海水浴場に関する議論は今のところ予定していないところです。

◎前里光健君

その判断を見送ったということなんです、私はもう一度俎上に上げて議論していかなければいけないのではないかなと思っております。近年そういう事故が増えているということと、管理強化海岸ということで位置づけをしていますが、例えば前浜ビーチとかも最近まで、数年前まで実証事業が進められていたと思っております。それは、後々は海水浴場として開設していく、そしてそこにライフセーバーとか監視員とか、そういったものを配置していけるような部分で議論があったというふうに考えておりますし、例えばそういうふうに前浜ビーチのほうでは海開きをして泳いでいるという現状あります。しかし、ここは海水浴場ではありませんよとか、そういう矛盾が生じるんです。それで、どこでも今その議論がされていないというのは危ないと思うんです。ですから、そういったものも踏まえて網羅的に、全体的な宮古島市全体の海岸管理、サステイナブル協議会というところで議論をしていると、連絡協議会ですか、ということであればそれはもう一度議論を進めていくべきだと思いますが、その点に関してもう一度お願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

海水浴場開設、指定の申請についてでございますが、この議論については前里光健議員ご指摘のとおり、協議する場、議論する場がもちろんサステイナブルツーリズム連絡会でございますので、その中で今後またこういった議題を取り上げて、どうやって観光客、遊泳者の皆さんの安全を守っていくかということ是非常に大切なことだと思っておりますので、その場合は市のほうからまたこの議題が取り上げられないかと

いうことは上げていきたいというふうに考えています。

◎前里光健君

その中で、次の質問に移ります。

以前から新城海岸の管理権限も県から市へ移譲する、協議が行われてきたと認識しております。現在、進捗状況どうなっているのか教えてください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

新城海岸の管理権限の移譲に関する現在の進捗状況についてでございます。今年6月28日に沖縄県農村整備課、宮古農林水産振興センター、宮古島市観光商工課、宮古島市みどり推進課、宮古島市財政課において話し合いを実施しております。新城海岸は市民や観光客に非常に人気の高いビーチであります。無許可営業を行う事業者が増加している状況でございます。現状を踏まえて、沖縄県においてこの無許可事業者に対して立ち退きを求め、本年から来年10月までの期間において無許可事業者は営業していなかったことを県と市双方が確認した上で、完全に無許可事業者が撤退していることを条件として移管に関する協議を行う予定というふうになっております。現在は、話し合いをして、こういったことをまず対策を練ってくださいと県のほうに申入れを行って協議したところでございます。

◎前里光健君

観光商工スポーツ部長、協議しているのは重々分かっているんです。それで、前向きに今進んでいるということであれば、そのスケジュールといいますか、来年はしっかりと県が管理をしていく、まずはその整理をするということが条件で進めるということなんで、そのめどとしてどれぐらいで、条例の制定とかそういうものもありますけど、市に移管をするのかというめどを教えてくださいと助かります。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

いつ頃になるかということですが、先ほどの答弁でもありましたが、本年から来年10月までの期間において状況をしっかりと確認した上でということになりますので、この状況がやりますと再来年のシーズンが始まるのが最も早いスケジュールになるのかなというふうには考えておりますが、いずれにせよ状況がどうやって改善されるのかということ踏まえる必要がございますので、一番早いスケジュール感は今和8年3月、海開きの時期、シーズン入る頃だというふうに認識しております。

◎前里光健君

この件に関しては、議会でも全会一致で意見書といいますか、出していますので、それを踏まえて前進しているのかなと思いますけど、令和8年というのが最短ということなんで、なかなか遅いなという印象はありますけれども、しっかりと議論をしていただいて、もう早めにこれが進むようにぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。建設行政についてなんですけど、市の海水浴場の安全管理についてなんですけども、市が開設している海水浴場はトゥリバー地区のサンセットビーチのみであり、業務委託事業者によって管理をされていると認識しています。

以上を踏まえて伺いますが、市が開設している海水浴場であるトゥリバー地区サンセットビーチの業務委託の契約内容についてお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

みやこサンセットビーチの委託業務の契約内容についてお答えします。

契約内容につきましては、令和6年5月1日から10月31日までの間、海水浴場として指定されているビーチにおいて2名の監視員を配置することとなっております。その他ビーチのごみ拾い、トイレ、シャワー施設の清掃、施設の鍵の開け閉めなどとなっております。

◎前里光健君

監視員の配置も含まれている、2名ということで。海水浴場としてそういった安全なマリトレジャーを楽しむためのそういうチェックもしっかりとしているということだと思います。その委託料なんですけど、どれぐらい支払っているのか、またその財源はどうなっているのか教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

業務委託料は、5月1日から10月31日までの6か月間で、616万4,235円で契約を締結しております。財源については単費でございます。

◎前里光健君

その上で、建設部長、いろいろな情報が寄せられているんですけども、その委託事業者に対して管理運営について宮古島市が指導を行っているというふうに伺っています。どのような指導を何回行ったのか教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

指導を行った内容につきましては、仕様書で海水浴場内に監視員を2名以上配置し、迅速、瞬時に救命救助できる体制の確保の記載がございますが、常時2名の体制が確保できていない時間帯が確認できたため、委託業者に対して仕様書に沿って適切な業務遂行をするように指導を行っております。ちなみに、2名の体制が確保できなかった時間帯につきましては、業者に聞き取りによりますと、シフト交代のタイミングやトイレ休憩などにより一時的に1名の監視体制の時間帯が存在していたということであり、意図的に1名の体制で監視業務を行っていたということではございません。しかしながら、当業務は人命に関わる重要な業務であることは十分に認識しております。発注者としても、今回の事態を重く受け止め、再発防止について指導を行い、委託業者からは業務改善書が提出されるなど、現在の人員配置体制は改善されております。

回数については、現場に直接出向いて2回から3回ほど指導を行っております。

◎前里光健君

建設部長、厳しい指摘かもしれませんが、海の、今言ったような人命に関わるものなんで、常時2名体制だよというのが契約なんですよね。それを、一般財源で600万円以上支出しているんです。公金を支出しているんです。それで2回から3回指導を行っている。これ普通だったらアウトだと思うんです。普通こういうのはもう契約の中でちゃんとうたわれていることを遂行していないと、業務の改善の書類も出されているということなんですけど、私はここはちゃんとしっかりやらないと、海水浴場として指定されているのはここサンセットビーチで、シンボリックなイメージがありますから、そこでこういうことをやってしまうと本当に海のマリトレジャー楽しめるのかと。また、印象も悪くなると思います。

そういった中で、再質問なんですけども、この契約、半年の契約だということなんですけど、令和7年どのように考えているのかお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

契約期間につきましては、今年度と同様、5月1日から10月31日までを考えております。また、委託業者につきましては、これまで入札参加の資格審査申請受付において応募者が1者のみでありましたので随意契約を行っていましたが、複数の事業者の申請があれば入札にて事業者の選定をすることとなっております。

◎前里光健君

そのように改善をしっかりとやっていただきたいというのと、役所の皆さんがチェックされているというふうに聞いておりますが、その中で常時2名いなければいけないライフセーバーなんですけど、実際自分が情報として入っているのは本当に資格を持った人間が配置されていたのかということなんですけど、そこを役所の職員の皆さんは現場に行って二、三回チェックしたよということなんですけど、そこで今監視員とされている方が資格を持った方なのかという、これは契約の中に含まれていますけど、確認をされていますか。

◎建設部長（川平陽一君）

入札参加資格審査の段階において、従事する職員の資格証については確認しております。

（「休憩してください、議長」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時05分）

再開します。

（再開＝午後3時05分）

◎建設部長（川平陽一君）

従事する職員の資格証の提出を求めています。実際に現場に配置されている監視員については現場で本人の確認及び資格証の提示は求めておりません。

◎前里光健君

ぜひこれは、聞いている市民の皆さんはもうこれ本当にいいのかと思いますよ。安全管理もしっかりもしていない、契約内容もしっかりと行っていない、二、三回もう注意をしている、それでいて資格がある人が配置されているのかといえばそれも役所は調べていないということになってしまうと、この事業が本当にしっかりと本来あるべき姿なのかというふうに思われるんですけど、ぜひこういうところは改善をしないとイケないと思いますので、ここは丁寧に慎重に進めていただきたいと思っております。この件について副市長から何かあればお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

当然安心、安全という前提がありますので、契約内容、仕様書の遵守というところは当然ですけども、それに対して市としても強い姿勢で臨んでいきたいということと、来年はその募集をかけるに当たってなるべく幅広い事業者のほうからいい提案をいただいて、その中で最も優れた事業者を選定して、宮古島の島を唯一、海水浴場としての安全、安心というものをしっかりと守っていきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

ぜひよろしくをお願いします。

次に、農業行政について伺います。久松地区で実施した有機質堆肥実証事業です。宮古島市は、農地地力増進及び循環型農業の取組を進めております。その取組の一環として、市は令和4年度、また令和5年度に補助金を交付して、製糖工場から出るトラッシュ、バガス、糖蜜を利用した有機、堆肥の製造を、農地へ散布するという実証事業を実施しております。

以上を踏まえてお尋ねをいたしますが、本事業の成果についてお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本事業は、令和4年度から令和5年度までの2か年間実施しております。本実証事業の堆肥散布圃場の作型として、令和4年の夏植え、令和5年の春植え、令和5年株出しとなっており、収穫期が令和5年、令和6年産の収穫となります。検証方法といたしまして、堆肥を散布した圃場の10アール当たりの収穫量に対し、平良地区全体との収穫量の比較や宮古島との比較、松原、久貝の原料区ごとの比較を行いました。結果として、堆肥散布圃場では平均して約1トン程度の収穫量が多いことが確認できております。

◎前里光健君

その上で、②なのですが、その成果を踏まえた今後の展開についてお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

基幹作物であるサトウキビの単収向上、さらなる生産量の増加を図るため、久松地区で実証したトラッシュ、バガスを活用した堆肥製造施設の整備を狩俣地区でスタートしております。令和5年度から整備をスタートしており、令和5年度において整地作業を終え、令和6年度に、今年度において堆肥製造に必要な上屋、土間整備を予定しております。狩俣地区の堆肥の原料となるトラッシュ、バガスについては、既に沖縄製糖株式会社から搬入しているところであり、農家の希望に応じて活用を進めております。活用する農家については、まず狩俣の原料区約100戸のサトウキビ生産農家を対象にスタートし、事業を進める中で周辺地域も含め、堆肥の活用を希望する農家の要望には可能な限り対応していきたいと考えております。狩俣地区での整備後、各地区への展開については、資源リサイクルセンター等の既存の堆肥施設も含め検討したいと考えておりますが、まず現在実施しております狩俣地区での取組を進め、その状況を踏まえた上で他地区への展開の在り方について検討しながら進めていきたいと考えております。

◎前里光健君

久松地区から今狩俣地区にこれまでの実証事業、令和4年度、令和5年度を踏まえてまた展開していくということだと思います。こちらまた委員会のほうで、私令和4年度のこの実証事業が始まる前から常々お伝えをしておりますが、この成果を出すためにこれはちゃんとサンプル、データを取って分析を行って、科学的にしっかりとエビデンスを持って、これをデータとして残して、それを基にいろんな展開をしてくださいということをずっと求めてきました。それが令和4年度出なかった、その資料が。令和5年度も出てこなかった。令和6年度の、今年ですね、また今のような狩俣地区への展開の中で、このデータを基に今久松から狩俣に展開するんですよね。そのデータがないではないですかということを求めて、それを出してくださいとお伝えしました。私は、この地力増進とか循環型農業の方向性はとても大事だと思っていますし、これは進めるべきだと思っています。ただし、それはしっかりと資料、データを基にやった

ほうが最大の効果を出せるわけですから、科学的にちゃんとした、東京農業大学なのか、その専門家なのかを配置をして、そしてデータを取って、その中で展開をしてくださいよと言ってきました。リン酸、カリとか、その分析によって発酵がどれぐらい進んでいる、それをどのタイミングで入れる、それによってどれぐらい増収が見込めるかとか、それを2年間かけてやります、そして3年目、出てこない、資料が。資料を頂いたのが今年9月、今月に入ってですよ。資料を見ました。7ページですよ。作った方には申し訳ありませんけど、読みましたけど、3年かけて、この狩俣地区は5,000万円かけてこれから事業を実施します。その前にも地力増進の久松地区の事業、多分1年間で1,200万円ぐらい使っていると思うんですけど、この根拠資料が7ページで、そして今後この事業を全体に波及していきます、これ納得できるのかなと思いますし、もちろんデータとして残して、それが再現性が高いものであればいろんなところに展開をしていけると思うんです。久松地区で成功しました、では狩俣も大成功ですよ、そんなことは言えないと思うんです。そのデータの分析を怠っていながら、また今年出せと言ってお出してきましたと。皆さんの前で私は申し上げて、議員の皆さんにも出来上がったら配付してくださいと。それでも配付はされなかった。出てきたらその7ページの資料だったと。これは報告みたいなものかなと思いますけど。方向性はいいんですけど、こういったものを行政がやるのは私は違うと思うんです。しっかりとその分析を行って、ちゃんと客観的な視野もデータも入れながら、この事業が間違いなく次の展開に生かせるものなんだというのを進めるのが行政の仕事だと思います。その久松地区のものは、その地域の人たちのデータを踏まえて農政課が作っているんですよね。そこまで多くのデータを求めているわけではないんですけど、あまりにも乏しい資料だなと思っています。

あと、最終的にお伝えしたいのは、この事業どんどん展開していくという話なんですけど、ではゴールはどこなんですかと。ゴールをちゃんと教えていただかないと、ああ、ここで成功した、ここは駄目だった、もう終わりました、そんなことではいけないと思いますけど、そのゴールをお示してください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時16分）

再開します。

（再開＝午後3時17分）

◎副市長（嘉数 登君）

事業の評価をどう横展開に生かしていくかということだと思っております。前里光健議員のご指摘を踏まえて、やはり公共投資をするからには、特に公共事業についてはまず仮説を立てて、その後その実証事業、モデル事業をして、検証して、次に事業あって、さらに検証をかけて横展開していくと、そういう作業が必要だというふうに思っております。その点が十分に説明できなかったということで、議会の場でも度々ご指摘受けているかと思うんですけども、少なくとも我々は地力増強というところに取り組む中においては、これは農業所得の向上というところにもつながるものですから、所得向上プロジェクトの中においても基準値の14万7,000円から目標値として15万9,000円というような目標を立てて取り組んでおります。ただ、これは、ではどれぐらいの面積を対象として地力増強を広げていくかということもございしますので、これは短期といいますか、今々の目標ですけども、後ほど農林水産部長のほうから、では単収と

して最終的にはどの程度を目指していくのかというような答弁があるかと思えますけれども、少なくとも事業をやるからにはそういった仮説、実証事業、それからモデル事業、横展開、さらに検証をかけて効果を見いだしていく、最終的には単収としての効果を市民に示していくというのが必要であるというふうに考えております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ゴールはどこかというところでございます。現在、宮古島全体、サトウキビの単収が5.4トン、これを単収6.8トンまで上げていきたいというふうに考えております。目標としまして、平成28年、このときは大豊作の年でございました。1農家当たり生産額が185万9,000円でした。それから年々下がり続けておりまして、令和4年で1農家当たり158万2,000円となっておりますので、180万円台を目指して取り組んでいきたいと考えております。

◎前里光健君

ぜひこの計画が途中でなくなるとか方向性が変わっていくというようなことがないように計画に沿ってしっかりと進めて、ゴールの部分が180万円台ということなので、そこを目指して取り組んでいただきたいというふうに思っております。こちらについては以上で、次に移りたいと思います。

戻りまして、教育行政について伺います。ICT教育について。本市のICT活用基本方針は、情報活用能力の育成と個別最適かつ協働的な学びの実現のための授業改善と効率化と定められております。

以上を踏まえてお尋ねしますが、ICT活用基本方針に沿った取組の成果と課題についてお聞かせください。

◎教育長（大城裕子君）

ICT活用基本方針に沿った取組の成果と課題についてというご質問です。まず、児童生徒に関する成果です。個別学習と協働学習の強化につながったことが上げられます。また、多様な教材や学習方法が選べるようになり、個別最適化が進んだと同時に、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて効果があったものと捉えております。加えて、不登校児童生徒を含む特別な配慮を要する児童生徒にもICTを活用した学習機会が提供されております。教職員に関する成果としましては、デジタル教材やオンラインプラットフォームを活用することにより授業準備が効率化されました。また、これまでの単線型の一斉事業に加えて複線型、いわゆるクラウド環境を活用した事業により一人一人が主体となる授業、必要なときに必要な相手との協働、教師は児童生徒の学習の進捗状況の把握、そして支援の充実という授業改善が進められてきていると捉えております。さらに、保護者連絡ツールと校務支援システムを連携することによる教職員の事務処理の効率化も図られております。

課題といたしましては、ICT活用能力において教師、児童生徒、学校間で活用において格差が生じており、その改善に向けて教職員の研修の充実を図っているところでございます。

◎前里光健君

私は、本市におけるICT教育というのはかなり進んでいると、素地があるというふうに考えております。実は調べますと、会議録を見ると平成22年、今から14年前くらいにはもうICT教育の方針が示されています。先ほど校務支援のお話もありましたけど、その部分の歴史も長いと思いますし、あとは情報活用能力というキーワード、この文言は12年前にもう議会でも議論をされてきたということで、この宮古島

市におけるICT教育というのは先進的に進められてきたというふうに私は認識をしているところであります。その中で、本市ではICTを活用した教育、GIGAスクール構想というものが令和3年度から開始しております。令和3、4、5、もう3年間経過している。その3年間経過している中で、GIGAスクール構想がもたらした学力向上に関する成果と課題についてどう捉えているのかお聞かせください。

◎教育長（大城裕子君）

令和6年度実施の全国学力・学習状況調査における結果といたしましては、小中ともに全国水準となりました。これは、文部科学省が正答率プラス・マイナス10ポイントを全国水準とみなすとしているところによるものです。学力向上に関連して、児童生徒質問におけるICT活用に関するアンケート7項目において肯定的な回答が県及び全国を大きく上回っております。例えば自分のペースで理解しながら学習を進めることができる、分からないことがあったらすぐ調べることができる、友達と協働して、協力して友達と考えを比べたり共有したりすることができる、ほか4項目において肯定的な回答が上回っていたわけですが、それらを踏まえて、成果として1人1台端末の活用により一人一人のニーズや学習状況に応じた個別最適な学びや協働的な学びが進む環境が整ってきていると捉えているところです。

課題といたしましては、全国水準とみなすとされておりますけれども、まだ超えているわけではございません。ですので、このGIGAスクール構想のICT活用能力の育成に取り組みながら、効果的な活用が進むことで学力向上にも確実につながってくるものと考えております。今後、教師間、そして児童生徒、そして学校間の格差解消に努めながら、教職員の研修等も併せて進めていきたいと思っております。

◎前里光健君

教育長、今お話を聞きますと、この全国水準のプラス・マイナス10ポイントの範囲内なので、成果としては、成績の向上はその範囲なので伸びていますよという認識なのか、これで十分と思っているわけではないということだと思うんですけど、今答えの中で教科ごとによってそこに上回っているわけではないという回答がありましたけど、そこを十分だと思っているのかということをもう一度お答えください。

◎教育長（大城裕子君）

全国学力テストは、例えば小学校国語については本市は63%、全国は67.7%で、全国との差がマイナス4.7%でした。これは、小学校の国語は問題が14もございますので、0.5問の差ということになります。1問正答することではるかに10%を上回る可能性が出てくるわけです。たかが1問、されど1問というところで、学校管理職にも教職員にもそこは底上げといいますか、学力向上に向けてしっかり取り組んでいきましょうと声かけをしているところです。まだまだ宮古島の子供たち、学習の一側面しか見ることのできない学力調査ではあるんですが、やはりここは大切な数値だと捉えて、ここもしっかり上げていきたいと思っておりますので、さらに高みを目指したいと考えているところです。しっかりGIGAスクール構想の活用も進めながら、そこに反映させていきたいと考えているところです。

◎前里光健君

回答の中で個別最適化ということで、一人一人の成績をどんどん上げていくと。今1問で全国的な平均を下回っているんですが、私が申し上げたいのは、ちゃんと今年、市長もGIGAスクール構想で学力を向上するという話は出ています。教育委員会もそれは打ち出していると思うので、しっかりとその成果として、先ほど申し上げたように、このGIGAスクール構想もかなり前倒しで進んだと思っております。

宮古島市は、全国的に比べて、それをしっかりと活用しているのか。その目標に沿った成果が出ているのかと思えばなかなかそうでもない、格差があるというお話もありましたけれども、私はこの素地がしっかりとあった中でこのGIGAスクール構想、もう前倒しで来た、全国的にも早かった、であればしっかりととっと、高みと言いますけども、全国平均まだ下回っていますが、それをもっともっと上げていくということはある程度教育長がしっかりとリーダーシップを発揮して進めていただきたいなというふうに思っております。こちらについては以上とします。

その中で、次の質問なんですけども、情報モラル教育というものなんですけども、平成29年度から情報モラルについて議論がされております。今現在、情報モラルの教育、宮古島市ではどうなっているのかお聞かせください。

◎教育長（大城裕子君）

本市における情報モラル教育の取組についてお答えいたします。

本市では、これまで市内小中学校の教職員に対し、文部科学省が学校関係者向けに実施している情報モラル教育指導者用セミナー開催の周知や令和4年度に文部科学省が作成した情報モラルのeラーニング教材を授業等で活用するよう案内し、取組を行ってきたところです。また、市独自でも1人1台端末の整備に合わせて情報モラルについて周知を図ってきたところです。令和3年度、令和4年度、こちらはもう整備後になりますけれども、活用をサポートするための教職員向け、保護者向けのGIGAタイムズを2年間で合計36号発行してまいりました。このGIGAタイムズの中には、もちろん活用の方法も紹介されているんですが、その中で情報モラルについてもしっかりと保護者の理解を深めるべく掲載をしてきたところです。また、発行してきたところです。児童生徒への指導はもちろんのこと、家庭でのルールづくりに対してもご理解、ご協力を求めてきたところです。さらに、今年度は新たに市内小中学校を対象として児童生徒向けと教職員向けの情報モラル教材を8月から整備しており、利用に向けた研修会を先日実施したところです。授業で取り扱える教材が増加したことにより、学校の実情に即した情報モラル教育が推進されるものと考えております。また、今後、保護者向け情報モラル教育に関する動画を視聴するための資料配布も予定しております。引き続き、教育委員会として情報モラルの教育の充実及び強化に向けて学校と連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。

◎前里光健君

ちょっと画面をお願いします。残り1分なんですけども、こちらは文部科学省のほうに電話を入れて許可をもらってシェアをしております。文章読み上げますが、「この情報活用能力の重要な要素である情報モラルは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピューターなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、様々な事柄を含んでいます。将来に新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要です」ということなんですけども、子供たち、終わりますけども、島を離れて、親元を離れていくという島の特徴がありますので、しっかりとこの情報モラルが徹底されているということをこの島で小学校、中学校の間で身につけさせていただきたいと思っております。

質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで前里光健君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後 3 時34分）

令和6年

第6回宮古島市議会(定例会)会議録

9月20日(金) 5日目

(一般質問)

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第5号

令和6年9月20日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月20日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（延会＝午後3時32分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	欠員	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
		〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（1名）

議員（6番） 下地信男君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	環境衛生局長	下地睦子君
副市長	嘉数登〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	久貝順一〃	水道部長	下地貴之〃
総務部長	與那覇勝重〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局次長 友利毅彦君 次長補佐 与那嶺彰成君
 次長 仲間清人〃 議事係長 国吉たかよ〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、下地茜君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎下地 茜君

3日目朝一、議員番号2番、会派市民ネット結、下地茜です。よろしく申し上げます。早速ですが、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まず、教育行政、平良北区の幼稚園について、この間池間自治会からの要請もあったところかと思いますが、その際におおむね方向性は示してくださっていると思っておりますが、いま一度議会の場でもお聞きできればと思っております。8月28日、29日、30日に行われた認定こども園移行等に向けた西辺幼稚園、狩俣幼稚園及び池間幼稚園の閉園に関する地域説明会について、各地区でどのような意見、反応があったかお伺いいたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

認定こども園移行に関する平良北区の住民説明会を8月下旬に池間地区、狩俣地区、西辺地区の3地区で実施いたしました。地域の方々から貴重な意見を頂戴することができ、集約しますと、池間地区においては休園の継続と園児5名以下での開園希望、狩俣地区においては交通費等の支援について、西辺地区では現在通園している4歳児が卒園するまで幼稚園で学ばせたいとの意見がございました。

◎下地 茜君

宮古島市は、市町村合併をして、学校統廃合して、この10年、20年の結果が今地域、地域に現れているのではないかと思います。子供たちの声が集落にほとんど聞こえないということで、今も地域の持続性を諦める声もあるし、苦しいながら一生懸命頑張っている地域もあります。もしこの声に8年前から耳を傾けていただけていたらと思ってしまうんです。4年前、私も初めていろいろな地域に入って話を聞いて、私たちの地域は見捨てられた地域だと、異口同音に同じ声を聞きました。もちろん池間島からも、伊良部、城辺、上野とこの声を聞くことから、私は座喜味一幸市長の市政刷新の4年間が始まっていると思っております。

さて、そして自治会からの要請では、小規模保育とコミュニティ・スクールの構想を挙げて、私たちの島がモデル地区として全国に発信していけるようになっていきたいのだという意見もありました。池間地区の皆さんの声に対しての本市の見解をお聞かせください。

◎教育長（大城裕子君）

池間地区に関して述べさせていただきます。

地域住民の方のご意見を踏まえ検討を行った結果、本市においても少子化に伴い、地域活性化が喫緊の課題となっていることから、地域に寄り添った教育の重要性を考慮し、今後検討、調整していく必要があ

と考えております。今年度閉園する予定で進めてまいりましたが、課題等を整理し、保護者の皆様のご理解を得た上で進めてまいりたいと考えています。

◎下地 茜君

例えば地域に図書館を残す、幼稚園を残す、児童館を残す、それにはやはりまず地域の声を聞くというところから始めなければ成り立たないものだと思っています。この間、城辺図書館等も含めて向き合ってきていただいたことに感謝申し上げます。引き続きよろしくお願いたします。

交通行政についてお聞きしたいと思います。生活路線バスの時間帯についてです。高校生における部活、それから資格取得のための課外講座などを終了する時刻について、どのくらい遅くまで子供たちが残っているのか、本市はどの程度把握しているのかお伺いたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

高校生における部活、資格取得のための課外講座などの終了する時間についてでございます。通常、授業の終了時間が早い学校で午後3時20分、遅い学校で午後4時10分となっております。また、宮古高校の文理探究科では7校時がございまして、午後4時50分に終了するとのこと。また、部活動や課外授業は、午後6時から午後7時までには終了しているということでございます。

◎下地 茜君

部活動は、6時から7時頃ということだったんですけれども、教育部長が挙げていた中にはなかったんですが、資格を取得するための講座などでも結構同じくらいの時間まで残っているという話を聞いています。

②になりますが、路線いろいろありますけれども、今回城辺方面に限って質問したいと思います。生活路線バスの最終時刻についてお聞かせください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

城辺方面における生活バス路線の最終時刻についてお答えをいたします。

城辺方面へのバス路線は、宮古協栄バスの3系統があります。新城吉野保良線、長北山北線、友利線がございまして、ともに宮古高校近くの協栄車庫を出発しまして、宮古工業高校最寄りの大阪自店前バス停を經由して、城辺方面へ運行しております。最終時刻につきましては、一番遅い新城吉野保良線で、協栄車庫発17時30分、大阪自店前17時40分となっております。

◎下地 茜君

高校生が部活動をやりたいとか、あるいは資格のための講座を受講したいとなると、バスに乗って帰れないという状況があるんです。宮古島で生活路線バスを使うのは、お年寄り、高校生が主な利用者かなと思っていますが、時刻表とか、あとルートも併せて見ていると、どうも高校生は取り残されているような印象を受けています。こうした状況を実は保護者は、涙ながらにつらいというふうに訴えているわけです。今、子供を育てることがつらいと、厳しいという状況をチャイルドペナルティーとって、ペナルティーを受けているように感じるというような言葉も聞かれる時代になってはいますが、宮古島はそれに併せて、遠い地域に住んでいる、そこから市街地の高校に通わせるということがもう一つのペナルティーになっていると、本当に遠い地域に住むことが悪いことなのかというような声も聞かれました。そういう保護者の声をぜひ酌み取るようなことも考えていっていただきたいと思っていて、例えば今取り組んでいる地域懇

談会や、公共交通におけるアンケート取っていらっしゃると思いますが、そういったところで本当にこの保護者たちの声を酌み取ることができているだろうか、そうでないならどうやったら酌み取れるだろうかということも考えていただきたいんです。特に今、公共交通のあるべき姿というところを検討されているところかと思いますが、その設計のデザインの中のシェアの中に高校生を外に置き去りにせず、むしろ真ん中に置いて検討していただきたいというふうに思っております。本市の公共交通における今後の展望についてお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

本市の公共交通における今後の展望についてお答えいたします。

路線バスにつきましては、免許を持たない学生や高齢者等、いわゆる交通弱者にとって日常生活の足となる移動手段であります。公共交通として維持、確保していくことは重要であると考えております。またその一方で、現在の路線バスに関しましては、県と市で経営の赤字に係る補助を実施している状況にありまして、運行時間の拡大、また運行ルートの変更などにつきましては、一定の運賃収入が見込めるかを踏まえて検討する必要があるとなっております。また、全国的に人手不足の波はバス業界にも及んでおりまして、運転手不足が深刻化していることも重なって、運行経路や運行ダイヤの変更に対する対応はなかなか容易ではないという状況にあります。そのことから、市内の公共交通に対するニーズを調査、把握した上で、運行の効率化や新たな交通形態の導入等について検討しまして、持続可能な公共交通の維持、確保を図ることを目的としておりまして、今年度、公共交通維持確保改善事業に取り組んでいるところであります。その事業の中で、公共交通に関するニーズを把握するため、市民を対象にしました需要調査を行うこととなっております。その中で市内の全高校生を対象としたアンケートの調査も実施する予定となっております。その調査結果等に基づきまして、今後の交通政策について検討していく計画でもありますので、市民ニーズに沿った効率的で利便性の高い公共交通の構築を目指して、今後取り組んでいきたいと考えております。

◎下地 茜君

高校生に対するアンケートも考えているということで、ぜひ調査していただいて、どんな調査結果だったかなどもまた聞いていければなと思っております。他市の事例ですと、市がどの程度関与しているかということも調べながらですけれども、コミュニティバスの運用をされているところもあるので、もしかしたら民間では手が伸ばせないような、けれども市民に必要というところを市が補っていくということもこの公共交通のデザインの中では必要かもしれないので、そういうところもまた引き続き検討したり、私も提案させていただけたらなと思っております。

続いて、福祉行政についてお伺いします。8月27日に、県と市と宮古島市在住の当事者の皆さんと、離島における医療的ケア児、医療的ケア者、包括的支援についての意見交換会が行われました。その中で課題の一つとして挙げたのが、医療的ケア児を預けることができる短期入所施設についてです。まずは、本市の状況をお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

本市における沖縄県から指定を受けた短期入所事業所は、福祉型が3か所、医療型が1か所となっております。なお、医療型事業所は宿泊を伴わない事業所となっております。

◎下地 茜君

今、医療型が1か所、福祉型が3か所ということでした。受入れの人員体制等があって実際受入れができているところが何か所あるか、もしお答えができればお聞きしたいと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

制度上は、看護師の配置などの体制が整っていればこの3か所の福祉型事業所での宿泊は可能ですが、本市における利用の実績はありません。

◎下地 茜君

当事者の皆さんからすると拡充が望まれるところですが、それで②なんですけれども、本市において医療的ケア児の短期入所受入れに必要な設備や人員体制を有する可能性のある医療機関、福祉施設はどの程度あるかお伺いします。

◎福祉部長（守武 大君）

現時点では、福祉型短期事業所の1か所で受入れが可能とのことですが、宿泊利用の前に通所によるサービスを利用することで、利用者に施設に慣れてもらい、また事業所職員が児童の対応に慣れてもらうなど、段階を踏まえての利用が望ましいとのことです。

◎下地 茜君

親御さんご自身や、またほかの家族の事情で、例えば医療を受けるために島外に行くなどのケースですね、そういった場合に1泊あるいは2泊というように医療的配慮の必要な子を預けることができる環境がなければ、島外に治療にもなかなか行けないというような状況もあるわけです。

こうした状況に本市が何かできるかということなんです、③です。今後お考えはありますか、お伺いします。

◎福祉部長（守武 大君）

国においては、医療型短期入所事業所の開設を推進しており、各種補助制度もございます。市としても、医療機関などに空床利用型の事業所指定について働きかけを行いたいと考えております。

◎下地 茜君

県や市、それから関連機関が集う自立支援協議会というのがあって、子ども支援部会の中で話し合いをされる場があるというようなお話もありました。そこで議題に出していただくようなことも本市ができる一つのことかと思いますが、そういったことに関してはいかがでしょうか。お聞きしたいと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

自立支援協議会の子ども支援部会において、レスパイト入院について病院に聞き取りを行っております。引き続き緊急時の受入れや空床利用型の事業所指定について、医療機関などと調整をしてみたいと考えております。

◎下地 茜君

先ほど部長の答弁の中で、福祉型のところで1か所通所によるサービスからまず始めたいというようなお話もありました。こういったこともこの自立支援協議会の中で議題に上げていただくと、もしかしたら行政としてどういう手助けができるのかとか、あるいは検討されている事業者がまたほかに手を挙げてくるようなこともあるのかなと思っておりますので、ぜひ情報共有しながら引き続きの取組をお願いしたい

と思います。

続いて、地域行政についてお伺いします。七又集落入り口にバス停がありまして、バス停の前の待機所、老朽化が進んで立入禁止となっています。法務局で土地を調べると、不明地となっているんです。県土木事務所に相談をしたんですけども、土地、建物ともに登録がなくて把握できないということでした。結構いろんな窓口回ったんですけども、分からないという回答しか得られないので、課題を共有したいと思って質問に上げていますが、土地の形状から古い里道ではないかと思っています。また、老朽化が進んでいることから撤去を望む声もありますが、本市で除去など対応が可能なものか、お伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

ご質問の建物は、国道390号線に設置されている七又バス停にある建物で、所有者は七又自治会となっております。以前はバス待合室として利用されておりましたが、現在老朽化が進み、利用ができない状況となっております。建物の取壊し除去につきましては、七又自治会からの要請があれば検討してまいります。

◎下地 茜君

どこが担当になるんだろうと思っていましたので、そうしましたら建設部のほうまた通わせていただいて、相談ができればと思います。よろしくお願いします。

続いて道路行政ですけども、5月21日の大雨で冠水が宮古島市各地でありました。今回、それに伴う床上浸水した与那覇集落の民家についてお伺いしたいと思っています。まず、本市が把握している状況についてお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

与那覇集落にある住宅の浸水状況につきましては、当日現場で確認しております。当箇所は与那覇集落でも低い場所にあり、近年周辺の土地が畑地から宅地に変更したことや、最近の大雨で道路の排水計画量をはるかに上回り、冠水被害が発生していると考えております。

◎下地 茜君

画像をお願いしたいと思います。少しご相談された方からも頂いたので、こういうような状況になっています。今年だけでなく、昨年にも冠水があったということでした。相談者は、そのときにも市に相談しているそうなんです。その際には、予算をつけて対応したいと回答していたんですけど、予算がつかなかったのかなと思うんですが、今年に入って再びの大雨で2度目の冠水となって、ついに床上浸水に至ったわけです。この日はほかの家族の方が不在で、たまたまお一人でいるところに深夜どンドン水が流れ込んできて、恐怖だったということでした。もし昨年時点で対応していれば、このようなことは起きなかったかもしれないと思っています。今後の本市の対応をお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

大雨による冠水対策につきましては、これまでも浸透ますの設置、排水路の改修及び清掃を行っております。しかしながら、道路への雨水流入量が年々増加し、道路の計画排水量をはるかに超え、道路の排水施設だけでは雨水を処理することが困難な状況となっております。道路外からの雨水流入量の抑制が道路冠水対策を考える上で必要であるため、雨水流出の要因や排水防止対策を関係部署と検討し、改善に向けて取り組んでまいります。

◎下地 茜君

困っている人がいるわけですので、早急に確実に対応が必要だと思うんですが、例えば担当課でしっかり取りまとめをされて上げていただければ、次回など予算要求すればどうなんでしょうか、対応していただけるんでしょうか。これは、お答えになるのは総務部長になりますか。市長、副市長でも結構です。お答えいただきたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

罹災証明のお話でよろしいでしょうか。

（議員の声あり）

◎総務部長（與那覇勝重君）

すみません。今回の冠水につきましては建設部のほうで担当しておりまして、災害に関しましては建築課のほうで調査をすることになりますけど、そのした後、防災危機管理課のほうで罹災関係の証明を出すという流れに……

（「予算を」の声あり）

◎総務部長（與那覇勝重君）

予算。

◎副市長（嘉数 登君）

失礼いたしました。

今年、大雨によって様々な箇所雨水被害が生じているということについては承知しておりまして、担当部局のほうで現場確認し、早急な対策が必要ということで予算要求があったところについては、しっかりと査定をして予算措置を講じていきたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

恐らく次大雨となれば3度目となりますので、その前にしっかり対処をしていただきたいと思います。

続いて、観光行政についてお伺いします。水上オートバイの禁止条例について、まず1問目の海浜は誰のものかということをお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

海浜は誰のものかというご質問でございます。海浜は、誰しもが自由に立ち入り、これを利用することができますので、特定の誰のものでもないというふうに考えております。

◎下地 茜君

誰のものでもないということは、誰もが海浜を利用できる権利があるわけです。沖縄には、海浜を自由に利用することができる条例等もありますので、みんなに開かれているのが海浜であるということかと思いますが、②についてお伺いいたします。海域に水上オートバイやセーリングの利用を制限した自治体条例において、本市以外に遊泳者を想定したエリアの内側に発着地点を設けている条例があるか、お伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

本市以外に遊泳者を想定したエリアの内側の発着地点を設けている条例についてです。こちらのほうで確認したところ、現在のところ本市以外に遊泳者を想定したエリアの内側で発着地点を設けている条例は確認できませんでした。

◎下地 茜君

画面の切替えをお願いします。資料を見ていただきたいと思います。まず、ウインドサーフィンといって思い浮かぶイメージがある方、ない方、いろいろだと思しますので、写真を持ってきました。ウインドサーフィン、そしてカイトなど、風を受けて走らせるスポーツをセーリングといいます。サーフィンと同じく、深さのあるところまでは一般的に徐行で出ていきます。次、逗子市の例と明石市の例を見ていただきたいんですけども、逗子市では事業者での自主的なルールで対処しているということなんですけど、海水浴場、ここは条例で規定されています。海水浴場の外側にウインドサーフィンと水上バイクの発着エリアを設けています。発着エリアはおよそ150メートルほど。ウインドサーフィン、水上バイク、海水浴のお客さんとゾーニングがされているということです。宮古島市が条例制定の際に参考にしたのが明石市ですが、明石市どうなっているかという、突堤と突堤の間にブイを設けて、内側を遊泳者安全区域としています。水上バイクやウインドサーフィンは、別のブイが設けられていない近隣の浜から出入りできるということになっています。この突堤と突堤の間は、およそ150メートルほどです。

宮古島市がどうかという、渡口の浜も、与那覇前浜、どちらも全面的に禁止になっているんです。その中で与那覇前浜のほうは、発着が可能なのがこの図でいうところのBという部分です。幅が40メートル、そして出ていった先がラップのように広がって70メートルあるんですけども、遊泳を想定しているエリアの内側に発着地点が設けられているということで、このルートを通して水上バイクとウインドサーフィンと、時には遊泳者が混雑するような状況があります。

何が問題なのかということで、③なんですけれども、水上オートバイやセーリングの利用を制限した自治体条例において、本市以外に海域利用に当たり許可制としている条例があるか、お伺いしたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

自治体条例で本市以外に海域利用に当たり許可制としている条例、他市の状況でございます。確認したところ、本市以外に海域利用に当たり許可制としている状況については把握しておりません。

◎下地 茜君

少しまとめたものを見ていただきたいと思いますが、逗子市が遊泳エリアでの発着となっていて、許可に関しては許可不要、明石市も遊泳エリア外の発着許可については許可不要ですね。宮古島市は、遊泳者を想定したエリア内に設けた発着地点となっていますので、許可制となっています。もう一つ見ていただきたいのが、どのくらい制限がかかるかという期間です。逗子市はおよそ2か月です。明石市も2か月。宮古島市は、8か月間制限がかかるわけです。これがどういう影響があるかという、許可制ということは原則禁止ということです。宮古島のセーリング協会の皆さんが鎌倉、逗子といった各地の仲間内に、宮古島に来るには事前申請が必要なので、事前に申請してくださいねと周知すればするほど、宮古島ってセーリングができないらしいよと、では別のところに行こうかということで、宮古島を選ばなくなっていくということでした。部長がおっしゃっていただいたように、誰しも海浜を利用する権利があります。制限するにはそれなりの理由が必要ですが、条例制定には立法事実が必要ですね。立法事実が備わっていないければ、条例は制定されない。セーリングを制限するための根拠とする事実があったのかということも私は疑念を持っています。

ウインドサーフィンに限らず、サーフィンされる皆さんからもこの条例については意見が出ているとも聞いています。動力付きの水上オートバイとは同列ではないということで、対象から外していただくか、あるいは海域に出れるゾーンをきちんと担保していただくかというところが望まれていると思いますが、この条例について昨年1年間、担当課と実は相談を重ねてきました。当初は、条例は話し合っただけのものにしていきたいと思います、でもまずは1年間はこのルールを浸透させたいということで、昨年は条例内での対応を協議してきたわけですが、1年間やってみて、やはり厳しいという声が出ています。また、許可制、つまり原則禁止という受け止めをされてしまうという新たな課題も見えてきました。ですが、1年たつと、逆になぜ決まった条例を守らないんだというスタンスに変わってきているというのも同時に感じています。これでは話が違うと思うんです。部長のご見解をぜひお聞かせいただきたいと思います。この条例、セーリングをされる皆さんの海浜を利用する権利、しっかり担保されているのでしょうか。条例は、変えられないものなのでしょうか。お考えをお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

まず、条例を変えられないものなのかという趣旨のご質問でございますが、まず本市の条例につきましては、宮古島市周辺の海岸に海水浴客等遊泳者が多数訪れており、様々なマリナクティビティが混在する状況となっております。そのような状況の下で、水上オートバイやセーリング等が遊泳者の近くを通ると恐怖を感じるという声があったり、水上オートバイ等が遊泳者に接近するなど危険な状況も見られたということを踏まえ、海上保安庁、警察署など関係機関と協議して、条例の制定に当たって、令和4年12月定例会で可決したところでございます。本条例を基に、宮古島市としましても海浜等における事故防止を図りながら、海水浴客、海で遊ぶ皆様の安心、安全な海浜利用に取り組んでまいりたいというふう考えております。

今後の条例の運用等についての趣旨のご質問かと思っております。その場合、関係団体と協議を重ねてまいりました。今後、関係団体から安全性等についての意見の交換を求める声があれば、そこについてはもちろん応じていく予定でございますので、やはり前提となるのは遊泳者、海浜利用者、こちらの安全、安心をしっかりと守っていくということだと考えておりますので、そこら辺の情報交換等については引き続きやっていきたいと考えております。

◎下地 茜君

条例の在り方について、今後協議をお願いしたいと思っております。昨年1年間、何度も足を運びましたが、今後も取り上げていく次第ですので、先ほど高校生のことを公共交通のデザインの中に入れてくださいというふうに話したんですけれども、これもそうです。条例を制定するに当たって、海はみんなのものということなので、等しくこの海浜を利用している方の声を設計の中に入れて条例をつくるべきだと思っていて、それが今完全ではないと、いろいろ他市の状況と比べても問題があると私は思っておりますので、きちんとそういった、ウインドサーフィンに限らず、サーフィンの皆さんも声は出ていると思いますので、条例を制定する際にその辺りも視野に入れていただきたいと思っております。今後も取り上げていく次第ですので、真摯なご対応をよろしくお願いいたします。

続いて、少し飛ばしまして、国民保護についてお伺いしたいと思います。8月1日に石垣市で行われた国民保護に関する意見交換会、避難計画については国、県、市町村で策定しているので、大きな見解に違

いはないと思いますが、それにしてもと思うような発言もありました。宮古島市でも見解は同じなのか、お聞きしていきたいと思っています。よく今報道で台湾有事と言われますが、台湾有事とって皆さん、どういうことかご承知でしょうか。一般論としてなんです、中国にとって台湾は自国領の一部と考えていますので、もし台湾が独立しようとするそのときに、中国は武力でこれを併合すると、これが台湾有事と言われるものです。中国の台湾に対する武力併合を阻止するために、アメリカが介入する。どこからどうやって介入するのかというと、アメリカの本国から戦闘機やミサイルを飛ばすのか、どうやらそうではない。沖縄や南西諸島、日本列島に配備した日米の基地からということになりそうです。ということをやると、もしかしたら何を根拠に言っているんだと言われるかもしれないので、参考になる資料を示しておきたいと思いますが、C S I Sというアメリカのシンクタンクが2023年1月に台湾有事をシミュレーションして報告書を出しました。英語ですが、翻訳サービスを使えば読めるので、ご関心ある方はぜひお読みいただきたいと思います。

では、そのときにもしその台湾有事ということが始まっていったら、この島に住んでいる私たちどうなのかということ。何度も引用していますが、元陸上幕僚長、石垣市で住民避難のシンポジウム開かれたときにこういうふうに使っています。有事になったときに軍人扱いの自衛隊と住民と一緒にいることはできないんです。一緒にいると、住民はジュネーブ条約上守られない。この島にもし軍隊が配備されていく有事には、国際法上の保護が消滅します。台湾有事に日米が介入するとなると、私たちこの島にすることができないんです。では、いつ避難するのかということ、今回の質問になっていくんですが、例えば与那国町では危機事象対策基金とって、有事になってから間に合わない、平時のうち、今のうちから島を出ていく、そのことに与那国町が、糸数健一町長の発言では1人頭100万円という構想のようでしたが、支援をします。でも、それは実は国民保護法の対象外になっていくと思うんです。仮に補償があっても対象外。行った先でどんな人生が待っているのか、全て自己責任で自主的に出ていくということになるかと思っています。石垣市でも、中山義隆市長が意見交換会の中で、有事が差し迫ったり、部隊展開が始まる段階で避難し始めることはないと言っていますが、平時のうちから余裕を持って自主的に島を出ていく、そのことが望ましいというのが実は国や行政の見え方ではないかと考えてしまうわけですが、いずれ宮古島市も市民にそういうふう推奨していくのでしょうか。この9の1の①、本市の見解をお伺いいたします。

◎市長（座喜味一幸君）

国民保護の問題、今おっしゃるようないろんな不確定の要素がたくさんある中で事が動いている面もあるのかなというふうに思っておりますが、まず基本的に国民保護計画、国の進める計画というもの、台湾の有事を含めて南西諸島における危機感というものは、市民は、私どもを含めて、我々が考えている危機感と国の考えている危機感は違うと思っております、国は国なりのそれなりの国際的な安全保障、あるいは軍事情報というものの中で政策を進めているというふうには思っております。我々、今この国民保護計画を進める中で、東京の考え方と、我々の現場における温度差とか、あるいは生活感だとかというようなものからすると、大分ずれた部分もあるのかなとは思っておりますが、しかしながら、1つは国がこういう動きであるのであれば、国の施策というものをしっかりと受け止めながら、これを現場で調整、すり合わせしていくというのが私、行政の立場かなというふうにも思っております。

石垣市で意見交換会をされていた市民の意見交換の中でも、答えられない曖昧な部分も多かったのかなというふうな思いがあって、私も本当は市民への説明会も持ちたいと思っているんですけども、今の状況では市民への説明会を持つにも不確定要素が多過ぎるなという思いがあって、まだ時期尚早、国はまだまだ詰めなければならない課題があるとは思っております。

ちなみに、令和4年度、沖縄県国民保護意見交換会として国、県、市町村関係機関で先島の県外避難について検討を重ねており、想定としては、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が将来的に予測されるに至った段階というふうに定義づけしております。そのような想定の中で、国が武力攻撃の予想事態を認定した上で、先島諸島について避難の必要があると判断し、沖縄県に対し避難措置の指示を発出する。市は県の避難指示を受けて、現在検討中であるところの県外避難のための避難実施要領に基づいて、避難誘導していくというふうな基本的な流れにはなっております。よって、県外避難のタイミングというものが大変難しいのではないのかとも思う部分もありますが、武力攻撃予測事態が認定され、県から避難の指示があった段階ということになります。現段階では、避難措置の指示が発出する前の自主避難については、私ども市として単独で物事を進める、要するに避難を推奨していくというふうな考えは持ち合わせておりません。少なくとも国家安全保障に係る、生命、財産に係ることは、これは大変な重いものがありますから、国等のしっかりとした方針に合わせながらも、現場は現場としての対応をしていかなければというふうに考えております。

◎下地 茜君

基本的には、武力攻撃予測事態認定となってから国が判断をして、指示をして、その中で避難をしていく。与那国町は基金をつくって、平時のうちからというわけですけども、それを宮古島市でもやるのかというと、今聞けばとんでもないと思うようなことも、もしかしたら私は半年すればそういうことになっていっているかもしれないという思いがあるんです。だから、何度も聞きたいと思うんです、この島を出ていくということを宮古島市が推し進めるようなことはない。もし戦争やむなしというこの国の状況が進んでいけば、私たちはそのまま宮古島を失うことになるということもあり得るかもしれません。そういうことがないということを、市民みんなの共通する思い、一つになれる思いだと思いますので、そこは今後も確認していきたいと思っています。

質問の②ですが、意見交換会の中で中山義隆市長、自衛隊や米軍の艦船、航空機を使った避難は想定していないというふうに答えていました。これって、逆に捉えている方も結構多いと思うんです。有事のときは、自衛隊が国民保護を担ってくれると。しかし、石垣市長の説明は基本的に民間輸送ということでした。今後宮古空港や下地島空港を平時から自衛隊が使うというときに、これを推進する方は自衛隊が国民保護をするためのものという前提で話されると思います。でも、本当にそうなのかというところを一つ一つ確認していきたいと思います。①ですが、住民避難、つまり国民保護を行う際には、その組織や場所には、国際法上守られる対象ですと示す特殊標章を交付するということになっています。宮古島市の国民保護計画ではどのような扱いなのかをお聞きしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

特殊標章の件についてお答えをいたします。

特殊標章につきましては、ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書に

において規定される国際的な特殊標章等として、国民保護措置に係る職務、業務または協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所、もしくは車両、船舶、航空機等を識別し、武力紛争から保護していく制度というふうに認識をしております。

◎下地 茜君

概要をご説明いただきました。宮古島市でも、この国民保護計画の中ではこれは交付することになっているのかというところも少しお聞きしたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時48分）

再開します。

（再開＝午前10時49分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

失礼しました。特殊標章の宮古島市の取扱いについてお答えいたします。

まず、宮古島市の特殊標章の交付要綱がございます。その中に、まず交付要綱につきまして年度内の制定に向け、今調整を進めているところでございます。市長が交付する特殊標章及びその交付の際に発行する身分証明書は、市役所職員や避難誘導に協力していただける市民等を想定しております。

◎下地 茜君

宮古島市の国民保護計画では交付を想定しているということでした。防衛省にも国民保護計画を独自に持っています。では、国民保護を行う際に本来であれば交付される特殊標章、これは防衛省職員に交付されることは想定されているのか、お伺いしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

防衛省職員等への特殊標章の交付につきましては、陸上自衛隊宮古警備隊を通して防衛省に確認をしたところ、自衛隊員への特殊標章の交付は妨げられるものではありませんが、実際に自衛隊員が特殊標章を着用し、文民保護業務に従事し得るかについては、その時点に応じて慎重に検討されるべきものですとの回答を得ております。

◎下地 茜君

宮古島市が交付することは妨げるものではないが、そのときの状況によって判断されるので、今の段階ではお答えできないという趣旨だと思いますが、宮古島市は宮古島市の職員に交付するわけなので、防衛省は防衛省の職員に防衛省として本来であれば交付すべきだと思うんですが、そうではないんです。なぜかという、交付のための要綱がそもそもつくられていないんです。質問の仕方が悪かったなと思いました。この特殊標章を交付する交付要綱を策定していますかと聞けばよかったかなと思っていますが、基本的に交付しないということなんですね。

石垣市長は、島外避難に自衛隊の輸送力を想定していないという趣旨の発言を意見交換会でしていただきました。防衛省でも特殊標章の交付はしないということです。つまり、計画段階で自衛隊部隊が主体となるような国民保護活動は予定されていない。これは私の言葉ではなく、引用させていただきました。中林啓修さんという国土舘大学准教授の方が「武力攻撃事態における国民保護：自衛隊と自治体との連携の可能

性」という論文の中で書いてありまして、これは防衛省のホームページに載っています。計画段階で自衛隊部隊が主体となるような国民保護活動は予定されていない。

そこで、③ですが、防衛省、自衛隊がどのように島外避難に関わるのか、これまでに国、県、市町村の検討において確認されたものはあるか、お伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和4年度から検討を進めております国民保護意見交換会の中におきましては、本市や石垣市から住民避難をする際の輸送力について、民間の航空機を輸送手段の基本としつつ、船舶輸送力についても航空機輸送の補充的な役割として位置づけております。船舶輸送力においては、民間船に加えて自衛官のPFI船舶をはじめ、海上保安庁巡視船なども輸送手段として候補に挙がっているというふうに承知をしているところでございます。

◎下地 茜君

今後の図上計画の話合い、検討等でしっかり聞いていただきたいなと思っています。基本的には軍民分離というところがありますので、ジュネーブ条約違反となる可能性があります。そこも本当に違反のない状態で自衛隊が国民保護に関わることができるのかというのは、この検討会で実は検討の中で確認されることだろうと思うんです。少しそこがしっかり確認されていないまま、国民保護の議論が進んでいっているのかなと思っています。

79歳の女性が、石垣市の意見交換会ではこういうふう述べておりました。私はずっと石垣に住んできたので、避難はせずに最後まで島で残りたいということに対して、石垣市の中山義隆市長は、一人でも残れば職員も残らないといけなくなる。原則島外避難ですというふうに答えておりました。選択肢はないんです。では、島外避難して宮古島には戻ってこれるんでしょうか。宮古島の地下水は、有事なら飲めなくなると言われていますが、そんな質問はまた12月にもお聞きしたいと思っていますが、経済振興と引換えに島の未来を切り売りするという状況になっていないでしょうか。皆さん保守と言いますが、何を大切にすることが本当の保守なんでしょうか。一人一人が問われていると思います。

残り6分あるので、少し続いて聞きたいんですけども、公共施設におけるWi-Fi環境についてです。Wi-Fi環境のある公共施設が幾つあるかお伺いいたします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

本市の公共施設におけるWi-Fi環境の整備については、施設を所管する各担当課において行っております。主な施設でお答えいたします。庁舎外でWi-Fi環境が整備されております主な施設としては、JTAドーム宮古島、クリーンセンタープラザ棟、あと未来創造センターです。

◎下地 茜君

中央公民館イベントでテザリングをして、つながらなくて催しが中断するというような場面に立ち会ったことがあります。恐らく使えると思ってなくて、自分のスマートフォンで頑張ったのかなと思うんですけども、中央公民館は使えるということですね。ありがとうございます。

では、②なんですけれども、本市の公共施設におけるWi-Fi環境、もし新たな導入の検討があればお伺いしたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

現在使われておりますJ T Aドーム宮古島のWi-Fi環境でございますが、会議等に使う部分には問題もなく使えておまして、アリーナ内において個人の長時間利用などに関しては、混雑を防止するため30分の時間制限を設けたフリーWi-Fiがございます。また、イベント等でライブ配信等の場合は、パスワードを交付して対応できる環境となっておりますので、そういった現在使われている施設において、また新たな環境を変えるようなWi-Fiの導入は今考えておりません。

ただ、新たな施設、ほかのついていない施設への導入ということですか。すみません。休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時58分）

再開します。

（再開＝午前10時59分）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

未来創造センターのWi-Fi環境については、ネットワークシステム機器保守業務を委託し、ネットワーク環境の健全な維持に努めております。また、利用者から支障が生じたなどの報告も今のところ受けておりませんので、新たな導入については考えておりません。

◎下地 茜君

実はこの夏、私もイベントのお手伝いでライブ配信の対応をしまして、平良港マリナターミナルを使わせていただいたんですけども、テザリングで行うのは限界があると感じました。設置するのにJ T Aドーム宮古島は40万円ほどの予算だったかなと思うんですけども、ぜひ使えるところを増やしていただきたいということ、またウェブサイト等にも使えることの情報を掲載していただければなおよいかと思っています。引き続きよろしく申し上げます。

あと2分ですね。最後の水道の問題ですけども、水道、水源における残留農薬P F A Sの検出に当たり、市民から活性炭処理における高度浄水設備の施設が望まれています。そして、令和5年12月の県議会では、宮古島市から要望があった際には、国庫補助等を利用した支援について検討してまいりたいというふうに回答しています。

これ②をお伺いしていいでしょうか。今後の対応をお伺いしたいと思います。

◎水道部長（下地貴之君）

本市におけるネオニコチノイド系農薬及びP F A Sの成分は、極めて低濃度で検出されております。しかしながら、現段階で検知されている農薬成分濃度では、高度浄水処理施設の導入を具体的に検討する段階ではないと考えております。

◎下地 茜君

何度も言っております。アメリカではP F A Sの基準値が4ナノグラムパーリットル、宮古島で検出されているのは6ナノグラムパーリットル検出されて、アメリカの基準値を上回っているんです。当時アメリカは70ナノグラムパーリットルだったのを、日本に導入する際に日本人の体重のほうが平均体重軽いので、70より低い50というふうに設定しているので、アメリカが4だったら日本はもっと下回る数値になら

ないといけないはずですが、まだそうならないと。国がなかなか財政的な事情や政治的な事情で変えられないのかなというときに、宮古島市は市民の健康を守るために何ができるんだろうかというところは、私は真摯に考えていただきたいと思っています。市民団体から提案もされていて、県からもし要望があればということなので、ぜひ前向きにやっていただきたいということを申し上げながら、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地茜君の質問は終了しました。

◎友利光徳君

質問に入る前に、私見と所見を述べさせていただきます。

これは、西里保良線なんですけれども、これ一周道路と言っております。破線と実線がいわゆるマーキングが消えて、10トン車が中央線にはみ出すようなことがよく最近見られます。これは、理由は建設部長には話してありますので、よく理解していると思いますが、あつちは50キロ制限なのに80キロぐらい飛ばして追越しをしていくと、これは恐らくレンタカーであろうと、このように理解はしているんですけども、提言したいのは、追越し禁止のマーキングをつけたらどうかということを一応思っております。これ宮古島警察署のほうにも一応言っておりますので、理解していると思います。

それから、もう一つは県道201号線、これ友利線なんですけども、福里鉱山というんですけども、あちらから港のほうに石を運んでいる10トンダンプが元島の集落内からよく走って迷惑をかけているということで、これも4月に関係企業にそういうこと、路線を変更するよにということで申出はしてあります。友利の友利雅巳会長と一緒に行動しておりますけども、改善はされていないと。

それから、保良の弾薬庫から千代田のほうにまた10トンダンプに石を積んでいる車が今の路線を走っているということで、これは改善されたいですけど、区長の話では、やはりそういうことがないように注意してほしいなということをお願いしておきます。

昨日、友利出身の友利一豊氏が市長を表敬しておりますね。一緒にいたんですけども、彼は友利の出身で、旧城辺町6代、8代町長の友利隆虎氏の血を引いていて、父は旧城辺町議会議長、旧城辺町教育長、兄は旧城辺町の町議を務めた家柄の子供であります。これまで関係者が町民にお世話になっている関係で、宮古島市に何か役に立てないかなということで昨日市長のほうには話をしていると思いますので、ぜひとも彼の思いを酌み取っていただきたいということを一応申出をしておきます。

それから、今日下地中学校と北中学校が運動会をしていますけども、スポーツには見るスポーツとやるスポーツがあるらしいですけど、運動会はスポーツではありませんが、そのようなことを申し上げて、城辺地区地域づくり協議会についてから質問をしますが、副市長のほうに答弁を求めます。条例改正についてですけど、融和と親睦の文言を追加できないかということでもあります。城辺地区地域づくり協議会役員選出は、旧城辺町の首長交代劇の延長線を物語るような手法を感じております。当時を知る市民の一人として非常に残念になります。7年間地域づくり協議会の役員として、特に令和4年から令和5年は副会長として会長補佐をしている方が最後の役員を志し、2度にわたりその思いを踏みにじられる作業の進め方は、36年間経過してもいまだに根強い風習が残り、心境の変化の乏しさがうかがえます。令和6年の会長の人間性を疑う立場ではないんですけども、理事会を脱会した方が会長就任というのは、少し理解に苦しん

であります。その脱会の理由に、理事会に提案しないで、承認もせずに宝塚医療大学に市議を2人同行させた事情を知り、前会長に不安を強めて理事を脱会した経緯があります。この会長、新潟県上越市板倉区に1人で出張し、別に訪ねたところもあるということで、これは地位の悪利用ではないかなというふうには私は理解しております。私と庁舎の前で会ったときに、前の与党と今の与党から1人ずつ出張させたらバランス的がいいのではないかと私に言っていたので、私は答える立場ではありませんので、そのまま聞き流しましたけれども、城辺地区地域づくり協議会の会則第1条に、目的、住みよいまちづくりの推進と地域自治の振興に供することが目的と明記をされております。この前副会長と私がいつも話をするのが、6月23日の慰霊の日を、その開催について、それから泰久マラソンについて、畜産振興費についての話をよくします。そういうことで、融和と親睦の文言はできないのか。副市長のほうに答弁求めます。

◎副市長（嘉数 登君）

地域づくり協議会規則に融和と親睦の文言を追加できないかというご趣旨の質問だというふうに理解しております。地域づくり協議会は、市の下部組織ではなく、地域住民により自主的に結成、運営される地域団体であります。会則の変更に関しましては、協議会の総会など地域住民の合意によって決定されるべき事項であり、これに行政が介入することは、その自主性を損なうおそれがあります。市としましては、地域団体の独立性を尊重し、協議会が自主的に議論し、必要に応じて変更を行う民主的なプロセスを支持、支援してまいりたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

なぜこの質問をしているかということ、9月1日にあった城辺ふれあいまつりで前副会長に声がかからなかったということで、やはりにらみ合いが始まっている気がして、私は心配しております。

次は、城辺地区地域づくり協議会との連携強化についてでありますけれども、これは第18条に情報等の公開というのがあるんですけども、写しの交付というのがありませんので、これを追加できないか、副市長のほうに答弁をいただきます。会長が事務局を兼務して、改正をして承諾したかは、していないらしいんですけども、事務局手当というのが月額3万円を受け取って、年間になると36万円になります。これは、財源はどこから出てくるということかということ、城辺庁舎の草刈りをして、財政課のほうと契約して、これを充てていると、そういうことであります。参考までに、上野と下地は事務局長の手当というのは月5,000円らしいです。どうでしょうか。この追加できないですか。

◎副市長（嘉数 登君）

規約の18条に情報等の公開及び写しの交付を追加することができないかというご趣旨の質問だというふうに理解しております。市と各地域づくり協議会との連携強化、これは友利光徳議員のおっしゃるとおり、重要であるというふうに認識しております。現在も、今年度からスタートしている地域懇談会等協議会の協力を得まして、地域の様々な要望や課題解決に向けて連携を深めているところでございます。一方で、市と協議会とは当然対等な関係でありまして、地域づくり協議会は市の下部組織ではなく、地域住民により自主的に結成、運営される地域団体でございます。協議会の会則などは、協議会の総会等を経て改正されるものと認識しております。城辺地区にお住まいの友利光徳議員ご自身も会のお一人だというふうに存じておりますので、自治会等を通して協議会にご提案いただければというふうに考えております。

◎友利光徳君

なぜこの条例を追加しないかということ質問しているということは、前副会長と城辺公民館を訪ねまして、今の事務局長と今の会長といろいろと話をしました。あまりいい感じがなかったものだから、これ追加できないかなということ質問していますので、よく理解してください。

次は、最初に戻りまして、伊志嶺市政の選挙公約についてでありますけども、平成17年12月定例会で選挙期間中についての印象について私は尋ねました。旧5市町村は、それぞれの首長を中心に、それぞれの地域でそれぞれの発展のために頑張ってきたので、私もぜひそれを引き継いでしっかりと取り組んでいきたいと答弁をしております。12年間続いていた前政権について私が言及する立場ではないんだけど、現政権において旧郡部で懇談会をしているということは、非常に高い評価があるんじゃないかなというふうには思っております。行政は継続からですけども、旧平良市の市長時代に下地島空港の軍事利用に反対する宮古郡民総決起大会でも先頭に立って頑張った伊志嶺亮市長でありますので、ぜひともこれも検証してほしいなということを一応要望だけしておきます。

次は、交通空白地についてでありますけども、これはタクシーを呼んでも30分以上待つらしいということです。予想される地域というのは、池間島、城辺、保良、吉野辺りが考えられますが、緊急を要する場合に市としてどのように考えているのか、答弁を求めます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

交通空白地について、聞き取りの中では定義はどういったものかということがありましたので、それを先にお答えをいたします。

交通空白地とは、国が発行している地域公共交通づくりハンドブックによりますと、公共交通が充実している都市部では、最寄りのバス停まで直線距離で300メートル、地方部では直線距離で500メートルとされております。一般的にそういった形での交通空白地としての定義づけがされております。ただ、本市でも交通空白地の地域が限定されているところもあると思っておりますけども、把握はされておられません。その中で、今後公共交通維持確保改善事業の中で、市民ニーズの把握を含めて、地域の中で交通空白地がどれくらいあるのかということも調査をしていきたいと考えております。

◎友利光徳君

平成17年の市町村合併から来年で20周年を迎えます。記念誌の発行ができないかということですけども、旧城辺町で町制施行50周年記念が1997年4月1日、人頭税廃止100周年記念版が2002年2月に発行されています。どうでしょう。記念誌の発行ができないでしょうか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

20周年を迎えるに当たっての記念誌の発行についてということです。現在庁内におきましては、市制施行20周年に関する各種事業の実施について、現在検討を行っているところであります。現時点におきましては、記念誌を発行する予定はございませんが、市制施行20周年の機運を高める取組といたしまして、市町村合併の経緯、また合併からこれまでの歩みを振り返る映像動画の作成などを検討しているところであります。

◎友利光徳君

ただいまの答弁を聞いて、市長のほうにお尋ねをしますけども、市町村合併というのは消化不良の中に

一応されました。私は、市町村合併はずっと反対でした。今の答弁を聞いて市長はどのように考えているのか、市長のほうで答弁を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

20周年記念事業、今検討委員会を立ち上げまして、いろんなメニュー等々を整理しながら取り組んでおりますから、市民の声、いろんな団体の声等も反映しながら、合併して20周年だというある意味での総点検の年であり、また新たな20年に向けての出発の記念式典等なり、市民にとってこの宮古島を誇りに思えるような、また島外に出た皆さんが宮古島に戻ってこれるチャンスをつくれるように、トータルとして、芸能、文化等々も含め、スポーツ含めていろんなメニューが上がって、充実した20周年記念事業ができればと思っておりますので、その中で友利光徳議員の提案もしっかりと受け止めていくべきではないかと思えます。

◎友利光徳君

次は、旧城辺町歌の取扱いについてでありますけども、これ12時と6時に電波に乗せることでいけないかということでもあります。宮古島市歌は、私たちにはなじまないです。旧城辺町歌は、リズム、歌詞の内容が旧城辺町に特化し、城辺で生まれ育った一人として親しみやすいです。風化させてはならないと思うんです。城東中学校の校歌に取り入れたらどうかという案も出ました。令和5年、城辺地区地域づくり協議会の副会長を務めた砂川さんによると、そういう話をしております。この作詞をした先生が宮里尚安先生なんですけど、そういうことをお願いしているわけではないんですけども、城辺ふれあいまつりにいてあなたも歌を歌いなさいと言われたもんだから、下の駐車場でちゃんと歌ってきました。どうでしょう。

◎企画政策部長（久貝順一君）

正午、また夕方の6時に、防災無線を通しまして旧城辺町歌を放送できないかという質問でございます。現在防災用屋外スピーカーにつきましては、午前10時、12時、15時、18時に宮古島市歌などを放送しております。ご質問の件につきまして、防災情報システムの保守管理を行う事業者を確認しましたところ、同時刻において特定の地区だけに対して別の曲を流すことは、システム上不可能との回答でした。

◎友利光徳君

次は、行政改革と職員の意識改革についてでありますけども、平成18年、2006年9月定例会で、伊志嶺亮市長のときです。宮川耕次総務部長の答弁の内容を少し紹介します。これ副市長に答弁を求めます。内容の濃い答弁を期待しています。「一部職員の行為、マナー等についてこれまでもいろんなところで質問や声が寄せられております。また、最近企画政策部で行いました市民アンケートなどからもそういった声が多数寄せられています」と、「今まさに行政改革は職員の意識改革が必要不可欠なものであると考えられます」と宮川耕次総務部長が答えております。どこの課とは言えないんですけども、勤務中と思うんですけども、4階によく上がっていく職員がいますね。これは、私は非常に残念で仕方がないです、一生懸命仕事している職員がいる中で。どうでしょう。副市長、お願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

個々のケースについてここで答弁することはできませんが、自治体経営について答弁させていただきます。

自治体経営は、最少の経費で最大の効果を上げるため、地方自治関連法令に基づきまして、組織及び運

営の合理化、それから規模の適正化等を旨として取り組むべきとされておりまして、友利光徳議員ご指摘のように、職員の意識改革は行政改革の推進や、よりよい市民サービスの提供のため、大変重要な課題であるというふうに考えております。市としては、引き続き職員個々の職務遂行能力をはじめまして、リーダーシップやコミュニケーションスキルなど能力向上につながる研修を実施し、職員一人一人が与えられた権限と責任に基づき、主体的に仕事に取り組み、市民サービスの向上に貢献できる、何よりも市民に求められる組織を構築するために取り組んでまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

次は行政改革について、また副市長に答弁をお願いします。これまで私は、戦争体験者による平和学習について質問を繰り返した経緯があります。そうですね。沖縄タイムスの一部の記事を紹介します。2024年7月7日に、名護在住の島袋文子さんはこのように語っております。「先島に次々と自衛隊駐屯地が開設され、ミサイル部隊の配備も進む沖縄の現状に危機感を募らせ、私には戦争の足音が聞こえる。市民の声を聞かない政府のやり方は、戦前に日本軍がやっていたことと同じことです」と指摘をしております。読谷村は企画政策課、それから沖縄県は基地対策課、県知事公室は平和・地域外交推進課というのがあります。どうでしょう、副市長。専門的な戦争体験者を交代制でもいいから、配置できないでしょうか。答弁を求めます。

◎議長（平良敏夫君）

友利光徳議員、場所を言いながら質問してもらえれば分かる。5番ですか、これ。

◎友利光徳君

この6の①に行政改革。その中の一部。

◎議長（平良敏夫君）

大丈夫ですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

平和推進についての専門的な部署の設置はできないかというご質問です。本市におきましては、平和推進に関する事務を担当する部署は複数にまたがっております。教育委員会の生涯学習部、また教育部、福祉部、総務部、市民生活部、企画政策部など、平和推進に関する事務を多くの部署で所管をしております。市としましては、平和推進に関する事務は各部署においてそれぞれが工夫を凝らし、平和を推進する取組を実施することが効果的であると考えておりますので、専門的に担当する部署を設置する必要はないものと考えております。

◎友利光徳君

では、6の②の市民によるアンケートの実施の予定はないかということを一応尋ねます。

これも先ほど読み上げた宮川耕次総務部長がヒントを与えていますけども、さっき申し上げた4階に行く職員が多いこと、それで8月25日に3階にいるべき職員が、女性の職員なんだけども、意見箱の前で2人雑談をしているのが見えました。だから、何で一生懸命仕事をしている職員がいる中でこういう職員もいるかなと思ったら、どうも理解に苦しみます。ですから、4階に行く職員の部屋が、部長の部屋がある。まずいところにあるのではないかなと、1階に持っていったらどうかと思ったらもするんです。4階に上られるから、3階から。ですから、4階に上がった職員はいるかというアンケート、自分の課で。――

—————それこそ市民から職員に対する評価のアンケート、これ取れないか答えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

職員評価に関するアンケートの件にお答えいたします。

現在、市民からの職員に対するご意見等につきましては、市のホームページの意見、要望のコーナー及び市役所窓口の意見箱、また直接電話でのご指導と職員への様々な意見が随時寄せられており、その都度必要があれば指導を行い、事例の収集と改善に努めているところでございます。当面は、これらの取組を通じて市民の皆様の声を聞きながら、よりよい行政サービスの向上につなげていきたいと考えておりますので、職員評価に関するアンケートの実施の予定は今のところございません。

（「議長、議場で職員を名指しで批判していいんですか」
の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時30分）

再開します。

（再開＝午前11時31分）

◎友利光徳君

次は、農林・畜産行政についてになりますけども、特定地域経営支援……

◎議長（平良敏夫君）

友利光徳議員、すみません、途中ですけど。さっきの発言取り消してもらえませんか。—————
—————と言ったところ。

◎友利光徳君

いや、取り消しましたよ。

◎議長（平良敏夫君）

いや、しっかりと取り消しますということを言ってほしいんですけど。

◎友利光徳君

先ほどの発言取り消しますので、お許してください。

次は、農林・畜産行政についてでありますけども、特定地域経営支援対策事業についてであります。これは、4月2日に県の園芸振興課経営構造対策班のほうに行って、少し意見交換をしました。1番目の予定価格の設定は幾らだったのかということを一応お尋ねします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

予定価格の設定についてでございますが、農業生産法人シンリーの契約関係書類は、事業主体であるシンリーが所有及び保管しており、現在市では確認できておりません。通常予定価格は、事業主体の農業者団体が数社の機械取扱会社や建設業者などから参考見積書を徴取し、その参考見積金額から適正な金額を予定価格として設定しています。

◎友利光徳君

それでは、落札日と工事に係る着手届、これは何月何日ですか、両方とも。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時34分）

再開します。

（再開＝午前11時34分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

落札日は平成23年11月11日で、着手日は、着手届の日付ですね、同じ平成23年11月11日となっております。

◎友利光徳君

着手届をする場合にいろいろな書類があると思うんだけど、これは少し時間の都合で今日聞きませんが、それでは3番目の平成26年から令和元年までの宮古家畜市場における競り頭数を教えてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

平成26年から令和元年までの宮古家畜市場における競り頭数は、法人からの提供資料によりますと、子牛競り頭数が206頭、母牛が13頭で、合計219頭となっております。

◎友利光徳君

4番目の機械を補助で取っていると思うんだけど、5つぐらい。これの稼働率についてお尋ねをします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

機械の稼働率ですけども、現在代表者と連絡が取れないため、情報が得られておりません。

◎友利光徳君

5番目のその機械の管理状況、例えば業者内にあるのか、それとも別の場所にあるのか、もうなくなっているのか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

機械の管理状況につきましても、代表者と連絡が取れていないため、確認ができておりません。

◎友利光徳君

事業導入後の目的の適正化についてですけども、この事業の導入は、意欲ある多様な経営体系の育成と確保というのが目的かなというふうに考えております。事業を導入したときには63頭規模ですけども、令和5年11月28日に公開質問状を出したときには1頭です。現在は何頭になって、この事業の目的の適正化は図られているのか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

事業主体の生産出荷状況を見ますと、事業当初から令和元年までは順調に事業の効果は発現されておりました。令和2年から現在まで適正な事業効果は出ておりません。

◎友利光徳君

それなら、担当課の指導後、いわゆる公開質問状を出したときに皆さんは指導していますよね。どのような改善が見られたのかお尋ねします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

代表者と会うことができているため、指導は行えておりません。

◎友利光徳君

先ほど申し上げたように、4月2日に県のほうで関係機関と話し合いをしました。宮古島市は、補助金は出していないけれども、窓口になっているので、補助金返還は宮古島市がやるべきだというふうな指導を受けてきましたけれども、その補助金の返還の時期について考えているのか。いつ。

◎農林水産部長（石川博幸君）

補助金返還の時期とのことですけれども、現在畜産業、厳しい状況でございます。当初の事業目的を適切に実施できるように、事業主体と相談の上、事業の適正執行を図っていくように考えております。補助金ですけれども、昨年11月に代表者と面談した際には事業継続の意思を示しておりましたので、適正な事業の執行が図っていくように協力していきたいと考えております。

◎友利光徳君

少し関係する方と話をする機会があったんですけども、補助金返還の時期を延ばすために何か1頭置いていような話も聞きましたので、これをちゃんと指導するようにお願いします。

着手届に記載されている会社と完成通知提出した会社が別の会社名になっていますけれども、この理由をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

理由ですけれども、理由は定かではないんですけども、事業途中において会社名が変更されたので、当初と完成時期では会社名が違うとのことです。これまでも事業の途中で名称の変更は発生している事例はあるとのことです。

◎友利光徳君

次は、森林環境譲与税の活用についてでありますけれども、これは場所は七又海岸、東海岸周辺であります。中学校の頃、造林の仕事をアルバイトしたときがあるんですけども、あのときはモクマオウを植えたと思うんですけども、もう一本もありません。どうでしょう。長間海岸で防風林の植栽はモンパノキを植えて、これ成功していますけれども、この事業を活用して造林ができないのかお尋ねします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

森林環境譲与税の造林事業への活用でございます。森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の用途の範囲内で、市町村の判断により幅広い事業に活用可能となっておりますので、植樹や保育等の造林事業に充てることは可能となっております。

◎友利光徳君

次は、後前竹地区の工事についてでありますけれども、これは土地改良の診断を行わないかという質問した経緯がありますよね、農林水産部長。皆さんがやるのが遅いのではないかなと思って、自分でやりました。なぜ自分でやったかといったら、やはり旧城辺町時代からこの問題については取り上げてきたということと、推進委員をやっているということと、先祖から受け継いだ土地であるということで診断を受けています。その報告書の説明を少し簡単にできないですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

友利光徳議員から提供いただきました土壌分析診断書でございます。その中で、総合所見としまして…

…

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時45分）

再開します。

（再開＝午前11時46分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

総合所見としまして、マグネシウムの成分が少ないようですと、マグネシウム資材を入れ改善するようにしてくださいという所見が出ております。

◎友利光徳君

農林水産部長、これにこだわっているのは、皆さんの職員がヒマワリを鳥が食べたという説明を私にしたもんだから、どうも理解ができないものだから、これを質問しているのです、こういうことを言わせないようにちゃんと指導してください。

次の教育行政の2番からいきます。方言を使いますけども、宮古島の格言というか、ことわざで「ンマガー ミーンカイ イジローマイ ヤンファニヤン」という言葉があります。これは、孫は目に入れても痛くないよという意味らしいです。それから、「ンマガー タラマドゥ」という言葉があります。要するに一生懸命孫をかわいがって成長させても、遠いところに行くという意味らしいです。沖縄県しまくとぅば普及センターの方と意見交換をする機会がありました。8月21日に11時半から結の橋学園、それから13時30分から北小学校で話をしたんだけど、学校で教育のほうに入れるという予定があるらしいですけども、その作業の進み具合はどのようになっているのか、答弁を求めます。

◎教育長（大城裕子君）

現在、昨年度と今年度、しまくとぅば教育に関する検討委員会ということで県が会議を開催しているところですけども、宮古島市においても方言の指導を学校で行えないかということでの取組が始まっているところです。講師養成講座を県のしまくとぅば普及センターが主体となって、昨年度と今年度行っております。その中で、受講生が学校に出向いて、実際学校の授業で指導案をしっかりと作成した上で授業を行うという予定が今ございます。北小学校と伊良部島小学校においてです。現時点では1月を予定していると伺っております。

◎友利光徳君

次の2番目のミャークフツの日の制定についてでありますけども、沖縄県は制定していますよね、しまくとぅばの日を。宮古島市のほうもそれを制定する予定はないのかお尋ねします。

◎教育長（大城裕子君）

宮古島市独自でミャークフツの日を定める予定はあるかということですけども、ミャークフツの日を定めるに当たっては、どの日にすべきかですとか、その日にどのような取組をしたほうがよいのかなど、関係部署や関係団体等との調整が必要となってまいりますので、今後意見交換を行っていきたいと考えております。

◎友利光徳君

次は、マークフツの普及について取り扱ういわゆる専門的な推進課、推進室か、または普及センターが設置できないのかお尋ねします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

市教育委員会では、宮古島市文化協会や沖縄県しまくとぅば普及センター、あと国立国語研究所などの様々な機関と連携し、方言普及に関する取組を実施しているところです。専門部署設置の予定はありませんが、今後も関係機関と連携しながらマークフツの普及、継承に取り組んでまいりたいと思います。

◎友利光徳君

それでは、市内の観光地における説明板で方言と併記してしまくとぅばができないのか。これは、イギリス在住の長濱大祐さんという方が宮古が宮古であるためにという題目で宮古毎日新聞に投稿しているのを読みました。例えば宮古馬をマークヌーマとか、そういった感じではできないかなと思うんだけど、どうでしょう。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

観光地の案内板への方言表記についてでございますが、観光地案内板への方言表記は考えておりません。

◎友利光徳君

次は、城辺地域の中学校統廃合に伴う諸問題についてでありますけども、学校校長経験された方と、旧城辺中学校のピアノのことで少し意見が合わなくて、グランドピアノではなくて普通のピアノだよということをお願いしていたもんですから、私はその開示請求を皆さんにしました。だから、これグランドピアノなのか、グランドピアノではないのか、40周年記念に寄贈されたピアノ。

◎教育部長（砂川 勤君）

寄贈された2台につきましては、グランドピアノのうち現在1台は平良第一小学校、もう一台についてですけども、平成15年に発生しました台風14号の影響で、旧城辺中学校体育館の屋根ふき材の剥離により全壊した際に、体育館に保管されていたグランドピアノも被害を受けて、廃棄されたと思われます。

◎友利光徳君

学校統廃合で廃棄された備品がありますよね。例えば旧砂川中学校に167品、旧西城中学校に383、旧城辺中学校に684、旧福嶺中学校に111、計で1,345あるんですけども、その処分方法についてどのように協議をされたのか。

◎教育部長（砂川 勤君）

廃棄する備品の選定基準といたしましうか、当時それぞれの中学校において使用していなかった備品のうち、耐用年数を経過し劣化していたもの、あるいは1万円以下の少額備品などについて廃棄の決定をさせていただきます。

◎友利光徳君

この処分に伴う経費はどのようになっているんですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

基本的に備品等については城東中学校に移管、あるいはほかの学校、地域へ譲渡してございます。それの中で費用は発生してございません。ただ、砂川中学校に関しましては、埋蔵文化財収蔵庫として整備さ

れておりますので、その際併せて令和5年度に処分しております。ただ、処分経費については、私のほうでは把握してございません。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前11時56分)

再開します。

(再開＝午前11時56分)

◎教育部長(砂川 勤君)

失礼いたしました。閉校した4中学校の備品につきましては、基本的には城東中に所管替え、城東中に所管替えの必要のない備品についてはそのほかの学校に譲渡、さらに残った備品については、地域に対して譲渡会を開催して処分してございます。これらをして残った備品につきましては、旧城辺中学校や旧砂川中学校での校舎利活用について改築した際に廃棄を行っております。また、旧福嶺中学校については、廃棄決定はしているものの、まだ学校に残っているものもありますので、今後の廃棄方法について検討しているところでございます。

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前11時57分)

再開します。

(再開＝午前11時58分)

◎友利光徳君

それでは、城辺陸上競技場、旧城辺中学校体育館、市立図書館城辺分館の現在に至った経緯について説明をお願いします。なぜそうなったか。

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前11時59分)

再開します。

(再開＝午前11時59分)

◎生涯学習部長(天久珠江君)

城辺陸上競技場の現状についてお答えいたします。

城辺陸上競技場は、生涯学習振興課で管理しており、どなたでも利用することができます。団体で利用する場合には利用申請が必要ですが、個人で利用する場合には申請不要で利用が可能です。

◎友利光徳君

市立図書館城辺分館が宝塚医療大学に無償で譲渡されているんだけど、この譲渡に関して提案が市のほうから出たのか、それとも大学側から出たのか、説明をお願いします。

◎教育部長(砂川 勤君)

ご質問の市立図書館城辺分館の譲渡に関する提案につきましては、大学側から要望書等が提出されてご
ざいます。

◎友利光徳君

再質問をしたいんだけど、多めに通告してあるので、次は7月30日に行われた子ども議会に対する市
の見解について、池間中学校との関わりについて少し話させてください。中学2年に宮古郡の新人大会
のバレーボール大会で池間中学校と対戦をした経緯があります。中学3年はまた池間中学校で1泊しまし
た。宮古水産高校2年の夏季実習には20日間、仲間正夫氏所有の泰光丸に乗船し実習をした経緯がありま
す。交通機関が乏しい頃に池間島で、うちの身内が交通機関で荷馬車引っ張って、いろいろ島でお世話に
なった経緯があります。以上のことで、池間中学校の1年生の楚南明香里さんが、学校は一人でも生徒が
いたら存続するべき、統合するべきではないよというのを質問していますね。これは私も同感です。とい
うことは、お互いの家庭でも誰か一人いる間は電気はついています。ですから、いろいろ説明しないでい
いから、この一人でもいいから学校は存続するべきだよということについて、皆さんの考えを伝えてくだ
さい。どうあるべきなのかという。

◎教育長（大城裕子君）

小中学校に関してでございますが、地域の皆さんの意見や要望を取り入れて、市として総合的に判断し
ていきたいと考えております。

◎友利光徳君

2番目の池間中学校3年の久貝海鳳さんの、中学生の飲酒とか喫煙について質問していましたけれども、
そういう実態が宮古島市にもあるのか、答弁をお願いします。

◎教育長（大城裕子君）

何件かの報告は受けているところです。

◎友利光徳君

次は、池間中学校1年の尾崎開盛君が技術教室の話をしていました。12日に、池間中学校に行って校長、
教頭と話をしたんだけど、確かにひどいなという感じがあります。校長の話では、耐震度調査をしてく
れないかという話をしていましたけども、その予定ありますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

池間小中学校の技術室においては築41年を経過し、老朽化により危険建物となっております。未定です
が、早期の危険除去に取り組んでいきたいと。また、子ども議会でもご質問ありましたけども、危険とい
うことで、建物に近づかないようにロープとコーンで安全対策を図っていきたいと、そのように考えてお
ります。

◎友利光徳君

次は、上野中学校3年生の親泊美優さんが宮古島の環境保全について質問をしていました。私は、その
とき傍聴席にいたんだけど、副市長の答弁は少し逃げていいるなど、もう少し子供には優しい当たり前の
ことを伝えてほしいなというような感じだったんだけど、私もこの質問は宮古島市の今後について非常
に大事な質問ではないかなと、私はこのように理解して今日は質問させてもらいますけども、子供議員に
そういう答弁の仕方は純粋な子供たちにはまずいんじゃないかなと思うんだけど、もう少し踏み込んで答

弁できないですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

子供たちが自然について着目し、宮古島の環境を守っていききたいという考えや姿勢、関心を持ち行動していくことが島の環境保全につながっていくと思っております。自然を守り、きれいな宮古島の環境を次世代に残していくため、市としましては市民の皆様と共に環境の保護対策をしながら取り組んでいきたいと考えております。

◎友利光徳君

たくさん残るんだけど、平和行政です。私も少し勉強不足で、思うように聞き取りができなかったんだけど、この次に質問しますので、次によろしく願います。大変ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで友利光徳君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時06分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎富浜靖雄君

議員番号5番、公明党の富浜靖雄です。質問の前に一言申し上げさせてください。午前中にドジャースの大谷翔平選手が51本塁打、51盗塁とのニュースがありました。この歴史的な記録は、メジャーリーグにおいても、日本の野球関係者においても、誇らしい大記録だと思っております。ワイルドカードも楽しみになってきました。今後、大谷翔平選手の活躍にも期待したいと思えます。

それでは、通告に従い一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。初めに、健康行政について、総合庁舎前の広場についてお伺いいたします。久松五勇士顕彰碑の下のほうにもありますし、狩俣の健康ふれあいランド公園に整備されているような足つぼ歩道を整備できないか、お伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

総合庁舎前の広場に足つぼ歩道の整備ができないかということについてお答えいたします。

市民広場には、現在ベンチ等が設置されております。ご提案いただいた足つぼ歩道も含めて広く検討し、広場を利用される市民の健康増進を図ってまいりたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

検討していただけるということなので、庁舎付近でもウォーキングなさいている方も多々見受けられますし、健康器具らしきのも設置されているのも見ております。庁舎前の広場は、市民の方も自由に利用できる場所だと思っておりますので、市民の健康増進に効果があるのではないかなと思われまます。また、職員の方の昼食後の軽い運動とか、残業中のリフレッシュとかにも、職員の福利厚生にもなるかなと思えますので、ぜひとも検討のほどよろしく願いいたします。

では、次に移ります。公共交通行政について、ライドシェアについてお伺いいたします。6月定例会でも質問させていただきましたが、副市長の答弁で関係機関と調整を図りながら検討を進めておりますとの答弁でした。その後、8月14日に沖縄総合事務局の運輸部長が市役所に訪問して、日本版ライドシェアの導入に関しての支援策などを市長に示していたとの報道もありました。そうしている中、9月の頭のほうにテレビ報道で、日本版ライドシェアが沖縄本島と宮古島市でも始まるとのニュースが流れておりました。そこで、宮古島市での日本版ライドシェアのサービスの内容について当局は把握しているのか、お伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

ライドシェアについてのサービスの内容ということでございます。日本版ライドシェア制度につきましては、タクシー事業者がドライバーへの研修、車両整備、事故やトラブル発生時の補償などを運行管理することを条件に、2種免許を有しない方でも運送サービスに対して対価を受け取ることが可能となる制度であります。運行主体は、タクシー事業者単位となりまして、市内タクシー事業者1社において、富浜靖雄議員が先ほどおっしゃったとおり、8月下旬に制度導入について国から認可を受けております。中身につきましては、ライドシェアの運行時間につきましては、毎週金曜日と土曜日の夕方16時から翌朝の5時までとなっております。料金は一般のタクシー料金と同じであり、利用する場合は原則配車アプリでの予約及びキャッシュレスでの支払いとなっております。また、市内での運行に向けて、認可を受けたタクシー事業者を確認をしたところ、現在運転手の雇用に関する社内規定の整備、また配車アプリの改修等、運行に向けて準備を進めているとのことでもあります。また、準備が整い次第、順次運行開始を予定しているということでもありました。

◎富浜靖雄君

これ宮古島市でもスタートするということで、1事業者。石垣市は、市が協力しているいろいろなんですけど、宮古島市としても何か事業協力というのをやっていくのかということをお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

今回認可を受けましたタクシー事業者に関しましても、宮古島市としても入域観光客の増加、また市民と観光客の移動需要が重複する時間帯においてもタクシーがつかまらないとか、そういった状況も見られるため、ライドシェア制度の活用はその解消に向けた有効な手段の一つであると考えております。市としても宮古タクシー協会と連携をしまして、導入を促進する取組を検討していく必要があると考えております。現行のライドシェアにつきましては、先ほど申し上げました毎週金曜日の夕方16時から翌朝の5時まで、土曜日と同様ではあるんですけども、その中でいろいろ制限もあります。その中で、運行時間等の拡充、また運行車両等の増車が必要と見込まれている場合は、タクシーが不足している時間帯、また時期、車両数等を調査した上で、市のほうから国へ申出を行うことができるとされておりますので、その部分も現在タクシー事業者と協力をしながら、不足する運行時間帯などの実態調査も進めまして、拡充の必要性についても検討を進めていきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

再質問させていただきたいと思います。

ご存じなら教えていただきたいんですけど、日本版ライドシェア、宮古島で行うこのライドシェアなん

ですけど、先ほど2種免許がなくても大丈夫という話だったんですけど、では普通免許を持っていれば誰でもなれるという形なんですか、お伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

運転手は、誰でもなることができるのかということです。日本版ライドシェアのドライバーは、第1種普通免許の免許証を保有していることが条件となっております。また、ドライバーは運行認可を受けているタクシー事業者の管理の下で営業を行うものということになっておりますので、タクシー協会が実施するドライバー講習、また及び適性検査を受けた後、その結果を基にタクシー事業者に採用されるという流れとなっております。この条件を満たせば、どなたでも日本版ライドシェアのドライバーとなることが可能となっております。

◎富浜靖雄君

運行する時間帯が夕方の5時から翌朝6時までということなので、私もタクシーを利用するときに運転手さんに話を聞いたりするんですけど、やはり利用があるのは夕方の6時頃、観光客の方が食事に移動する時間帯と、またあと帰る時間帯なので、10時とか9時頃には一回落ち着くよと。ただ、クルーズ船が入港したりとか、そこそこの営業ができた後は、本当の正規雇用されている運転手さんがもう疲れていたりとかしていれば、その夜中はもうやらないという方もいらっしゃるらしいです。なので、夜中の時間帯とかが本当に不足しているというふうに言っております。翌朝の6時までという形なので、一応その時間帯はカバーできるのかなと思うんですけど、これがまた金、土と一応限られた日付になっておりますので、ぜひともニーズ調査というんですかね、そういうのは随時やっていきながら、市として申出は、総合事務局とかには申出は市ができるということになっていましてお聞きしておりますので、ぜひともそういうときに、この時間帯がいいんじゃないかという要望があれば、昼間でも申出とかをしていただければなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

では、次に行きます。建設行政について、新総合体育館についてお伺いいたします。2027年に完成予定だと聞いておりますが、プロの競技、例えばBリーグ、バスケットボールですね、やVリーグ、バレーボールなどの公式の競技が開催可能な施設になっているのか、お伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

新総合体育館におけるプロスポーツの興行については、基本計画の中でプロバスケットボール競技について、大会運営のレイアウトや動線や控室など必要な諸室について想定した配置計画となっております。最大客数が3,000名を想定しており、プロバスケット競技以外のプロスポーツの開催においては、3,000名を目安にして誘致交渉を進めてまいります。

◎富浜靖雄君

では、次の質問で最大観覧席数という形で聞こうと思ったんですけど、この3,000名というのがそれに当てはまるのかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

新総合体育館の観覧席数は、プロバスケットボールの興行開催について、1階可動席観覧席数が1,110席、2階固定席が1,890席、合計3,000席を想定しており、どの種目に対しても対応が可能と考えております。

◎富浜靖雄君

3,000席、固定で設置されている移動式と可動式のものと、持ってきてパイプ椅子のようなものの席で合わせて3,000席。これ分かるかどうか分からないですけど、この3,000席というのが何か基準があって、宮古島の人口規模ならこれぐらいなのか、もしくは先ほど言ったプロとかのほうを見据えて3,000というのが適当ではないかというふうになったのかというのは、これ分かればいいので、教えていただけますか。

◎建設部長（川平陽一君）

プロスポーツの誘致に関してですけども、これ3,000席を予定しております。それと、敷地の配置に伴いまして、全体的なアリーナの配置、サブアリーナの配置、これを全体で、1階と2階席で3,000席を予定しております。

◎富浜靖雄君

このプロの競技とかというので質問したのは、プロがやる以上はある程度の集客が見込まれるので、どれぐらいの集客があるのかなというのが分からなかったもので、聞いてみました。一応これ、プロの競技を今バスケットとバレーボールの2つを言ったんですけど、ほかの競技もあると思うので、そうするとスペース的に大きくなったり、小さくなったりすると思うんです。そのときに、3,000以上はもう無理だという感じなのか、それとももう少しは増やせるというスペースがあるよという感じなのかというのが分かりますか。

◎建設部長（川平陽一君）

現在ある体育館の建物と新総合体育館の建物は、一回りほど大きくなります。それで、周りの敷地が限られていますので、今回新総合体育館の予定している敷地に合わせて設定をしております。

◎富浜靖雄君

すみません。立ち見とか、そういうのもできるのかなと思ってしまいまして、申し訳ないです。

では、次に行きたいと思います。福祉行政についてです。単身世帯の高齢者についてお伺いいたします。現在単身世帯、つまり独り暮らしをしている高齢者世帯を把握しているのか、お伺いいたします。

◎福祉部長（守武 大君）

単身世帯の高齢者について、過去4年の数を述べたいと思います。本市の住民基本台帳における独り暮らしの高齢者世帯数は、令和3年3月末で5,195世帯、令和4年3月末で5,389世帯、令和5年3月末で5,558世帯、令和6年3月末で5,857世帯となっており、高齢者人口が増加していく中で、高齢者単身世帯も年々増加しております。

◎富浜靖雄君

今教えていただいたのが、もう年々、増加しているというふうにお聞きしました。

では、次の質問ですけど、令和5年3月定例会でも単身世帯の住宅について質問を行っております。当時の福祉部長の答弁では、住宅難の緩和、解消に向けて努めていきたいと考えておりますとの答弁でした。今定例会でも住宅に関する質問が少なくありません。一例として、私にも1人の高齢者の方から相談がありました。その方は、もともと借家で独り暮らしをしていたんですけど、建物の老朽化を理由に立ち退きを求められて、現在一時的にですけど、シェアハウスで生活しております。シェアハウスというのは、炊事場とお風呂とトイレとかが共同で、部屋があってというような感じのところなんですけど、その方はもう市営住宅の抽せんにも申し込まれたんですけど、外れまして、また高齢で年金暮らしをしております。

収入はもうこの年金だけなので、限られていますので、今の家賃の高騰で、一般のアパートにはもちろん移れません。このように年金暮らしで住居に困っている高齢者の対応について、当局の見解をお伺いいたします。

◎福祉部長（守武 大君）

現在本市において、高齢者に限定した住居に困っている場合の支援制度はございませんが、高齢者に限らず、住むところがないなどの困り事については、生活困窮者支援事業での対応で相談窓口となっております。高齢者の年金暮らしで住居に困っているということは、生活全般において何らかの支援を必要としていることが想定されます。沖縄県が実施しました生活困窮高齢者実態調査においても、住宅の確保、居住支援に関することが高齢者の課題として挙げられており、喫緊の課題であると認識しております。今後とも関係部署と連携して、高齢者の住居の課題解決と福祉の増進に取り組んでまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

言うとおりの喫緊の課題だと思っております。沖縄県でも調査をしていただいているみたいなんですけど、実際シェアハウスのオーナーの方にもお話を伺いました。そうしたら、部屋は全部埋まっていますと。話を聞くと、もう10年以上そこに住んでいる方もいらっしゃる。出入りが激しいんですけど、満室なので、月に何件かはそういう問合せがあります。問合せがあるんですけど、夫婦でいらっしゃる方もいれば、一時的な建設の労働者で来た方もいらっしゃる。ただ、空き室がないので、もう断っているような状態ですよというふうに聞いております。その方が、今私に相談された方はラッキーかもしれないです、入れました。もしこれ今埋まっている状態で、宮古島全体のシェアハウスでこういう取組というか、一時的に住まわせていただけるような場所というのはもしかしたらいっぱいあって、もしかしたらこれも満室状態な感じになっていないかなと思います。これは本当に旧郡部のほうであれば、持家を持っている方とかであれば、そこに住めば何の問題もないんですけど、今の方のようにアパートとかが老朽化して、もうこれ危ないからと、壊します、出ていってください、出ていきます。出なきゃいけないんですけど、家を探します。でも、収入がない。これで、では市営住宅に入れればといたら市営住宅に空きがない。こうなると、本当にこの人たちどうするのかと、先ほども言ったシェアハウスももう入れる状況ではなければ。見つけることもできなければ。なので、本当にこれは喫緊の課題だと思っております。

国も単身世帯の増加を危惧して、住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、これはいわゆる住宅セーフティネット法の法律があるんですけど、この一部を改正して、要配慮者が安心して生活を守るための基盤となる住まいを確保できるよう、賃貸住宅に円滑に入居できるため環境の整備を推進することとしており、この法律は、その法律の中で今回3つ改正をしたんですけど、これが1つの改正のものが、大家さんは、高齢者の方が入りたいたいと言っても、貸す人が拒否すれば入れないので、それを国とかが支援しましょうと、ということは高齢者が入りやすいようにしましょうと。2つ目の改正のところなんですけど、今度は入居したいという方のサポート、入居ができるようなサポートをしていきたいと思います。3つ目が、住宅を貸す人と、あと今度福祉とか行政の連携体制をちゃんとつくっていきましょうと。久貝美奈子議員が質問していた移住支援協議会というのがその中にうたわれております。本当に協議して、入りたいけど、高齢者だから拒否された、入れませんという状況がないように国も今考えています。ですので、先ほど言った支援の協議会的なものは、これはまだ努力義務ってなっちゃっているんで、必ずやりなさい

という形ではないので、本当にこれ集まって、家主、行政、国、県も踏まえてしっかりやっつけていかないといけないのではないかなと思います。

低所得者の高齢者で独り暮らし、もう皆さん、ほかの議員の方も本当に市営住宅に入りたい、入りたいって、もう要望すごく受けていると思います。なので、昔私も一般質問で話させていただいたんですけど、もし次市営住宅を造る場合は、単身世帯の市営住宅とかも考えてもらったらいかがですかという話もさせていただきました。それは、検討するというような形で終わっておりますけど、こういう状況を市長がどう考えているか。トップの方がこうしていこうという方針があれば、自分は一番動きやすいのではないかなと思うんですけど、市長どうお考えなのかというのをここで伺いたいんですけど、市長、見解ありますでしょうか。

◎副市長（嘉数 登君）

いわゆる高齢単独世帯というんですかね、昨日の質問にも答弁させていただきましたけども、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業というものがございまして、現在その大きな検討、実施に向けた調整を行っております。ざっくり言いますと、公営住宅並み、これは本人が負担する分ですけども、それを除いた額の最大2万円を県と市のほうで助成をしていこうというふうに考えておりまして、制度設計を急ぎまして、できれば12月補正に計上していきたいというふうに思っております。

ただ、この事業をやるに当たって課題もございまして。では、その物件をどう探すかと。当然物件をお持ちの大家さんに協力していただかないといけないというハードルがございまして、私は8月に不動産業界の方とも宮古島市における住居問題についていろいろ意見交換をさせていただきました。そういった業界の協力を得ながら、市におきましてもこういう事業が実施できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

これは本当に喫緊の課題で、2万円の補助と言っていますが、これ足りるのかなと思ったりもしています。これは、どういう物件に住むかで全然変わってくると思いますけど、高齢者なので、私が言っているのは単身世帯なので、そんなに大きな部屋は必要はないかなと思うんです。昨日市長がちらっと言っていたんですけど、PFIを利用してという話を市長がちらっと言っていたんですけど、本当に利用したらいいのではないかなと思います。土地はありますし、ある土地、市内では役所の前の駐車場もありますし、外れたそこにも市の土地はあると思いますので、そこに募集して建ててくださいと、土地代、借地の料金は少し免除しますので、建てていただいて、そこに高齢者を住ませる住宅。その部屋もできるなら市が保証するのか、保険会社が保証するのか、家賃の保証ですね、とかもあるかもしれないですけども、そういったところも考えていかないと、難しいのではないかなと思います。

前に私、友人と話していたときに、民間のアパートを借りればいいさと、民間のアパートを役所が借り入れて、そこでやっつけていけばいいのではないのという話もありました。ただ、前の答弁で今99%以上もう入居しているということなので、これは何か私が思うに、新しいアパートかなとそこは思ったりはしているんですけど、古いアパートでも本当に住居があるのであれば、私が前にちらっと話をさせてもらったのは、コンテナハウス的なのもあり得るのではないかなと私は思っております。この喫緊の課題というか、本当に出たときにですよ、出たときに、相談を受けたときに、あそこの市の窓口に行ってくださいって言

って、市の人が対応してくれるというのはなかなか難しいかなと思います。なぜかという、条件が整備されていないので。なので、この条件を、今副市長がおっしゃっていた取組を早急にやる必要があると私は思っております。それに対しての見解をよろしくお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

宮古島市における住居問題というのは、昨日、今日始まった話ではないとは思っておりますけども、より深刻さを増してきているというふうに思っております。では、どういう形で供給していくかと、もちろん民間も供給をするんですけども、公的な機関でどういう形で供給できるかという部分では、我々も昨年からのいろいろ考えております。せんだって紹介させていただきました市営住宅、これの地域対応活用ということで、従来の入居要件を緩和した形で提供できないかということですか、富浜靖雄議員もご指摘のあったように市有地も幾らか持っておりますので、そういった土地を、遊休地というんですか、そういったところを住宅用地として供給できないかということで、これは今年中にも何らかの形でサウンディングをやって、公的な資金だけではなくて、民間の資金を活用して建ててもらおうというような方向性についても検討したいというふうに思っております。

それから、既存ストック、空き家ですね。空き家も平成28年に調査をかけましたが、なかなかマッチングがうまくいっていないということがありまして、今年度調査をかけておりまして、改めて利用可能な空き家等々を調査しまして、当然借手と貸手のマッチングというところがございますので、これは先ほど申し上げた不動産業界の方々の協力も得ながら、ぜひ進めていきたいという部分を考えております。それと、先ほど申し上げた、いわゆる住宅確保要配慮者に対して補助制度もございますので、これも大家さんの協力が必要ですけども、これもぜひ導入していきたいということで、ありとあらゆる政策手段といいますか、市が取れる事業を早急に構築して取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

ありとあらゆる手段を考えてやっていただければと思います。これは本当に喫緊の課題、これは若者の定住にもつながることだと思っておりますので、本当に住むところがないんですよ。毎回聞かれて、大変だなとは思いますが。先ほど副市長が言ったように、貸手と借手の条件というのもあるので、難しいかもしれないんですけど、本当に考えていく必要があると思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

では、次に行きます。次に、低所得者世帯について、低所得者世帯数の推移についてお伺いいたします。

◎福祉部長（守武 大君）

低所得者世帯の数についてお答えいたします。

令和3年度から実施している住民税非課税世帯への給付金事業における対象世帯数を把握しておりますので、お答えいたします。令和3年度が9,859世帯、令和4年度が9,998世帯、令和5年度が9,156世帯となっております。令和6年度は、基準日が令和6年6月3日、この基準日で新たに住民税非課税世帯となった世帯を対象とする給付となっているため、把握している対象世帯は1,265世帯となっております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時02分）

再開します。

(再開＝午後 2 時03分)

◎富浜靖雄君

令和 6 年度に基準が変わって、1,265世帯がプラスされているような感じなんですけど、2 番目の質問という形になりますけど、この推移を見ていただいて、8 月臨時会のときに低所得者が2,000件増加していますよという新聞報道があったんですけど、これについてどういうことなのか教えていただければありがたいんですけど。

◎福祉部長（守武 大君）

8 月の新聞報道における2,000世帯という数字についてですが、非課税世帯が1,400世帯プラス均等割のみ課税になっている世帯が600世帯、合わせて2,000世帯の予算措置がされたという形になっております。実際に抽出された対象世帯は、非課税世帯が先ほど申し上げた1,265世帯、均等割のみの課税世帯は539世帯、合わせて1,804世帯となっております。先ほども申し上げましたが、令和 6 年度の給付事業に関しては新たに住民税非課税世帯となった世帯が対象となるため、令和 5 年度から引き続き住民税が非課税となった世帯は含まれておりません。これだけの数が出た原因として、毎年転入や転居、課税状況の変更等、世帯の状況の変動が一定程度発生することは想定されます。そのため、給付金の対象世帯を基準とした判断は難しいものと考えております。

◎富浜靖雄君

6 月定例会の部長答弁で、市税の課税状況から見る所得データから、令和 2 年度と令和 5 年度の比較で 7.7%上昇していますよという答弁がありました。所得が一応増えていますよというニュアンスだと思うんですけど、所得が増えている世帯は増えているけど、所得が減っているというんですかね、低所得の方も増えているという認識でよろしいのでしょうか。

◎福祉部長（守武 大君）

先ほどまでは世帯数で答弁しておりますが、税務課からの聞き取りですが、住民税非課税者の数の推移を述べたいと思います。令和 3 年度で 2 万908名、令和 4 年度で 2 万367名、令和 5 年度で 2 万195名、令和 6 年度で 1 万9,634名と、人数的に見ると非課税者数は減っておりますが、世帯数自体が毎年のように増えている状況です。先ほどの高齢者の単独世帯についても、実際は同じおうちに住んでいるけども、2 世帯住宅だったり、世帯分離したりという部分が含まれてくるのかなと思っております。

◎富浜靖雄君

一応世帯減ってきているのが非課税世帯だけと、その世帯数の割合で違ってくるかも、人口も増えていくと、そこら辺の計算は一律ではないかもしれないんですけど、では人口が増えていっているという感覚なのか、人口はあまり変わらず、世帯だけがが増えていっているような感じなのかというのは、これは分かりますか。

◎福祉部長（守武 大君）

人口についてはほぼ横ばい、5 万5,000ぐらいを横ばいの推移になっていまして、世帯数が毎年のように増えているという状況です。

◎富浜靖雄君

世帯数が増えていっているということなので、もしかしたらこれは伸びていく可能性もあるかもしれな

いと。5人で住んでいた方が子供が成長したので、おうちを出て独立しますとなれば、それは世帯数は増えていくかなと思います。なので、先ほどの話にも近くなりますけど、なのでそれで単身世帯、高齢者の単身世帯がまた増えていくと。結局世帯が増えて高齢者の単身世帯も増えていく、なので本当に究極な低所得者の、高齢者世帯も含めてですけど、対応というか、考え方は本当に細かい分析をしながらやっていると大変なことになるのではないかなと、今すごく危惧しております。そこら辺、今どうこうとは言いませんけど、ぜひとも分析していただいて、そういう人たちをうまく補助していくとか、フォローしていくような取組をぜひ考えていっていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

では、次に行きます。防災行政についてお伺いいたします。災害備蓄食料についてお伺いいたします。備蓄している食品は、どのような食品があるのかお伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

備蓄している食品についてお答えいたします。

食料の種類としまして、主に飲料水、あとはアルファ化米、あとはレトルト食品、ビスケット、パンなどがございます。

◎富浜靖雄君

今食料、飲料水、アルファ化米、パンとか、レトルト食品とかあったんですけど、この量というのは何人分とか、何人分を何日分とか、そういうふうなのがあるのか、量的なのを教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

現在本市が備蓄している災害用の飲料食は、沖縄県が平成25年に作成しました津波被害想定に基づき、避難所に避難する人のうち7割の1日3食、3日分としまして、3日間合計で9,041人分を備蓄しております。

◎富浜靖雄君

これ何か基準とかで定められているようなものですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

繰り返しになりますが、沖縄県が平成25年に作成しました津波被害想定に基づきまして、その中で避難所に対する何名ほどが避難して、その7割程度の食品を準備して、あとの3割は自ら持参するという形の中で計画を策定しております。

◎富浜靖雄君

計画ということで、ある程度の9,041人分、すごい、ある程度避難所に来た方をフォローできるような食料を備蓄していますよということなんで、次に行きたいと思うんですけど、その備蓄している食料、食品なんですけど、賞味期限があると思うんですけど、この賞味期限が切れそうなもの、切れるものの取扱いについてお伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

賞味期限の切れそうな備蓄食品の取扱いについてでございます。賞味期限が1年未満となった食料や飲料水につきましては、宮古島市地域防災計画に基づきまして、基本的には貧困対策、食品ロス削減を目的に福祉部局やフードバンク等へ譲渡し、譲渡先が生活困窮者等へ配布を行っております。また、防災勉強会や防災イベントで有効活用している事例もございます。

◎富浜靖雄君

ちゃんとロスにならず、使われて、貧困家庭やフードバンク、防災勉強会とかでこういうものですよというような形で提供していると思いますけど、再質問になりますけど、これ仕入れをすると思うんです、出たら。切れそうなものが出ていったら仕入れてくると思うんですけど、何か計画的なものがあるのか、それとも基準があるのか、何かどれぐらい出したらどれぐらい入れるよというような感じというのがあるのか、教えてもらいたいですけど。

◎総務部長（與那覇勝重君）

備品、備蓄品購入計画がございます。その計画に基づきまして、年々更新しながら目標数を整備するように購入をしているところでございます。できるだけ保存期間が長いものを購入しまして、財政的な負担も減らすように努めているところでございます。

◎富浜靖雄君

計画もあるし、賞味期限が長いものを入れてやっていると。量的なものとか、出ていくものとかでちゃんと再利用されるのは全然いいかなと思いますので、この計画、住民が、人口が増えた場合はまた増えていくと思うんですけど、この保管場所、今ふと思ったんですけど、答えられたらでいいんで、保管場所というのは何かある程度分散して保管するようなイメージなのか、1か所にまとめて保管するようなイメージなのかというのが分かれば。

◎総務部長（與那覇勝重君）

主に保管している場所はカママ嶺公園、あとは盛加越公園、この2か所にある程度まとめて備蓄しているということでございます。

◎富浜靖雄君

その2か所という理由って何かありますか。その2か所の備蓄場所というものの理由。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、多く分散して備蓄しますと、管理のほうが複雑になるというか、煩雑になるという部分もありますので、できるだけまとめて今のところは備蓄しているということでございます。

◎富浜靖雄君

よく分かりました。

続いて、公用車の活用についてお伺いいたします。昨年的一般質問でも災害時の活用について少し触れさせていただきましたけど、現在、市の公用車として新たに41台の電気自動車を導入しているとお伺いしております。改めて、災害時の停電した地区にこの電気自動車を電源としての活用ができないか、できるのか、お伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公用車の活用についてお答えをいたします。

電気自動車から電気を取り出すには、車体の充電ポートに外部給電装置の給電コネクタに接続する必要があります。外部給電装置は別売りとなっております。現在のところ購入しておりませんので、災害時に電気自動車での充電等活用は、今のところはできない状態というふうになっております。

◎富浜靖雄君

直流なので、交流に変えないと使えないというのは分かっていますので、その変換する機械を入れて、本当に停電していますと、どこどこ部落の方から連絡をもらって、停電しているので、貸してくれませんか、災害時ですね。そして、行って、洗濯機を動かすにしても、公民館で電源を供給できれば扇風機を回す、夏場ですね。あと、携帯の充電やら何やら、やはり電源はすごく必要だと思うので、ぜひとも計画していただきたい。もしくは、これやはり条例をつくらないとそういうふうな利用はできないのか分からないんですけど、これどうなんですか。そういう条例をつくってやらないとできない、もしくは計画をつくってやらないとできない。これは今つくれないにしても、いつつくれるというか、いつこういうふうにご利用できるようにするという、将来ですね、考えはないかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

災害時の停電対応につきましては、災害時協定を締結しております。資機材リース業者による発電機の配置や、自主防災組織による地域での対応を基本としつつ、電気自動車から外部への給電は一つ的手段として有効だというふうに考えておりますので、外部電源装置の購入については検討してまいりたいというふうに考えておりますし、やはり貸し出すには何らかのルールづくりというのは必要だというふうには思っておりますので、そこも併せて少し検討していきたいというふうに思っております。

◎富浜靖雄君

ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に行きます。消防行政について、救急車の緊急出動についてお伺いします。救急車の配備台数の基準というものはあるのか、お伺いいたします。

◎消防長（上地一史君）

救急車の配備台数の基準については、消防力の整備指針第13条で、人口10万以下の消防本部はおおむね人口2万ほどに1台を基準とし、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とするとうたわれていることから、それに基づき配備しております。指針に基づくと、当消防本部の基準台数は3台になりますが、入域観光客の人口動態及び高齢者の増加や、2件同時救急出動または3件同時救急出動などの救急需要の増加に対応するため、救急車を4台配備して運用を行っております。消防本部内における救急車の配備については、消防署に2台、上野出張所に1台、伊良部出張所に1台の合計4台をそれぞれの署所に配備し、救急業務に対応しております。

◎富浜靖雄君

今現在4台でやっていますと。8月23日の新聞報道で、緊急出動が4,000件超との報道がありました。今回質問されておりますのは、この緊急出動が増え続けていったらどうなるんだろうと聞いていますので、このまま緊急出動の回数が増えていった場合の対策って何か考えていますかというのをお伺いいたします。

◎消防長（上地一史君）

このまま救急出動が増え続けた場合の体制についてということで、現在4台の救急車を配備しており、4台全て出動した場合、救急車を向かわせることができませんので、搬送を終えた救急車を向かわせることとなります。対策として、予備の資機材を別車両に搭載し、隊員を現場に向かわせ、救急車が到着するまで観察や応急処置などを行い、救急車が到着後に引き継ぎ搬送することとなります。また、現在のとこ

る救急車を増やす予定はありませんが、今後の推移を見ながら考慮していく必要があると思っております。

◎富浜靖雄君

新聞報道でも、4台全部出ているときがありますよという報道がありました。そのときに、私も身内がお世話になったことがあるんですけど、呼んですぐ来てくれるのが救急車だとずっと思っているんですけど、これは本当に4台全部出た場合、今おっしゃったように、仮に資機材を積んで先に到着しておいて、救急車が終わった後に来てやっていただくと、処置していただくという形で、ちゃんとした対策をやっているなと思って安心はしております。ただ、やはり救急車で搬送しなきゃいけない、救急車という特別な車両なんですけど、これ本当に何か増え続けた場合、全部が使われている時間帯があるということ自体が自分は怖いなと思っているので、あと1台増やしてくださいと、あと1台を増やすという考えはお持ちかどうかというのをお聞きしたいと思います。

◎消防長（上地一史君）

現時点で救急車を増やす予定はありませんが、今後救急需要の推移を見ながら判断する必要があると思っております。

◎富浜靖雄君

救急車、現在も本当は基準でいったら1台多いという形でやっていただいていると。でも、1台多いという中でも、やはり4台の全てが出払う場合がある。これは、観光客の増加とかインバウンドも関係しているのではないかなと思います。人口割プラスアルファ、島内には人がいるという事態があると。夏場とか、特にまたそういうふうな観光客が増えている時期にクルーズ船が来れば、それなりの人数が増えて、それなりの緊急車両、救急車を必要とする方が出てくる割合が上がるという形はあると思いますので、そこら辺も加味して、本当に検討していただければなと思います。

新聞の中でも、何か救急車の適正利用の政府でのオンラインとかもありますよというふうな話もしていたので、これ市としてもぜひ市民に向けて、そういう適正利用を呼びかけたらいいのではないかなと思うんですけど、これは消防なんですかね、市長部局なんですかね。どっちがいいか分からないですけど、呼びかけとかできないか。

◎消防長（上地一史君）

現在、消防のほうで広報誌とか、宮古テレビでの広報のほうを一応やって、適正利用については行っております。また、救急医療週間とかの行事の場合、その場合にもパンフレットを配りながらの広報を行っております。

◎富浜靖雄君

これ適正利用の広報をぜひとも消防だけではなくて、当局も考えていただいて、広めていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。これは、命に関わる問題だと思いますので。

次に行きます。環境行政についていきます。一般廃棄物の処理委託業者についてお伺いいたします。6月定例会での一般質問において、委託業者のグループ化について提案させていただきました。前向きに検討してまいりますとの環境衛生局長答弁だったと思いますけど、検討なさったのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

委託業者のグループ化につきましては、6月定例会で富浜靖雄議員にご提案をいただいたところです。

次年度の業務に向けて、委託希望する事業者の説明会を開催する予定です。その際、まずは事業者の意向を聞きたいと考えております。意向を確認した上で、どのような方法がよいかなどを相談したいと考えております。

◎富浜靖雄君

やはり現場の方の意見を聞くというのが一番大切だと思いますので、その意向を聞いて判断して、必ずグループ化がいいとは思っていませんので、うまく回るようにやっていただければと思います。

では、最後の質問になります。教育行政について、学校施設内の事案発生についてお伺いいたします。7月30日9時頃、学校敷地内で死んだ猫の頭部が発見された事案を受け、報道で知りました。これは、もうすぐくゆゆしき問題だと、事態だと思っておりますので、今後同じような事案が出た場合、どういう対策をお考えなのかお伺いいたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

各学校におかれましては、対処要領、いわゆる危機管理マニュアルを作成しております。本市教育委員会としましても、そのマニュアルの点検や助言、関係機関との対策について支援を図ってまいりたいと思っております。現在のところ、状況といたしましては、結の橋学園のほうでは既存の防犯カメラに加え、事案発生後、警察署の協力の下、当面の間防犯カメラ2台を新たに追加設置している状況でございます。

◎富浜靖雄君

こういう事案が発生しないような抑止力というような観点からも検討していただければと思います。起こってからではなくて、起こらないようにするような取組もぜひ考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで富浜靖雄君の質問は終了しました。

◎平良和彦君

一般質問3日目、4番の議員番号13番の平良和彦でございます。通告に従いまして一般質問を行いますので、答弁のほう市民に分かりやすく、また誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。この質問は、先日の西里芳明議員とかぶってくるんですけども、私のほうも質問させていただきます。市長は、市民ファースト、市民の命と暮らしを第一にを基本理念として市長になりました。西里芳明議員への答弁では、打ち出した政策の70%を達していると述べております。

そこで、次の4点について質問したいと思います。最初に、市政を刷新し、市民に開かれた市政を実現についてお伺いいたします。これまで座喜味一幸市長を見ておりますと、開かれた市政というふうに言っておりますが、市政を現実的に見ますと、そう言っている割には農業委員会の選定への評価委員会からの公正、透明性に行った選定とは違って、勝手に市長が委員の構成を変更したり、また評価の点の低い方を選定したりと、開かれていないように私には見受けられます。そして、先日砂川和也議員にも指摘されておりましたが、事務方が算出した最低制限価格よりも根拠なくなお下げるといふ、透明性に欠けると考えておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

◎市長（座喜味一幸君）

市政刷新、市民に開かれた市政の実現についてというご質問でございます。私が公約として掲げた市政刷新については、市民に開かれた市政、市民のための市政を推進することが重要との考えから、その実現に向けて事業執行等における透明性、公平性の確保、市民への情報発信の強化、市民の声、地域の声を反映した地域づくり等に取り組んでまいりました。事業執行等における透明性、公平性の確保としましては、公共工事の入札制度における電子入札システムの導入や、一般競争入札の実施に取り組んでまいりました。市民への情報発信の強化としましては、これまで市の施策など情報発信は、主にホームページや広報「みやこじま」、行政チャンネルで行っていましたが、市民がより迅速に必要な情報を得ることで、必要な行政サービスを的確に利用できるよう、無料電子アプリ、LINEの公式アカウントを開設し、積極的な情報発信を推進してまいりました。市民の声、地域の声を反映した地域づくりとしましては、少子高齢化や過疎化が進む旧町村地域の振興、発展のため、地域資源を有効に活用し、新たな魅力づくりを推進するためのにぎわいの創出事業に取り組むとともに、地域が抱える課題の解決に向けて市と直接意見交換を行う地域懇談会を開催するなど、市民と連携した地域活性化に取り組んでおります。これらの新たな取組の推進は、市政刷新の根幹である市民に開かれた市政、市民のための市政の実現へ着実に繋がったものと考えております。

今平良和彦議員がおっしゃった農業委員会の問題、あるいは入札等の問題においては、例えば入札問題であれば建設業界からも大分賛同いただきましたし、農業委員会においても極めて現場の方はご理解をいただいているというふうに思っております、極めて丁寧に粘り強く進めているというふうに自負しております。

◎平良和彦君

今旧郡部のほう、にぎわいのあるまちづくりについてです。これも最近始めた事業かなと思っております。3年前は、そこまで余裕がなかったのかなという感じを受けております。

続きまして、2番目になるんですけども、市民所得の10%アップを実現についてですが、これまでも幾度となく質問してきておりますが、同僚の議員、もう皆さんも何回か質問しておりますが、実際どの程度まで達成しているのか、市長の見解をお聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

市長公約である市民所得の向上につきましては、1人当たりの市町村民所得を基本指標としつつ、基本指標を補い、現時点の所得に関する数値を把握するための補完指標を設定するとともに、所得向上への重要な要素である稼ぐ力の強化を推進するため、外需で稼ぐ、内需で稼ぐ、成長への投資、分配の促進の4つに取組を分類しまして、参考指標等を設定しております。まず、基本指標である1人当たりの市町村民所得については、現時点では最新の公表数値が令和3年度、2021年度となっております、基準年度である令和2年度、2020年度の213万9,000円から224万6,000円と、こちらは10万7,000円増加しまして、率にしますと5.0%の伸び率となっております。それから、補完指標については、市が保有する市町村税の課税状況から見る所得のデータから抽出した1人当たりの所得額を設定しております、こちらは令和2年度、2020年と直近の令和6年度、2024年を比較しますと、226万1,000円から243万6,000円、17万5,000円増加しまして、こちら率にしますと7.7%上昇しております。

また、稼ぐ力の強化を推進する参考指標等の数値について、代表的なものですけれども、外需で稼ぐという意味では、1人当たりの観光消費額、こちらが基準年度である令和2年度の9万5,000円に対しまして、最新の公表値である令和4年度は12万円となっております、こちらは2万5,000円の増加、率にしますと26.3%の伸びとなっております。

それから、分配の促進ですけれども、こちら沖縄労働局公表のフルタイムにおける求人平均賃金というものがございまして、こちらが令和2年度の19万9,000円に対しまして、令和5年度が22万円となっております2万1,000円の増加、率にしますと10.6%の上昇ということになっております。

こういうことから、市としましては、引き続き補完指標や参考指標等各種数値の動向も踏まえながら、市民所得向上プロジェクトを推進していきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

今の副市長の説明なんですけれども、これは参考資料という形で受け取ってよろしいでしょうか。実際に市長が掲げている市民所得10%アップというこの数字というのは、これすみません、いつ出るんですか。お聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

まず、基本指標については年次が古くなるということで、任期中にこれでもって表すことは非常に困難かなというふうに思っております。直近の市が保有しているデータという意味では、市町村税の課税状況というところが一番拾えるかなというふうに思っております、こちらのほうも任期内でいきますと令和6年度が直近という形になっておりますので、先ほど答弁しました、この任期の中で公表できる数字で説明しますと、7.7%の上昇ということになっております。こちらが補完指標です。さらに、稼ぐ力というんですかね、所得の向上という意味では、外需で稼ぐとか分配の促進という観点もございまして、そういった補完的な指標ということも踏まえまして、市長が公約に掲げました市民所得10%向上というところについては、着実に進んできているのかなというふうな印象を持っております。

◎平良和彦君

分かりました。ですけど、厳しいことを言うと、市長は公約として市民所得10%アップというふうな公約を掲げておりましたので、そうするともう時間が限られてきております。再選すると別な話になるんですけども、今のままでいくと10%は厳しいという認識でよろしいでしょうか。

◎副市長（嘉数 登君）

公約では10%という数値目標を掲げております。先ほど市町村税のデータでいきますと7.7%ということですので、8割が達成しているというようなことは申し上げることができると思います。

◎平良和彦君

では、8%アップと。10%には厳しいという認識をしたいと思えます。

続きまして、3つ目、子育て支援・教育環境の充実についてお伺いします。子育て支援は、子供が健やかに成長し、安心して生活ができるように家庭や地域社会が行う支援だと考えております。また、教育環境の充実については、学習者、児童生徒らが最良の教育を受けられるようにすることだと考えますが、当局の見解をお願いいたします。

◎教育長（大城裕子君）

これまでも本市は教育環境の整備に努めてまいりました。ただ、学力向上に関しましては、まだ課題が残るところとなっております。これまで本市は、確かな学力の向上に向けて、学校、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりによる幼児、児童生徒の資質、能力の育成、保幼小協働でのカリキュラム作成によるスムーズな幼小接続及び幼児教育の推進、教育の授業改善、児童生徒の情報活用能力の向上を目指したGIGAスクール構想の推進に取り組んでまいりました。今年度の全国学力・学習状況調査において国語、算数、数学ともに全国平均を下回る結果となっておりますが、全国との差はプラス・マイナス10%の範囲内であり、国立教育政策研究所の見解からも大きな差は見られないと捉えることができると考えております。また、県平均との差においても、小学校国語、算数ともに5%以内、中学校においては国語は同値、数学は上回っております。しかしながら、学力向上に関しては、これまでの取組をさらに充実させていく必要があると考えております。引き続き子供たちの確かな学力の向上のために努めてまいります。

学力向上については課題がございますが、本市の児童生徒の文化面、スポーツ面での活躍は、皆様もご存じのとおり、目をみはるものがあります。本市の子供たちの活躍ぶり、そしてその子供たちを日々指導している先生方、本当に尽力されております。宮古島の子供たちや教職員を大変誇りに思っているところです。引き続き学校、子供たち、そして教職員をしっかりと支援しながら、教育の充実に努めてまいりたいと考えているところです。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

私からこども家庭局所管の子育て支援を行ってきた事業についてお答えをさせていただきます。

初めに、妊娠前、妊娠期、産後においては、妊婦健診費用助成を多胎妊婦へも拡充、新たに妊婦産科初回受診料助成や産婦人科・小児科オンライン相談事業を導入いたしました。さらに、妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談支援を行う伴走型相談支援事業と併せて、経済的支援を行う出産・子育て応援給付金事業もスタートいたしております。

次に、就学前の幼児期については、新たに未就学児聴覚検査渡航費助成、2歳児歯科健診、認可外保育施設給食費補助を導入いたしました。

次に、小中学生の学童期においては、こども医療費の通院助成の対象を中学生まで拡充し、城辺地域における児童館と子育て支援センターの機能を持った世代間交流複合施設の開設、下地地域での放課後児童クラブ及び伊良部地域での児童館建設の整備に向けた計画推進に取り組んでまいりました。

次に、全てのライフステージに共通して、ひとり親の自立を図るため、住宅支援や就労支援、子育て支援を行うひとり親家庭生活支援事業を導入いたしました。また、子供の居場所の増設や拠点型子供の居場所の設置、産後ケア事業など、様々な子育て支援対策を実施してまいりました。今後もさらなる子育て支援対策事業を実施し、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

◎平良和彦君

子育てのほう、伴走型事業、これ詳しく教えていただけませんか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

これは令和5年度から新規で実施している事業なんですけれども、妊娠期から子育て期末期までの切れ目なく相談支援を行う事業というふうになっております。

◎平良和彦君

分かりました。

次移りたいと思います。次、命の水を次世代へつなぐ地下水の保全についてお伺いいたします。先日ですか、宮古島地下水研究会のほう健康講演会という名の下で、農薬の暴露で市民への健康への悪影響の可能性について話をしておりました。また、化学肥料も影響があるよという話も言われております。しかし、この地下水の問題は非常に難しい問題がありまして、一方では農家の皆さんから言わせれば、今から除草剤、また化学肥料を使わない農業、また肥培管理等はできないのではないかという声も私のほうには来ております。このような難しい問題ではあるんですけども、市長はこの命の水を次世代へつなぐ地下水の保全について、どのようにバランス的なものを考えているのかお聞かせください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

宮古島市にとって地下水は非常に重要な資源であり、これまでも継続してモニタリング調査を実施しております。その結果は、毎年市のホームページで公表しており、地下水の水質は基準値内で水質が保たれております。地下水については、市民生活に直結するものであるため、そのときの状況に応じて地下水審議会等を開催し、専門家の意見を聞きながら保全に取り組んでいるところです。昨年度は市民等の要望により、ネオニコチノイド系農薬やPFOSの検査を初めて実施いたしました。今年度は、検査回数を年4回に増やし実施しております。期間ごとの数値を把握しながら、より詳細な分析が可能となるよう取組を進めております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時52分）

再開します。

（再開＝午後2時52分）

◎平良和彦君

これは、地下水を守るためには、いろいろ先ほどから言っていますように難しい問題があって、宮古島はどうしても第1次産業がメインになってきますので、これを守らなきゃいけないということもあります。そういった面で、農林水産部長のほうから何かこういうことをやっていますよみたいなものはありますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

沖縄県特に、宮古島もそうですけども、最近やはり亜熱帯という気候、最近はもう高温多湿で、病害虫が年がら年中いるという状況の中では、やはり農薬というのは農家の皆さんにとってとても必要なものだと思っております。そういう中で、県内の中でも多くの耕地面積を有している宮古島市においては、農林水産業の振興、発展を図りながらも、地下水に環境配慮、負荷の低減は重要であるというふうに考えております。国のみどりの食料システムと連動いたしまして、市のほうにおいても毎年度実施しておりますさとうきび病害虫防除用農薬購入補助事業において、令和6年度においては補助率を30%から25%に減額する形で事業を進めております。いきなり急激に農薬を減らすということは厳しいと考えておりますので、国の従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発を進めるというふうに国のほうではみどりの食料システムでうたっておりますので、国の動向を注視しながら、宮古島市に即した支援の在り方を検討していきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

補助率を30から25、5%下げたというんですが、これはどういう意味で下げたんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

国のほうがみどりの食料システム戦略で、2050年度までに化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減を目指すというふうに掲げております。これと連動いたしまして、市のほうとしても少しずつ化学農薬を減らしていこうというふうに考えております。それに代わるものとして、有機質肥料の補助を今回上昇させているところでございます。

◎平良和彦君

国の政策ということで、2050年ですか、までにはということですね。有機質肥料のほうに移行していくという考えということですね。

私、昨日宮古テレビを見ていたら、エコファーマー認定制度というのがあって、1人の方が認定されておりました。これは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて認定しているそうです。これは、化学肥料をできるだけ使わないなど、環境に配慮した農業生産に取り組む農家を県のほうが認定しているし、支援するという制度でございます。市のほうもこういった制度を利用したらどうかと思っております。

続きまして、城辺トレーニングセンターの跡地利用についてでございます。これも西里芳明議員とかぶっておりますが、西里芳明議員の場合は解体新築工事について聞いておりました。副市長の答弁では、にぎわいを創出するための意見交換を行っている段階で、活用内容がまだ定まらないため、日程等は決まっていないですよと、可能な限り前倒しで行いたいと言っておりました。そこで、市長、城辺地域は、特に少子高齢化がほかのところより進んでいるような気がしますので、これを早めに計画立案して、前倒しの前倒しでもいいから、やってもらえないのかなと思っておりますが、どうですか。当局の見解をよろしくお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

宮古島全体の中で、特に観光という部門から見ると南のほうへその傾向がありまして、北部城辺地域がそういうのではないのかなという、少しこの将来像がまだ見えないのかなという思いがあります。今は、我が組織の中では、城辺地域は今後どう活性化するかというようなことで問題意識として持っております。まずこの城辺のにぎわいの拠点をつくろうと、要望もどんどん出ておりますけれども、今の城辺トレーニングセンター、城辺改善センター、城辺庁舎、それから城辺総合運動公園、城辺陸上競技場、ああいうところをまず拠点として、経済の、あるいは定住化の、あるいはにぎわいの固まりができないかというようなことで一応大分議論を進めておりますから、ぜひとももう少し具体的に意見を交わしながら絵に描いて、それをどういう形で役所は何をするのか、あるいは地元の企業は何をするのか、地元住民は何をするのかというような形で四つに組んで、ぜひとも速やかに対応しなければいけないのではないのかな。かつて宮古島の経済を大きく動かしたパワーのある城辺地域ですから、ぜひとも早めに種をまきながら、芽を出していかんといかん。そういうふうには思っておりますから、可及的速やかに、基本構想等の今の地域懇談会等の中での意見も早めに絵にまとめて、構想にまとめて、やれること、中長期的にやること、それらを整理して、早急にできることをすぐ手をつけるというようなことをやっていければなというふう

には思っております。

◎平良和彦君

ぜひともお願いしたいと思っております。ですけど、市長の話の中で、今から種をまいたらもう遅いかなと思うんですけど、もうできているものを持ってきて、何か建物ではないんですけど、宮古島は、どなたか議員が言っていたんですけど、何か子供と、また大人が遊ぶ場所が少ないのかなとよく言われておりますので、これは私の考えなんですけど、冬になるともう北海岸のほうは使えなくなるので、城辺地域は、海も当然。城辺総合運動公園があるではないですか。そこをまた再利用というか、今はもうぼろぼろになって、野球場もあるんですけど、草を刈るぐらいで、あと何か使用していないような感じが見受けられますので、ぜひとも、敷地面積はあります。ですから、向こうを利用して、冬場、子供、親子で遊べるような施設を整備してもらえればなと思っております。これについて答えられますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

城辺の総合運動公園のリニューアルでございますが、市のほうとしましても、施設の利用状況、こういった部分がやはり課題となっておりますので、今年度、リニューアルに向けた検討を行って、どういった利活用がよろしいのかという調査を行う予定をしておりますので、これについては調査をしまいたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

すばらしい答弁ありがとうございます。ぜひともリニューアル調査、まず調査ですね。調査をして、しっかりと計画を立案していただければなと思っております。

続きまして、市長についてなんですけども、市長、こちらにもまた西里芳明議員とかぶるんですけども、よくかぶるんで、気持ちが一緒かなと思いますけど、次期市長選、選挙があります。出馬を考えているのかという質問を出しておりますが、答弁では後援会などの意見を賜りながら、適切な時期に判断していきたいと答弁しております。3日しかたっていないんですけども、変化はありますか。ありません。なければ結構です。ありません。

そこで、突拍子もない話なんですけれども、新聞等で副市長、新聞に写真も載っておりました。市長選について何か気持ちを語ることはありませんか。

◎副市長（嘉数 登君）

経済界でそういった声があるということは私も新聞報道等で承知しております、ただどういう声かというのはよく分からないんです。その辺は踏まえる必要があるのかなというふうには考えております。一方で、私は経済界とか各団体と、宮古島市の将来どうあるべきかということをいろいろ議論する機会がございます。住宅問題しかり、子育て環境しかり、意見交換をする機会がありまして、そういった宮古島市が抱える課題、そういったものの共有化ですとか、やはり市だけではできないので、経済界も含めて、協働というんですかね、協力し合っていくということの姿勢、それは確認できることは非常に大事だというふうに思っております。ただ、報道があったことをもって、現在私は副市長という立場ですので、この副市長の職務遂行がおろそかになってはいけないというふうに考えております。

◎平良和彦君

副市長、どうもすみません。これ関連といえば関連なんです。市長選挙という流れでいけば大丈夫かな

と、思って、質問してみました。

続きまして、砂川地区の南下自治会の南側に峰があるんですけど、もう少し行けば上野になるんですけど、そちらの風力発電機が破損しております、それを放置しているんですけども、今後この対応をどうするのかという質問でございます。これは若い方から、観光の島なのに、特に高いところにあり目立っている。なぜ壊れたままなのか、また景観上よくないのではないかという質問を受けました。当局の見解をお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

平良和彦議員ご指摘の風力発電機は、国営宮古地区土地改良事業によって設置された風力発電機となります。所有者である国の宮古伊良部農業水利事業所に確認したところ、本発電機は令和元年の台風13号の襲来により破損しております。今後の方針につきましては、耐用年数が経過していることから、撤去も含め検討しているとのこと。撤去の場合、多額の費用がかかることから、所有者の国と施設を管理している土地改良区で協議を進めているところと伺っております。

◎平良和彦君

国営という国のものなんですけども、実際宮古島市にあるので、やはりこういうところは言わば声をかけ合って、なるべく早めに撤去するんであれば撤去していただきたいと思っております。

続きまして、畜産行政についてでございます。畜産農家への宮古島市緊急対策事業についてお伺いいたします。この事業は、6月定例会で質問した際に農林水産部長の前向きな答弁と、そして副市長の答弁で、飼料価格の高騰等で大変畜産農家が苦慮していると。市単独でもできないか検討して、可能な限り早期に実施できるように取り組んでまいりますという答弁でありました。その後、早速8月の第5回の臨時会では、単独の財源で合計9,237万5,000円という高額の補正をし、可決されて事業を今行っていると思えます。このスピーディーな対応、本当にありがとうございます。畜産農家のほうもとっても喜んでおります。

そこで、和牛子牛価格安定緊急対策事業の4,900万1,000円についてですが、現在どのような状況になっているのかお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本事業の進捗についてでございます。本事業は、四半期ごとに沖縄県の子牛平均価格を宮古家畜市場の平均価格が下回った場合に、その差額を交付するものでございます。対象農家へ8月23日に案内文を送付いたしまして、9月2日から申請受付を開始しております。昨日現在で526戸の肉用牛農家のうち200戸、率にして38%が申請をしております。また、補助金申請と併せまして、畜産飼養経営実態把握調査に関するアンケートも実施しております。社会情勢に左右されない、足腰の強い畜産経営につながる支援に生かしたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

続きまして、畜産飼料高騰対策事業の4,337万4,000円についても同様に、現在の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

畜産飼料高騰対策事業です。本事業も先ほどの和牛子牛価格安定緊急対策事業と併せて受付を開始しております。飼料価格が高騰する前の令和4年の飼料価格を基準額として本補助額を算定し、令和5年12月

末時点の頭数調査に基づいて頭数を乗じて、補助額4,337万円を算定しております。その内容ですけれども、繁殖牛に280万8,000円、子牛に1,814万9,000円、肥育牛に934万3,000円、ヤギに208万6,000円、採卵鶏、これは100羽ごとになりますけれども、これに1,098万6,000円を交付予定としております。

◎平良和彦君

交付予定と今答弁しておりましたけれども、これ申請はなくて、この農家の皆さんに交付するシステムは
どういうふうになっているんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

支給までの流れについてでございます。先ほども9月2日から申請を受け付けているということで答弁
しましたけれども、競り価格については、まだ競りが確定していないものもありますけれども、第1四半期、第
2四半期はもう確定しておりますので、確定している分につきましては、申請してから2か月をめどに補
助金を振り込んでいきたいというふうに考えております。これから出荷する子牛分につきましては、補助
額が確定次第、順次補助額を振り込んでいきたいというふうに考えております。先ほどのヤギ、採卵鶏の
対象農家については、9月中旬に補助金交付申請の案内文を送付予定をしております。最終的には、申請受
付を12月27日まで、これで申請を終えまして、来年2月末までに全ての支払いを完了したいというふうに
考えております。

◎平良和彦君

農家のためですので、一生懸命頑張っていたいただきたいと思います。とっております。

農家の方を対象に、補助金申請と同時に畜産飼養経営実態把握調査票を利用した調査ですけれども、や
はりしっかりと農家の今の現状を把握して、よりよい農業ができるように市のほうからも誘導してもらえ
ればなと思っています。これはまとめて、あと分析があるかと思いますが、そのときはまた教えてい
ただければなと思っています。よろしく申し上げます。

続きまして、公営住宅行政についてでございますけれども、城辺地区の若者定住促進事業についてという
ことで3点挙げておりますけれども、公営住宅の定義、運用に伴い実施しているのかということで、国土交
通省によりますと、公営住宅は、憲法第25条生存権の保障の指針に基づいて、公営住宅法に基づき、途中
抜きまして、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で提供されるものとなっております。これも宮古
島市営住宅条例等にもうたわれておりますけれども、本市の公営住宅の定義、これはどういうことかとい
うと、基本的に低所得者、若い人が多分、いろいろ生活はあるかと思えますけれども、私は若い者を基準に考
えますと、やはり低所得者、またお金も必要だ、また子供も育てないといけないという若い方がどうして
もおうちが探せないか、アパートは高いし、家を建てるにしてもまだ若いし、いろいろあるので、市営住
宅というのは若いとき入って、お金がある程度来ると市営住宅を出て、またおうちを建ててとなるん
ですが、またおうち建てるのに物価高騰で建てられない状況はあるかと思えますけれども、この条例自分も初め
て見たんですけど、その中には結構資格とかいろいろうたわれておまして、15万8,000円という収入の基
準というのうたわれておまして、また収入超過者等に関する認定とかいろいろあるんです。明渡し努
力義務とか、そういったものきちんと条例にうたわれているので、ここはどういうふうになっているのかな
というのが疑問に思ったもんですから、少し教えていただければと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

公営住宅法では、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としております。現在、市営住宅入居者の中には、入居当時は低額の所得者であったが、入居後収入が増え、低所得者とは言えない方もいらっしゃいます。収入が多い方へは、毎年行う収入認定時に収入超過者認定通知にて、市営住宅の明渡し努力義務について通知を行っております。

◎平良和彦君

私が今勘違いしてほしくないのは、今住んでいる方は出てくださいということではございません。あくまでも条例を見ての質問になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。今申しておりますように、毎年所得の申告をすることになっています。これが月収15万8,000円ですか、これを上回っている世帯というのはわかりますか。何%でもよろしいので。

◎建設部長（川平陽一君）

収入超過者数は現在143名です。

◎平良和彦君

143、これ世帯ですよ。世帯で、全体で1,426世帯だったかなと思われまして。10%の方がいるということですね。

続きまして、市営住宅の家賃を見直し、若者優先に入居させたらどうかという質問になります。城辺方面の市営住宅は、空き室があるというふうに聞いております。例えばなんですけど、極端な話なんですけども、家賃を半額にして募集をかけたなら、市内で働いている若者、燃料とかいろいろ考えれば、その分はペイになるのかなと、若い者が申し込んでくるのかなという期待を持っております。当局はこういった条件の変更をできるのか、答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅の入居につきましては、公営住宅法で所得の制限があり、所得条件を満たす必要がございます。一方、本市では、民間賃貸住宅の家賃の高騰などにより、住宅事情が厳しい状況が続いております。入居時の所得緩和を行うものではありませんが、特に若者を対象とした市営住宅の地域対応活用による入居者募集を県内で初めて行っており、若者の定住環境の整備と地域の活性化に取り組んでおります。

◎平良和彦君

若者優先でということで、城辺の市営住宅が6室でしたっけ、ありましたよね、たしか。

(何事か声あり)

◎平良和彦君

城辺だけで。

(何事か声あり)

◎平良和彦君

9。ぜひとも優先して、早めに入れてもらえればなと思っております。

続きまして、空き室の入居者の入替えを速やかに実施できないかと、これまた砂川和也議員の答弁でもありましたけども、7月が終わり、次回11月からは常時募集をしていくよというふうに調整を進めていると聞いておりますけども、私としてこれは11月からでいいんですけど、年間通して空き室が出たその都度もう申請を受け付けて、修繕し、抽せんして行くと、これをスムーズにやっていくのが正しいやり方かな

と。言わば一般のアパートとかも空き室空けることほとんどないと思うんです。その都度入れていくと思いますので、そういう方式のほうが、家賃のほうも少しでも多く入るようにすれば、今財政難の時期でもございますので、そのほうがいいのかと一応考えております。何か当局のご意見をお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

空き家待ち募集において申込みがなく、空き室がある市営住宅については、常時受付等が行えるよう現在指定管理者と調整を行っており、次回空き家待ち募集を行う11月頃には見直しする方向で調整を進めております。

◎平良和彦君

これはお願いなんですけども、市営住宅の住民のほうから、毎年更新手続があつて、収入の申告とか、住民謄本、所得証明書などの提出があると、1,426戸ですか、一斉に行うので、役所でも込むし、大変ですよということで、何とか簡素化できないかという住民からの意見がありました。これ答弁はよろしいです。時間ないんで、後で行いたいと思います。

続きまして、教育行政についてですけども、小学校の環境整備についてお伺いいたします。6月定例会で質問させていただきましたけども、このときの答弁で今想定しているのはシルバー人材センターとか、教育部長の答弁なんですけども、考えていますよと、予算見積りはまだ取っていない状況ですとっておりましたが、その後環境整備業務委託への取組の進捗状況をお伺いいたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

現状から申し上げますと、学校の環境整備につきましては、市内各中学校及び廃校となっている小中学校に限り、作業員6名によって毎月1回程度行っております。学校環境整備業務委託につきましては、業者から見積りを徴収しており、清掃の回数や金額などを基に方向性を調整中でございます。

◎平良和彦君

今の答弁だと、調整中というのは、見積りをまだ全然取っていないということ。

（何事か声あり）

◎平良和彦君

取った。ごめんなさい。では、休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時24分）

再開します。

（再開＝午後3時24分）

◎平良和彦君

すみません。

続きまして、上田福三氏から城辺地区の人材育成と児童生徒たちの学力向上、地区の振興、発展に向けての3,000万円の寄附がありました。使途についてどのように行われているのか、お伺いいたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

城辺地区の人材育成と児童生徒たちの学力向上、地区の振興、発展に向けた上田福三氏からの3,000万円

の寄附は、令和4年度で受け入れ、同年度制定された宮古島市城辺地区児童生徒人材育成基金条例に基づき管理、運用しております。具体的な用途につきましては、上田氏の意向を踏まえた上で、教育委員会内で宮古島市城辺地区児童生徒人材育成事業実施要綱を制定し、3つの事業に充ててございます。1つ目、宮古島の文化、歴史等に限定された学習に要する予算、2つ目は上越市板倉区との交流事業のうち、児童生徒の旅費に係る予算、3つ目は城辺地区小中学校のコミュニティ・スクール事業に係る予算の財源となっております。

◎平良和彦君

しっかりと子供の育成に使って、また地域の発展にも使っていただきたいと思います。というのは、上田さんが城辺のふれあいまつりにも参加しておりましたので、そのときに話をいろいろしていただいて、すばらしい方であるので、そういう方がせつかく寄附していただいておりますので、有効活用していただければなと思っております。

続きまして、道路行政についてでございますが、街路樹の里親制度について伺いいたします。街路樹の里親制度を活用して実際に行っている方なんですけども、うちの前の街路樹は掃除しているんですけど、これ隣のうちの街路樹になるとやりづらいと。実際は範囲内ではあるんですけど、人目が、何でうちの前をやるのみたいな感じで見られているような感じがしているということなので、今里親制度の現状はどうなっているのか、伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

道路の里親制度については、市が管理する道路や公園など、植栽の維持管理に地域の団体や市民がボランティアとして参加してもらうことにより、地域環境の維持と美化向上を目的に開始されています。この制度は、市民運動実践協議会グリーン部会において、平成11年12月に旧平良市で9団体がモデル地区として認定書が交付されたのを皮切りに、翌平成12年度の制度導入から現在まで45団体が登録されております。市としても里親制度を広げ、多くの市民に参加していただきたいと考えておりますので、今後里親制度への登録を希望される方に対しては、みどり推進課の窓口にて随時受付をしていきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

よろしくお願ひしたいと思ひます。あとは、指定した範囲、例えば100メートルだったら100メートル、ここはこの方がやっていますよという何か分かりやすい示し方とか、そういう検討してありませんか。よろしくお願ひします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

指定範囲の表示ですけども、里親制度事業に登録されている個人や団体が管理している植栽ます等の指定範囲等については、里親制度の実施要領において、里親の希望により里親の氏名を記載した表示板を対象区間の道路または公園等に管理上支障がない位置に設置するものと記載されておりますので、市としても表示板の設置は本制度のPRにつながるものと考えており、里親の希望がありましたらぜひ設置を進めていきたいと考えております。

◎平良和彦君

ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。これ新しい方ではなくて、既存の方も必要だと思ひますの

で、そのときは協力していただければなと思っております。せっかくやりたいという方もおりますので、宮古島のすばらしい美しい島を守るボランティアも大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと最後、産業廃棄物行政についてなんですけど、畜産農家によるロール用ビニールの廃棄処理についてでございますけども、この方が牛舎が自宅の隣にあって、週に2巻き分のビニールが出るそうなんです。これを何とか一般ごみと一緒に処理できないのかお伺ひします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令において、畜産農家の牧草ロール用ビニールについても産業廃棄物となります。平良和彦議員のおっしゃる少量であればとのことですが、量に関係なく産業廃棄物となりますので、適正処理をお願ひいたします。市としましては、適正処理を指導、お願ひする立場です。ご理解をいただき、ご協力をお願ひしたいと思ひます。

◎平良和彦君

これは、丸めて捨てる就多分そういう、刻んで捨てるとか、そういうのは駄目なのかね。

時間がないので、議員番号13番、平良和彦の一般質問は終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後3時32分）

令和 6 年

第 6 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 24 日 (火) 6 日目

(一 般 質 問)

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第6号

令和6年9月24日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月24日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（延会＝午後3時15分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	欠員	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
		〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（1名）

議員（6番） 下地信男君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	下地美明君
副市長	嘉数登〃	水道部長	下地貴之〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	上地一史〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	守武大〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	長濱国博〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局次長 友利毅彦君 次長補佐 与那嶺彰成君
 次長 仲間清人〃 議事係長 国吉たかよ〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、池城健君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎池城 健君

議員番号10番、新政会、池城健です。これより通告書に従って質問させていただきます。当局の皆様におかれましては、丁寧なご回答よろしくお願ひします。

まず、1番、教育行政についてです。市内の小中学校の校内の環境美化作業、草刈り等について伺います。現在の進捗状況を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在、教育施設課による学校の環境整備につきましては、市内各中学校及び廃校となっている小中学校に限り、作業員6名によって毎月1回程度行っております。ただ、大きな樹木の伐採等については対応しているところでございます。

◎池城 健君

中学校には月1回外部業者が入っているという話を伺っています。中学校は用務員を廃止して、その代わりにこの外部からの業者に入ってもらって、学校は非常に助かっているという声が聞こえてきていますが、小学校は現在校長や教頭、教員、環境整備主任などが授業等、本来の業務の合間に草刈りをしていて、本来の業務に支障を来しているとの声が聞こえています。教育部長、実は文部科学省は平成31年3月18日付、これ7年前ですか、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長等宛てに学校における働き方改革に関する取組の徹底についてとの文部科学事務次官通知を發出しています。これは、学校及び教師が担う業務の明確化、適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策を示していて、校内の草刈り、清掃等は学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない、行う必要のない業務として教育委員会に役割分担、適正化のための必要な取組の実施を求めています。教育部長は、平良和彦議員の先日の質問に対して、小学校は今検討していますよとおっしゃっていたんですけれども、具体的に日程等が決まっていますか。教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

これまで経緯としましては、用務員の配置によって、小学校のほうには環境整備用務員とかは充てておりません。環境美化作業につきましては、今後も引き続き中学校及び閉校となった小中学校の環境整備を行ってまいります。小学校につきましては、業務委託に向けて見積りを徴収しております。清掃の回数、あとは清掃範囲、また予算確保に向け調整を図るとともに、刈り払い機や乗用の草刈り機等の貸出しを行ってまいりたいと考えております。時期につきましては、調整後速やかに予算要求とか取り組んでいきたいと思ひます。

◎池城 健君

教育部長、早急にはなくて、めどとしてどういうめどを持っていらっしゃるのか、それを教えていただきたい。実は今年の夏、私市内の各小中学校をいろいろ回ったんですけど、やはり小学校からのかなり要求大きいんです。非常に負担になっていると。だから、そのめどを教えていただきたい。

◎教育部長（砂川 勤君）

調整後なんですけども、調整するのに清掃の回数、年に1回ないし3回なのか、学期ごとなのか、あとは清掃の範囲、グラウンドだけにするのか、また違うところも、部分も含めて、その調整が済み次第、行っていきたいと思います。

◎池城 健君

年度内というめどは立たないですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

これも予算確保に向けて12月補正、要求できる調整ができましたら、年度内からでも対処を考えていきたいと思います。

◎池城 健君

学校の働き方改革に向けて、教育委員会が頑張っていることはよく分かっております。ぜひ先生方のためにも調整よろしくをお願いします。

次行きます。宮古島市は国の補助を受けて、2019年、幼稚園8園、小学校16校、中学校9校の計33校の普通教室にクーラーを設置しました。各幼稚園、小学校、中学校においては、児童生徒の教育環境が改善したと喜んでおります。ところが、設置してから5か年が経過し、故障が出ていると聞いていますが、この幼稚園、小中学校のクーラーの修理について現在の状況を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

小中学校における冷房機の修理につきましては、今年度、小中学校合わせて19件の修理依頼がございます。うち15件の修理が完了しております。残りの4件が修理中でございますけども、交換する部品等の調達に時間を要している場合など、すぐに修理が行えないこともあります。できるだけ早く修理が行えるよう対応してまいりたいと思います。

◎池城 健君

今日はひんやりとしていますけど、今年は9月に入ってから30度以上の日々が、高温が続いています。このような高温の中で教室の中で約40名近い児童生徒が授業を受けます。クーラーが故障したままだと熱中症の可能性が高まります。夏休みの間に私、小中学校を訪問したときも、クーラーが故障してなかなか直してもらえないという声も聞こえてきました。かなりたくさん教室に設置していますので、これからも修理は増えていくものと思われそうですが、今後の予定についてはどうなっていますか。お伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

今年度、全ての学校の特別教室へ冷房機の設置を行っております。それに伴い、今後冷房機の故障や不具合の増加も予想されます。故障時に迅速な対応ができるよう、保守管理業者と調整、予算の確保など、子供たちがよりよい環境で学習できるよう努めてまいりたいと思います。

◎池城 健君

特に年度途中で故障しても、予算がないからできません、来年ですと言われたら、学校は本当にとって大変になりますので、この暑さ来年以降も続くものと思われまます。ぜひぜひ子供たちの健康のためにも予算確保をしっかりとやって、迅速な対応をよろしくお願いします。

次行きます。文部科学省は、教職調整額を現在の4%から13%に引き上げる方針だと伝えられています。この件に関して2024年8月21日付の読売新聞オンラインでの報道では、見出しに残業代3倍に増額へ、50年ぶりの改定というような報道となっています。市民の皆さんは、3倍に増額、羨ましい、いいなと考えるかもしれません。そこで、3月定例会でも述べましたが、市民の皆さんに正確な情報を伝えるために私の試算を述べさせていただきます。40代の教職員で全国平均基本給35万円の場合、現在の教職調整額4%では残業代は月1万4,000円、学校職員は月平均、国の基準、県も40時間以内に何とか抑えると言っていますので、40時間にします。もっとたくさんやっています、学校の先生方、残業は。そしたら時給350円です、40時間やって。50時間、60時間やっている人は300円もない。こういう時給で先生方は今現在働いているんです。これが13%に引き上げられたら月の残業代は4万5,500円。同じように残業時間40時間といたら時給1,137円です。これを県職員や宮古島の職員の残業代について考えると、県職員や宮古市には労働基準法が適用されて、残業代は時給の1.25倍と決められています。そこで、40代の県職員で計算すると、残業代は時給3,570円。教職員は、市や県の職員の3分の1の残業代で仕事をしているんです。しかも、40時間で区切って。それ以上やっている人はもっと安くなっている。これを踏まえて、教職調整額、現在の4%から13%に引き上げる方針に関して教育長の見解を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

文部科学省の教職調整額を現在の4%から13%に引き上げる方針については、教員の処遇改善の一手と捉えることもできますが、教員の長時間労働の改善や働き方改革を推し進めている中で、教員の長時間労働や休日の部活動などが常態化、固定化してしまう可能性を含んでいると考えます。抜本的な見直し、つまり残業代を支給するほうが現在の教員の労働環境に見合う待遇だと考えているところです。

◎池城 健君

そうなんです。今、教育長からあったように、土日の部活動も、実はこの土日の活動はまた調整給とは別に、3時間以上働いて定額2,700円。普通学校教員は、大会に引率するときは朝の8時から生徒を集めて、会場をつくって、大会が終わるのが5時、6時。1日8時間、9時間学校にいます。それでも2,700円。3時間でも2,700円、時給900円です。高校生の時給にも届かない。それを毎週土日の休みの日も先生方は学校へ来て部活を担っているんです。教育長、定額働かせ放題という言葉は知っていますか。これ勤務時間に応じて残業代が支払われない教員の仕組みをやゆして使われています。NHKの全国ニュースでも使われました。何か文部科学省がこれに抗議をしたらしいですが、これは事実です。こういうふうになんか働いても残業代が定額だと、私は学校教員の働き方改革にはならないと思います。教員の給与は公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法で決められています。この法律の撤廃がないと教員の長時間労働の現実是不変変わらないと思っております。教育長がおっしゃったように市町村の教育長は学校現場の責任者です。ぜひ責任者として国や県にこの声を届けていただきたいと希望します。よろしくお願いします。

次行きます。学校給食への地産食材提供についてです。1、学校給食におけるみゃーく食材の日を年1回から2回に増やしましたが、その成果と今後の取組について伺います。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

昨年12月より稼働しているプレハブ冷蔵庫は、食材の保管状況が3月の定例会におきましては検証中ということもございましたので、具体的に実施の有無についてお示しすることができませんでしたが、食材の保管状況が良好で、提供が十分可能であることが確認できましたので、今回初めて7月開催に向けて取り組み、無事実施することができました。効果といたしましては、利用量の多い3品目について関係者が協働し、保管から供給までの一連の流れが達成できたことや、子供たちの地産食材への関心と地場産業への理解を深めることができたとのアンケート結果が多く寄せられておりますので、学びの機会としても効果が大きいのではないかと認識しているところでございます。また、課題につきましては、今後さらなる地産食材利用の拡大に向けて、加工や保管の取組により提供可能な品目を広げていくことが必要と考えております。今後につきましては、関係者などと協議を進めながら、これまで同様、生産者や調理場の様子などをまとめた動画の制作を含め、年2回の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎池城 健君

このみゃーく食材の日、私も学校へ行って子供たちの話を聞いたら非常に子供たちからも好評です。次年度も含めて、回数が増やせるかどうかも含めて、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

2番目、今年度増員した地産地消コーディネーターの効果と役割について伺います。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

地産地消コーディネーターにつきましては、昨年8月より2名を配置し、今年度は1名増員の3名体制で業務を進めているところです。役割といたしましては、主に学校給食への地産食材提供を拡大していくため、生産計画や栽培状況などの情報収集をはじめ、納品ルートの整理及び納品規格などに関する関係者間との調整並びに食材の不足時や余剰時におけるサポート、さらには冷蔵保管の管理など、多岐にわたる業務を担っているところでございます。令和6年度以降は、対象品目を拡大する計画となっているため関係者が増えることや、冷蔵保管を含めた取扱量が拡大することにより、コーディネーターが担う業務量の増加が見込まれたため、コーディネーターの人数を2名から3名へ増員したところでございます。また、効果といたしましては、多岐にわたる業務を調整し、3品目に加え、キャベツや大根の提供も加えた上で、令和5年度の学校給食における地産食材利用率をベースに試算いたしますと、全体の利用率が令和5年度の23.5%から32.1%へ上昇する見込みとなっております。現在、一括交付金事業の委託事業者による伴走支援や研修なども同時に受けながら、流通のコーディネーター、調整役としての育成計画についても着実に進行しているところでございます。こうした取組を継続し、品目なども広げていくため、現在は来シーズンに向け、生産者や納品事業者、調理場との調整のほか、学校給食以外にも広げていくための検討を行っているところでございます。

◎池城 健君

産業振興局長、私も議員になってから実は宮古島市の学校栄養士の皆さんと何度か、年に何回か話合いをしているんですけども、最初の頃、やはり地産地消に取り組みたくてもどうしたらいいか分からないと。特に今、栄養士の皆さんは島外から来ている方がメインですので、島内のそういう生産者の方とどういう形でやれば、分からないということで戸惑っていたんです。ところが、今年は地産地消コーディネーターが入ることによって、このみゃーく食材の日も始まって、非常に栄養士の皆さんも喜んでます。ぜ

ひこの機能を強めて、栄養士の皆さんが転勤して替わっても、コーディネーターがしっかりとコーディネートしながら栄養士を手助けして、学校に地産地消食材が増えるように、よろしくお願いします。

次、3番、プレハブ冷蔵庫の増設を計画しているとのことですが、その利点と今後の利活用計画についてお伺いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

プレハブ冷蔵庫につきましては、昨年12月より1台稼働しており、使用量の多いジャガイモ、タマネギ、ニンジン、3品目を保管し、品質や期間などの検証において、地産食材利用率のさらなる向上が十分見込めることが確認できましたので、現在設置されている4坪の冷蔵庫と同等のものを3台追加で設置するものでございます。増設による利点、効果につきましては、冷蔵庫への保管が3品目に限定しておりますので、3品目の提供が4月から7月の夏休み前までの4か月間で100%達成したと仮定した場合の効果を試算いたしますと、令和5年度の学校給食全体の地産食材利用率23.5%に対し、3品目のみ限定ですので、30.1%に増加する試算となります。使用する条件といたしましては、学校給食を含む地産地消用に取り組んでいる生産者を対象とし、保管する品目は原則として保管による効果が検証できたジャガイモ、タマネギ、ニンジンとすることを予定しているところでございます。なお、追加設置する3台につきましては、市が保有する形で整備する方針となっております。

◎池城 健君

島の農作物が島の中で消費されて、そして子供たちが安心、安全に食べられる環境というのは、私非常にいいかなと思っています。島の中で経済を回すということは、ぜひこの取組をしっかりと次年度、再来年度につなげて、子供たちのためにも頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。水道行政についてです。先日も下地茜議員からもあったんですが、私、宮古島地下水研究会から少し資料を頂いたので、それを紹介します。宮古島市水道部は、2022年2月と2024年2月に水道水のクロチアニジンの濃度を調べています。幾つかの場所調べているんですが、それによると城辺、保良の水道水は、2022年には37マイクログラムパーリットルが2024年は73マイクログラムパーリットル、2倍近くになっています。また、平良、池間でもジノテフラン濃度、これが2022年には4ナノグラムパーリットルですけれども、2024年は33ナノグラムパーリットル、非常に増えている。クロチアニジンは水道水、水源の原水で調査すると、高野、加治道西でEU基準の100ナノグラムパーリットルを超えている。これが宮古島市の子供たちに影響を及ぼしていないかということ調べてみると、発達障害の生徒数が、児童数が増えているよという数字が出ている。確かにこれ前の定例会の話であったんですけど、水道部長がおっしゃるように国の基準が変わったんです。国の基準が変わって全国で2.1倍になったんです。全国で増えたんです。沖縄県で8.7倍、これが宮古島だけで44.1倍、宮古島の子供たち大丈夫かという心配を市民はしているわけです。先日の下地茜議員の質問に、宮古島市に高度浄水処理施設の導入は考えていますかということに対して、今のところは考えていないという答弁があったんですけど、確におっしゃるように日本の基準はまだ、まだと言ったら言い方おかしいけど、基準以下です。でも、ヨーロッパの、EUの基準はもう超えようとしているんです。それに対する対応は、水道行政としてやらないといけないんじゃないのかなと私は思うんですけど、宮古島市に高度浄水処理施設の導入は可能か伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

本市のネオニコチノイド系農薬等における、令和6年8月の分析結果が出ておりまして、ホームページでも公表しております。目標値を大きく下回っており、これは目標値内であり問題ないということであります。また、農薬等除去に係る国庫補助金要綱がないこと、また宮古島の特有の水質、硬度が高いという水質における除去率の実証実験の必要性などが課題となり得ます。現段階では、この検知されている農薬成分濃度では高度浄水処理施設の導入を具体的に検討する段階ではないと考えておりますけれども、引き続きモニタリング調査を実施しながら、状況を注視してまいりたいと考えております。

◎池城 健君

すみません、水道部長、私EUの基準が100ナノグラムというお話ししましたが、この目標値は幾つですか。

◎水道部長（下地貴之君）

単位が違いますけども、1リットル当たり0.2ミリグラムです。

◎池城 健君

ヨーロッパの200倍ぐらいか、なんですよ。ですから、外国は、ヨーロッパ、EUは、これは危険だということでもかなり基準値を下げていますと私は理解しているんです。確かに国はこの目標値、基準値を出してはいるんですけども、やはり宮古島の市民の生活、健康を守るためにも担当部署としてしっかりと諸外国の様子も確認しながら、特に宮古島は他府県と違って地下水を使って飲み水にしている。他府県と同じではないんです。それをしっかりと理解して対応よろしくをお願いします。

次行きます。施政方針で市長が示した化学農薬の削減、これは国のみどりの食料システム戦略によって化学農薬の使用量を2050年までに50%低減ということに、宮古島市もそれを目標にということだと理解していますが、現在の状況を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和6年度の施政方針でも示したとおり、国のみどりの食料システム戦略で掲げる化学農薬使用量の50%を削減する目標と連動した取組として、毎年度実施しているさとうきび病害虫防除用農薬購入補助事業の補助率を30%から25%に減額する形で事業を進めております。農薬の販売実績について、JAおきなわ宮古地区本部に販売状況の照会を行いました。サトウキビ栽培に主に使用される農薬の販売状況を令和4年10月から令和5年8月までと令和5年10月から令和6年8月までの双方を比較したところ、14品目の合計で約1,532袋の販売数の減となっております。主な農薬の販売増減としましては、植付け時に使用するプリンスベイト粒剤の減、センコル、カーメックスなどの土壌処理剤の販売数量の増となっておりますが、市で実施している農薬購入補助事業については、令和5年度と令和6年度の夏植え用の補助事業の申請状況を比較すると、プリンスベイト粒剤で6,172袋の減、メイチュウ類防除に使用するサムコルフロアブルについても434袋の減と、それぞれ農薬で申請数は減少しております。

◎池城 健君

私も宮古島のこの気候の中で農薬を急にゼロということは、これはもうあり得ないかなとは思っているんですけども、国も示しているように2050年までに何とか日本の農薬使用料50%低減とあります。宮古島市が、あと農薬の代わりに何ができるかということも研究課題かなとは思っているんですけども、先ほどの地下水の話とも関わってくるんですが、宮古島は農業で使われたものがすぐ地下水に現れてきま

す。ぜひ農業を所管する部として今後も注視しながら、宮古島の農業がしっかりできるような形をつくっていただきたいと思うんですけど、今後の取組、特にこの農薬の使用量などについての調査等をこれからもやるのかどうかも含めて、今後の取組をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今後の取組ですが、市としては農薬の適正使用、適正量の推進において、県やJAなど関係機関と連携を図りまして、生産農家への普及啓発に努めていきたいと思っております。国において従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発を進めているということでございますので、国の動向を注視し、より本市に即した支援制度の在り方を検討してまいります。農薬の使用量の調査ですけれども、関係機関と話し合いながら調査については検討していきたいというふうに考えております。

◎池城 健君

私の手元に2024年、今年の9月11日付沖縄タイムスの記事があります。これによると、環境保全型農業を進めようと県は10日、化学肥料や化学合成農薬の使用を50%以上削減した県特別栽培農産物の栽培マニュアルを発表したとあります。ぜひ県も農薬等の削減に向けてやっているのだから、県ともしっかりと連携しながら、宮古島市で50%削減が実現できるよう、よろしく申し上げます。

続いて、道路行政についてです。先日、市内の道路、車で行ったら大きな陥没がありまして、これは車でも危ないなと気になっていて、道路建設課に行ったら、今日直してありましたって言うので、行ったら本当にきれいに直されてありました。ありがとうございます。それで、ただやはり市内の市道、あちこち大きな陥没ではなくても10センチ、15センチ穴が空いていて、これ自転車だと怖いなど。今、小中高生、自転車通学している生徒もたくさんいますので、この市道の補修状況について、現在の状況をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

道路状況につきましては、職員のパトロールによる確認のほか、市民からの窓口及び電話での通報を受け、現場の状況を確認し対応しております。令和5年度には、道路維持関連の工事を46件発注しております。また、職員で対応可能な穴埋め等を含めた道路補修を年間20件から30件ほど行っております。昨年度の道路維持管理費における工事請負費の不用額はありませんでした。

◎池城 健君

46件と言うんですが、市町村合併してかなり市道、広い範囲になりますよね。道路建設課の皆さんだけではちょっと厳しいかなと思うんですけど、この市民の通報、電話や窓口の通報に関してはしっかりと対応できていますか。もし対応できているんだったらいいんですが、できていないとしたら、これは何が要因なのかも一緒に教えていただきたい。

◎建設部長（川平陽一君）

池城健議員からもありますように、年間46件発注しておりますが、このほかにも職員が現場の確認を行って対応しております。また、道路の修繕箇所の情報収集につきましては、公式LINEの通報システムを活用することが有用だと考えておりますが、現在電話での通報の対応でも苦慮している状況にあります。修繕だけではなく、警報発令時の緊急出動などもあることから、通報の仕組み、対応の仕組みなど検討課題が多く、すぐには対応できないことがあります。今後有効にLINEの活用を検討してまいりたいと

考えております。

◎池城 健君

先ほどの答弁で不用額もないという話なんですけど、ではこの46件以上来た場合にはもう次年度か、また補正ということになるわけですか。もう費用がない場合はそういうふうになるわけですか。

◎建設部長（川平陽一君）

令和5年度になりますが、道路維持補修費、これは年間約1億円計上して対応しておりますが、年度途中で対応する部分が、予算がない場合は、これ9月定例会、12月定例会等で補正をして対応しております。

◎池城 健君

本当にふだん歩いて使っている道なので、非常に道路建設課の方も大変だとは思いますが、しっかり市民からの通報、情報をもらって、その補修には万全を期していただきたいと要望いたします。

続いて、福祉行政についてお伺いします。令和5年度の決算書で児童発達支援センター設置検討委員会の報酬が計上されていますが、この児童発達支援センター設置に向けての進捗状況を伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

児童発達支援センター設置に向けての進捗状況についてお答えします。

今年の1月29日に児童発達支援センター設置検討委員会を開催し、2月26日と27日に糸満市、浦添市、沖縄市の児童発達支援センターを視察してまいりました。離島である本市と他市では有している社会資源などが異なる状況がありますので、本市の発達障害児に対する支援体制における現状をアセスメントし直す必要があると考えております。年内に沖縄県発達障害者支援センターの協力を得て、こども家庭局、教育委員会を交え、本市の支援体制の地域診断を行う予定です。その上で、本市における児童発達支援センターに必要な機能等について、検討委員会で協議していく予定です。

◎池城 健君

今、福祉部長がおっしゃったように、私も浦添市障がい福祉関連複合施設、ピアラルうらそえ、2回ほど視察をしてきたんですけども、障害者が幼少期から成人するまでを一貫性のある継続支援ということで、非常にいい施設だと思ってるんですけど、福祉部長がおっしゃるように確かに宮古島の資源の中でこれぐらいのことができるかというのは、ちょっと私も厳しいのかなと思ってるんですけど、ぜひ、逆に宮古島の子供たちのためにも、その資源をどういうふうにして宮古島に持ってくるかということも含めて、まだまだ今から検討とおっしゃっていますので、宮古島の子供たちのために、諦めるのではなくて、ぜひ子供たちが社会に出るまで助け合う、手助けができるような施設をつくっていただきたいと要望しておきます。

次行きます。市民の方からお母さんが生きいき教室に行って非常に楽しんでいるということで、これ週1回しかないから、もっと増やしてくれないかということで、私この生きいき教室、申し訳ないけど、分からなかったんで、地域包括支援センターに行っている資料を頂いてきました。そしたら、宮古島市、高齢者在宅福祉サービス事業、15事業もやっていて非常に頑張っているらしいなということなんですけど、先日、1階のフロアでやっていた展示、あれを見せていただいて、「宮古島のお宝」という冊子もいいなと思って見させていただいたんですけど、ですから福祉部、そして社会福祉協議会、地域包括支援センターの皆さん頑張っているらしいなというのを実感しているんですけども、やはり市民の方がおっしゃる

のは、自分のお母さんは今のところ介護状態ではなくて、だからこういう生きいき教室が楽しみで、介護予防の観点からもぜひ増やしてくれないかというお話がありました。これを増やせるかどうかお伺いします。

◎福祉部長（守武 大君）

本市では、介護予防の考え方や知識の普及と啓発を目的とし、要支援、要介護認定を受けていない高齢者を対象に、運動機能や栄養状態及び口腔機能の改善、認知症や閉じ籠もりなどの予防のため、生きいき教室を実施しております。現在、市内16か所で実施しており、先月8月の利用者数は延べ703人となっております。利用希望者が多く、人気の高い事業ではありますが、受託先の人員や開催場所の確保の関係で、現在のところ1人当たりの利用回数を月4回以内とし、より多くの方に利用していただけるようにしているところです。

◎池城 健君

私が地域包括支援センターに伺ったときも、やはり人員が厳しいというお話を伺いました。だから、今宮古島市においてはいろんなところで、福祉も含め、産業も含め、人がいなくて困っている状態というのはよく分かるんですが、やはり要介護になってから予算を使うのではなくて、介護状態になる前にしっかりとその支援をしていくという考え方はとっても大切かなと思います。人もいない中でこの事業を継続する難しさはよく分かるんですが、ぜひぜひ努力をして、元気なお年寄りが楽しく過ごせるような工夫をお願いします。

それでは続いて、若者への就業支援についてお伺いします。昨年9月、私がこの件について質問したときに観光商工スポーツ部長は、宮古島市、平成25年に沖縄労働局と宮古島市雇用対策協定を締結して、重点施策として若年者の就職促進、自立支援対策の推進や職業能力開発支援の推進を掲げて連携して取り組んでいると。市としてもこの協定に基づいて積極的な受講を支援していきたいというお答えがありました。それで、お伺いしますが、この就業支援の取組と実績を教えてください。

◎副市長（嘉数 登君）

まず、就職促進の取組といたしまして、新規高卒者を対象に企業合同説明会、それから就職ガイダンスを開催しております。昨年度の実績といたしましては、企業合同説明会には14社、生徒32名が参加しております。そのほか高校への出張相談を計6回実施いたしまして、これは模擬面接及び履歴書作成の指導を行ったほか、就職ガイダンスを計4回実施いたしまして、356名の参加があったとの報告を受けております。結果といたしまして、新規高卒者の就職内定率は96.6%というふうになっております。また、希望の職業スキルを習得できる、これは公的職業訓練についてですけれども、昨年度の30歳未満の受講者は6名ということになっております。市独自の取組といたしましては、今年度から開始いたしました奨学金返還支援事業、こちらは1社8名からの交付申請がありまして、現在補助金交付に向けて手続を進めているところでございます。

◎池城 健君

今、副市長がお話ししたのは高卒者に対する対策ですよ。私、今沖縄タイムス9月12日付の新聞を持っているんですけども、その1面に無職青少年、夢描けぬ傾向ということで、県が初めて中学校卒業時に進路が未定だったり、高校を中退して進学や就業に距離を置く青少年の初の実態調査を公表しています。

県の推定では、毎年県内では200名から300名そういう方がいると。こういう方たちの調査をすると、やはり進学や就職がまだ分かっていない、できていないという方が半数近くいるんです。今の14社、32名、高卒者、ではそれ以外の皆さんの実態はどうなっていますか、教えてください。

◎副市長（嘉数 登君）

昨年度、中卒者における公的職業訓練の受講実績、これはございませんが、中学校からの依頼を受けましてハローワークにて就職活動に関するセミナーを実施し、こちらには4名が参加しております。それから、卒業後にハローワークに来所し、就職登録、それから相談を行った新規中卒者が1名いたというふうな報告を受けております。

◎池城 健君

前回もお話ししたんですが、宮古島市でも大体毎年10名前後の中卒で高校に行かない子供たちがいるんです。これ私の実感として、卒業して結局すぐ土木関係、建築関係の仕事に就くんです。ところが、中学校時代に15歳の子供が朝学校に、この子たち8時15分に来るのも厳しい子供たちなんです。卒業してすぐ、途端に土木関係、建築関係は7時集合、7時半集合、早い時間から集まりますよね。それさえもやっていけない。半年もしないうちに先輩に怒られ、親方に怒られ、もう自暴自棄になって辞めて次の仕事に。またそこで同じように辞めて次の仕事にと、失敗体験だけを繰り返してこの子たち二十歳になっていくんです。そこに行政としての手助けをしてほしいという話を私は前回したんですけれども、だからもちろんその中には家庭的に厳しい家庭もあります。そうではない家庭もあります。それを、では家庭的に厳しいのはどこがやる、そうではないのはどこがやるとやってきちっと手を差し伸べていただきたい。前もお話ししたんですが、高校に行った者には授業料免除、親の収入によって全額、半額とあるんですが、という恩恵を受けているんです。高校を卒業した者には宮古島市も返還する必要のない奨学金をあげて頑張れよとやっているんです。でも、この子たちには、15歳、中学校を卒業してから一切そういう行政の手が入っていないんです。そのまま放置しているんです、この何年も。こういう子供たちにどうの手だてができるかというのをぜひ考えていただきたいということを私は前回もお話ししたと思うんですけれども、それについて、副市長、ぜひお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

池城健議員ご指摘のように中学校を卒業し、進学もしない、就職もしない子供たちをどうフォローしていくかと、行政的にフォローしていくかということについては非常に重要なテーマだというふうに考えております。このことについては、さきの議会で池城健議員ほかいろいろご指摘も受けまして、市の担当部局となりますと、こども家庭局、それから福祉部、それから教育委員会が関係してまいります。どうしても卒業後に教育委員会だけでフォローしようとなると非常に困難といいますか、というところもございまして、実はこの3部局で初めて私のところに集まって、今後どういう体制で支援していこうかということの話合いを始めたばかりですので、このことについては問題の重要性というところもしっかりと認識しながら、この関係部局、さらにはこの関係部局だけで足りないのであれば、市のさらなる関係部局というんですか、ほかの部局の協力を得ながら、支援につながるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

◎池城 健君

副市長、前回、去年の9月定例会でもこうした方々の将来にわたる生活設計を支援することは非常に重要だと答えていただいております。ぜひ若者が夢が持てるような形の施策をお願いしたいと思います。

2番目、経済的に困窮する若者への就業支援についてですが、これも前回もお話したんですが、例えば沖縄市では要保護、準要保護、生活保護とか市県民税の非課税世帯に対しては、一般社団法人沖縄産業開発青年協会の半年間の受講料などを免除して受けさせています。ここで何ができるかという、資格として車両系建設機械運転技能、ガス溶接技能、アーク溶接技能等々12の修了証がもらえるんです。だから、この子たちがそこに行って頑張ってくれば資格を取って、職場の中で仕事として頑張っていけるのではないのかなと思うんですけど、そういった仕組みづくりはできないのかどうかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

少し副市長の答弁と重なる部分もあるかと思いますが、お答えいたします。

本市教育委員会におきましては、義務教育修了後に地域での役割や就労機会の創出など、社会的孤立に直面する可能性がある生徒に対し、教育委員会、福祉部、こども家庭局及び関係機関で中学校卒業後の支援について情報を共有する宮古島市卒業後要支援生徒ネットワーク連絡会を開催しております。主な取組内容といたしまして、教育委員会と福祉部が連携し、8月から9月にかけて卒業後支援が必要な可能性のある生徒や家庭に関する情報共有のための学校訪問を実施。支援を要する生徒や家庭の確認、必要な支援についての協議、中学卒業後の3月に再度学校訪問を実施し、卒業後の支援について再確認、そして支援するかの決定や支援方法の検討実施という流れになります。また、卒業後の支援に関しましては、文部科学省の通知に中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であるということが示されているところです。本市においても、先ほど池城健議員おっしゃる資格取得するための受講料免除等につきましても関係部署と支援に向けた体制づくりに取り組んでいきたいと思っております。

◎池城 健君

教育部長、中学校を卒業して行き場のない子供たち、本当に宮古島市にいます。そういう実態をしっかりと、教育委員会だけでは私も絶対無理だと思うんです。市長部局、福祉関係、いろんなところと手を携えて情報連携しないと厳しいと思いますので。要望として、そのときひきこもりのまま卒業する子もいるんです。そういう子供たちの実態をしっかりと把握して、こういう子供たちにどういう手だてができるかも含めて、若い皆さんが宮古島市で光り輝いて生活できるような環境をつくっていただきたいなと要望しまして、私の9月定例会の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで池城健君の質問は終了しました。

◎長崎富夫君

令和6年の9月定例会、一般質問を行います。当局の誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

まず、市長の政治姿勢についてですが、市民所得10%向上についてお伺いします。市民所得10%向上は、市長の重点公約の一つであります。これまで多くの議員からご質問がありました。6月定例会や今定例会で当局は、県が発表する市町村民所得や県民所得の補完指標として、所得データと単純に比較できない、

市が保有する課税状況から見る所得データを基に市民1人当たりの年間所得額は2023年度が243万6,000円、2020年度の226万1,000円と比べて17万5,000円増加、上昇率は7.7%とお答えしている。その上昇率の要因についてお答えをお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

市では、市民所得向上に関する現状を把握する数値といたしまして、市町村税の家庭状況から見る所得のデータから1人当たりの所得額を算出し、これを補完指標として設定をしております。1人当たりの所得額ですけれども、これは給与所得、それから営業所得、農業所得等の区分で構成されておりますが、令和2年度、2020年度と令和5年度、2023年度を比較いたしますと、これは全ての区分で取得額が増加しております。これまで取り組んできた土作りなど農家の生産基盤強化への支援や災害に対応する共済への加入促進など、農家の生産意欲や生産量増加への取組、それから新規航空路線の誘致をはじめとした観光振興への取組等が市内経済を活性化させ、農業所得、それから営業所得額の増加に寄与したものと考えております。それから、経済界を含めた市民所得向上懇話会等とも連携しながら市民所得向上の取組を推進することによりまして、市内経済の活況を働く人の賃金へと分配される流れがより促進され、給与所得の増加等にもつながったのではないかと捉えております。それから、域外からの外資、外貨ですね、それを取り込みまして、取り込んだ資金を地域内で循環させつつ、事業者等の稼ぎを働く人の所得へと分配を促進する、これ市長公約として掲げた所得向上への基本的な考え方が現在の状況に現れてきているものというふうに捉えております。

◎長崎富夫君

今、確かに副市長おっしゃられたように、市民所得向上プロジェクト推進本部の設置や市民所得向上懇話会などなど推進体制の強化が大きな役割を担っているものと私は評価いたします。市民の所得向上、おおむね8%達成はしているとおっしゃっています。座喜味一幸市長の1期目の任期もあと3か月余となりました。公約の実現に向けて、市長のご見解をお伺いいたします。

◎市長（座喜味一幸君）

市民所得10%向上に係る質問でございますが、これまでの取組は農畜水産業の活性化や観光産業の振興などの推進は図られたものの、各分野横断的に展開されている状況にはなかったのかなというふうに思います。それを市民所得向上プロジェクトとして一体的、総合的に捉えて庁内に推進本部を設置し、部局横断的に連携して相乗効果を生む取組を推進したことは、非常に成果があったものだと、極めて行政改革の基本に取り組めたのかなというふうに思っております。庁内での取組に加えて、市民の経済団体、民間事業者、各行政機関等が一堂に会して現状の課題を共有、議論する市民所得向上懇話会を立ち上げ、官民連携の下、取組が進められていることは、ほかの市町村等と比較しても極めて斬新で、これまでに例のなかった先駆的な取組であると自負し、大きな成果だというふうに思っております。このような流れをくみまして、民間の企業の皆さんも行政との情報の共有、方向性が見いだせ、商工会議所あたりでも産業部というのがつくられて、現場の資源を商品化していく六次化していくというような取組が始まっていること、大変心強く思っております。このような体制を継続しながら、稼ぐ力を強化していく、図っていくということで市民の所得向上を、実現していくというようなことで、さらなる成果の発現、非常に今後ともこの一つの流れというものは宮古島の経済を、社会の構造をしっかりと力強くしていくものというふうに

思っております、いかなる政治状況になろうとも基本的なことが、ある意味での宮古島市の経済のありようというものの方向性が確認できたかなというふうに思っております。

◎長崎富夫君

1期目の任期、あと3か月余をしっかりと市民所得10%向上が達成できるように市長には奮闘していただきたいと思っております。

次に、六次産業化による地産地消の取組についてお伺いいたします。先ほど申しました市民所得の10%向上においては、やはり六次産業化で地産地消の取組も大いに貢献しているものと思っております。市長は、就任早々産業振興局を設置し、市民所得の向上に努めてこられたものと理解しております。産業振興局は、旧上野庁舎を拠点に六次産業化による市民の所得向上に向けては様々な施策を行い、成果を上げているものと思っております。そこでお伺いしますが、この六次産業化による地産地消補助金制度についてお伺いします。これまでの支援事業の実績と今後の計画についてお答えください。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

本事業は、今年度で3年目となり、市内で六次産業化や地産地消に取り組む事業者の商品開発や事業規模の拡大、販売促進に必要な加工機材等の導入を支援し、所得向上につなげることを目的に取り組んでいるところでございます。これまでの実績につきましては、各年度1,000万円の事業費において支援を行ってまいりました。支援実績につきましては、年度ごとにご説明申し上げたいと思います。まず、令和4年度に事業採択された11事業者については、支援前の販売額が2,282万円に対し、支援後の令和4年度が4,441万円、令和5年度においては6,976万円と順調に販売額を伸ばしているところでございます。また、令和5年度に事業採択された9事業者につきましては、支援前の販売額が2,981万円に対し、支援後の令和5年度は9,315万円と、これも販売額が大きく伸びているところでございます。これらをまとめますと、これまで合計で1,555万円の補助金を交付してまいりましたが、支援前の事業者の販売額が総額5,263万円に対し、支援後の販売額は2億732万円で、この3年間で4倍の伸びを示しております。ちなみに、今年度の採択事業者を加えた全体での売上げ目標を31事業者で約3億6,150万円と見込んでおり、各事業者においては導入機材を有効に活用しながら、目標達成に向けて取組を進めているところでございます。

◎長崎富夫君

この事業規模からして、市民所得10%向上への貢献度、どのくらいあったのかご説明をお願いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

本事業の所得向上への貢献度という点につきましては、所得向上に向けた取組が本市全体で取り組んでいかなければならない大変大きな、かつ重要な取組であると認識している一方で、本事業もその中の一つの取組としてその役割を担っているという点につきましては、六次産業化に取り組む事業者が年々着実に増え、地元農産物の取扱量も増加し、加えて新たな商品の開発や事業規模の拡大、販売促進及び雇用創出の取組が強化され、全体的に販売額のアップにつながっておりますことは、本事業の実施において一定の効果があつたと認識しているところでございます。引き続き、本局に課せられた業務を進める上で、所得向上に向け、効果的な事業戦略を立て取り組んでまいりたいと考えております。

◎長崎富夫君

そこで、この事業の規模が小さいというご指摘もありますが、拡大を図る考えはないかお伺いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

事業規模が小さいとご指摘もある中で、これまでの実績から事業者の取り扱う地元産農産物、水産物の取扱量や機材の設置計画、運営体制などの事業計画を総合的観点から判断いたしますと、現時点においては事業者の要望に沿った上、事業規模に見合った内容で本事業は進められていると考えております。ちなみに、県内外における他の自治体の六次産業化への事業補助金の支援額につきましては、補助率は2分の1が多くございますが、上限額につきましては本市の200万円はかなり高めの支援となっております。しかしながら、応募された事業者以外にも問合せが継続的にございますので、事業規模の拡大の必要性など、状況を見極め適切に対応してまいりたいと考えております。

◎長崎富夫君

いわゆるこの資材の取扱い、この機材の取扱い、支援後の対応はどうなりますか。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

支援した後の対応につきましては、宮古島市6次産業化・地産地消支援事業補助金交付要綱第14条の事業の報告に基づき、補助事業を実施した初年度から3年間の実績報告が義務づけられているとともに、機材の耐用年数に応じた使用状況の追跡調査を実施いたしております。加工機材の耐用年数は、おおむね8年から10年といったところでございますので、その期間で追跡調査は進めてまいりたいと考えております。また、追跡調査は設置をした時期によって異なりますが、年2回から3回程度の現地調査を行うとともに、担当者引継ぎにおいても確実に共有できるよう行ってまいりたいと考えております。

◎長崎富夫君

すみません、もう一点だけ聞かせてください。事業者からも問合せがあると思うんですが、途中で事業をやめた場合どうなるかお伺いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

申請の際、3年間の事業計画を示し、交付を受け、事業を実施することとなりますので、財産処分の制限、目的外使用、譲渡、交換、貸付けなどをした場合など、補助金交付決定の内容やこれに付した条件に反した場合は、補助金の返還になる場合もございます。

◎長崎富夫君

市民所得向上や宮古島市の地産地消の課題については、これからも重要な役割を担う担当部局でありますので、引き続き事業者への支援、事業の拡大など、本市の産業振興発展の取組に期待しております。

次です。若者の定住促進についてお伺いいたします。市営住宅の空き家を修繕し、若者の定住促進のために供給する。このことについては、3月定例会でもお伺いいたしました。1人世帯は、宮古島市の市営住宅の入居要件からすると該当しないのではとの質問に、今回の市営住宅を活用した地域対応活用というところについては全体が目的外利用になるということ、特に若者の定住促進という観点がありますので、できれば本市に在住の方、あるいは本市に在住の方以外にもUターン、そういったことを希望されている若い人を中心に郊外に住んでいただいて郊外の活性化にもつなげたいと、これは副市長から答弁がありました。お伺いしますが、全体が目的外利用という観点からすると、現在本市に住んでいない方でも該当するというので、これはよろしいですね、こういう理解で。市民にはそのように周知してよろしいでしょうか。お伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

若者の定住促進に向け、市営住宅、地域対応活用の申込条件としましては、1つ目に本市の住民台帳に登録されている、または本市に本籍がある者……

（議員の声あり）

◎建設部長（川平陽一君）

島外在住者であっても、申込条件に該当する方は可能でございます。

◎長崎富夫君

そこで、定住促進に向けては、9月18日の新聞報道で市営住宅の空き室10戸について募集すると発表しております。公営住宅、困窮世帯が原則だが、地域の実情に合わせて弾力的な活用を図る国の地域対応活用計画を利用すると。若者を対象としているところで、これ県内初の取組だとおっしゃっております。ところが、令和6年2月末現在、市営住宅の空き家は98戸ありますが、そのうち36戸は入居募集を予定している。これ3月定例会で答えられたものです。今回の募集は10戸、あとの26戸の募集については予定はいつですか。お伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

本事業については、公営住宅の本来の入居対象者の入居が阻害されないこととなっておりますが、通常空き家待ち募集及び抽せんを実施して入居決定後、今年17日から公募を開始しております。今回実施する市営住宅につきましては、福嶺市営住宅が1戸、福里第2市営住宅が6戸、新城市営住宅が2戸、上野第2市営住宅が1戸となっております。合計10戸となりますが、残りの戸数についても募集を行いまして、入居者が多数いれば今後考えていきたいと考えております。

◎長崎富夫君

その26戸につきましては、先日のある議員の答弁で、11月募集開始を予定しているという答弁もあったんですが、これ11月頃だと理解していいですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時19分）

再開します。

（再開＝午前11時20分）

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅の募集方法につきましては、現在指定管理者とも調整行っておりますが、申込みがなく空き家がある住宅については、残りの26戸につきましても11月からは常時募集をする方向で検討しております。

◎長崎富夫君

この件については、やはり新聞報道を見た市民の方が、相当関心のあることなんです。ですから、36戸入居募集だけど、何で今10戸かという、こういう疑問もあったもんですから、今回お聞きしました。ぜひこの26戸につきましても、早急に入居募集ができるようによろしくお願い申し上げます。

続いて、若者の定住促進とは少し違うかもしれませんが、島外から赴任される教職員の住居問題です。沖縄県の教職員組合宮古支部の皆さんと意見交換する機会がありました。やはり家賃の高騰や住居不足が

起きる数年前までは、島外から赴任される職員の住居を後任に引き継ぐという形で慣例的にやっていたようですが、今それができない。島外から赴任される職員は新たに住居を探さなきゃならないが、住居不足でなかなか見つからない。住居が見つかるまでホテル住まいを余儀なくされた教職員もいると聞いております。家賃の高騰や住居不足などにより宮古島市への赴任を希望する教職員が減っていると言っています。目的外利用の観点からすれば、例えば教職員が入居を希望すれば、それは市営住宅も可能ですか。お伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

先ほどの条件に該当する方であれば入居は可能となります。今回実施している公営住宅の地域対応活用においては、若者の定住促進で国の承認をいただいておりますので、その承認内容以外での公営住宅の目的外は利用できませんが、別立てで事業計画を策定し、国の承認を得る必要がありますので、市営住宅戸数に限りがあり、本来の住宅困窮者の入居を妨げないような慎重な検討が必要と考えております。

◎長崎富夫君

分かりました。私のところを含めて、多分議員の皆さんところにいっぱいこの相談、住居問題の相談は来ていると思っております。本当に家賃高騰で今若者が大変困っております。市営住宅への入居を希望するが、なかなか空きがない。そういう相談がたくさんあります。しっかりと若者定住促進、取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

次に、農業関係4団体の要請についてお伺いいたします。これは先日、狩俣勝成議員にもお答えがあったんですが、この農業4団体、労働者居住不足の解消に向けて、廃校になっている学校施設を宿泊施設として活用することを、市に要望書を提出してあります。例えばサトウキビハーベスター補助員の確保が島内では難しく、島外や外国人労働者の確保を検討しているが、宿泊施設が不足しており、受入れがなかなか困難な状況である。宮古島市の廃校施設や使用されていない各地区の公民館、空き家となっている農家住宅などを宿泊施設として活用することは、労働者の住居問題や労働者の人材不足の一助となるということでこの4団体訴えております。この要請について本市の見解をお伺いします。

◎市長（座喜味一幸君）

去る8月28日にサトウキビ生産関連4団体より宿泊施設の確保についての要請をいただきました。要請内容は、島内の補助員確保が難しい、外国人労働者等、島外から補助員の確保を行う必要があると。宿泊施設が不足しているので、受け入れたいけれども受け入れられない状況ですよということを伺っております。その方策として廃校施設を活用するなど、宿泊施設不足の対策についても要望を伺いました。本市では、有効求人倍率が増加する中、農業分野に限らず観光業、建設業など様々な業種で労働力の確保が課題となっており、島外からの労働力の確保についても、先日新聞紙面でも報道のあったとおり、本市内の賃貸物件稼働率は99%となっていることも踏まえると、改めて労働力の確保と住居の確保、もう喫緊の課題だというふうに考えております。宿泊施設の整備については、整備後の管理運営や維持管理など整理すべき事項もあり、今回要請を受けたサトウキビ生産関連4団体の皆さんとは引き続き意見交換を行いたいということになっております。労働力の確保、関連する住居の確保については、本市のさらなる振興発展を図るためにも取り組むべき重要な課題と考えております。農業分野に限らず多くの業種で抱えるこれらの課題について、様々な視点に基づき課題解決に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

確かにこの問題につきまして、多くの課題があることは承知しております。しかし、農家の高齢化に伴ってそれを補う労働力、その確保は大変重要だと思っております。島内での労働者の確保が厳しい現状にある中で外国人労働者に頼っている農家は増えております。第1次産業は宮古島の宝でありますから、島外からの労働者の住居確保の問題、本市も真剣に今後も取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

次に、人口減少に対する本市の取組についてお伺いします。これ総務省が発表した人口動態調査によりますと、今年1月1日時点の外国人を含む総人口は1億2,488万人、前年を53万2,000人下回ったとしております。日本人だけに限ると約86万1,000人減で、1968年の調査以来、最大の減少幅だと言われております。都道府県では東京都のみが微増。深刻な少子化を反映しており、地域の活力を維持する取組が急務だと提言しております。2023年度版統計みやこじまによると、社会動態から見る転入者数4,050人に対し転出者は3,518人で、転入者が532人上回り、少し増えております。対して自然動態から見ると、年に382人が出生、これは要約して1日に1.0人が出生しているのに対して737人が亡くなっている。1日に1人出生、死亡が2.0という形です。これは10年連続で減少しており、2023年度の自然減は市町村合併以降最多となっております。2024年3月末現在の宮古島市の65歳以上の高齢人口1万5,555人、総人口5万5,026人に対する割合は28.3%、4人に1人がもう高齢者となっております。今後も超高齢化社会が進んでいる中で生産人口年齢、いわゆる15歳から64歳の働く世代の激減が予測されていると。いわゆる介護人材の不足が深刻化することが考えられるということでもあります。これは、全国的な課題でもありますが、人口減少について本市の取組お伺いいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

長崎富夫議員ご指摘のとおり、本市の人口ですけれども、社会動態が増加の状況にあるものの、自然動態は減少が続いております。令和5年、2023年においては自然減少数が355人と、これ市町村合併以降では最も多く、出生数も初めて400人を下回っております。令和6年も同様の傾向で大変厳しい状況でございます。また、本市の高齢化率は県内11市で最も高いとともに、国立社会保障・人口問題研究所の推計においては将来的に生産年齢人口も大きく減少すると予測されております。市としましては、このように人口減少社会へ対応するためには15歳未満の年少人口、それから15歳から64歳までの生産年齢人口、さらには65歳以上の老年人口の年齢階層ごとに課題を的確に捉えまして、効果的な取組を推進する必要があると考えております。こういった状況もありまして、先月、これ8月ですけれども、人口対策を総合的、戦略的に推進するために、これは副市長を委員長としまして、関係部署の部局長で構成する人口対策検討委員会というものを立ち上げております。また、年齢階層人口ごとに課題の洗い出しや効果的な取組の整理を行うために、この検討委員会の下部組織といたしまして、1つには少子化対策チーム、それから定住・雇用促進チーム、さらには高齢社会対策チームの3つのワーキングチームを設置しております。今後、人口対策の推進に向けましては、将来的な目標や目標達成に向けた取組を構築するために、これ全庁体制で議論を進めていきたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

次に、農業行政についてお伺いします。新聞報道で見ると、政府は規制改革推進会議の中で今後議論を深めるテーマとして、農業分野では今後の検討事項として、所有者不明農地など土地の有効活用を重要と

することを挙げております。災害時や貸し借りの際に所有者が分からない農地が問題となっていることを受けて、対応を探ることとしております。お伺いしますが、宮古島市の所有者不明農地の把握はされておりますか。されていれば、その農地面積を教えてください。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

現在、農業委員会で把握している所有者不明農地は、面積にして約4,660ヘクタールとなっております。うち耕作放棄地は約1%の54.4ヘクタール（_____部分は258頁に発言訂正あり）となっており、そのほとんどが相続未登記による農地で、権利者が確定できないことにより、地域における担い手への農地の集積、集約化が進まないことの阻害要因となっております。

◎長崎富夫君

耕作放棄地についてもお答えいただきありがとうございます。

そこで、この所有者不明農地を調査して、農業を経営に意欲のある若い農業者への農地のあっせん、この有効活用を図ったらどうかということで、これは農地法上可能かお伺いいたします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

所有者不明農地の活用については、農地法に基づき農地の利用状況調査等を行い、権利者等が確知できない場合に委員会による2か月間の農地の公示手続を行い、申出がない場合は農地中間管理機構へ通知、利用権設定の裁定を沖縄県知事に申請をした後、県知事の裁定、公告を経て、最長で40年間の利用権設定が可能となります。また、所有者不明農地の発生要因の一つである相続未登記農地の登記の義務化が令和6年4月1日から施行され、問題解決の一端を担うことが期待されておりますが、一方で不在地主の所有する農地が遊休地化し、所有者不明農地へ発展する確率が高いことから、農業委員会としては毎年島外在住者を対象とした農地相談会を実施しており、農地の権利設定や担い手への農地の移転等を促し、農地の集積、耕作放棄地の発生防止に取り組んでおります。この取組が農業関連の全国紙でも取り上げられ、所有者不明農地の発生防止に効果があると認められたことから、都市在住の不在地主や相続人等にアプローチし、所有者不明農地の発生防止やその活用を促進する取組を支援することを目的として、令和7年度予算から農林水産省の新規補助事業として所有者不明農地等総合対策の名称で事業化されております。

◎長崎富夫君

次に、農業振興地域整備計画についてお伺いいたします。これは、令和4年10月26日、私ども宮古島市議団は、その年の9月定例会で宮古島農業振興地域整備計画の変更に伴う沖縄県の同意について宮古島市の意見を尊重するよう求める決議、これを全会一致で可決して沖縄県農林水産部長に手渡しました。内容的には、宮古島農業振興地域整備計画を市が主体的に行えるようにするほか、市に移譲された農地の権限について市が実質的に行使することができるよう求めた要望であります。当時の農林水産部長は、迅速に対応していきたいということで話された。その決議、本市にどう生かされているのか、県との調整はどうなっているかお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和4年10月に市議会議員団より沖縄県知事へ提出した決議について、昨年9月に沖縄県から回答がありました。内容といたしましては、市議会の要望をしっかりと受け止め、宮古島市と意見交換を行うなど連携して取り組んでおり、要望書等を踏まえつつ、宮古島市の考え方を確認した上で、農業振興地域

の整備に関する法律や農地法で定める基準の範囲内でどのような対応ができるか検討を行うということでございました。その後、市と県と協議を重ねまして、令和6年1月に宮古島農業振興地域整備計画書を策定しております。県との協議においては、法律で定める基準上、どうしても変更できない部分はあったものの、おおむね市の要望が受け入れられた形での終着となったと考えております。農業振興地域整備計画については、現在も一部見直しなど随時の変更を行っており、市としての考えを県へしっかりと伝えながら、農業の振興を図るべき地域の整備に関する施策について取り組んでいきたいと考えております。

◎長崎富夫君

そこで、農林水産部長、1点だけ、農業振興地域の総体的な見直し、今後いつですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

次回の見直しは、来年の6月頃から開始する予定となっております。

◎長崎富夫君

次に、宮古島市における宮古島産ソバ栽培の普及についてお伺いします。宮古島産ソバ商品開発につきましては、去る5月にコンビニエンスストアのセブンイレブン沖縄、株式会社武蔵野沖縄、熊本製粉株式会社の関係者が市役所を訪れて、座喜味一幸市長及び私どもの会派も参加し、意見交換を行いました。その関係者は、これセブンイレブンの関係者ですが、宮古島産ソバは味、香りもよく、日本で一番早い新ソバとして魅力的である。今年はさらに商品の種類を増やして、宮古島応援と銘打って宮古島活性化の力になりたいと、そうおっしゃっておいまして。そのソバを使った商品は、埼玉県の一部で販売されたんですが、あっという間に売り切れて好評だったと言っております。同社は、生産量が上がれば県外の店舗でも広く展開したいと考えを示しております。そこで、せんだって宮古島視察に来島された坂本農林水産大臣も宮古島産ソバについて関心を示されていたという報道がありました。そこで、私どもの会派は、宮古島市におけるソバ栽培の普及と畜産業の課題解決を目的に、セブンイレブン沖縄、農業組合法人立山農産、武蔵野沖縄の役員らと同行し、8月20日、農林水産省に坂本哲志農林水産大臣をお訪ねし、市の農業振興に関する政策支援を要請してきました。お伺いします。宮古島産ソバの栽培普及について、本市の取組状況をお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島産のソバについては、セブンイレブン関係者より宮古島産の新ソバは非常に売行きがよいと、好評であるということはお伺いしております。現在、本市で1件の農家が生産を行っております。大手コンビニエンスストアでは本市で生産されたソバを活用した商品が販売されておりますので、需要は高まっているものと認識はしております。一方で、生産農家と意見交換を行っておりますが、さらなる生産拡大、新規参入農家の確保を図るためには、生産収益の増加や機械の更新及び導入、農地の確保等多くの課題が存在することを伺っております。これまでも数名の生産農家が存在していた中、これらの課題から他作物への転換がなされている実情も伺っております。製粉会社、大手コンビニエンスストア等の販路先においては、さらなる生産拡大を求めている状況にあるほか、農作物の休耕期間における農地の利用は有効であると考えておりますが、多くの生産課題が存在する状況を踏まえ、引き続き生産農家の安定生産に向け、交付金の申請補助を行いながら、生産農家と意見交換を図ってまいりたいと考えております。

◎長崎富夫君

次に、産業廃棄物処理についてお伺いします。大浦の産業廃棄物処理場が閉鎖してから果樹農家や葉たばこ農家など、廃ビニールの処理に大変困っております。産業廃棄物処理場の施設建設が今待ったなしの状況であると思います。その建設予定について、さきに質問した議員に、所管する県に確認したところ、現時点で宮古島市での建設計画の相談はないと、回答でしたと承知しております。県には相談はなかったということですが、宮古島市に産業廃棄物処理場についての提案とか、そういうのはありますか。お伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先日も関連のあるご質問をいただきまして答弁させていただきましたとおり、県外民間事業者から現在の宮古島市における産業廃棄物にまつわる課題を踏まえて、建設系混合廃棄物に関する産業廃棄物処理場についての提案がございました。市としましては、現在産業廃棄物、特に建設系混合廃棄物の処理に関し、島内事業者が処理に苦慮している状況を鑑みると、受入れ施設が島内に整備されることは適正処理につながると思います。さきの提案事業者の事業計画内容につきまして、運搬費を含めた提案で、島外処理を行うこと、多種にわたる廃棄物のノウハウを持っていること、金額についても費用負担が減るなどの内容であることから、有益な提案であると考えております。

◎長崎富夫君

この産業廃棄物処理につきましては、本当に大変重要な宮古島市の課題であると思っております。今、話に聞くと、マンゴー果樹栽培農家や葉たばこ農家など、その廃ビニールが約2,000トン野積みされているということも聞いておりますので、ぜひこの問題、早急に解決ができるように重ねてお願い申し上げます。

質問順番を変えて教育行政についてお伺いします。去る7月30日、本市主催の宮古島市子ども議会が18年ぶりに開催されました。市内の各中学校から23名の生徒が参加し、宮古島市の観光や環境問題、学校の設備に関する要望など、中学生の目線で身近な課題を当局に質問していました。未来を担う子供たちの堂々とした一般質問に私も頼もしさと感じております。子ども議会の成果について、市長及び教育長の見解をお伺いいたします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時50分）

再開します。

（再開＝午前11時50分）

◎市長（座喜味一幸君）

子ども議会における生徒たちの質問や提案は、市政を鋭い目線で切り込んだものであり、子ども議会に向けて十分に準備をして臨んだ姿勢がうかがえました。未来を担う子供たちが地域の学校の諸問題について考え、自ら市政に提案する機会を創出するとともに、行政や議会、まちづくりに関心を持ってもらうという子ども議会の目的を達成できたものと考えております。また、本取組は県内マスコミ各社でも大きく取り上げていただいたとともに、YouTube配信の視聴回数も伸びていることから、子供たちのみならず、多くの市民の関心を集めたものと解しております。

◎教育長（大城裕子君）

教育委員会では、子ども議会終了後に参加した生徒たちに向けてアンケートを実施いたしました。子ども議会に参加してどうでしたかという質問に対して、回答者全員がとてもよい経験になった、またはよい経験になったと回答していました。また、学校や地域、身の回りの課題に関心が持てるようになりましたかという質問には5点満点中4.6点、行政や議会、まちづくりに関心が持てるようになりましたかという質問は4.3点という評価を得ております。子供たちの学びを深めるよい機会になったと感じております。

◎長崎富夫君

その子ども議会、私も最初から最後まで傍聴させていただきました。質問、当局答弁を含めて5分間でしたよね。それで、質問時間が短くて再質問の時間が取れないのかなという感じがいたしました。例えば再質問する子供たちに時間を何分間と区切って質問1回とか、こういう対応を、再質問の機会を与えていただけたらと思っております。教育長、どうですか。

◎教育長（大城裕子君）

長崎富夫議員おっしゃるとおり、再質問したかったけれども、時間が足りなくて断念したという声も届いておりました。時間設定など運営面を見直す必要があると考えています。また、持ち時間内であれば複数の質問が可能である旨の周知が不十分だったと捉えておまして、今後は事務局と学校との連携を強化し、よりよい子ども議会にしていけるよう努めてまいりたいと考えています。

◎長崎富夫君

もう全国的に政治に無関心な若者が増えているということです。そんな中で本市の子ども議会、大変私は評価しております。この子ども議会を通して中学生から政治に関心を持っていただくということは大変重要だと思います。そこで、毎年これ開催するということは可能ですか。

◎教育長（大城裕子君）

子ども議会に参加した生徒へのアンケートでも、もし子ども議会が来年も開催されるとして、友人や後輩にも参加を勧めたいと思いますかと質問したところ、5点満点中、平均で4.3点という評価を得ております。また、学校関係者や職員からも次年度の開催を求める声が届いているところです。今年度においては、7月30日と開催日を設定いたしましたが、一般質問などの準備期間が学期末に重なり、教員、生徒ともに負担が大きかったとの声も届いていることから、学校現場に極力負担をかけずに開催できるよう課題を整理する必要があります。教育委員会といたしましては、主権者教育の一環として取り組む意義は大きいと捉えていることから、今後も開催していきたいと考えています。ただし、学校現場の負担及び事務局の準備期間等も含め、次年度以降の開催につきましては、毎年の開催とするのか、数年に1度の開催とするのか、また参加者の対象年齢を広げることなども含めて今後検討してまいりたいと考えています。

◎長崎富夫君

ちょっと時間がないので、次、公共下水道整備についてお伺いしますが、通告してあります4点につきましては、さきに質問された議員に答弁されているので、これもお答えは要りませんが、ただ再質問として用意していたものを質問したいなと思っております。西里通り枝線、接続できる戸数、1工区17戸、2工区23戸、合計40戸、それは事業説明会で行ったアンケートで14人中9人が接続を希望しているとお答えしております。アンケートに回答した26世帯についてどのような対応をしているのか。例えば回答しない世帯を訪問し、補助事業などの説明を行い、接続を働きかけていくことはできないかどうかお伺いしま

す。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

西里通りに関しましては、事業説明会を行った際に説明会に参加されなかった皆さん、市内にもう既にいらっしゃらないというような方が大半でした。その皆さんに向けましては、連絡先を伺って直接電話をするなりしてお願いをしたいと思っております。あとは1軒1軒にポスティング、チラシを2回ほど入れておりますので、今後は個別に訪問をして補助金などの説明をするとともに、接続に関するお願いをしてまいりたいと考えております。

◎長崎富夫君

2問残りしましたが、大変申し訳ないです。次回でまた質問させていただきたいと思っております。これで私の今定例会の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

先ほどの長崎富夫議員の答弁の中で耕作放棄地は1%の54.4%と申し上げましたが、54.4ヘクタールに訂正お願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

◎議長（平良敏夫君）

これで長崎富夫君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時59分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎狩俣政作君

早速質問しますので、よろしく申し上げます。

まず、教育行政、ヤングケアラーについてです。沖縄県は令和4年度に、この9月12日から10月28日に実態調査を行っております。宮古島市でも独自の調査を行いました。その後の実態把握なんですけども、もう何年もこの問題を質問しておりますが、実態把握についてはかなり難しいと思います。このアンケート調査や教職員からの情報で把握している状況かなと認識はしているんですけども、それだけではなかなか実態把握は難しいと。実際この令和4年度の県の実態調査報告書、これで回答したのが全体の40.6%、13万6,065人のうち約40%が回答して、約60%が無回答、これが8万772人です。無回答なんです。この無回答の中にもヤングケアラーに該当するような児童生徒は必ずいると私は思います。市が行った独自調査の結果も踏まえて、現状どのような対応を行っているか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

本市教育委員会におきましては、令和4年5月に小学校5、6年生、中学校1年から3年生を対象に実施し、回答率は80.7%という結果で、令和4年度把握人数は小中学校合わせて6名という結果でございました。本市教育委員会におきましては、その結果を踏まえ、誰一人取り残しのない取組として、ヤングケ

アラーの概念に関する資料の各学校への提供、現状や取組についての周知、支援の在り方等について関係機関と連携し、取り残しのない取組ができるよう協議を継続しております。また、各学校を訪問し、実態把握に努めるとともに、学校において実施する問題行動調査やアンケート調査の結果報告を受け、ヤングケアラーの疑いがあるという際には学校やスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による支援体制の構築を図っているところでございます。その上で、本市教育委員会としましては、より確実な実態把握及び今後の支援施策に反映する目的、ご質問にありましたように取り残しが無いよう、改めて小中学生等を対象にしたアンケート調査を実施することも考慮しながら取り組んでまいりたいと思います。

◎狩俣政作君

この県の調査の中で家族を世話していると回答している回答率があるんですが、小学生全国調査で6.5%、これが沖縄県は13.1%、中学生全国調査が5.7%、沖縄県11.5%、高校生ですと全日制は全国が4.1%、沖縄県は8.1%、定時制、全国は8.5%、沖縄県は18.1%、通信制、全国11%で沖縄県は19.5%と、もう2倍以上の数字が出ております。市が行った中でも、この全国の結果でも、沖縄県の結果でも、ほぼ毎日とか週3回以上は小学生が49.1%、中学生44.9%、高校生が43.8%、そして市が行ったこの回答率、高いですよ、80.7%って。私が気になったのは、そのアンケートの中で、お世話を必要としている方は誰ですかというアンケートの中に、きょうだいと回答したのが最も多くて53.1%でしたよね。その頻度がほぼ毎日というのが44.3%。しかし、あなた自身はヤングケアラーに当てはまると思いませんかという問いには、当てはまらないというのが79.8%なんです。要はそれヤングケアラーと認識していないということだと私は思っています。手伝いが当たり前と思っているのか、仕方ないと思っているのか分かりませんが、私の教え子というか知り合いにも中学3年生のときに、ひとり親で弟、妹が3人いて、部活もしているんだけど、受験生でもある。けども、やはりおうちに帰ったら御飯を作らないといけない、洗濯やらないといけないというようなことがあってなかなか受験に向き合えなかった。結局高校受験を断念したんです。そういった例もあります。なので、早めの実態把握をしていただきたいと思っているんですが、その中でヤングケアラーについて相談しやすい環境づくりというアンケートがありました。一番要望されているのがヤングケアラー専門の相談窓口があること、54.6%で1位。次いで24時間いつでも相談が可能であること、39.2%。3位が学校に相談窓口があることと相談がどのような支援につながるか分かりやすいことが3位です。そこで、今日は教育長、教育部長、市民生活部長と市長、副市長のところには、私が勧めるといって、鹿児島県の薩摩川内市というところが分かりやすいチラシを配布しております。これ学校に配布しているんです。こんな友達いませんかという、洗濯、買物、食事作り、掃除、見守り、アルバイトで家計を支えるとか、祖母の世話とかきょうだいの世話とかあるんです。こういったチラシを配布して、裏に行くと、結局部活動ができない、睡眠不足、進学したいのにできない、友達と遊べない、いろんな問題がある。体調不良になる。そこで、ここに相談したらどうですかというチラシを配布しているんです。ヤングケアラー相談電話もあるし、ホームページに行くと、ここがちゃんとこのようにLINEをつくっていて、相談窓口LINE、24時間対応しております。そこにふだんいろんな手伝いをしている当該児童生徒が、大体この方たちっているような発信するのは夜なんです。遅い時間に私にもLINEが来ます。そういう時間に対応してくれているというだけですごく安心するのかなと思っておりますので、早めにそういったLINEをつくるのか、宮古島市のLINEありますよね。その下にもヤングケアラー窓口とあった

ら相当使いやすいのではないかと思います。一番大事なのはこの情報共有、今多分アンケート調査と島内の先生方の情報だと思うんですが、私は子供会とか地域の自治会とか、もしくはPTA役員、私と狩俣勝成議員はPTAのときに頻繁に防犯パトロールとかするし、PTA役員っていろいろ家庭の状況を把握しているんです。そういった状況が共有できればとてもいいのかなと思いますけども、その辺見解をお伺いします。

◎教育長（大城裕子君）

本市の好事例をご紹介いただきありがとうございます。本市としても確実な実態把握に努めているところですが、このような具体的な例を挙げながら情報共有をしていくということは、大変効果的だと感じているところです。また、先ほどPTAの方たちにも地域の方たちにもとありましたけれども、幅広く情報提供を募りながら、一人も本当に取り残すことのないような対応をしてみたいと思います。そして、把握できましたら、また確実な支援に向けて、関係部署と連携を強化しながら取り組んでみたいと思います。

◎狩俣政作君

午前中、池城健議員も言うておりました。中学校卒業すると、もう本当にその瞬間に人生の岐路に立って、本来であればちゃんとした高校に行って、仕事ができる環境はもう行けないんです。それをどうにか市で早めに救ってあげるとというのが一番私はいいと思いますので、よろしくお願いします。

次に行きます。2番、子ども食堂についてです。宮古島市にある子ども食堂の利用状況ですけども、市が委託しているところと民間があると思いますけども、分かる範囲でいいので、利用状況と施設の数、委託している数と民間の数を教えてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

宮古島市子どもの居場所運営事業で委託している子ども食堂の利用状況についてお答えいたします。

現在、下地児童館にて毎週火曜日、木曜日、土曜日にくわく食堂を実施しております。火曜日と木曜日は、午後4時から午後5時半頃までおやつなど軽食の提供、土曜日は正午から午後1時頃まで昼食の提供を行っております。利用者数は、延べ人数で令和3年度7,469人、令和4年度9,582人、令和5年度1万10人と年々増加しております。民間事業者が独自に実施している子ども食堂について、現在市が把握しているのは6か所でございます。平良宇池間地区に1か所、平良市街地に4か所、城辺地区に1か所ございます。開催頻度は、毎日開いているところもあれば、月1回実施しているところまで様々となっております。

◎狩俣政作君

1万10人、直近で。結構この人数が例えば賄われているというのかどうかという部分なんですけど、例えば県の子供の貧困率は29.9%です。全国は11%、もう2.2倍。全国は9人に1人が子供の貧困と言われていて、沖縄県は3人に1人。県民所得も全国最下位の中で、宮古島は離島なので、ハンデがあるので、もっと高いと思います、率にすれば。そんな中で今のこの人数は、食事が安定供給されているかという部分ではどうなのかなと思っていて、私最近テレビでドコデモこども食堂というのを見ました。これがとてもいいなと思っていて、食事や見守りを必要とする子供が地域の飲食店でどこでも無料で安心して御飯を食べられるようにする仕組みということで、大人たちの寄附によって、食事や見守りを必要とする家庭に毎月

クーポンチケット約3,000円分ぐらい届けて、それを地元の飲食店に持っていけば食事ができるという仕組みです。これ事業を一般社団法人が運営していますが、その法人に加盟してもよいですし、市独自でシステムをつくってもいいのかなと思いますけども、たしか12月か1月に市で事業者支援の電子決済の事業やりますよね。ああいった部分でこういった費用が賄えないかなと思っているんですけど、そういった導入というか、やるような、ありませんか。お伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

ドコデモこども食堂は、一般社団法人明日へのチカラが運営する事業で、狩俣政作議員ご紹介のとおり、食事や見守りを必要とする子供が地域の飲食店でいつでも無料で安心して御飯を食べられる仕組みです。クーポンチケットを利用することで周囲の目を気にすることなく食支援が受けやすくなるシステムとなっております。導入については、飲食店の協力が前提となりますが、NPOなどの支援団体が同法人へ登録することで実施できるものと考えております。

本市で取り組んでいる子供たちへの食支援については、民間運営も含めて子ども食堂や子どもの居場所、フードバンク事業などがあります。昨年度より子どもの居場所が少ない地域に子ども食堂を設置することを目的とした事業、朝のm g m g 事業を進めております。今後も行政だけでなく、地域と連携した子供たちの見守りや食支援などの体制が構築できるよう、地域の自治会や事業所などと運営についての協議を行ってまいりたいと思います。

◎狩俣政作君

食事はとても大切で、朝御飯を食べないで学校に来る子供はとても多いです。私がPTAのときも多くて、先生の準備室に早めに当該児童生徒を呼んで、そこでバナナとかお菓子をあげたこともあります。今の話で朝のm g m g 事業もいいと思います。本当に子供たちに安心して食事があげられるような仕組みをぜひともよろしくをお願いします。

次に行きます。3番です。特別支援学校の修学旅行費についてですけども、本年度の修学旅行費の支給方法ですけども、これも私3回目になるんです、質問するの。3月、6月で。6月の一般質問のときに市内小中学校に通う子供たちが積極的に参加できるよう令和6年度より予算化をし、旅費を全額免除しております。これ教育部長答弁です。小学校551名、中学校627名、財源9,982万6,000円、ほぼ1億円です。高度へき地修学旅行費補助金、これ所得制限がありません。これが6,655万円、ふるさと納税の繰入金3,310万円、残り一般財源が17万6,000円です。しかしながら、特別支援学校はへき地教育振興法に縛られているので、規定が除外されております。その代わりに特別支援教育就学奨励費だったかな、があります。これは、支給に3段階の枠組みがあって、所得制限があって補助金がもらえない親御さんもいます。ちなみに、特別支援学校の修学旅行に行く児童生徒数です。小学部11名、中学部16名。小学部が1人当たり全額支給しても6万円、11名ですので78万円。中学部は1人当たり12万7,000円、16名ですので204万円。小中学部合計しても282万円。これ高等部も行っているんです。高等部も入れても300万円ちょっとなんです、実は。市内の小中学校の子供たちは1,178名で1億円です。特別支援学校は27名で282万円が予算化できませんということだったので、私6月に市長に質問しました。市長は、当然にして特別支援学校に対してもやるべき、そういうところに差があっては決まらぬと答弁されていました。これを聞いた特別支援学校の保護者たちは大変喜んで、反響があったんです。当然として私は9月定例会の予算に上がってくる

ものと思って期待したら、ないんです、予算が。あれっと思って教育委員会に確認しましたところ、特別支援学校側から修学旅行が終わった後に費用を請求してくださいと、その費用を県に折衝して予算を確保して支払うと。たしか交通旅費とホテル代のみと言っていました。食事代は別ということです。市の小中学校の児童生徒は全額無償で行くんです、修学旅行に。なので、行く前に保護者の負担はありません。もちろん朝昼晩の食事も含まれている。これ当然だと私思っています。特別支援学校は、まず保護者が旅費を負担して、県から取れたら支給しますと、旅費と宿泊費のみ。これ全然差があるではないですか。当然としてやると思ったんですけど、その辺の見解を聞きたいんですけど、ちょっと時間もないんで、市長、やってください。答弁をお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

この辺はしっかりと事務手続上、県と市で調整して内示を早くしてもらうとか方法もあるんですが、そういう面では生活に困っている部分をうちの財源の範囲内でのやりくり等も含めて、もう少し具体的に検討して取り組んでいきます。

◎狩俣政作君

具体的検討をして、旅行に行く前に負担なく行けるのかということなんです。私の中ではもうあるべきものと思ったんです。というのは、今まで様々な予算があって、例えばこの予算足りなかったから、違う予算から流用しましたということは何度もあるんです。それができて、なぜこれができないのか不思議ではないです。市長も言ったように当然としてやるべきだって、差があってはならない。差があるのではないですかという部分で、では修学旅行が10月、11月と聞いているので、それまでに予算化できるかできないかを答弁ください。

◎教育部長（砂川 勤君）

今おっしゃっている県の補助、単独も含めて補助金の決定が9月から11月とお聞きしております。それを差し引いた残りの自己負担に照らし合わせて、宮古島市の選手派遣補助金交付要綱に照らし合わせて自己負担額を補助したいと、そのように考えております。金額がまだ今現在定かではない、確定していませんので、特別支援学校のほうと調整をしながら支給する方向で考えております。

◎狩俣政作君

8月ぐらいに私この特別支援学校の今回の旅費の見積りをもらっているんです。小学部、中学部ともらっていて、この3段階の支給もあるので、第1、第2、第3、これもらっているんです、私は。それで大体分かった金額を出しているんですけども、逆に言うと小中学校のほうは予算ができています。だから、まだ場所も決まっていなくて出しましたよね、当初予算で1億円。ここは出せるではないですか、こういうふうな。多分大まかですよ。同じように大まかでこの予算で出しておいて、足りなければ補正すればいいし、余ったら返せばいいではないですか。私がおかしいんですか。差がないようにするのは当然と思っているので、同じ宮古島市の子供なんです。その辺の見解をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

特別支援学校側に3度ほど確認しました。今朝も私のほうで確認しましたが、出発の1か月前に保護者説明会を行うそうです。1か月前に説明会をしまして、概算の自己負担額はこれだけです、保護者負担額はこれだけということですと11月いっぱい、中旬頃までの間に納めていただくと。その部分で自己負

担額は一旦立替えという形になるそうです。市としても、今おっしゃるとおりに市立小中学校については見積り出した後に計画に沿って支給をしております。そこで、特別支援学校の事務手続の協力を得ながら、金額が少額であれば既決予算で対応したいと、少しかさむのであればしっかり12月定例会補正予算で提案していきたいと、そのように考えております。今の段階で支給は11月頃に県のほうが決定するということですので、その後の調整を含んで今1月頃の支給を見込んでいるところです。

◎狩俣政作君

支給できるだけでも感謝なんですけど、私が言っているのは自己負担がないような取組をやってほしいということで、補正予算に組むのもいいんですが、私の中では市長の専決処分でやってほしいんです、既決予算で。そんな大金ですか。総務部長、そんな宮古島市が300万円であらうたえるような予算ですか。今年はやってあげて、来年からしっかりと沖縄県と調整してもいいんじゃないですか。答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほどから狩俣政作議員が市立小中学校との平等性を強く訴えております。その辺は理解できますので、しっかりと教育委員会と調整して、事前支給ができるかどうかしっかりと調整をして前向きに検討させていただきます。

◎狩俣政作君

ぜひ支給してください。お願いします。

次に行きます。福祉行政です。1番、補聴器購入助成事業ですけども、これ本定例会でも質疑を行いましたけども、周知の意味を込めて再度質問いたします。事業概要を教えてください。

◎副市長（嘉数 登君）

宮古島市加齢性難聴者補聴器購入費助成事業につきましては、加齢による聴力の低下のため、補聴器の使用が必要と認められる高齢者に対しまして、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減するとともに、高齢者福祉の増進を図ることを目的として実施いたします。対象者といましては、まず本市に住所を有し、実際に居住している住民税非課税世帯であって、申請時に65歳以上の方、それから医師により聴覚の基準を満たし、補聴器の使用が必要と認められた方、申請後に購入を予定している方となっております。対象経費ですけども、補聴器本体の購入費用の一部、1人当たり助成額2万5,000円を上限として実施する予定としております。

◎狩俣政作君

全くうれしいですね。ありがとうございます。今回2万5,000円で20名でしたか、予算が50万円なので。もう下半期なので、当初では、もしこの申請が多ければ拡充もしていただいて、ぜひとも耳の聞こえないことによってコミュニケーションが減るのではなくて、そういう部分でも拡充をぜひよろしくをお願いします。

次に行きます。市民生活行政です。市営住宅の入居です。現在の入居状況ですけども、先日、砂川和也議員の空き室数の質問に対して84戸との答えがありました。そのうち7月の募集で何室入居予定でしょうか。各地区の状況を教えてください。お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅につきましては、7月に空き家待ち募集を行い、現在入居手続を進めているところでございま

す。8月末の空き部屋数は84戸となっており、入居予定の各地の状況につきましては平良地域で7戸、城辺地域で4戸、上野地域で4戸、下地地域で7戸、伊良部地域で7戸となっております。

◎狩俣政作君

この7月時点の募集の申込者総数を教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

平良地域で174件、城辺地域で6件、上野地域で14件、下地地域で39件、伊良部地域で15件、合計284件となっております。

◎狩俣政作君

284件の申請総数があつて決まったのが三十何件ですね。これたしか6月定例会のときに、上地廣敏議員の質問の中だったかな、その中でこの空き物件のうち事故物件があるという話があつたと私は思ったんですけど、載っていなかったんです、会議録には。事故物件は何室ありますか。

◎建設部長（川平陽一君）

問題の空き家については、現在4件となっております。

◎狩俣政作君

事故物件ではなくて問題の空き家というふうに言うんですね。これ問題の空き家に関しては、いろんな自治体も困っているというのがあつて、埼玉だったかな、面白い取組をしていて、問題の空き家の告知義務、要するにここは問題の空き家ですよという告知義務が大体3年というのです。不慮の事故とか自然死に関しては別に義務はないと。問題があつたときにしか使えないのは3年だということで、埼玉県の団地で例えば2階が問題の空き家、1階、3階がありますよね。この住人たちにここ借りませんか、ただでいいからって言うんです、3年間。自由に使っていいですよということで、そしたら応募が来ると。多分1階と3階の方は分かる人ですから、いいですよということで自分のアトリエにしたりとか、子供の遊び場にしたりとかして改造して、3年ただで使って終わったら返す。そしたら、次の入居ができるという取組をしているんです。それいいなと思って、ただであれば誰でも借りるのではないかなと。3年後には家賃を払ってねって、継続使用するなら家賃を払ってくださいねという取組もいいのかと思うんですけど、その辺の見解をお聞きします。

◎建設部長（川平陽一君）

問題の空き家につきましては、入居希望者の方に事前に説明を行いまして、理解を得られる方には住宅を提供しております。

◎狩俣政作君

ぜひいろんな考えを使って取り組んでください。

次に行きます。次というか、先日、狩俣勝成議員の住居不足の質問に対して副市長が、個人住宅建設が見込めない、アパート、団地から出れないと、空きが出まないと。住居確保は重大な課題だと認識しておりますと答弁しておりました。また、その前にも西里芳明議員の城辺地域のトレーニングセンターの件でにぎわいまちづくりの質問がありました。その際も副市長が、トレーニングセンターの解体、新築工事だけではなくて様々な構想を考えていると答弁されました。具体的にどのような考えを持っているのかなと思って、私去年1月に文教社会委員会で視察に行つたんです。岩手県の紫波町に来ました。財政破綻

寸前の町が今県内2位ぐらいの財政力になっている。一つの考え方だったんです。1つ、図書館を造る。そこにコミュニティーをつくる。役所も造ったんですけど、宿泊施設も造って、さらによかったのが日本に1件しかないバレーボールの練習所を造ったんです。オリンピック仕様のコートの練習所、体育館ではないです。本当に練習所。小さかったですよね。そのオレンジコート、ここに人が毎年来るんです、キャンプに、全世界から。1個しかないから、日本に。野球場は数あれど、バレーボールの正式コートが1個しかないんです、日本で。すると、自然とそこに人が集まってきて、そしたらまちができています。同じようにトレーニングセンターもいろいろ考えたら、あそこって城辺庁舎があるので、その前に公園とか造ったりとかして、トレーニングセンター改築して中に図書館とか学童とかやっていったら何かすごいコミュニティーになって、わざわざ高い市内に住むよりかも、そこに住めば完結するのかなという思いがあるんですけど、その辺のまた考えを、見解をお伺いします。

◎副市長（嘉数 登君）

現在市では、旧町村地域等においてにぎわい拠点の整備等により活性化を目指す地域賑わい創出事業というのに取り組んでおりまして、今年度は拠点創出に向けた基本計画の策定というところに取り組んでおります。今狩俣政作議員ご指摘の、では当該地域において具体的にどのような計画があるかという話ですけれども、現在ワークショップとか、それからこのヒアリングというものを実施しておりまして、役所が何か形をつくってどうぞという話ではなくて、その地域がその地域をどういうふうにしたいのか、自分たちはどうありたいのかというようなところを我々と意見交換しながら、当該地域に必要な施設、あるいは施設だけではなくて、そこにはソフト事業もできるような形で話を進めていけないかなというふうに思っております。それと、当該地域は単にトレーニングセンター跡地としての整備だけではなくて、今狩俣政作議員ご指摘のように福祉的な、あるいは教育的な要素も含んでいる地域だというふうに理解しておりますので、可能な限り地域から意見を吸い上げて、それを具体的な形、形と言いますとハード事業が想起されますけれども、ハード事業だけではなくて、この中においてどういった事業をやっていくのかということについてしっかりと意見交換をやっていきたいと思っております。これも9月の下旬にはワークショップ、それから今年度からスタートしている地域懇談会も10月には城辺地域は2か所で開催することになっておりますので、しっかりとその辺も含めて意見交換してまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

確かに地元の住民を交えた意見交換はとても大事だと思いますので、ぜひともよろしくお願ひします。時間がないので、次に行きます。入居の優先順位ですけれども、伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

優先順位につきましては、子育て優遇世帯、その他優遇世帯、一般世帯となっております。

◎狩俣政作君

建設部長、子育て優遇世帯の中に例えばひとり親家庭も含まれると思うんですけど、私のところに相談に来るのはそういった方が多いんです。ひとり親で子供が1人。だけど、1人の子供と3人の子供ではやはり違いますよね。その辺ではやはり優先するのは3人ですか。それが聞きたくて。

◎建設部長（川平陽一君）

子育て優遇世帯の中に多子世帯、18歳未満の子供が3名以上いる世帯となっておりますので、それが優

先されます。

◎狩俣政作君

ほとんどの議員が話しているように7月と11月だけでは少な過ぎると、7月に申し込んで落ちました。11月、また落ちました。来年ですかとなるので、空き部屋ができ次第の随時の申込みができないかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅の募集につきましては、現在指定管理者とも協議をしております。空き家待ちの住宅については、11月から募集を行ってまいります。随時募集を行います。

◎狩俣政作君

随時募集を行うということですが、不思議というか、同じ7月、11月に市と県も募集するのではないですか、公営住宅。私ら市民からすれば、あまり県と市の公営住宅の境がないというか、どこでもいいという感じなんです、入れれば。なので、県と協議していただいて、県も同じように随時募集することができれば、この空き家というか、住居不足はある程度解消するのかなと思うんですけど、今後県と協議をして、そういったやり取りができるか見解をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

県営住宅の募集においては、県全体の県営住宅及び沖縄県内に在住している方が全体的に対象となりますので、同様な募集については厳しいと考えております。

◎狩俣政作君

今、建設部長が答弁したのは、県に関しては県全体に募集を行うので、把握ができないからそれは厳しいという話ですよ。多分入っているのはほぼ宮古島の人ではないですか。なので、その辺は多分窓口は同じ窓口の方がやっていると思うので、その辺も課題として挙げながら、厳しいとかではなくて、宮古島も厳しいんです、住居不足で。なので、その辺を話をした上でやるというのもいいと思うので、その辺は要望として、よろしく願います。

次に行きます。2番、庁舎の駐車場への動線ですが、これ庁舎からして左側が来庁者の一般駐車場、右側が保健センター側の駐車場があるんですが、ちょうどベビーカーを押しているお母さんがこの保健センター側から来たんですけど、一般駐車場のほうはちょうど正面玄関側に歩道がありますよね。歩道があって屋根もある。もちろん段差はないです。しかし、保健センター側は縁石があるんです。なので、反対側の歩道を通って来て遠回りをしてくるんです。今日みたいな雨だったら完全にもう普通に来たらずぶ濡れです。なので、このお母さんは途中の芝生から入ってきたんです。自動販売機ありますよね。あの辺からころころ、ころころと入ってきて、話聞いたんですけど、不便だと。あの辺を少し、1メートル間隔ぐらい舗装できたらいいなと思うんですけど、役所側の縁石取っちゃうと、あそこには浸透ますがあるので、水が流れちゃうので、そこは取らないで、そういった部分はどうか見解をお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

庁舎駐車場の動線についてお答えします。

今、狩俣政作議員ご指摘の件、境界ブロックについては、あれは安全面等から撤去するのは厳しいかなと考えております。今議員提案を受けまして、他の手法も併せて検討してみたいというふうに考えており

ます。

◎狩俣政作君

総務部長、ぜひよろしく申し上げます。

次に行きます。市長の施政方針についてですけども、これ市職員の勤務実態です。残業が多い部署とその原因を教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市職員の勤務実態につきまして、残業が多い部署とその原因についてでございます。お答えをいたします。

慢性的な残業が多い部署につきましては、消防、あとは子ども家庭局の子ども未来課、生涯学習部生涯学習振興課などが挙げられます。その要因としまして、消防につきましては観光客による水難事故の増加や市民の高齢化による救急出動要請が増えていることが年間を通じて時間外勤務が多くなっている状況となっております。子ども家庭局子ども未来課につきましては、保育所入所申込み、現況届受付期間による繁忙期に加え、その準備や受付後のチェックに時間を要することが原因となっております。また、生涯学習部生涯学習振興課につきましては、開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査の要請が多く、文化財の有無の照会も年間400件ほどに及ぶことが原因というふう聞いております。

◎狩俣政作君

市民からいろんな、役所は見えますから、電気がついているね、遅くまでという話を聞いていて、簡単な質問というか、御飯食べているのかねという話も聞いたんです。例えば御飯食わずに残ってやっているのか、何かしら食べているのか、健康増進で特定健診を進めている宮古島市が何かお菓子食べて残業しているとは思わないんですけど、その辺は大丈夫ですか。お聞きします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

休憩時間に関してのご質問にお答えいたします。

本市の勤務時間、休暇等に関する条例におきまして、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩を勤務時間の途中に置かなければならないとされておりまして、職員は条例に基づき休憩を取りながら業務を行っております。残業を行う場合ですけども、適宜、職員おのこのタイミングで食事休憩などの時間を確保しながら業務を行っているものというふうに考えております。

◎狩俣政作君

1時間の休憩があるということは初めて知りました。例えば繁忙期とかはしようがないと言うのはおかしいんですけども、職員に病気で休んでいる方がいて、その弊害で残業しているのもあると思うんです。そういったときに別の部署から派遣とかして回したりできないのかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

休職者がいる場合、他の部署からの対応できないかというご質問でございます。まず、休職者がいる部署の対応としましては、原則として総務課の予算において会計年度任用職員を代替として任用し、対応しているところでございます。それ以外に、状況に応じましては職員の相互応援で対応すること等も、そういう規則もございますので、対応も考えられるというところでございます。

◎狩俣政作君

総務部長、例えば本当に残業をして、それが慢性化ではないけども、まだ若い子たちで、家族もいて、もちろん幼い子供もいながら残業して、これが精神的にやられちゃうと、退職しちゃったら本当にもう代わりはいませんよね。そういう声が出る前になるべく早めに声かけて、大丈夫かとかいう、システムではないけども、普通の勤務ができたらなと思います。ぜひお願いします。

次、3番です。市職員のパワーハラスメントの実態ですけども、これ実は6月定例会に我如古三雄議員の質問であったんです。令和元年から令和5年までに9件、5年間に9件あって、そのうち1件が市の規則に照らしてハラスメント調査委員会で諮られたけども、パワハラに該当しなかったという話がありました。その次の日にまた狩俣勝成議員のパワハラの問題に対して、アンケートを実施したと、令和6年1月16日から26日の10日間にやったところ、3年以内にパワハラを受けたことがある、また見聞きしたことがあるという回答が、職員総数1,321名に対して回答率が19%の249名。この249名のうちパワハラがあると回答したのが89名と言っていました。びっくりしたんです、これ。びっくりしたけど、普通に終わったんですけど、これ5年間で9件のときは委員会に諮った。逆に今回の89名の、要は249名のうちの89名だから、回答者のうち35.7%の人がパワハラがあったと言っているんです。それに対して何かしらやったのか。委員会で諮ったのか、何もしていないのか、その対応をしたのかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今、狩俣政作議員がおっしゃったとおり、実際に3年以内にハラスメントを受けたことがあるとした回答が18件、見聞きしたことがあるということが71件、その89件ということでございます。まず、パワハラへの対応ということで、まず相談体制というのがございまして、課長級の相談員を4名、あとは総務課づけの保健師を1名、任命権者ごとにそれぞれ2名ずつ8名、合計で13名の相談員を配置して相談体制の構築に取り組んでおります。実際そのうちで相談があったのが、先ほど狩俣政作議員からございました、ハラスメントに関する防止規定が平成30年、策定しておりますので、それ以降、今年度3件、令和6年度はございました。令和5年度が1件、令和4年度が3件、令和3年度が1件、令和2年度が2件、令和元年度が2件となって、合計、今のところ12件ということでございます。あくまでもこれハラスメントの疑いということでございまして、パワーハラスメントの疑いが11件、あとセクシュアルハラスメントが1件というふうになっております。実際この中で、相談の委員会、調査委員会の中で、いろんな実際被害を受けた方とその中で話をするんですけど、その中で相談者が次の審査会のほうに移行するというのであれば、当然そこでまた審査をするということになりますけど、その前段で一応話を聞いて、この中でもう完結しているというのがほとんどということでございます。令和3年度に実際1件そういう事案が、審査会で諮られた事案でございますけど、最終的にはハラスメントではないという結論に達しておりますので、そこで終了しているということになります。

◎狩俣政作君

総務部長、例えばハラスメントを受けた当該職員の中で辞めた人いますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

当然相談者の中には辞めたいという声もあつたり、あとは眠れないという声もございましたけど、実際それが原因で退職された方はいないというふうに把握しております。

◎狩俣政作君

パワハラが原因で辞めたわけではないけども、それが原因、引き金となって、いずれ体調不良とかで辞めた人はいると私は聞いておりますけども、その辺をしっかりと守ってください、職員を。ぜひともお願いします。残業もしてパワハラもされたらたまったもんじゃないですから。

次に行きますけども、順番を変えて、時間がないので、3番の脱炭素先行地域づくりについてですけども、進捗状況をお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

脱炭素先行地域づくり事業についての進捗状況についてお答えをいたします。

今年度は事業費ベースで6億5,500万円、交付金額で4億7,127万9,000円となっております。事業の内訳としましては、オンサイトP P A事業に3億2,200万円、脱炭素グリッド事業に6,400万円、エネマネ省エネ家電買換補助に6,100万円、電気自動車導入事業に約1,000万円、事務費に1,500万円となっております。

事業の進捗につきましては、オンサイトP P A事業は先行地域内の住宅、民間施設等に太陽光を設置するものとなっております。これが太陽光と蓄電池を使ったP P A方式で整備をしていくこととなっております。今年度は112件の事業規模となっております、先月P P A事業者を選定登録しまして、11月頃から設置の開始に向けて事業を進めていくところとなっております。

また、エネマネ省エネ家電買換補助事業につきましては、対象者が一般家庭と民間事業者の402件を想定しております。対象家電は、LEDとエアコンを対象に買換え補助を行いまして、地域内の省エネ化を図っていく事業となっております。事業の開始につきましても、これも秋頃を予定しているところです。

電気自動車導入事業につきましては、買換え補助に5台、またカーシェア活用を見据えた事業所に対する買換え補助に8台分を想定しておりまして、この電気自動車の買換え補助につきましても11月頃の募集の開始を予定しております。

あと、脱炭素グリッド事業につきましては、これは先行地域内の再生可能エネルギーの発電、蓄電量、またその見込み量を需要家、消費者ですね、の電気使用量などを把握して、系統に負荷を与えず地域内で安定的な電気供給を可能とするシステムを構築する事業となっております。この脱炭素グリッド事業につきましても、今年度の事業内容はシステム設計となっております、これも同じく11月頃から12月頃に事業の開始を予定しております。

◎狩俣政作君

企画政策部長、この脱炭素グリッド事業という名前は宮古島独自ですよ。どこを調べてもないんです。大体スマートグリッドというんですけど、これって要は電力会社、発電所と家庭の消費電力、供給の内容とか、送受信ができて、今こうですよという話ですよ。これある意味過剰な発電をすることを防ぐためのものだと思うんですが、これ遠隔操作システムの開発の事業ではないんですか。要するに会社が発電所と家庭の状況を把握するという、監視するというシステムですよ。これ一民間業者が例えば補助金の事業を使ってできる事業なのかなと、ちょっと不安なところがあるんですけど、要するにほかの会社って、大手会社は自分たちの資本を払って、お願いをして構築していく。遠隔操作、遠隔システムを開発していくという中で、宮古島市は実証事業の中でこれ取り入れているんですよ。その会社は、多分その実証事業の中で実証事業のお金を使ってこのシステムを構築していくと思うんですけど、これは妥当なんですか。お聞きします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時28分）

再開します。

（再開＝午後 2 時29分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

この脱炭素グリッド事業につきましては、狩俣政作議員おっしゃるとおり、遠隔管理を行っております。宮古島未来エネルギーが実際 P P A 事業者として実際運営をしているというふう聞いていまして、そのような形で今回脱炭素先行地域の中でも脱炭素グリッド事業を運営していこうということとなっております。あくまでもこれは、今やっているものに関しての拡張という形で持っていく事業ということです。

◎狩俣政作君

例えば沖縄電力が遠隔操作をするのはまだ分かるんです。私が言っているのは、民間の会社がそのシステム、遠隔操作をするということが妥当なのか。これまでは遠隔操作といっても、家庭に電気使い過ぎですよとかアラーム警報を鳴らすとか、そういうのは分かるけど、民間の会社がそのシステムを使って電力をちょっと使い過ぎだから止めたいとかできたらまずいのかなって私は思うんです。それをできると言ったので、その拡張版と言ったから、さらに拡張するのかなというちょっと不安な部分があるので、これ次の定例会でもやりたいと思います。

できれば防潮堤の建設についても聞きたいんですけども、今石川県の能登半島で1月に2,000年に1度と言われる地震が起きました。また、今回も50年に1度という豪雨が起きました。もういつ災害があるか分からない中で、私は常に下水道処理、し尿処理施設のところに防潮堤造ってほしい、なぜなら海拔がないから、もし津波が来たらもう宮古島は生活インフラ終わりますよという話をずっとしているんです。でも、当局は何も、最初の頃は建設部長が答えてくれて、建設部長は検討しますと言ったけど、最近はどうも全然造ることもないという中ではどういう考えがあるのかお聞きしたいです。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

◎下地信広君

本日の最後の登壇となりました。しばらくの間お付き合いをお願いしたいと思っております。最近、この1週間、敬老のお祝いを食べ過ぎて、私自身が何か敬老会を迎えたような、そういう気持ちに陥っております。

それでは、早速一般質問に入っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。まず、1番目、農薬、化学肥料の使い過ぎは地下水汚染につながると言われておりますが、この農薬、化学肥料の低減化に向けた取組を、農家の方々との話合いとか、そういったのは行われているのかどうかお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農薬低減に向けた農家との話合いについてでございます。これまでも農薬、化学肥料の低減について、国の方針と連動して取組を進めていくというふうに答弁しております。農薬の適正使用と適正量の推進に

については県やJ A、製薬会社等の関係機関と連携して、生産農家への周知、啓発活動を行っているところでございます。各購買店においても面積当たりの散布量や希釈倍率、病害虫の発生時期、病害虫の種類に応じた農薬の指導等を行っているところでございます。各生産組合の総代会とか要件審査のときに生産農家が集まる機会を活用して、農薬の適正使用、適正量の散布について普及啓発を図っていきたいというふうに考えております。

◎下地信広君

今、農薬も化学肥料も30%から25%に向けてやっているということを知っておりますけど、今いろいろと地下水の汚染で騒がれておりますので、農薬を低減していくためにはやはりもっと農家と話し合う必要があるのかなど。どのタイミングで農薬を使えば少ない量で済むのかどうか、また農薬に代わる部分があれば、やはりこれもまた研究してみる必要もあるだろうと思っております。国連の定めたSDGsの農業関係でも食料の供給と雇用の創出とか環境問題の解決を掲げておりますので、農業イコール環境問題として捉えてしっかり対応していただきたいと思っております。

そして、これは要望になるかと思いますが、今地下水の部分でネオニコチノイド系の成分が検出されているということで、宮古島市は発達障害が増えていると言われておりますが、本当にこれがどういうふうに地下水との関係があるのかどうかというのを検証するためにも、これは水道部をお願いしているのか、また福祉部をお願いしているのかよく分かりませんが、やはり宮古島の方々が、市民、島民がどれぐらいこの水道水を使用しているのか。つまりは料理に使うものとか、また子供たちのミルクにどれだけ使っているのかと、こういうのを私は調査する必要があるのではないかなと思います。私もよく酒飲みますけど、酒も水道水でやったらおいしくないんです。そういう面でやはり私と同じ考えを持っている方もいると思うんで、どれだけ料理に皆さん使っているのかどうかというのを、本当はあんまり飲んでいないのではないかなど、こう思っていますので、これも調査する必要があると。これは要望ですので、ぜひとも、水道部でもどっちでもよろしいですので、要望として受け止めていただきたいと思っております。

次、この2番目、宮古島市の市役所、新紙幣が発行されて、7月3日だったかな、大分なりますけど、新紙幣に対応する発券機、精算機等、この変更作業の状況をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

私のほうからは自動販売機と、あとは財政課で管理しております精算機についてお答えします。

まず、総合庁舎に設置している自動販売機は全部で18台となっております。新紙幣対応機種は現時点で1台となっております。新紙幣未対応となっている17台のうち7台につきましては9月中に対応予定、残り10台は機材不足を理由に未定となっておりますが、早めに対応するよう業者と調整しているところでございます。あと、財政課管理のコインパーキングでございます旧平良第二庁舎跡地のコインパーキングの精算機がございまして、そこに関しましては新紙幣対応済みというふうになっております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

私のほうからは、市民課において設置し管理しております券売機についてお答えいたします。

今年5月末から新紙幣使用可能となっております、各出張所については券売機は設置しておらず、現金のみの対応となっております。

◎下地信広君

衛生施設課のごみの計量にもあると思うんだけど、計量は。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

ごみの持込みにつきましては現金でのやり取りを現在は行っておりますので、券売機を置いていることはないです。

◎下地信広君

もう大分新しい紙幣も出回っておりますので、ぜひ支障がないように取り組んでいただきたいと思います。

次、3番目です。一般廃棄物処理、計量の手数料とごみ袋の売上げの金銭管理についてお伺いしますが、①のごみ袋の売上金が発生して銀行に納付するまでの事務手続についてお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

ごみ袋の売上金が衛生施設課の窓口で納められ、市役所庁舎内の指定金融機関に預け入れを行うまでの工程について説明いたします。まず、ごみ袋の購入時間は、午前9時からお昼休みを除いて午後5時までとなっております。ごみ袋の支払い方法については、衛生施設課窓口での現金払いと市内の銀行にて納付書で支払う方法、大手スーパー等のように月締めで請求書を送付し、振込で対応している方法の3種類ございます。現金の管理につきましては、執務室に金庫を保管し、鍵は担当係長が管理しております。市役所庁舎内に納付するまでの手続については、現金を保管、管理している専用の袋に現金と納付書、払込書を同封し、金庫に保管しておりますが、その日の売上げは翌日庁舎に行く職員が金融窓口にて納めております。

◎下地信広君

まずは現金が発生して、納付書と領収書を取りますよね。そして、1日の売上げ。この決裁は、これは衛生施設課長までですか、それとも環境衛生局長まで回るんですか、この決裁。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

現金の管理に関しましては課内で行っております、私のところまで来ることはないです。

◎下地信広君

では、課内で管理しているということですけど、環境衛生局長がこの決算委員会の中で狩俣政作議員にこの8月から振込が発生していると、今まで現金が発生しているんだけど、その理由はと聞かれたときに、職員の業務を減らすためだと、多分そういう答弁だったと思うんですけど、それは間違いありませんか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

そのとおりでございます。

◎下地信広君

なぜ私がこういう質問をしているかといいますと、実は7月の中旬頃にこの領収書と現金が合わないと、そういう話を数名の方から聞いているんです。ですから、係長であったり、課長であったり、ちゃんと管理しているのかなという部分で聞いておりますし、もしこれが本当であればそういった事実はあるのかどうかと、そしてまた解決したのかどうか、また未解決なのか、この2つから1つ答弁をお願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

7月上旬に複数の職員から窓口で現金を預かる際、多額の現金を扱う負担が大きいと、早急に改善してほしい旨の要望がございました。それまで預かる金額等の詳細について私のほうで少し把握をしていなかったため、その内容の説明を受け、早期の改善を図ることにして、それで納付書での納付としたことです。下地信広議員が今おっしゃるような現金と納付書が合わないという事実はございませんでした。

◎下地信広君

皆さん、環境衛生局長、職員の机を調べているんです、何名かの職員を。あったかどうかというのを。なければならない、そういう説明をなぜ職員にしないんですか。実際皆さん調べているんです。ということは、職員は相当これストレスがたまっていますよ。職場には行きたくない、眠れない、そういうふうに訴えているのをなぜ説明しないのかどうか。環境衛生局長、いつ、どの時点でこの話は聞きました、この相談とかは。現金と帳簿が合わないという話があったかなかったか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほどもお答えいたしましたとおり、7月に私のところには相談がありました。

◎下地信広君

私がこれ質問しているのは、要するに誰の責任とかを問おうとは思っていません。ただ、職場環境を、仕事がやりやすいように整えてほしいという部分で私は質問しています。管理職というのは、やはりこういう仕事がやりやすいように、職員の、やるのが私は仕事だと思っていますが、本当にこれがなければ問題ないんですが、ただ何名かの職員はそういうこと言っているわけですから、では何もないと、何でそういうふうに説明できないのかどうか、もう一度お願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今、下地信広議員から話があった職員の引き出しを全部開けて調べたということ私には把握をしていなかったもので、大変申し訳なく思います。問題がなかったという時点で課の職員に知らせるべきであったということは十分私のほうから今後指導してまいりたいと考えております。

◎下地信広君

分かりました。あまり追及はしませんが、ではちゃんと職員のケアをお願いしたいと思っております。

次、この②、③も一緒だと思いますけど、先ほど現金扱わないという部分で伺いましたが、なぜ振込と、また現金が何件か発生しているのか。やるんだったら全て振込にしたほうがいいと思うんですけど、なぜ現金扱いがあるのかどうか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

8月からのゴミ袋の購入に関しまして、金銭管理の変更についてでございます。その前、7月まで大手スーパー等以外は金額にかかわらず全て現金払いでの対応を行ってございました。その場合、多額の現金を扱うケースもあることから、8月より小売店などでゴミ袋の購入金額が1万円前後から2万円程度の場合を除き納付書での支払いをお願いしているところです。基本的に納付書払いをお願いしておりますケースは、大型店舗や大口の購入を行っております購入者となっております。少額の購入については、窓口での現金払い対応を継続しております。8月から納付書払いを始めた店舗、これはコンビニなどにつきましては、ご理解とご協力をお願いしているところです。

◎下地信広君

役所の仕事は、1日や2日でこういうふうにくらべて変わるところではないと私は思っておりますけど、今まで何十年も同じ仕事をしていて今になってこういうふうに変換にする。しかも、今環境衛生局長は1万円や2万円と言っておりますけど、私が敬老会の帰りに伊良部のスーパーとか何件か回ったら、10万円以上購入しているところもあるんです。あんまり変わらないではないですか。職員の負担を軽くすると言いつつ、こういうふうに変換、三重になっている。また、職員は手続をしないと。納付書の作成もしないと。余計負担がかかると思いませんか。答弁をお願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

現金の取扱いにつきましては、下地信広議員おっしゃるとおり、少額であってもやはり負担になるものだと考えております。ただ、納付書での対応を全てお願いしたいところではございますが、小規模の小売店につきましては納付書での対応が厳しいという事情を話される店舗もございましたので、個々の事業に鑑みて対応してまいりたいと考えております。

◎下地信広君

なるべく現金は扱わないほうがいいと、それが一番望ましいと思っております。もしそれをやるのであれば、午前中で現金を扱い終わってからすぐ銀行に持っていくとか、そういう方法も必要かなとは思っておりますが、どうしてもこの対応について、今皆さんの職場の中では防犯カメラはないと思っておりますけど、防犯カメラを設置するというのはできないんですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

クリーンセンターの施設の見えにくくなっている箇所については、防犯カメラというか、カメラが設置されております。ただ、現金を扱う窓口については、ほかの職員もおりますので、監視カメラなどを設置するという考えはございません。

◎下地信広君

では次、4番目のほうに行きますけど、数か所のスーパーマーケット等からごみ袋が購入できないとの苦情が寄せられました。これを踏まえてお伺いしますが、①の在庫管理のチェック体制について、どのように行っているのかお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

在庫管理のチェックにつきましては、担当しております係員と係長で週ごとにチェックをしていると聞いております。

◎下地信広君

予算を要求するときにもどれくらいあるかどうかというのも必要だと思いますけど、これ係に任せっきりののか、また週1でチェックしているのか、月1でやっているのか、年に何回とか、そういったのは分かりますか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほども少し答弁をさせていただきましたが、係のほうで週ごとにチェックをしていると聞いております。

◎下地信広君

これも狩俣政作議員の質疑の中で、決算委員会の中で、令和4年の指定ごみ袋の手数料が9,115万

7,850円、令和5年度が8,800万650円で315万7,200円の減が生じております。この原因についてということを知ったら、あまりよく分からない旨の答弁をしておりましたが、その後何か分かったことがあるのかどうか、答弁に変更があればお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

決算委員会で、その時点ではっきりしたことは承知していないが、ごみ袋が取っ手つきになり、側面にマチがついたことにより入る量が増え、その分ごみ袋の使用量が減ったことも一因と考えるとお答えいたしました。その後、過去4年分の販売数量の詳細について確認しましたところ、令和4年度、つまり前年度の決算額が最も多くなっておりまして、ごみ袋の小について特に多くなっておりまして。また、粗大ごみの処理券の枚数が大きく伸びておりました。令和5年度につきましては、これまでに比べごみ袋、大の売上げ枚数が40万枚余減っておりました。中の売上げ数は横ばいで、小も2万6,000枚ほど減っておりました。ごみ袋の使用量が減っていることにつきましては、ごみ袋の形状の変更も一因と考えますが、紙類などの資源化意識が高まったことやプラザ棟のリユース活動なども要因になっていると考えております。市民の皆様へは引き続きごみの分別にご協力いただき、廃棄物の減量化意識を高めていただきたいと思いますと考えております。

◎下地信広君

ごみ袋が減ったということは、みんながごみを減らすように意識したということは、私はいいことだと思っておりますが、これがごみの量と反比例したら非常に困ると思っておりますので、やはりこれはしつかりとなぜ減ったのか、もう一度チェックする必要があると思っておりますし、また皆さんが発注したこの業者が何か納入できなかった時期がありますよね、このごみ袋を発注した業者が。これは、いつからいつまでできなかったのかお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和5年度のごみ袋の発注及び納品について、当初の契約に対し、機械のトラブルやメーカーの人員不足などがございまして、契約枚数の納品が困難になったとのことで年度末に契約変更が生じております。大、中、小、点字合わせて発注が390万枚、納品が372万3,500枚と96%程度の納品になっておりますので、令和5年の年度末からごみ袋の製造が滞っているという状況です。令和6年度につきましては、9月10日現在で大、中、小合わせて発注が340万2,500枚に対し納品が124万4,800枚、納入率が約36%となっている状況です。

◎下地信広君

それでは、この入札の時期について、令和3年度から令和6年度までをお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和3年度から令和6年度の入札時期についてです。令和3年度の入札は、令和3年3月24日付で行われております。令和4年度に関しましては、令和4年2月18日です。令和5年度、令和5年3月8日に入札しております。令和6年度、令和6年4月30日となっております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時01分)

再開します。

(再開＝午後 3 時01分)

◎下地信広君

次、5番目、衛生施設課の人事異動について、退職者も含めて令和5年度、令和6年度、お伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

概略的に説明させていただきます。令和5年度、衛生施設課の人事異動につきまして、4月1日付で9名の職員が配置されておりました。その時点で、うち1名は休職しておりました。また、ほかに1名は4月から8月まで育児休業となっております。その後、11月より1名の休職者が出たため、その分1名補充しております。2月1日付でさらに整備係に職員1名が配属され、年度末には8名の職員が在職していたことになります。令和6年度の人事異動について、5名の人事異動がございました。前年度から休職中の職員がそのまま配置され、職員8名体制で業務遂行しております。5月下旬より職員1名が休職となっております。またさらに8月31日付で1名退職となったため、4月配置は9名でございましたが、現在は職員6名で業務を遂行しているというところです。

◎下地信広君

こういった状況の中で、少ない職員で頑張っているということです。環境衛生局長、職員の業務を軽減するというのであれば、もっと私は増やしていいのかなと思っておりましたが、ぜひとも市長も副市長もこういった部分を考えていただきたいなと思っております。

次に行きます。次、6番目、ごみ問題についての苦情が多いと聞いておりましたが、中にはカスタマーハラスメントもあると伺いました。これについての対策というのはあるでしょうか。お伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

衛生施設課へはごみ収集等に関する相談、苦情やご意見など多くの電話が寄せられております。担当課としましては、市民の皆様からのご意見に対し、誠心誠意対応しているところではありますが、中には心ない身勝手な言い分の方もおり、職員はじめ会計年度任用職員が精神的に追い込まれ、対応に苦慮することも多々あります。市としまして、録音機能がついた電話機を設置しており、万が一理不尽なクレーム等を受けた場合、弁護士にも相談できる体制を整えております。今後は、行き過ぎた苦情や嫌がらせなど何度も繰り返されるクレーム、または恫喝するような発言など行政対象暴力に相当する行為は、毅然とした姿勢で対応してまいります。

◎下地信広君

職員が電話を取る前に、これはサービス向上のために録音していますよというのが一言あればもっといいのかなと思っておりますけど、いろいろやっているみたいで、これは結構でございます。職場というのは、楽しく明るいほうが一番やりやすいと思っておりますので、セクハラ、パワハラ、タナハラという、そういった議員もおりましたが、そういう笑いの下でやはり業務を遂行してサービス業に励んでいただきたいなと思っております。長々と大変失礼しました。環境衛生局長、ありがとうございました。

次、移りたいと思います。まず、佐和田児童館についてお伺いしますが、外灯が消えているのはなぜな

のか、理由があるのかお伺いしたいと思います。

◎**こども家庭局長（幸地幹夫君）**

佐和田児童館の敷地に設置してある外灯は道路灯です。これは、旧伊良部町時代からの管理の運用として、敷地を提供している児童館が電気料金を支払う状況となっておりました。現在は、故障により消えている状態であり、また故障した部品の生産終了により復旧できない状況となっているため、撤去を検討しているところです。新たな外灯の設置については、地域住民や自治会などからの要請により、所管する部署との間で調整を図っていただくこととなります。

◎**下地信広君**

これについては、もう一度持ち帰って、自治会の皆さんとも話し合ってからまた決めたいと思っております。

②でありますけど、児童館の催しといっても、これは自治会の催しなんですが、この椅子、テーブルを置場がないということで私有地を借りて保管しております。その児童館の空いたスペースとかにこれは置けないものかどうかお伺いしたいと思います。

◎**こども家庭局長（幸地幹夫君）**

自治会が児童館を借りて行う行事の際に使用する椅子やテーブル等の備品の保管については、備品の所有者である自治会で保管すべきものと考えております。児童館として敷地内に自治会の備品倉庫を建設することは困難と考えております。

◎**下地信広君**

そういう縦割り行政は分かるんですが、前も言ったように公民館がない自治会と公民館がある自治会というのは非常に差があると、不平等だと私は思っています。そういう面で何とかこれできないものかどうか、もう一度考え直していただきたい。また別のところで公民館を建て替えるか、既にある皆さんの財産をまた公民館として使用させるのかどうか、ぜひともこれも検討していただきたいなと思っております。

次は伊良部公民館の外灯、これも同じように消えているんですけど、なぜ消えているのかお伺いします。

◎**市民生活部長（狩俣博幸君）**

南区になります。伊良部公民館の外灯についてです。南区伊良部公民館の外灯は、市管理の外灯ではなく、伊良部地域内の福祉関係事業者が地域貢献の一環としてこれまで外灯の電気料金を支払っておりました。外灯を消したことをこの事業者を確認したところ、これまで地域内で行っていた福祉事業の廃止によって外灯の電気料の支払いを停止することになったということで、昨年の7月頃に外灯を消したことを確認しております。市としましては、今後外灯または防犯灯の設置について、自治会と意見交換を行い対応してまいりたいと考えております。

◎**下地信広君**

これも伊良部自治会と話し合ってから、もう一度お願いしたいと思っております。

次、9番目、長山農村整備事業道路の整備についてお伺いします。これは、2か年前にも質問したことがあるんですが、雑草や雑木が生い茂り、車も通れない状況になっております。これ早急な対応ができないかどうかお伺いします。

◎**建設部長（川平陽一君）**

下地信広議員ご指摘の市道は伊良部131号線です。現場を確認したところ、早急に対応する必要があると認識しておりますが、道路作業員による今後の作業計画としまして19路線予定されており、作業着手に1か月から2か月かかる見込みでございますので、民間業者及び地元の自治会等で作業できないか検討し、早急に対応してまいります。

◎下地信広君

私が2か年前に質問して、あれから一回も掃除していないらしい、ここは。ですから、結構もう生い茂っておりますので。自治会の中に自分が管理してもいいと、皆さんが今やっている、どれぐらい予算がかかるか分からんけど、安くすると言っておりますけど、これは可能ですか、この道路の整備。

◎建設部長（川平陽一君）

地元の自治会等から要請があれば作業は可能です。

◎下地信広君

最後の質問になりますけど、伊良部のまるきスーパー前の車道、歩道のアスファルトが剥がれて波打ち、歩行者がつかずき倒れている。去年の12月定例会にも対策について質問したが、この進捗状況を伺うという質問の内容であります。これを出した後に行ったらもう既に始まっておりますので、建設部長はすごく早いなど、答弁はゆっくりだけど、早いなどと思って感心しております。ぜひとも、せっかくだから、答弁をお願いしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

下地信広議員ご質問の道路は、市道伊良部115号線です。当路線につきましては、下地信広議員からも指摘があり、現状を確認したところ、お年寄りや子供たちがつかずき転倒したり、危険な状態にあったため、早急な対応が求められたことから、現在塩田公園交差点からまるきスーパーまでの改良工事を令和6年8月22日に契約しており、今年11月末には工事を完了する予定でございます。

◎下地信広君

また、これ地元の人が倒れたからいいようなものを、観光客が倒れたらまたこれ損害賠償請求しますので、本当に今観光客が多くて自転車で倒れている。よかったなどと思っております。また、その100メートル前の道路もいろいろと要望しましたので、ぜひともまた来年の予算で取り組んでいただきたいと、迅速にまたお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後3時15分）

令和6年

第6回宮古島市議会(定例会)会議録

9月25日(水) 7日目

(一般質問)

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第7号

令和6年9月25日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月25日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（散会＝午後3時35分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	欠員	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
		〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（1名）

議員（6番） 下地信男君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	下地美明君
副市長	嘉数登〃	水道部長	下地貴之〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	上地一史〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	守武大〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	長濱国博〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃	代表監査委員	渡真利健次〃

◎議会事務局職員出席者

事務局次長 友利毅彦君 次長補佐 与那嶺彰成君
 次長 仲間清人〃 議事係長 国吉たかよ〃

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和6年9月25日（水）

	<p>宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の兩名から令和6年7月分例 月出納検査結果報告があった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第7号のとおりであります。

また、諸般の報告書を本日の議事日程フォルダーに配付してありますので、ご確認ください。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。質問の前に、21日から降り続いた記録的な大雨で、石川県の能登地方に甚大な被害が発生しています。犠牲になられた方々に対して心から哀悼の意を表します。被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。まず最初に公園についてですが、さきの定例会でカママ嶺公園の手すりのことを要求しましたところ、早速今定例会で補正予算が計上されていて大変うれしく思っています。関係各位のご尽力に心から敬意を表します。第1の質問は、公園内に健康器具を設置することについてです。まず、カママ嶺公園で、病院を退院した市民の方が自力でリハビリに励む高齢者の方がいらっしゃいました。病院では時間を取り、機材を使ってリハビリができましたけども、退院後それができない。何とか体力を維持するために公園内を散歩している。そういうことで、緩やかな傾斜、これを今日は何回上って、そういう自力で頑張っている方でした。その方の要求で、いつでも身近な場所で利用できる健康器具、これは市庁舎前にある広場、市民広場と呼んでおりますけども、そこで設置されている健康器具です。体の部位を鍛える、そういう健康器具ですけども、その取組についてお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、カママ嶺公園につきましては、公園施設長寿命化計画を策定し、沖縄振興公共投資交付金を活用して、既存の公園施設を対象に改築、更新を実施しております。しかしながら、新たな器具の設置につきましては、新設の設置となることから補助対象外となり、市単独事業での対応となります。今後、関係部署と協議し、検討してまいります。

◎上里 樹君

これからかなり高齢化が進行する、そのことが今定例会でも論議になっていました。そんな中で、介護予防、これがどうしても課題になってくると思うんです。ですから、そういった意味でも、この健康器具を設置することによって元気な高齢者が、体を維持して介護に頼らなくて済む、そういったことを考えれば健康器具を設置する予算、それを上回るメリットがあると思います。そんな多額、大きな金額になる健康器具でもありませんから、ぜひそういった観点からもご検討ください。これは要望しておきます。

次に、市の窓口業務についてですけども、市民からこんな声が寄せられました。市役所に相談があって、仕事を休んで出向いたところ、相談後、申請手続が必要になったと。その申請書類には押印が必要で、困ったことに印鑑を持参しておらず、申請ができませんでしたと。結局、翌日も仕事を休んで市役所に出向

くことになった、こういう押印を省略できないか、そういう声です。

そこで伺います。申請書類の押印省略を実施できませんか。省略というか、申請に当たって簡素化ができないかということです。

◎総務部長（與那覇勝重君）

申請書類の押印省略を実施できないかというご質問でございます。本市では、新庁舎への移転を機に、窓口での市民負担の軽減、事務手続の簡素化を目的として、宮古島市届出書などの押印省略に関する規定を制定し、施行しているところでございます。一部届出書などでは押印を求めているものもありますが、基本的には本人確認書を提示し、署名をいただくことで、押印を省略した手続が可能となっているところ です。国におきましても押印見直しを推奨していることから、今後、本市におきましても押印を不要とできるものについては積極的に見直しを検討しまして、市民にご不便をおかけしないよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

前向きに検討すると受け止めました。ぜひよろしくをお願いします。

次に、宮古島市斎苑について伺います。火葬炉と霊安室、待合室の増設についてです。火葬炉に空きがなく、告別式まで1週間かかって、民間の葬斎場で待機し大変な思いをした、これ最近私に寄せられた声です。それで、火葬炉の増設をしてほしいという切実な声でした。現場で確認しましたら、逼迫という状況ではないという説明でした。

そこで伺います。本市の高齢化率は高いものがあります。今後、さらに高齢化の進行に伴って火葬炉の需要が増えることが見込まれます。それに今から備えることが大事だと思います。火葬炉と霊安室、待合室の増設も含めて今後の対策について見解を伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

本市の65歳以上の高齢者人口が令和6年3月時点で1万5,555人、人口に占める割合は28%と高い水準になっております。それに関連しまして、本市の火葬数も近年上昇している状況にございます。この先、上里樹議員ご指摘のとおり、その傾向は続くと思っております。また、火葬までの待機が発生しているのご指摘に関しましては、斎苑の指定管理者である事業者を確認しましたところ、4日間待機が5件ほど、3日間待機が3件ほどあったとのことでした。ただし、台風後や炉の修繕時などのタイミングで起きており、火葬が逼迫しているという認識ではないということでございます。現在、機能更新等の時期等に絡めて、火葬炉の増設に向けて管理する事業者と設置する機器や設置方法等の調整を行っております。今後、年度内で事業費を確定しまして、次年度の当初予算で要求していくこととしております。火葬炉の増設に伴いまして、霊安室や待合室の増設の必要性についても、関係者への聞き取り等を行い、ご遺族の皆様にご気持ちよく利用していただけるよう取り組んでまいります。

◎上里 樹君

早速次年度の予算要求の調整ということで、うれしく思います。ぜひほかの霊安室、1室しかないようですね。それと、待合室も2室。これでは到底対応し切れないと思いますので、ぜひそれも含めてご検討よろしくお願いします。

次に、4項、5項を飛ばしまして、6項目の宮古空港について伺います。空港の駐車場、それからフェ

ンス沿い、この管理について伺いますが、空港駐車場と周辺フェンス沿いの雑草、樹木の管理がなっていない、観光地の空港として見苦しいと、厳しい市民の指摘が寄せられました。現場を見て驚きました。雑草だけではありません。これは、駐車場周辺の中庭のれんがが散らばっている状況。これは、もう正面玄関の通路の脇です。そこに大きなヤシの葉が、落ちたばかりですよ。横たわっていました。その周りには落ち葉がたくさん落ちています。このヤシの木の、あれだけ木の葉が落ちるわけですから、そこを子供が通る、人が通ればどんな事態が発生するか、これ大変危険なんです。それから、立ち枯れした木、樹木。これがこの写真以外にもあと数か所あります。これは正面玄関の右の脇、誰でも通る場所なんですけども、この脇に生えている、立ち枯れして、もう年数たってかなり朽ちています。何の木だかも分かりませんが、立派な掲示板があって、モクマオウという表示があります。モクマオウの木が枯れた後、長期間放置されたということです。そういう中で、雑草の除去作業、それから樹木の剪定作業、これが不十分だという市民の声は、これも通路沿いの植栽に生えている雑草なんです。これもその通路沿いの、これは両脇です。先の対になった場所。これかなり長い期間生えているものだと思います。先ほどの道路は、刈り取られて、除草剤かけたように枯れていますけども、これもかなり日数を経ています。そして、まだ刈り取られずに残っている。そして、その通路を歩いていくと、その先には生い茂ったガジュマルの木の枝がもう通路の屋根を覆っています。これは台風が来たらもう建物にも損害を与えるのではないかと考えます。ですから、こんな状況をぜひ、部分的な対応ではなくて、一斉にきれいにしてほしいというのが私の要求です。樹木の剪定作業、これも専門家ではないとできない仕事です。聞けば職員6人で対応しているということでした。その職員もみんな技術を持った剪定士ではないんですよ。機械を扱える職員が1人はいるといふことなんですけども、大変危険な作業を伴いますし、下手な剪定をすると枯れてしまいます。ですから、そういう一斉の除草作業と樹木の剪定作業、その取組についてお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古空港の駐車場及び周辺の管理につきましては、民間業者に委託して駐車場の管理と清掃作業を行っております。業務の内容としましては、清掃作業、ごみ拾い、草刈りについては民間業者が週に2回、2人体制で行っており、また樹木の剪定作業については空港課職員で行っておりますが、管理に不十分なところがありますので、今後、管理業者と連携をしながら適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

週2回の刈取り、これが結局追いついていないという状況だと思うんです。委託しているわけですから、業者の問題なのか、また契約の中身の問題なのか、また予算の問題なのか。いろいろあると思いますけども、観光地らしく、やはり気持ちよい空港にしていきたいと思うんです。業者と連携してという先ほどの答弁がありましたけども、この業者は聞けば草刈りの、除去作業だけだとお聞きしていますけども、樹木については職員が管理をしているということでした。ですから、委託業者と連携してというのがちょっと理解できませんでしたが、そういう樹木についても職員で対応するというのは到底無理だと思うんです。ですから、きちんと駐車場の除草作業と樹木の剪定、これも含めて同時に管理できる、そういう委託を進めるべきだと思います。それについてご見解を。

◎建設部長（川平陽一君）

上里樹議員からもご指摘のとおり、樹木の剪定につきましては、現在、専門業者に見積りを徴取してお

ります。その見積額を確認しながら、これ次年度予算に計上して対応してまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

樹木の剪定に向けて業者に見積りを取ってもらっていると。これ長年放置されているんですよね。この様子を見ればよく分かるんですけども、この樹木の生えた、これガジュマルの木の根っこですけども、そのそばには長期間放置された放置自転車もあります。ですから、このガジュマルなんかはほとんど手つかずで、通路の屋根にはビューガッサとか、クワズイモですね、ほかの雑草が生い茂っています。ぜひ早急にこの除去、剪定を重ねて要求したいと思います。

次に、駐車場内の長期の放置車両とオートバイ、自転車の撤去についてですけども、先にもうこの写真提示したように、放置自転車が長期間放置されています。それに放置車両もあります。さらに見過ごせないのは、現在使っている駐車場の駐輪場に10台近くですか、こうやって倒れたままの自転車放置されているんです。これを見た観光客はどう思うんですか。こういったことを放置するとまずいと思うんです。ですから、その撤去作業についてお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、長期に放置されている車両は、自動車は3台、バイクが4台、自転車が9台放置されている状況でございます。また、自転車につきましては、最近3か月以内に8台の放置がありました。これまで自動車につきましては所有者に対して撤去するよう通知をしておりますが、応じてもらえない状況です。今後は、県と手続等について調整し、対応していきたいと考えております。

◎上里 樹君

ぜひ早期の撤去をお願いします。

それから、空港フェンス沿いの雑草の除去作業、これも不十分です。ギンネムが空港周辺フェンス沿いに生い茂り、そして雑草が放置状態です。先ほどの駐車場の一斉除草の要求と同じように、これも部分的ではなくて一斉に刈り取ったほうが観光地の空港として気持ちよく観光客を迎えられると考えます。その取組についてお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

空港内のフェンス沿いの管理につきましては、現在、宮古空港着陸帯除草作業管理委託業務の中で、フェンス沿いの内側の斜面の除草についても委託業者が行っております。また、空港周辺の道路沿いのフェンス外側の除草につきましては空港課職員で行っておりますが、雑草等の伸びが早く、作業が追いつかない状況があるため、今後、委託業者と連携を図りながら適切な管理に努めてまいります。

◎上里 樹君

今後その委託業者と連携を図るということですけども、お聞きすれば今の委託業者の空港の平面な場所の除草作業は機械で刈り取って一斉にきれいになるんですけども、職員に確認しましたところ、その平面なフラットな部分は委託されているんですけど、斜面になった空港フェンス沿いは職員の手で行っていると聞いたんですけども、これは事実なのでしょうか。確認のためお答えをお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

フェンス沿いの斜面につきましては、委託業者が対応を行っております。現在、フェンスの内側については先週から委託業者が作業を行っておりますので、今後も業者が対応することになります。

◎上里 樹君

では、業者がフラットな部分だけではなく、フェンスの内側全体を担っているということですね。なぜ、ではあのような状況が発生するのか。きちんと刈取りは定期的に行うように連携図ってください。

次に、地下水保全、その観点からも、予防原則の立場からということですがけれども、安全の確保の観点から、その先ほどの場所、空港フェンス沿いに赤く枯れた跡がありますけれども、職員がその周辺を刈取りを担っているということで大変だと思いますけれども、除草剤の使用が見受けられます。その見解を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

除草剤の使用につきましては、市民からも問合せがありましたので、今後は控えたいと考えております。空港周辺の道路フェンス沿いの外側の除草につきましては職員で行ってりましたが、今後委託業者と連携を図りながら適切に管理を行っていきたいと考えております。

◎上里 樹君

今後控える。使わないというふうにお答えいただければと思いますけれども。公的な役所がそういうことをやると、やはり市民も安心して使うようになると思うんです。予防原則という立場をとということを私言いましたけれども、近くには与那覇湾があります。大雨が降れば一気に流れ込むんですね、表流水。ですから、市の管理する公園やそういった草木の管理については除草剤の使用をしないように求めます。

次に移ります。水道行政についてですが、安全な水の供給について伺います。この質問、私は市民の命と暮らしを守る自治体の責務として、予防原則の立場から高度浄水処理施設の設置を繰り返し要求してまいりました。しかし、国の基準を下回っており安全ですという答弁が繰り返し行われ、残念に思います。今回も質問を繰り返す理由は、9月8日に宮古島地下水研究会が市の未来創造センターで健康講演会を開催し、地下水研究会の共同代表、友利直樹医学博士が、これまでの予防原則の立場からという指摘をさらに踏み込んで、今回は、ネオニコチノイド系農薬により、胎児が微量でも感受性の高い時期に暴露すると発達神経毒性により発達障害のリスクになることが懸念され、宮古島市では全国的に懸念されているネオニコチノイド系の農薬、その健康被害が既に生じている可能性が高いと、高度浄水処理施設を早急に整備すべきだと強調していたからです。

そこで伺います。子供たちの未来を守る緊急の対策として、PFOSやネオニコチノイド系農薬等の化学物質の低減、除去が可能な高機能活性炭浄水処理等の高度浄水処理施設設備を各浄水場に速やかに設置すべきです。見解を伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

高度浄水処理設備につきましては、これまでも答弁しておりますが、検出されている農薬とかPFASの成分は極めて低濃度であります。そのため、各浄水場へ高度浄水処理設備を設置することにつきましては、具体的に検討する段階ではないと考えております。今後、全国的な調査が進み、知見が集積され、国や県から方針が示されるなど、情勢に動きがあった場合でも対応できるよう、引き続きモニタリング調査を実施しながら検査結果を注視してまいります。

◎上里 樹君

相変わらずの答弁ですが、さきに下地茜議員、それからもう一方、池城健議員が質問をして、これ

に対して同じような答弁でしたけども、私は先ほどの除草剤の件でも指摘したように予防原則の立場に立つべきだと考えるんです。国の基準値、これは人が決めるもので、その時々で変化していく。実際はその基準値が役に立たなかったという事例もありますけども、人が決める基準値ですから。友利直樹医学博士は次のように指摘します。水道水の目標値は、動物に農薬を投与し、動物ですよ。この量ならずと取り続けても問題ないとする1日摂取許容量に、国民全体の平均体重50キロ、成人が1日2リットルの水を飲み、経口で水の割合を1割として算出すると。全ての人に適用できるとしてはいますが、ここに落とし穴があるんだと。小児や胎児に適用しても問題ないという科学的根拠が示されていないと言っています。EUでは、池城健議員も指摘していましたが、国でネオニコチノイド系農薬は使用が禁止され、もしくは制限されています。問題が発生する前に、予防原則が基本になっているからです。日本は基準値を超えなければ問題ない、それに変化が生じてから対応できるように備えとおっしゃいますけども、国の基準だから安全、安心、こういう立場ではなくて、宮古島独自で、私はさきの質問でもこのことを要求しましたけども、EU並みの厳しい目標値を定める条例の制定、予防原則に基づく対策を実施することが必要だと考えます。この指摘に対する、可能であれば市長のご見解、お聞かせいただければ幸いです。

◎市長（座喜味一幸君）

宮古島地下水、永久に安心、安全を担保していかなければならないというふうに思っております。行政の立場からいいますと、国においても国際的ないろんな情報等の整理を行って基準を設ける、その基準をもって我々地方自治体というものは動くわけでありますから、この水質の基準を予防的な立場からというような視点、これは大変重要だと思っております。これまでも宮古島市の地下水に関しては一時期硝酸態窒素の課題がありまして、10ppm前後になったときにブルーベビーというような課題があって、小児、子供たちに影響があるというような危機感を持って取り組みました。これは、即効性肥料から緩効性肥料に移行するなどの農家を含めた取組があって、今や落ち着いているというふうに思っております。今回のこのネオニコチノイド系の課題、これ大変注視すべき課題だとは思っております。片や、一方では、直接的に私が心配しておりますのは、友利直樹先生は子供の発達障害に影響があるというところまで踏み込んできている。これに関しては、私は行政にいる立場とするとちょっと早計だなと、不安をあおっているなという思いがあります。しかしながら、しっかりと情報の収集、整理しながら、要するに科学的な判断ができる状況というもの、資料の収集というもの、これをやはり進めていかなければならない。今水道部長が話したように、しっかりと水質調査の変動というものは注視しながらも、しっかりと今後どういう対応をしていけるのか、そして本当に発達障害と直接の原因があるのかということまで私は心配しておりますので、その辺に関しても安心、安全な水だということを我々も証明していかなければならないと思っておりますから、総合的にしっかりと、市民に安心を与えながらも、予防的な意味でのモニタリング等はしっかりと進めていく、そういうスタンスであるべきだと思っておりますから、ぜひ議員の先生方も勉強していただいて、ご提言等いただきながら、安心、安全な水を守っていく。現在の水も安心、安全だということまで言い切れるような、我々行政は言い切っておりますけれども、その辺に関しては市民に必要以上の心配を与えるようなことというのはあまり好ましくないのではないかという思いも持っておりますので、今後とも注視して、しっかりと対応していきたいと。

◎上里 樹君

直ちに影響があるわけではないという、そのことなんですけども、次の友利直樹博士の指摘を紹介したいと思いますけども、宮古島市ではこの10年、これさきの池城健議員も指摘していましたが、特別支援学級の児童生徒が34人から433人と、この10年で11倍も増加しているという指摘です。全国の5倍、県の2.8倍。この増加の原因は何なのか。それを自治体としては究明しなければならないと思います、科学的に。さらに、県下で宮古島市にも最も供給されているクロチアニジン系等のネオニコチノイド系農薬成分への胎児期の暴露、これが最も可能性が高いと学者の見地から指摘しているわけです。さらに、このままでは子や孫、ひ孫にまで健康被害が生じる可能性が高く、将来的に宮古島症候群と呼ばれる発達障害、高度肥満、糖尿病、生殖障害を伴う健康被害が多発する可能性があるため、早急な対策が必要だと強く指摘しています。「沈黙の春」、これがありました。日本では苦い経験があります。水俣病です。いまだに問題になっています。安全基準を守って排出しているはずの安全が、守っていても健康被害を発生させた、そういう経緯があります。私は、この件に鑑みて、宮古島市が今後不作為、これを問われることがないように強く、この予防原則の立場に立った、現在は安全、安心な水です。私も毎日飲んでます。水は買いません。ですから、そういう安全、安心の水を私も信頼して飲んでます。けれども、大きな大人に成長している私、こんな安全な水を確保していただいた先達たちの頑張り、やはりそれを引き継いでいかなければならないと思うんです。条例の改正と、さらに何が必要か。農薬の補助減額を進めていると。賢明な対応だと思いますけども、そういった努力を含めてぜひ予防原則の立場から高度浄水処理設備、これはそんなに金額を要する事業ではありません。県も市が要請すれば受け止めると既に表明しているわけですから、しっかりと、今健康被害が発生しない、そういう状況にあっても、EU諸国では農薬の使用そのものを禁止しているわけですから、ぜひ賢明な予防原則の立場に立った対応、これを強く要求して次に移ります。

議長、休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時38分）

再開します。

（再開＝午前10時39分）

◎上里 樹君

それでは、次の質問、自衛隊の施設についてです。電子戦部隊の施設建設と隊員の配備、駐屯地の増設と隊員の配備ですね、新たな施設の建設ということです。いわゆる電子戦部隊の施設建設と隊員の配備。さきの定例会で、私の質問に対して、防衛省は市長の説明会開催要望に対し、丁寧な説明や適切な情報提供は必要であり、しっかり取り組んでいくとのことでした。しかし、いまだに説明会は開かれておりません。なぜ説明会が開催されないのかお聞きいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

電子戦部隊などの新たな部隊の配備及び関連する施設整備につきましては、3月定例会でも答弁しましたけども、市民に対し丁寧な説明をしていただくよう、昨年12月6日に防衛省に要望をしているところです。宮古島市民と自衛隊が情報共有及び意見交換を行うことなどを目的に設置された宮古島地域連絡会を令和6年3月28日に開催しており、その中で防衛省より防衛施設に隣接する上野地域と城辺地域の自治

会の代表に対しまして電子戦部隊の配備や関連する施設の整備などについての説明が行われたところで、宮古島地域連絡会にて説明があった内容や議事の要旨につきましては、宮古島市のホームページに掲載をし、市民の皆様にも広く公開をしているところです。現在のところ、電子戦部隊の配備に関する住民説明会の開催については防衛省より具体的な話は伺っておりませんが、引き続き防衛省に対しまして自衛隊の活動に関する丁寧な説明と情報共有を求めてまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

9月には、市議会が全会一致で決議を上げて、防衛省に要求をしています。さらに、市長が12月6日に文書で要求をしています。先ほど私が紹介した答弁がありました、防衛省の沖縄防衛局から。3月に開かれたという自治会代表に対する地域連絡会での説明、これがあった。さらに、その内容をホームページで紹介していると。これで事足りると考えているわけではないと思いますけども。けれども、あまりにも市民を軽視しているなど考えるのは、陸上自衛隊の配備の当初の説明会のときに、これ以上の増強、配備はありませんと答えました。もしそのような事態が発生すればきちんと説明会を開催しますと。新たな増強と配備ではないですか。なのに説明会を開かない。議会と市長が要求しているのを無視して、さらには、写真をちょっと忘れてしまいましたけども、もう現場では測量のための木の伐採が行われています。工事に入るんですよ。今年度内の工事ですから。これを許していいんですか。私は、市民への説明会開催なしの新たな電子戦部隊の建設と配備計画は認められないと。市長は、説明なしの新たな施設建設と自衛隊配備をお認めになるのですか。

◎市長（座喜味一幸君）

自衛隊配備や訓練等の自衛隊活動について、防衛省が主体的に地域住民への丁寧な説明を行い、理解を得た上で実施するべきだというふうに思います。市としまして、宮古島駐屯地への電子戦部隊の配備に関して、防衛省に対しては市民に丁寧な説明を行うよう文書にて要望しているところでもあります。今年3月28日開催の地域連絡会において自衛隊施設隣接自治会代表への説明を行っているものの、配備内容等に疑問を抱いている市民に対して丁寧な説明は必要であると考えております。市としましては、引き続き防衛省に対し丁寧な説明を求めていきます。地域連絡会等での説明をやったと、自治会代表にやったというようにことで事が済むとは思っておりませんので、事業主体は丁寧に市民の不安に対しては説明をしっかりとってください、そういうものを再度しっかりと申し入れていきたいというふうには思っております。

◎上里 樹君

丁寧な説明は必要だと、再度申し入れるということですけども、お隣の石垣市長は、宮古島に続いて電子戦部隊の配備計画がありますけども、説明会開催なしの配備は認めないと公言しています。市長は、さきの市長選挙で、自衛隊配備反対の、私の立場からも最小限のぎりぎりの要求の一致として、丁寧な十分な説明を玉城デニー沖縄県知事と連携して国に求めていくという立場で市長選も臨んでいます。その公約に照らせば、今回の新たな施設の配備、隊員の配備、施設の整備は、それに照らしてきちんと説明会を開催させる、それが公約に基づく大切な仕事だと思います。既に今工事が始まろうとしております。説明会開催まで工事を止めてください。そのことに対して見解を伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

私も何か伐採が始まったということを受けまして、ちょっとどうなっているんだという確認をしました

が、調査測量のための伐採だとは聞いております。しかしながら、電子戦部隊についても説明が不十分だとはっきり申し上げております。そういう面では、いま一度しっかりと防衛省のほうで事業の内容、規模等々含めてしっかりと説明していくべきだということには今後とも強く申し入れていきたいと思っております。

◎上里 樹君

ぜひ賢明な対応よろしく申し上げます。

次の2については次回に回します。この電子戦部隊の配備についてなんですけども、市民の知らないところで衛星の受信、そういったアンテナが設置されたり、宇宙船、もう防衛軍なんていう呼び方もされていますけども、準天頂衛星システムも2基目が設置されています。市民の知らない間にこういった施設も民間レベルで進められていることも指摘したいと思えます。

次に移ります。市長の市民の所得向上に関係する中身です。公契約条例の制定についてですが、公契約条例制定については本市議会にも数回要請がありました。公契約というのは、物品購入や公共工事、業務委託等の市が担う業務、それを民間企業と結ぶ契約のことです。条例制定で契約にきちんとした労働条件が確保されるように条件を明記して、賃金や労働関係法を守っていく責務を明記することによって、守らなければそれを是正措置を取るとか、契約解除を行うとか、そういった措置ができます。

そこで伺います。公契約条例制定は、安定した賃金の保障で市民所得向上と市の税収増にもつながり、購買力の向上で宮古島の経済活性化の大きな起爆剤にもなると考えます。そのためにも、設計労務単価に基づく賃金の適正な下限額を決める規制型の公契約条例の制定が必要だと考えます。ご見解を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公契約条例の制定についてお答えをいたします。

公契約条例につきましては、市が締結する公共工事や業務委託等の契約に従事する労働者の賃金等について、適正な労働条件を確保し、公共サービスの質の確保及び向上等を目的とした条例であると認識しているところでございます。公契約条例につきましては、公契約に関する基本的な考え方を規定する理念型と、職種ごとの賃金の下限額を設定し、受注者に報告を求め、違反者に対して契約解除等を行うことを規定する規制型がございます。県内におきましては、沖縄県及び那覇市で理念型の公契約条例が制定されておりますが、他自治体では公契約条例が制定されていない状況でございます。その中で、令和4年に沖縄県で理念型から規制型への条例改正についての審議会が開催され、その審議会では規制型条例の制定について、国の法制度との整合が困難であることから慎重に議論する必要があることや労働者の賃金額はそもそも労使交渉で決定されるものであるなどの意見が出され、現在制定されている理念型条例の実効性を高める方策を探っていく必要があるとの答申が示される結果となっております。本市としましては、労働者の賃金向上は重要なことと捉えておりますが、県審議会の答申を参考にしながら、他市町村の動向を注視し、慎重に対応していく必要があるというふうに考えております。

◎上里 樹君

賃金の最低額を決めるということから、労使関係等と話し合いが必要と。そういうものもありますけども、この提案は私今回2度目になります。さきの議会では、中小企業振興条例の制定の提案と一緒に、同時に提案した経緯があります。この安定した労働者雇用の確保、これは質の高い仕事につながると考えます。

その確保がされれば中小企業の信頼関係、これも高くなって、中小企業の振興にもつながると考えたからです。沖縄県内では、全日本建設交運一般労働組合、沖縄ダンプ協議会が設計労務単価と実際の賃金の乖離、その改善を求めるトラックデモが新聞で大きく報じられました。現在の賃金ではトラックの維持管理が精いっぱいだと、最低賃金が保障されているといっても保険料や生計費、これに響いてしまうということをおっしゃっていました。ですから、市がきちんとした責務、市の責務も発生しますから、そういった条件整備、これは決してマイナスだけではないと考えます。特に今労働者の確保が困難な中で、最低賃金を上回るような、今労働組合が要求しているのは、もう国は1,000円をと言っていますけども、労働組合はもう1,500円、現在では1,700円を求めています。ですから、設計単価に見合うというんですか、トラックデモでは設計単価の80%を保障するように求めています。ぜひこの課題、決してマイナスばかりではありませんので、前向きに検討を要望いたします。

次に、平和行政についてですが、2025年宮古島市全戦没者追悼式及び平和祈念式典についてです。今年の戦没者追悼式と平和祈念式典は、子供たちの姿が大勢見られました。作文の朗読もありました。合唱団による歌の披露もありました。平和を引き継いでいく多くの子供たちの姿に心強く思いました。ご遺族をはじめ、市役所各課の職員と関係各位の努力、これに敬意を表したいと思います。

そこで伺いますけども、2025年はさきの大戦から80周年に当たります。市民を挙げて非戦の誓いを新たに、核兵器廃絶平和都市宣言の宮古島市として、慰霊の日の事業を節目にふさわしく執り行うべきだと考えます。その取組について伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

上里樹議員のご質問のとおり、来年は戦後80年を迎える節目の年となります。市では、沖縄慰霊の日において宮古島市全戦没者追悼式及び平和祈念式を執り行っており、各地区の遺族会、児童生徒、関係者、約200名の参加の下、宮古島市未来創造センターにおいて開催しております。式典と関連した事業として、今年度は庁舎エントランスホールにおいて「戦中の宮古・造られた3つの飛行場」と題し、戦争に関するパネル展を開催しております。戦後80周年を迎える節目に執り行う式典については、会場を改めて検討するとともに、慰霊の日の事業についても各課と調整を行い、関連事業として取り組んでまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

新たな会場、これも検討して取組を前に進めるということですが、ぜひ全世代が、市民全体が参加できるような、そういう式典にしていいただければと思います。

それで、核兵器廃絶平和都市宣言の宮古島市にふさわしくという表現をしましたが、この間、市町村合併後もそうですけども、この宣言にふさわしい取組、これが位置づけが弱かったのではないかと思います。核廃絶、核兵器廃絶平和都市宣言の標柱設置、これが去年の10月、この市の庁舎前に、入り口のところに設置されていますけども、この設置も広報誌で周知されただけで、知らない市民が大勢います。知らない職員もいます。私も10月に設置された後、12月頃気がついた次第です、恥ずかしながら。ですから、核兵器廃絶、この課題もさらに発展して、核兵器禁止条約も制定されています。批准国も50か国から90か国超えました。核兵器、これは絶対に使用してはならない残虐兵器だと思います。さきの大戦で300万人の日本国民の犠牲、2,000万人余の貴いアジア諸国民の犠牲、沖縄の4人に1人の犠牲、こういったことを二

度と繰り返さない非戦の誓い、これが日本国憲法の第9条だと考えます。ですから、それを再確認する大切な機会になるようにぜひ頑張ってください。

それで、残された質問がありますけども、残された質問については次の機会に回したいと思いますが、今自衛隊施設建設に鑑みて新たな怒りといいますか、それは千代田地区の、質問通告に出してあるぐらひの話なんですけども、施設内にある御嶽です。もう先祖代々大切に守ってきた祈りの場、そこをフェンスでぐるりと取り囲んで、囲い込んでしまっている現実があります。先ほど自席に戻って休憩求めたのは、その写真を示したくて戻りました。御嶽を囲い込まれて、それをいつでも自由に出入りできるようにしてほしいと、その要求でしたけども、宮古空港の御嶽には、千代田地区の御嶽よりも進入路がかなり長いです。それでもフェンスをきちんと除去して、中まで入れるように配慮されています。時間がありますので、次の機会にこの質問回しますけども、ぜひ今からこの御嶽への自由な出入り、その通路の確保を求めて私の一般質問を終わります。

◎議長（平良敏夫君）

これで上里樹君の質問は終了しました。

（栗国恒広君から自主的に退席する旨の申出があった）

（栗国恒広君、退席）

◎山下 誠君

早速始めます。よろしくお願いします。

まず、ちょっと順番飛ばして、特別職及び議員報酬についてという項目からお伺いします。まず、これ昨年の12月でしたか、12月に我如古三雄議員が質問されていましたが、そのときの総務部長の答弁によって、宮古島市特別職等報酬審議会を定期的に開いていきたいという発言がありました。それを踏まえてお伺いしていきますけれども、まずこの報酬審議会の目的、先に説明してください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

特別職等報酬審議会の目的についてお答えをいたします。

地方公共団体における特別職とは、地方公務員法第3条第3項に規定する職をいいます。具体的には、地方公共団体の長や議会の議員、副知事または副市長、委員会の委員など、就任について選挙による選出や、地方議会の議決や同意を必要とされている職、地方公営企業の管理者及び企業団の企業長、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職などとなります。宮古島市特別職等報酬審議会は、市長の諮問に応じまして議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する事項を審議する審議会となっております。

◎山下 誠君

続けてお伺いします。

市町村合併後、この報酬等審議会何度開催されて、またその結果、答申結果どのようなものだったか、まず経過説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

平成17年10月の市町村合併以降、特別職報酬等審議会が開催されたのは、平成28年2月1日開催の1回のみとなっております。その際の諮問事項としましては、議会からの要望を受けまして、議員報酬の改定

について審議を行っております。その際の答申の内容としましては、県内他市と比較した場合その額は低く、他市との均衡も考慮する必要がある一方、類似団体との比較において議員数も多く、以前から議員定数の削減が取り沙汰されている中において現状の定数のまま議員報酬を増額することはさらなる財政負担となること、政務活動費の増額も要求されていることから、報酬の増額より政務活動費の増額を行い、議員活動がしやすい環境づくりを推進したほうがよいと判断し、議長、副議長及び議員の報酬は据置きとし、議会運営委員長及び常任委員長につきまして、他の議員と比べその職責は大きいことから、県内他自治体を参考に増額改定が望ましいという内容となっております。答申書の結びにおいても、議員報酬を増額するにしても新たな財政負担を招かないよう、先に議員定数の削減に取り組んでいただきたいという意見が委員間で一致したとあり、現状の定数のまま報酬増額を認めることは厳しいと判断したとされております。

◎山下 誠君

確認のためお伺いします。

市町村合併後です、これも。市長及び副市長、それから教育長もそうなのですが、我々議会議員もそうです。報酬の引上げ、ありましたか。あったならその引上げ額も含めてお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市の特別職の給与及び議員報酬につきましては、合併前の平良市の給料及び報酬額を引き継ぐ形で決定され、市町村合併から約19年が経過した現在も同額となっております。平成28年1月に開催されました宮古島市特別職報酬等審議会では、議員報酬のみを審議事項としており、市長、副市長、教育長の給与については審議されておられません。それ以降、宮古島市特別報酬等審査会は開催されていないため、常任委員長以外の特別職の給与及び報酬額は合併以降改定されていない状況となっております。

◎山下 誠君

総務部長、事前の通告と、それから聞き取りの中でもお話しさせていただきましたが、我々宮古島市の特別職及び議員の報酬、これの現状、他市と比較してどうなっているのかまずお答えください。議員については、県内11市と比較すると最下位というのは分かっていますので、議員報酬については答弁は要りません。ただ、市長、副市長、それから教育長の報酬が他市と比べてどうなのかお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

県内他市の特別職の給与を比較した場合、宮古島市は県内11市の中で一番低い額となっております。同じ県内離島の石垣市と比較した場合、市長の給与が2万円低い85万円、副市長の給与が2万2,000円低い68万2,000円、教育長の給与が6,000円低い62万6,000円となっております。類似団体である糸満市と比較した場合、市長の給与が5万2,000円低い88万2,000円……失礼しました。答弁し直してよろしいですか、すみません。まず、石垣市に戻ります。同じ県内離島の石垣市と比較した場合、市長の給与が2万円、副市長の給与が2万2,000円、教育長の給与が6,000円低くなっております。類似団体である糸満市と比較した場合、市長の給与が5万2,000円、副市長の給与が5万3,000円、教育長の給与が3万1,000円低くなっております。

◎山下 誠君

今言っていたのは市長と副市長、それから教育長なんですけども、我々議員のことも市民の皆様にもお伝えしなきゃいけないと思いますので、議員報酬については我々今34万2,000円で、県内11市では一

番低いということでした。先日、今年だったかな、去年だったかな、南城市議会、南城市が市長部局提案ということで引上げが行われています。それまで南城市議会と私らの給与は一緒でしたが、彼らが抜けていったと。最下位になっているわけですが、そこも含めてお伺いしていきます。審議会、これ開くつもりはあるのか、もし開くんだったらいつ開くのかお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

平成28年2月に宮古島市特別職報酬等審議会が開催されて以降、同審議会が開催されていない状況に鑑み、来年1月の市長選挙と11月の市議会議員選挙を見据え、今年度、審議会の開催を検討しているところでございます。具体的な開催時期につきましては現時点では未定でございますが、今定例会終了後、早いタイミングで開催を予定しております。

◎山下 誠君

審議会を開くということは、増額に向けての話合いになると思いますが、もし特別職及び議員の報酬を引き上げる場合、その算定根拠、何を根拠に増額していくのかということをお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

算定根拠についてお答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、宮古島市の特別職の給与及び議員報酬は県内11市の中で一番低い額となっておりますが、実際に報酬審議会を開催してみないと審議結果がどうなるかということは何とも言えないところでございます。事務局としましては、審議事項につきまして委員の皆様が十分に検討していただけるような資料の提供ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。具体的には、宮古島市を除く県内10市の平均額や、人口や議員数が同規模の類似団体の平均額を参考に、宮古島市の実情も踏まえて検討していくことになるものというふうに考えております。

◎山下 誠君

この報酬の引上げについては、先日、8月でしたね、人事院勧告があつて、国家公務員のお給料が平均で3%ぐらいでしたっけ、上がるということもあつて、物価高の影響もあると。ただ、議員報酬あるいは特別職のお給料を上げるとなると反発される市民の皆さんもいらっしゃると思うんです。そこでなんですけど、その答申の結果いただきました。その内容によると、さっき総務部長が説明したように、新たな財政負担を招かないように先に議員定数の削減に取り組んでいただきたいという意見で一致しましたという答申内容があります。ここまで踏み込んで、これ終わりにという欄で書かれてはいるんですけども、もし報酬を引き上げるのであれば我々も議員定数については議論をしないといけないのかなと個人的には思っています。もちろん定数を下げるということに関しては反発する議員もいらっしゃると思いますが、答申内容がまずそういうふうに行われているということを踏まえて議員定数には踏み込まないといけないのかなと個人的には思っています。今定例会終了後、私なりに考え方をまとめて全員協議会等、発言をしたいなと思っています。これについては、2022年、当時の上地廣敏議長がマスコミ各社を訪問したとき、こう述べられています。24人は多いと思っていると。今24人ですね。人口で定数減を求めているというふうな市民の声を代弁しています。加えて、この4年間の中で様々な角度から議論していければいいと、可能性としては次の改選あたりに出てくるのではないかという議長のお話がありました。これは4年間、もう3年たっていますけれども、やはりこれは我々のトップである議長がそういうことを言ったのであれば

有言実行でこれやらなきゃいけないかなと思っていますので、もちろん特別委員会なりを開いて議員定数削減はならんという結果になるかもしれない。だけど、それは議論はとにかくしてみたいと思っていますので、このことだけは申し上げておきたいなと思います。

では、次に参ります。指定管理者制度についてお伺いします。公募中の収益物件について伺うてありますが、これ3年前でしょう、これ前里光健議員も言っていました、まさに前里光健議員の言うとおりでと思います。あのときいろんな議論がありまして、もう売却するだの、指定管理をやめるだのっていろんな意見が議員の間でも出てきて、もうすごい議論がありました。だけど、蓋を開けてみると同じ公募がなされると。なぜ売却ができないのかも含めていろいろお伺いしていきたいんですけど、まず今公募中の収益物件、それぞれ事業計画は当然にあったと思います。その事業計画どおりに事業が運営できているのか、あるいは宮古島市への剰余納付金、2分の1でしたか、2分の1、どれぐらい入っているのか。この公募中の収益物件について説明を求めます。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

公共施設の在り方についてでございます。現在公募中の収益物件については幾つかございますが、観光商工スポーツ部所管が一番多くなっておりますので、観光商工スポーツ部所管の公募中の収益物件についてお答えいたします。

まず、ふれあいの前浜海浜広場、保良泉プール、吉野海岸利便施設、サシバリリンクス伊良部、民宿キャンプ村、伊良部大橋観光拠点施設、こちらの海の駅ですね、この宮古島市立スポーツ施設の7施設となっております。これらの施設の年度間の剰余納付金でございますが、こちらについては令和5年度発生していない状況でございます。

◎山下 誠君

発生していないということは、赤字経営だったということですよ、観光商工スポーツ部長ね。要は宮古島市にお金が入っていないということだと思えるんですけども、これ多分、令和5年度の話は今されていますけど、令和3年度も令和4年度も本当に収受金があったかどうか分かりませんが、どうして赤字が続いている事業者たちがまた何年も何年もこうやって指定管理をしていくのかが私は疑問なんだけども、まずもってこの宮古島市としてちゃんと収益を上げているか、ちゃんと事業計画どおり運営できているかということを確認する制度というものが私は必要だと思っていて、これが全く今なっていないからこうなっているのではないかなと思っています。それは事業者との話合いの中でそういうことやっていかなきゃないと思うんだけど、やはりこの指定管理者制度の在り方そのものも考えなきゃいけない時期に来ているのではないかなと思っています。

そこで、この指定管理者制度の課題について、どこに課題があるかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

指定管理物件ということで、なかなか民間のノウハウを生かして収益を上げて運営管理を、適切な管理運営をしていくということを目的としてやってございますが、この指定管理者制度の中にはやはり利用料金の収入ではなかなか厳しい運営をせざるを得ない施設もございます。そういったケースもございます。ただ、この施設をどう生かすかということはやはり指定管理者となる事業者のアイデア一つだと思っておりますので、こういったアイデアをどうやって出していくように促して、収益を上げて、また市の管理施

設を適正に管理していくのかという部分をしっかり話し合う必要があるのかなと、もっと事業提案に対して市のほうも突っ込んだ意見を述べる必要があるかなと思っておりますので、こういった課題をクリアしながら公共施設の適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

◎山下 誠君

そうですね、観光商工スポーツ部長。やはり運営状況をしっかり確認していただきたいなと思います。やはり課題と言われているのは選定委員会の透明化。選定委員会、宮古島市の中でやっていると思いますけども、選定委員会を公開にするだとか、あるいはそういうことも本当に考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。どうしてもこれ業者と行政の癒着というところも疑われてきますので、ここはしっかりと新しい制度を導入していただきたいなと思います。

あと、やはり定期的な評価と、フィードバック制度って言えばいいのかな、市民や利用者からやはりフィードバックを受ける制度を、制度化してしまえば必然的に運営の在り方が分かってくると思いますので、ぜひともこれは制度化を考えていただきたいなと思っています。

代表的なものでいうとサシバリンクス伊良部であったり、それから民宿キャンプ村であったり、これ覚えている範囲ではこの2つは売却するというのを、前回の3年前の定例会の中でそういう説明を私らは受けてきたんです。これは今の部長ではなくて別の部長だったんだけど、そういう説明を受けて私らは、では分かったと、では指定管理これでいきましょうという話を進めたんです。だけど、今回も公募しているということは指定管理にするということになりますよね。何で売却ができないのか、理由を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

売却ができない課題でございます。山下誠議員ご指摘のとおり、令和4年度からの指定管理について、当時もそのような同じような議論で、3年間のうちに売却に向けて手続を進めていくというような議論がございました。今回の公募に当たりましたの課題といたしまして、昨年の9月定例会でも、同じような答弁になって申し訳ないんですが、敷地内に未買収の民有地が存在していることで、現状のまま売却することが可能かどうかというような確認が必要であるというような課題がございました。今回課題となっております個人所有地の未買収用地の取扱いにつきまして、弁護士への問合せをいたしましたところでございます。未買収の民有地が施設用地となっている状態で民有地を売買の範囲から除外し、施設敷地内に未買収民有地が存在する現状のままであっても、買手側がその状況でもあえて購入するか否かの判断によるとの回答をいただいております、その判断を受けて売却は可能だというような判断をしております。それを踏まえて、令和6年度当初予算に不動産鑑定評価委託料を計上し、今年度中に不動産鑑定評価を終えた後、指定管理による管理を行いながら、並行して売却の条件、また条例廃止などの諸手続を進めることとしております。売却に当たっては、関係条例の廃止をはじめ、売却の条件整備に当たって敷地内にある民有地の取扱いについて、沖縄県との協議、また不動産鑑定評価など様々な手続で売却に係る公募の際の売却条件等を検討していく中、一定の期間を要することが見込まれることから、指定管理者候補者の公募に至ったということでございます。

◎山下 誠君

観光商工スポーツ部長、多分この件は12月定例会でまた提案があつて我々議会の中で議論していくと思うんですけども、制度の見直しを含めてやはりじっくりこれ考えてください。また今年もすごい議論にな

るかなとは思いますが、やはりせつかくの公共施設を有効活用していかなきゃいけないという観点で考えると制度の見直しは必要だと考えています。よろしくお祈いします。

続きまして、では市長の政治姿勢についてお伺いします。まず、実績と評価についてであります。あのところで。座喜味一幸市長、1期3年半の市政運営について、ご自身の評価、課題含めてご説明をお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

私は、令和3年1月に第5代宮古市長と就任して以来、市民の所得向上、誰一人取り残さない社会の構築、地域の均衡ある発展、離島における不利性の解消等による持続可能で豊かな島づくりを目指し、様々な取組を推進してまいりました。市民所得の向上に向けては、六次産業化を推進するため、就任直後に産業振興局を設置し、加工、流通の拠点創出や地産地消率の向上による地域内経済循環の促進を進めてまいりました。その結果、国の沖縄離島活性化推進事業費補助金を活用した旧上野庁舎の拠点化への整備や学校給食への地産食材活用による地産地消の取組が推進されております。基幹産業である農畜水産業の振興においては、基盤強化として、効率的な持続性の高い堆肥の製造施設の設置に取り組みとともに、就任直後、経済に大きな影響を及ぼしたコロナ禍における生産経費への支援等に取り組み、生産者の下支えを実施しました。

観光産業においては、エアポートセールス等を実施し、スカイマーク社の羽田下地島線、韓国ジンエアーの仁川下地島線など、新たな国内外の新規航空路線の誘致によって、コロナ収束後の入域観光客の増加を図るとともに、観光客の増加に伴うオーバーツーリズムへの対応として、本市の観光資源である海浜の安全な利用を促進するため、水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例を制定し、観光と市民生活の調和を図る取組を進めてまいりました。誰一人取り残さない社会の構築については、子育て政策により政策を効果的に推進することも家庭局の設置等をはじめとして、子育て支援を強化しながら、ひとり親世帯の自立支援等を行うゆいはあと事業の実施など、新たな事業導入にも取り組みさせていただきました。

また、GIGAスクール構想における教育環境の整備、鏡原小中学校の一貫教育への取組、高齢者の外出等に寄与するシニアカー購入費への補助制度の導入、子供の貧困対策としての新たな子供の居場所の創設など、教育の充実と福祉の増進も進めてまいりました。地域の均衡ある発展につきましては、解決すべき課題を地域住民と共有し、住みよい地域づくりの推進につなげるため、直接意見交換を行う地域懇談会の開催、旧町村地域等の魅力的な資源を活用し、にぎわいを創出する拠点整備に向けた基本構想、基本計画の策定など、地域の声を市政に反映しやすい施策を実施してきました。また、地域への定住促進の取組として、市が所有する財産や空き家の利活用の検討、市営住宅の地域対応活用を県内市町村で初めて導入するなど、若者が住みやすい環境づくりに取り組んでまいりました。

離島の不利性解消に向けましては、選手派遣費補助の対象拡大や修学旅行費用への補助額の引上げ、難病を抱える方や不妊治療を行う夫婦等への渡航費補助の拡充、農林水産物不利性解消事業における対象区間、対象品目の拡大など、離島住民の大きな負担となる移動、輸送に対する経費軽減に取り組んでまいりました。

これらに加え、これまで懸案とされてきました老朽化した総合体育館に代わる新体育館の建設、旧庁舎の利活用へ向けた候補事業者の決定など、本市の今後の振興、発展に資するプロジェクトも進んでおりま

す。

これらのことから、取り組んできた様々な施策につきましては、私が目指した持続可能で豊かな島づくりの実現に向けて一定の成果が現れているものというふうと考えております。

◎山下 誠君

市長、本当によく頑張っておられると思うし、成果もたくさん出してきたと思っています。

そこで、イの質問なんですけども、これは初日にもあって、それから平良和彦議員 2 日前にあって、平良和彦議員は 3 日たったけど心境変わったかって聞いていましたけど、あれから 2 日たっています。心境がお変わりなのかどうかお答えください。

◎市長（座喜味一幸君）

変わりはありませんが、後援会もいよいよ本格的に議論を始めているところです。

◎山下 誠君

後援会と話を進められているということでしたね。

では次、ウに行きます。市長選をめぐる各種報道についてと書いていますが、これも誰かの質問で副市長の話がありましたけども、ある日突然市長の右腕の副市長のお顔が出て混乱して、それからその後経済界が動き出しているという話でしたけれども、その経済界からもまたお二人お名前が出て、もう市長選がどうなっていくのか全く分からない状況になってきましたけれども、市長、一応あなたの右腕がお隣にいて、その方が出るかもしれないみたいな話になっていますけども、その受け止め、お願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

嘉数登副市長、大変優秀な人材でございまして、常日頃から宮古島の将来の振興、発展、いつもビジョンを持っておられること十分に理解しておりまして、宮古島の将来を担う人材だというふうに認識しております。

◎山下 誠君

市長、正式にあなたに対して全面的に出馬要請をしたくはないんですけども、ただ与党議員としては一義的にはあなたの応援団です。あなたが出るんだったらあなたをやるし、そうではなかったらあなたが指名した人をやるでしょうし、そこら辺はあると思うんです。その先鋒にいるのが今隣にいる副市長かもしれませんよね。これも踏まえて、副市長、あなたにもお伺いしたいんですけども、こういう報道が出てきています。受け止めをお伺いします。

◎副市長（嘉数 登君）

経済界等にそのような動きといいますか、声があるということについては私も報道等により承知しておりまして、これ正直言ってどのような声、考え方によるものなのかを踏まえる必要があるというふうに考えております。一方で、経済界を含め各種団体、それから市民の方々とは宮古島の現況、それから将来に向かっての課題、さらには解決の方向性等について意見交換する機会が多々ございます。こうした課題認識を共有すること、それから解決に向けての協働ということがよりよい市政運営につながる最も重要な要素であるというふうに考えております。ただいま山下誠議員のご質問の点につきましては、これはもう私の一存で決められることではありませんが、一部であるにしろそのような声があることについては現在行政に携わる者として非常に重く受け止めておりまして、熟慮したいというふうに考えております。

◎山下 誠君

熟慮したい。お願いします。副市長と市長は同じ方向性を持って進んでいくものだと思っております。いろんなところで市長選の報道が出て、ちょっとみんな混乱して、我々議会も内部で混乱しておりますけれども、ただ座喜味一幸市長がやってきたことをしっかりみんな評価していますので、あなたが出るんならあなたをやる、そうではなければまた別の選択肢も出てくるだろうし、そこはみんな考えていきたいなと思っています。ただ、やはりお二人は今の宮古島のリーダーなので、ここは忘れることなく、市長は市長、副市長は副市長の仕事をしっかりこなしていただきたいなと思っていますので、けんかしないように仲よくしてください。よろしくお願いします。

それでは、続きまして、農地行政に先に行きましょう。農地法、農業振興地域の整備に関する法律違反についてですが、平良松原地区における違反行為についてです。農業委員会、これ調停が不調になったということでしたけれども、その後どのような動きになってどのような進捗状況なのかお答えください。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

松原の違反転用に対する対応の経過として、令和6年3月15日付文書で違反当事者に対し2回目の勧告を行い、その後、当事者でもある栗国恒広氏から原状回復の義務がないことの調停申立てがされていたことから、同年6月4日に平良簡易裁判所において調停不成立としております。調停不成立後の対応といたしましては、行政手続法に基づき、令和6年8月21日付文書において、同年9月27日を期限とし弁明書の提出を求める通知をしておりますが、当委員会としましては、弁明の有無にかかわらず、引き続き沖縄県や農林水産部と連携を密に取り、法令に沿って厳正に対応を進めてまいります。

◎山下 誠君

農業委員会の会長、その弁明の内容がどうのこうのではなくて、法に従って進めていくということですね。それなんですけど、一部の報道で訴訟から行政代執行に方針を切り替えたというふうな報道を見受けましたが、これはどういう理由でそうなったんですか。

（我如古三雄君、着席）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

報道では、刑事告訴を含めた対応から行政代執行へ方針転換とされておりますが、あくまでも対応策の一つとして上げたものでありますので、刑事告訴、行政代執行の両建てで対応措置をしていくこととなります。いずれにしても、今回の大規模な事案は全国的にも例がなく、農地行政の根幹を揺るがし、到底許容できるものではありませんので、あらゆる選択肢を排除せず、法に基づき厳正に対処していきます。

◎山下 誠君

あの報道では、もう行政代執行に変えたというような方向性だったので、今ちゃんと答弁伺って、両にらみでいくということですね。頑張ってください。

それでは、農林水産部にお伺いします。同じように農林水産部、その後の対応と進捗いかがですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農林水産部からは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき答弁させていただきます。

前回の6月定例会で答弁しましたとおり、今年5月21日に沖縄県知事に対し違反行為事案報告を行い、6月27日に宮古農林水産振興センタースタッフと調整を行いました。県は、開発当事者に対し文書で勧告

を行う前に、該当地が農用地区域であることの認識の確認と農業振興地域の整備に関する法律や農地法に基づく行政処分を検討する必要について確認をしたいとのことで、8月19日に県から開発当事者へ状況説明と違反の認識について確認する聞き取りの場を設けております。その場において当事者より、今後も原状回復の意思がないこと等の発言がありました。このことを踏まえ、9月10日付で沖縄県知事名で復旧等の勧告の発出を行うとともに、開発行為を中止し、12月9日までに原状回復の勧告を行っております。

(「議長」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前11時38分)

再開します。

(再開＝午前11時38分)

◎山下 誠君

分かりました。沖縄県としてもそのような勧告を出したということですね。農業委員会にも、それから農林水産部にも当事者がもう原状回復する意思がないということを今もおっしゃっているということが答弁で分かったんですけど、本当早くこの問題は解決してほしいんですけど、この問題を私議会でも取り上げるの何回目かな、ほかの議員もいろいろフォローアップしてほしいんですけどと思いながら、皆さんもぜひとも質問していただいて、我々同僚議員がこういう状況になっていますので、そこはみんなで解決を図っていく、何もけんかするわけではなくて、会長が言っているように法に従って解決していくという道を行ってください。よろしくをお願いします。

それでは、続きまして農地基盤整備事業について。これ竹アラ地区について私も質問をさせていただきます。これは砂川和也議員も上地廣敏議員も強く指摘しておられますが、まずは進捗状況と今後の対応について当局の見解を求めます。

(山里雅彦君、着席)

◎農林水産部長(石川博幸君)

まず、竹アラ地区の進捗状況の説明に当たっては、議員の皆様タブレットに竹アラ地区の全体図面の資料を配付しておりますので、そちらも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

まず、配付資料の①が竹アラ地区の全体図面で、資料の②が3工区の図面となっております。まず、資料①を御覧ください。1工区、4.6ヘクタール、ピンク色の部分です。これは受益地全て工事が完了しております。2工区、4.5ヘクタール、これ緑色の部分です。全て完了しております。そして、今年度より新たに着手する3工区、0.79ヘクタールが水色の部分となります。今後の対応ですが、1工区、2工区とも現在雑草の除去作業を行っており、ロータリーを今後行いまして、作付できる状態で引き渡せるよう作業を行ってまいります。3工区につきましては、10月上旬に工事着手に向け、今設計の精査をしております。竣工は、令和7年3月末を予定しております。

◎山下 誠君

農林水産部長、これは上地廣敏議員が指摘しておられましたけど、当初は第1工区と第2工区のみのも事業のスタートだったと、ところが途中で3工区が出来上がっているという指摘がありましたの。その上地

廣敏議員とのやり取りを聞いていて、ほかの議員の皆さんどうか分からないんだけど、少し私では理解が進んでいなかったんです。何でこの3工区が出来上がったのか、経緯説明をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

それでは、先ほどの図面と併せてご説明させていただきます。

資料②を御覧ください。竹アラ地区3工区、②の図面でございます。左側が旧、右側は新となっております。図面左側、旧の①、0.41ヘクタール、②の0.09ヘクタールについては、当初1工区に入っております。この分です。令和3年の図面右側の新の③、0.38ヘクタールの地区が編入を要望しておりますが、②の地区は令和4年度に整備事業から抜けております。3工区として新たに整備することになった理由といたしまして、③を編入するに当たっては排水計画を見直す必要がありました。水の流れを青色の矢印で示しております。当初、旧図面の①の左側上、こちらのほうに1号沈砂池を設ける予定でしたが、新、③の地区の編入要望があったため、水兼農道や沈砂池の位置変更により周辺一帯の排水計画を再度設計する必要があったため、①の地権者の同意を得た上で1工区から分離し、3工区に組み入れることになりました。竹アラ地区は、令和2年度に実施計画を行っておりますが、③の地区編入要望が令和3年度にあったことから、令和4年度で行いました補足設計を基に事業費の変更を令和5年度に沖縄県と協議を行っております。県からの増額承認が今年8月にされたため、3工区として今年度より整備することになりました。

◎山下 誠君

分かりました。ありがとうございました、図面で用意していただいて。ただ、これ裁判にもなっているんだったかな、なっているということで、ちょっと大変、なかなか解決しない事案なので、今のように丁寧に説明をしながら対処してください。よろしくをお願いします。要因についてもお伺いしたいけど、ごめんね。時間がないので、先に進めます。

農家所得の向上について、これ日本ソバのことは長崎富夫議員への答弁がありましたので、割愛させていただきます。

物価高への対応についてですが、生産コスト高に伴う市独自の生産者支援策を伺うてありますが、これ久貝美奈子議員にお答えになった部分もあって、あれは園芸のほうに支援策を伺いましたけれども、サトウキビについて何か支援策を考えているのであればお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

サトウキビ生産農家への支援についてお答えいたします。

本市の基幹作物でありますサトウキビのさらなる生産拡大について、10アール当たりの単収増加を図る必要があります。関係機関で構成する増産プロジェクト会議においても、3回目や4回目以降の低い反収の株出し栽培を夏植え栽培に切り替える必要性が上げられております。市としましては、さらなる生産量の拡大に向け、現在実施しています新植夏植促進事業補助金の支援拡充を行いたいと考えております。現行制度の新植夏植え促進事業においては、植付け委託による10アール当たり3,500円の補助を実施しておりますが、補助を増額し、支援を拡充を図ることにより低反収の株出しを夏植え栽培に誘導し、単収の増加、生産量の向上につなげていきたいと考えております。

◎山下 誠君

方向性としては私正しいかなと思っていて、株出しが今やもう5割を超えているんですけど。超えて

いたよね。だから、一昔前は株出し促進ってずっとやってきたんだけど、今は逆に夏植え促進になっているんですけど、今言った補助は全莖式プランターの植付けに限定しているやつですよ。3,500円ということだったけども、その拡充の内容についてはこれから詰めるんですか。具体案があればお答え願えますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在の補助ですけれども、現在、全莖式プランター及びビレットプランターの補助の平均の受託金額が全莖式プランターでは約1万7,000円、ビレットプランターでは平均約3万5,000円の金額がかかっているということでございますので、現在の3,500円と大分乖離していますので、これの引上げを行っていきたく。金額の幅については今後調整が必要となりますけれども、令和7年度の夏植えに向けて予算を12月定例会で計上を目指していきたくというふうに考えております。

◎山下 誠君

農林水産業全般にして言えることだけでも、サトウキビだけとか園芸作物だけとか、あるいは畜産だけとかって言われぬように満遍なく今までやってきているなと思います。ただ一方で、仲間営人議員から怒られそうだけど、水産業のところをもう少し手厚く見ていきながらやっていけばさらによくなると思いますので、よろしくをお願いします。

続きましていきます。建設資材について。これ質問結構あれなんだけど、高炉スラグコンクリートというのがあります、これ宮古島市でもちょくちょくと使われ始めているということをお伺いしました。まず、建設部長、特徴と利点について説明をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

高炉スラグコンクリートは、高炉メーカーが鉄鉱石から鉄を製造する際に出る副産物を微粉末にしてコンクリートに混和するものになります。代表的な特徴としましては、コンクリート建物の塩害を抑制して飛躍的に超寿命化が図れることとされております。利点としては、鉄鋼業の副産物である高炉スラグ微粉末を有効利用することにより、製造時に二酸化炭素排出の多い一般的なセメントの使用量が抑えられ、二酸化炭素の排出削減に寄与することとされております。

◎山下 誠君

建設部長、大宜味村役場、旧ね。旧あれがそれです。それを使ってやって、今も文化遺産になっていますよね。100年もつと言われていたものさそうです、私も勉強してみると。

それで、今宮古島市における公共施設において、民間でもいいんだけど、どの程度使われているか把握はしていますか、お伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

本市における事例としましては、民間住宅で数件使用例があると聞いております。また、伊良部大橋では、同様の混合セメントであるフライアッシュセメントが使用されているとの確認をしております。

◎山下 誠君

塩害にも強くて長もちする高炉スラグコンクリートということなんですけども、ただ単価が高いということで、使用するに当たってはかなり厳しいハードルをクリアしなきゃいけないなと思っていますけども、公共施設等において今後使っていく可能性があるのかどうか、その辺どのようにお考えしますか。よろしくをお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

通常のコンクリートの建物に比べ長寿命化が図れるとの調査結果など、建築資材としての有用性がございいますが、建築資材が通常のコンクリートよりも高額なことから、国と県の使用動向を見ながら、実用化が可能かどうか注視していきたいと考えております。

◎山下 誠君

国と県の使用状況を見ながらということなんですけども、その対応しかないと思いますので、見ながら進めてください。

教育行政に行きます。ちょっと時間がなくなってきました。住居対策についてですけれども、これ誰が質問しているかな、教職員の皆さんが沖縄本島から宮古島市立の小中学校に赴任する際に泊まる場所がないということを意見交換の中でお伺いして、では実態はどうなんだということでアンケートを取ろうということで我々党派、新政会でアンケート用紙を作って、教職員組合の皆さんの協力を得ながら各学校に配布をして、今ちょうど回収をしているところだと聞いています。

それで、聞くところによるとやはりホテル住まいをしたり、シェアハウスだとかそういうところを使ったりとって、全く借りられない状況が多いということを知りました。それで、こういう状況をまず教育委員会として把握しているかどうかお答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

昨今の本市における家賃高騰、入居困難な賃貸住宅事情により、島外より異動してくる教職員が住居探しに苦慮をしている現状については把握してございます。

◎山下 誠君

対策はありますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員会としまして、現在といたしますか、人事異動前なんですけども、各学校長に依頼しながら、人事異動の内示が発令され、連絡ができるようになった際に、島外より異動してくる教職員と連携を密にし、転居先の確保や情報提供に努めていただくようお願いしているところでございます。また、県教育長、宮古教育事務所とも連携を図り、スムーズな異動ができるよう、不動産情報の共有、あるいは状況把握などに努めております。今後、引き続き各学校や宮古教育事務所と連携を密にするとともに、ほかの部署が進めている市営住宅の活用、あるいは空き家対策等についても情報収集、相談してまいりたいと思います。

◎山下 誠君

我々もアンケート取ったらその結果をぜひ皆さんにも開示して、どこに手当すればいいかということが分かりやすくなってくると思いますので、まずは実態把握、私たちも協力をさせていただきます。よろしくをお願いします。

1個飛ばして、保育行政について。認定こども園計画についてですが、池間幼稚園と狩俣幼稚園と西辺幼稚園の計画について最近説明会を教育委員会のほうで持たれていると思うんですけども、その中によるこの3つは廃園、こども園に移行ということで計画としてはなっているんだけど、先日、池間自治会の皆様、住民の皆様が市長と教育長に要請をされて、その中で市長のご回答がちょっと計画とは違ってきている返答がありましたけども、教育委員会としてこの認定こども園化どう進めていくのかお答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

先月8月下旬におきまして、平良北区の幼稚園閉園に関する地域説明会ということで、池間地区、狩俣地区、西辺地区の3地区で実施いたしております。地域住民の方からは、地域過疎化の課題、送迎に関する保護者への支援などの意見が出されております。本市においても、少子化に伴い地域活性化が喫緊の課題と捉えておりますので、今後検討し、調整していきたいと考えております。令和7年度に閉園する予定で進めてまいりましたが、保護者や地域の方々の意見や課題を整理した上で、閉園時期を延期し、こども園移行計画に沿って進めてまいりたいと考えております。

◎山下 誠君

閉園を延期、休園ということですね。分かりました。では、取りあえず閉園はしない、今のところね。令和7年度ではしないということですね。分かりました。

それで、西辺幼稚園についてなんですけど、園児数の関係で、何人だったかな、4人になるのかな、なるんだっけ。あそこはもしかしたら休園になる施設だと思うんだけど、ただそこからひよどり保育園のほうに行くとしても子供たちが慣れない環境に行くのは厳しいんじゃないかという声を聞きました。

それで、今の幼稚園の園舎をそのまま使って、この子供たちが卒園するまでそこでやるということは可能かどうかお答えください。質問合っているよね。

◎教育部長（砂川 勤君）

今現在、西辺幼稚園には4歳児がおります。でありますので、来年も同じような活用をしていくということになります。

◎山下 誠君

では最後に、産業振興局長、ごめんなさい。最後になってしまいました。地産地消推進の一括交付金事業について説明をお願いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

本事業は、令和4年度から令和8年度までの5年間の事業となっております。3つの事業を組み合わせ、本市の経済の漏れという構造的な課題に直接的に取り組むことと市民への意識の啓発を行うことで、経済循環のシステム構築に向け効果的に働きかけることが狙いとなっております。まず、本市の課題に経済の漏れ穴が幾つもある中で、その最も大きい要因が食材の地域外依存度の高さでございます。その課題解決のための直接的な取組として、日々数多くの食材を必要とする学校給食への地元産食材の供給でございます。これは、地域内で生産されたものを地域内で消費する地産地消推進の一つの取組であり、生産と消費をつなぐ流通の調整役として地産地消コーディネーターを配置し、地元食材の利用促進と拡大へ取り組んだ結果、年々着実に成果を上げているところでございます。

また、循環するシステムの構築は地域が一丸となって取り組むような仕組みづくりが必要でございますので、地産地消の意義を地域で共有する取組として、子供から大人までの幅広い層に対するイベントや広報活動の実施をしております。

◎議長（平良敏夫君）

これで山下誠君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後零時02分)

(栗国恒広君、着席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎栗国恒広君

一般質問最終日、午後からの登壇ということで皆さん眠たい時間でございますが、ぜひいましばらくお付き合いのほうよろしくお願ひします。

一般質問入る前に、ちょっと私見で。皆さん、市長、これ宮古島の土地評価、大きく、17日ですか、ありました。非常にこれ見てすごくうれしく思いました。日本全国の方がこれだけ宮古島の魅力を感じていると。県内と、全国でもやはりこれだけの宮古島を評価してくれる。

(「バブルはじけるよ」の声あり)

◎栗国恒広君

はじけるって、それははじけるかもしれません。しかし、現時点でこういったふうな感じで全国の方が宮古島を評価してもらえていることは、我々宮古島の住民として本当にうれしいと思います。ある面、今定例会でも同僚議員がいっぱい質問していたけど、この用途、住宅供給、土地が関わって価格値上がりしたおかげでアパートができない、あるいは住宅ができないというような弊害も出てくるのは確かです。そういう意味では、市長をはじめ、この規制緩和をしっかりとやるのがやはりこの島のいろんな土地の見直しについて一番求められると思います。土地が価格高騰する中で、若者が住宅を建てられない、そしてアパートが建てられない。まず、商業地の見直し、建蔽率、そして住宅地、1種住宅、2種住宅、もう制限がかけられているんです。あと、農地。農業者がどういうふうな感じで用途を変更していくか。農業従事者の土地に建物が建てられている。そういった土地の規制緩和が重要だと思います。それを含めて9月定例会の一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、通告してありますように、宮古空港のエプロンの拡張工事の要請についてお伺いします。今年の5月末に、宮古空港の現状と課題という感じで意見交換会というか、その会議が行われました。その中で、やはり駐機場の拡大、そしてスポットの増設、平行誘導路の新設の要請等が行われたということですけど、これから10年、20年先を見て、やはりこういった宮古空港の現在の拡張について要請したその後の進捗についてお伺いいたします。

◎市長（座喜味一幸君）

宮古空港のエプロン工事などの要請については、これまで宮古空港の機能拡充に伴い、平行誘導路の設置や貨物取扱施設の拡張、駐機スポットの増設などと同様に、エプロンの拡張も含めた要請を国や県に行っております。今後も宮古空港活性化協議会において宮古島圏域の旅客の受入れ態勢拡充、経済振興の視点から、沖縄県へ要請を行いながら速やかな作業をしてまいりたいと思います。

◎栗国恒広君

速やかな作業をしていくということですが、やはり市長、これ我々宮古島の経済に大きく寄与する空港でありまして、またそれから観光客、いろんな方に島の玄関口としてこれからいろんな形で寄与すると思います。やはりそこは早めに県と、もちろん県の管理空港ですので、そこはしっかり対応持って、航空会社との要望等もあります。将来大型機、あるいは中型機、現在の離発着便数、もうかなり増えました。今日の新聞にもANAの早朝発着便と、そういったものもありますので、やはりそれだけ先ほど言いましたように宮古島市が、宮古島が豊かになりつつ、やはり日本全国から注目を浴びているということですので、しっかり要請を早めに実現してほしいなと思っています。

次に、下地島空港から韓国仁川空港への現在トライアル運航が始まっていますが、その要請延長期間について、要請と、市長は去る6月に実際行かれていろんな方とお会いしたと思うんですけど、やはり搭乗率がすごいんですね。今5月29日から10月26日までですか、予定としては、やはりこれからいろんな意味で韓国、アジアとのかけ橋になるかなということで、その延長についてどうお考えか。要請があれば、質問では要請を促してほしいという感じで質問しておりますけど、その件について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

下地島仁川路線の期間延長についてでございます。韓国のLCC航空会社ジンエアー社による下地島空港と韓国仁川国際空港をつなぐ路線は、今年度5月29日から10月までの夏季スケジュールにおいて毎週5往復での運航が開始されました。初便には市をはじめ、沖縄県、宮古島商工会議所、伊良部商工会、宮古島観光協会など各機関の代表が搭乗し、ジンエアー社等への表敬訪問を実施いたしております。その後6月には、ジンエアー社をはじめとした韓国の大手旅行会社などを招集してのファミツアーを実施しております。その成果もあってか、8月23日のプレスリリースでは、10月27日以降の冬季スケジュールも同じく毎週5往復で運航を継続することが発表されております。来年度も継続して運航していただけるよう、本市の受入れ環境の整備やトップセールス等について引き続き下地島空港活性化協議会等において検討していきたいと思っております。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時38分）

再開します。

（再開＝午後1時38分）

◎栗国恒広君

大変、3月31日までの運航延長ということで、私はすごいこれいいことだと思うんです。というのは、それも去るマスコミの中では観光庁が地域観光新発見事業という感じで宮古島の冬場の観光客の閑散期にこうやって集客を呼びかけようというプロジェクトが採択されたと、事業が採択されたという報道ありました。まさしくこの冬場の外国からの航空路線、やはり宮古島の観光産業をぐっと引き上げるかなと思います。特に韓国はゴルフツアー多くて、冬場のゴルフというと何年か前まで民間でチャーター機を飛ばしていたという実績もあります。そういうのを含めると、やはりこれすごくこの就航というのは今観光庁が

おっしゃっていた冬場の閑散期には我々の宮古島市経済にすごく寄与するものだと思って、私はこれはもう大いに褒めてあげたいなと思っております。観光商工スポーツ部長、しっかり営業も兼ねて島のPRをぜひやってください。

続きまして、サシバリンクス伊良部売却へ向けての現在の進捗状況についてお伺いします。サシバリンクスは、これはもう市長就任から売却だと。その前から、市町村合併して約20年になりますけど、平成20年ですから、この頃に検討委員会も設立すると。なかなか進まない。市長就任も、市長もそれは売却すべきだという方向で行政を進めてきたと思うんですけど、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

サシバリンクス伊良部の売却に向けての進捗状況でございます。同施設につきましては、市としましては売却の方針が令和（_____部分は307頁に発言訂正あり）3年に決定されたところでございまして、市としましては方針に従い、売却に向け、現在不動産鑑定評価を行うべく、令和6年度当初予算において鑑定評価委託費の予算を計上して鑑定業務に向かっている途中でございます。同施設は、令和6年度で指定管理期間が満了となることから、令和6年度中において売却に向けた各種手続を進めているところでございますが、施設敷地内に未買収の民有地が存在していることで、現状のまま売却することが可能であるかなどの課題がございました。この民有地が施設用地となっている状態で民有地を売却の範囲から除外し、施設敷地内の買収民有地が存在する現状のままであっても、買手側がその状況であってもあえて購入するか否かの判断によることから、売却は可能という回答をいただいていることから、売却に関する手続等を進めております。それを踏まえて、令和6年度予算に不動産鑑定評価委託料を計上し、今年度中に不動産鑑定評価を得た後、売却または貸付けの条件なども含めて条例廃止などの諸手続を進めることとしております。売却には、関係条例の廃止をはじめ、売却の条件整備に当たって敷地内の民有地の取扱いについて沖縄県との協議、また不動産鑑定評価など様々な手続、売却に係る公募の際の売却条件等を検討していく中で一定の期間を要するというところで、今現在は売却に向けての手続を進めながら並行して指定管理による管理をやっていくということで取り組んでまいります。

◎栗国恒広君

今の観光商工スポーツ部長の答弁だと、今年度は当初予算でこの売却に向けての委託の予算が計上されております。これまでサシバリンクス伊良部は同じようなことが繰り返されているんです。私最初に言いました、市長の最初の市政運営の中でもやはりそこはちゃんとうたっているんです。3年かかってもなかなか売却できない。今言っている県の誘致、県の土地、そして民有地、いろんな条件整備をしなきゃいけないということであれば、民有地が一部企業に売却されたという情報があるんですけど、その辺は確かですか、お答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今のご質問にお答えする前に、先ほど検討委員会を平成というふうに申し上げたんですが、令和3年の誤りでした。訂正いたします。

土地の売却に関して民有地が別の、所有者が変更になったという情報でございますが、本年7月3日付の土地取引に係る意見等の照会において、所有者の変更を確認しております。

◎栗国恒広君

これ民有地の場合は2筆か3筆あったと思うんですけど、私の記憶が正しければ3つかなと思うんです。それはもう所有権が移転されたという理解でいいですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

土地の所有者ですが、市がこの売買の交渉に当たっている土地は2筆でございまして、そのうちの1筆が所有権移転登記されているというふうに確認されております。

◎栗国恒広君

市長、これはやはり売買に向けての、その企業との売買という感じで進めているのか。やはりこれは検討委員会がずっと立ち上がって、これまでこの土地が動かなかったんです。いろんな県の土地、あるいは民有地のもので。今回、民有地が企業に売却されたということは、その企業を前提としての交渉の考えなのか、その辺をお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

土地の所有者が変更になったということは、先ほどもお答えしたとおり、本年7月3日に我々のほうは把握したところでございまして、それまでは前の土地所有者と交渉を行ってきたところです。その土地の所有者のほうと現在の所有者のほうで売買契約が行われたということになりますので、今後、市がサシバリンクス伊良部内の民有地を取得するに当たっては現所有者を相手に取得の交渉はしていくという考えでございまして。

◎栗国恒広君

この売却検討委員会が設立されて時間が結構たっているんです。そういう意味で、ある民間業者がその土地の所有者と交渉して、うまく合意に至って所有権移転がされた。でも、行政としてはそこまで約20年近くかかっても、18年ですか、これができないのを今月、7月にですね、その辺がちょっと。今後どういうふうな感じでこれが動くのか。もうやはり売却に向けてしっかり予算も計上して、不動産鑑定も入れた中でなかなか進まない。我々、私いつも議会で言っているのが、こういった福利厚生施設を本当に行政が持っているのか。もうさっさと民間売却して、そこでしっかり宮古島市民の健康促進に使うのか、あるいは観光、ゴルフで訪れる方々のね、そういった利活用をするのか。その辺が行政としてあまり方向性が見えないのかなと私思うんです。ですから、こんだけ、十七、八年たっても売却に行けない。しかし、民間が動くとすぐにこうやって。それはもう今後、こういった売却がこういうふうにスムーズにいったというのは一つ進展だと思うので、ぜひその方向で向かうと言うんなら、市長、市長自らやはりしっかり相手先とでも交渉して、しっかり売却に向けて動いてほしいんですけど、市長、見解をお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時48分）

再開します。

（再開＝午後1時50分）

◎栗国恒広君

今の休憩中の観光商工スポーツ部長の答弁で、こういう相手方が売却したというのは、そこはもうこれから行政として、これから当局としてしっかり交渉していくのかなと。最終的にはやはり、所有権が変わ

ったので、今度はもう交渉相手というのはその現所有者となってくると思うんです。ですから、そこら辺も含めてまた、それがこの売却にまたスピードが落ちるのかなど。とにかく迅速に、早めに。売却と決めているんだから。そういう協議がスムーズに進むことを期待したいなと思っています。サンバリンクスについては以上です。

続いて、ていだの郷の、これも売却についてです。これも3年前ですか、我々委員会でも、いや、もう指定管理は契約はしないと、売却にするんだと。委員会では、もう管理もしていないという感じの答弁ですよね。出ていきなさい、退去命令をしたんだけど、退去命令に従わないと。ですから、本来ならこれもある意味利益を出す施設なんですよ。そこをやはりもう売却、紙一つで命令を出して動かない。その点に対してやはり相手とどういった交渉をこれまでやってきたのか。ここもまた不動産鑑定を入れているのか。その経緯をお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市総合交流ターミナル、通称ていだの郷でございます。施設の売却に向けては、令和5年度において不動産鑑定業務を実施し、昨年12月に完了しております。本施設について、昨年9月4日に、これまでいろいろと交渉を重ねてまいりました、入居者の方と。なかなか応じてもらえないとか、会ってもらえない現状が続いておりましたので、昨年9月4日付でこれからは代理人を立てて協議を行いたい旨の文書を発出しております。依然として退去に応じていただけないということでございます。

◎栗国恒広君

売却に向けては、ちゃんと不動産鑑定を入れているんですよ。これまでもう売却に向けては双方でやはりこれ協議をしなきゃいけないんですよ。不動産鑑定で例えば1億円ですよ。買いますかという交渉はきっちり私はされていないと思うんです。ただ紙一枚持って行って、こう決まりましたから退居ですよ。やはりこの業者というのは、今もカギマナフラの事務局がここにあると思うんです。市の観光でやっていた、ギネスにも載ったカギマナフラです。その事務局がまだここにあると思うんです。そういう意味では、この事業者がこういったいろんな観光面でやってきている中で、まずこの代理人を立てて協議を行いたい旨の文書、これ令和5年度に、9月に代理人、弁護士を立ててそこへ動いていると。では、今まで何をやってたのということになりますよ。今後しっかり不動産鑑定で幾らだということを相手に提示して、そこを交渉のテーブルに着き、しっかりやるのが大事だと思うんですけど、どうですか、農林水産部長。これ時間かかり過ぎていますよ。

◎農林水産部長（石川博幸君）

相手方との交渉の中で、相手方は施設の売却について20年以上そこで運営をしてきたということございまして、優先売却というのを強く望んでいるということで、これが市と意見が食い違っているところでございます。優先売却につきましては、市有地の処分に関する要領で定められておりまして、随意契約ができる主な内容として、基本的に国及び地方公共団体、公共的団体が公益の事業の用に供する場合、また入札希望者、希望参加者がなかった土地の処分となっております。このことから、本施設の売却に当たっては公募によるものということで、市は相手方にその方針を伝えております。

◎栗国恒広君

優先売却ができていないと。優先売却ができないよということなんですよ。だから、そこら辺はやは

り現所有者も現在使用している20年、これ旧伊良部町時代の施設ですから、そこは旧伊良部町がどういう、いろんな観光目的で造ったのか、その用途があると思うんです。そこら辺もいろいろ鑑みて、本当にお互いが歩み寄る。そういったことをしっかり提示して、それは最終的に議会議決になると思うんですけど、不動産鑑定もやられているのであればそこはやはりもっとお互いもう一度しっかり協議することが大事だと思います。かつ、やはりそう言いつつ管理をずさんにやっているわけですよ。やはり指定管理の収益物件、ある面はこういうふういきちとやっていて、裏を返せば、いや、管理もみんな向こうにやらせているんだよと、そういった手法は私はもう駄目だと言っているんですよ。そこを改めてしっかり双方で協議して、公募による入札もいいんですけど、そこは今20年たってもやはりそこで使用している中の設備については、また別になるんで、これね。そういったいろんなものをハードルがあるんで、少し整理して、早めに売却するように。もう弁護士を立てたら時間かかりますよ、これ。決まりませんよ、これ。ぜひ早めに決着してもらいたいなと思っています。

続きまして、伊良部屋外運動施設の外構工事の整備について、整備計画と今後の運営についてお伺いします。この件も去年の9月に質問しました。その中で、副市長、あなたに質問します。伊良部の屋外野球場ね。昨年9月に副市長の答弁で、一括交付金、あるいは離島活性化推進事業費補助金、過疎対策事業債等々をしっかりと考慮しながら、予算措置をして整備をやりますと答弁しております。その中で、私一番感じたのは、営利的調整をしてしっかり励むと答弁しているんです。しかし、今年見ると、5月に建設部長が整備に向けて補正予算は3月に補正予算として、2,000万円余りつけて委託業務をやると、設計に対する、しかし今年度予算ついていないんですよ。今度の予算、採択されていないんですよ。私、今回の補正予算、2億円余り離島活性化推進事業費補助金が措置されるのかと思ったら、残念なところ上野の旧庁舎を離島活性化推進費でしたということで、ああと、がくんときましたんですけど、あの施設というのはやはりこれから、今先ほど言いましたように韓国との路線を含めてまさしくスポーツをやる。プロ野球がキャンプを張ると。今回市長も行かれて、韓国の2軍球団とお会いしていると思います。昨年に続き、今年もまた約1か月間、プロの選手が1か月間キャンプ張ると。なかなかないんです。そういう意味では、しっかりそういった答弁しているんだったら、もう防衛省に、どこにでも行って予算引っ張ってくるんですよ、副市長。どうですか。答弁お願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

伊良部屋外運動施設の屋外球場と多目的屋内運動場の外構部の整備ですけども、昨年度、私は離島活性化交付金を活用したり、一括交付金、あるいは特定事業推進交付金等々活用できる、高率の補助を活用して整備に向けて取り組みたいというお話をさせていただきました。3月に補正を組みまして、設計ですね、今年度内示いただいている工事費としましては3億7,000万円ついております。

（「ついてある」の声あり）

◎副市長（嘉数 登君）

はい。ついておりますので、しっかり整備をしていきたいということと、あと当然我々もより有利な補助事業というところでいろいろ、内閣府あるいは防衛省も含めて調整をしてきた結果として、今般はその防衛省の予算を活用していただけるということになっておりますので、当該事業を活用して整備を図っていきたいということと、地産地消振興センターについてもこの場でいろいろ議論させていただいており

ますけれども、こちらについても我々が利用できるような事業を活用して、なるべく市の負担が少ないような形で導入していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

副市長、大変失礼しました。私は予算書を見て、どこにこれがうたっているのかなと思って、なかなか探しても出てこなかったものですから、こういった質問をしているんです。建設部長は、3月補正でやはり2,000万円余りのものを作って、もう本当にこれある意味大きな事業なんですよ、3億円余り。多分今年度の大きな目玉の予算になるのかなと今は聞いています。そういう意味では、しっかり整備するということ。ただ、9月です。でも、現状はまだ、工事が発注されているか否かはちょっと分からないんですけど、これ工事発注に向けてはいつ頃を予定していますか。というのは、もうプロ野球のキャンプ日数って決まっているんです。それについて答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、伊良部屋外運動施設の外構部は、多目的屋内運動場として整備計画を進めて、実施設計業務を終えております。進捗状況としましては、8月末に設計を終えておりますので、沖縄防衛局へ実績報告を行い、工事の補助金交付申請を行う予定となっております。それと並行しまして、多目的屋内運動場の敷地の整備に必要な開発行為変更申請許可業務を行っており、補助金交付決定と開発行為の変更許可が下りた段階で工事の発注を行う予定となっております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時04分）

再開します。

（再開＝午後2時04分）

◎建設部長（川平陽一君）

先ほども申したように、今開発行為変更を県に提出しております。この開発行為の変更が下り次第工事は発注する予定としております。発注時期については、今年度に発注する予定としております。

（「ですから、こういうふうになることも分かっているんで……」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時05分）

再開します。

（再開＝午後2時05分）

◎建設部長（川平陽一君）

先ほどから答弁していますように、年度内の発注を予定しております。

◎栗国恒広君

せっかく頑張って予算を取ってきました。やはり言ったように、年度内の工事完了を目指してほしいな

と言ったように、あの球場というのは1月、社会人も含めてやはり1月頃から利用がぐっと増えてくるんですよね。しっかり、年度内ではなくて今年、今年内に整備してほしいなと思っているので、そういったいつやるんですかということを知っているんですよ。そのスケジュールをしっかり踏まえながら早めの工事を発注して、しっかりこれを整備をして宮古島はこういった整備がありますよということをPRするためにも迅速に発注してもらいたいなと思っています。

続きまして、与那覇西浜崎の海浜の浸食と、これ久松の赤浜も私は一緒に考えていいのかなと思っています。これも3月の補正で、農林水産部長、設計、現時点で今こういった工事が行われているんです。これ旧下地町時代にやった工事です。すぐ隣です。隣接しています。副市長は、昨年9月に我々視察のときに県に行って要請しますと、マスコミのほうに。しかし、今年度予算で、補正で3月で、先ほど見せた工事の設計委託、農林水産部長のお話だと来年7月やると言っているんですよ、これね。工事着工はですね。これ1年前はこういう状況でした。まだ歩道は何とか形ありました。現在こういう感じです。1年するとこれだけ。副市長、もう一度県に行って、先ほど見せたこの県がやった工事、すぐ隣です、これ。これだったら防げるんです。農林水産部長、来年7月というと、今台風シーズンもう終わりかなと思いますし、あと一、二週間もすれば、10月、でも来年これもうもちませんよ。そういう意味では、早急な対応はしているというけど、それについて答弁をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

西浜崎の件でございますけども、西浜崎、この海岸ですね、令和2年度に台風により海岸が浸食されて、遊歩道の一部が決壊しております。市は、令和3年度に県に対し調査及び対策を要望しております。さらに、令和5年8月の台風6号の影響を受け、大規模な海岸浸食により遊歩道が崩落するなど甚大な被害を受けたことから、改めて昨年の8月に早急な対応策の実施について沖縄県知事に対し要望書を出しております。その後、被害のあった箇所背後地の森林を保全対象とした復旧事業の活用について県に調整を進めてまいりました。しかしながら、県のほうから林野庁との調整を行った結果、事業の採択要件を満たさないということで、県としては事業実施が困難という回答を受けたところでございます。そのため、市としてはこれ以上崩落をもう、浸食を見過ごすことができないという観点から、まずは海岸浸食の最低限の応急対策を実施しまして、その後、設計等入れまして、市でこの復旧工事に当たっていくという考えでございました。そしてまた、この場所ですけども、保安林解除が必要となりますので、保安林解除とも並行して進めまして、来年の6月頃をめどに本復旧工事に当たっていきいたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

県では要するに予算が厳しいと、県の予算では厳しいと、宮古島市でやってくださいよという答弁の内容かなと私思っています。これ単費でやると恐らく2億円ぐらいはかかるだろうなという感じで見ています。というのは、先ほど写真を見せた工事がやはり結構かなりの工事が入っております。何はともあれ、とにかく早めにこれ浸食を防がなきゃいけないということです。なぜ私がこういう質問をするか、これ浸食されたりするのは久松のあの南航路に全部来ているんですよ。ですから、赤浜もしかりです。こういう写真見せますけど、これ赤浜のまだ倒壊していない石積みです。去年、この西側が倒壊して、私がやりました。今現在こういう状況です。やはりいろいろな自然環境がこういった海浜の浸食にいろんな被害が出ていると思います。ですから、多分これももう宮古島市の単費でやらなきゃいけないのかなと思っています。

るんで、農林水産部長、水産課からこの要望上がっていると思うんです。今年は台風が来なかったからいいものの、これ来年いったらまた来ます。また私来年やらなきゃいけなくなります、これ。遅いもん、だつて。

(議員の声あり)

◎栗国恒広君

これ農道がすぐ横にあるんですよ。ですから、前もって言っているんです。農林水産部長のところに上がっているんですよ、これね。農林水産部長も現場確認してくださいよ。スピーディーな事業執行をやる。自然が相手ですから。何言っているんですかといったら、壊れてからはもう遅いんですよ。

(「やる人が間違っていないか」の声あり)

◎栗国恒広君

間違っていない。やれない人は言わないでください。そういう意味で、農林水産部長、単費でやるという方向性決まっているのであればしっかり予算措置をして、来年の6月ではなくて、台風はもう6月に来るんですから、早めの事業執行をお願いしたいと思います。副市長に至っては、副市長、ぜひ県に行つて再度お願いして、隣は県がやったのでというちゃんと理屈もあるので、しっかり予算確保を目指して頑張ってもらいたいと思うんですけど。いいですよ、どうぞ。

◎副市長(嘉数 登君)

先ほど与那覇西浜崎の件で栗国恒広議員から予算が厳しいから単費でという話があったかと思うんですけども、予算が厳しいという話ではなくて、治山事業、要するに国庫補助事業の採択要件に満たないということで単費対応と。

(「予算獲得が厳しいと」の声あり)

◎副市長(嘉数 登君)

いや、事業の採択要件という話ですので、そこは正しい理解をお願いしたいということと、それから久松赤浜東、東の浜ですか、栗国恒広議員になるべく心配をかけないように市としても頑張つてまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

◎栗国恒広君

ぜひ本当に迅速な対応と。自然が相手です。やはりそういった災害等が起こると、先ほど言ったように隣接、そこには道路もありますので、農作業にも十分影響が出てくるということでしっかり、もう知っていてそういった対応をやらないからこういうふうに私いつも言うわけですよ。事業の採択、予算面でいろいろあるんですけど、しっかりその対策してほしいなと思っています。

続きまして、令和5年度の歳出決算についてお伺いいたします。代表監査委員が来ているんですよ。代表監査委員をお願いしたいと思いますけど、今回の監査、令和5年の監査についてです。令和6年8月7日から令和6年8月16日金曜日まで、監査方法として監査に付託された各会計決算事項別明細書、実質収入に関する調書、決算に関する附属書類等の関係の証票、証書類との適合を行って、必要に応じて関係職員により補足の説明を求め、計数確認、法令の準拠にて予算執行の適否等について審査いたしたと。さらに、決算内容を把握するために各種の比率を算出し、前年度との比較検討も行ったという監査の意見報告があるんです。私委員会でも言ったんですけど、そういうふうな感じで監査をした中で、委員会でも質

問しました海中公園の決算が上がっていないという指摘をして、委員会では否決されました。認められないということになりました。代表監査委員も人間ですから、それは見落としもありますよ。しかし、私になぜこういうことを言うかという、我々議員は決算審査については収支決算、あるいは収入に関してやはり9月頃でしっかり審査することになっているんです。そういう中で、この海中公園の1,140万円が計上していない。それは、海中公園の職員に対しても私本当に失礼だと思います。これだけ観光産業も伸びてきている中で、職員も一生懸命やって、令和4年度は720万円上げているんですよ。令和5年度、昨年1.8倍、1,140万円上げているんですよ。これが計上されない。そういう意味では、監査委員のほうもこの監査報告に対してしっかりというのは、人間ですから、見落としがあるんだったらあるという感じでしっかり私は指導すべきだと思います。その件に関して代表監査委員、答弁をお願いします。

◎代表監査委員（渡真利健次君）

私たち、監査委員は、決算帳票が監査委員事務局に届いた時点から監査に入りまして、その計上された数字等について、帳票とか添付物とかそういったものを審査しながら決算監査に当たっております。今回の海業センターの使用料についてなんですが……

（「海中公園」の声あり）

◎代表監査委員（渡真利健次君）

海中公園の。については、決算書にその数字が上がって来てなかったものですから、我々としてはそこまで審査をすることができなかったというのが現実であります。それについては、担当職員等にも聞きましたら、5月の時点で調定に入ったということでその決算書に上がって来ていないということが分かりましたので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

◎栗国恒広君

会計管理者、その件に関して答弁ありますか。

◎会計管理者（下地美明君）

栗国恒広議員質問の海中公園の使用料については、所管課で調定が令和6年5月23日、収入日が令和6年5月29日となっておりますので、この海中公園の使用料は令和6年度の収入となります。そして、この事務処理については会計上問題のないものと考えております。

◎栗国恒広君

会計管理者、そして代表監査委員、令和6年度ではないんです。これ令和5年度なんです。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算なんでしょう。我々が審査するのは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までのこの期間を、1年間をやるんですよ。ですから、3月末で締めて4月、5月で調整して、海中公園では総会にかけて、これだけの余剰金がありました、2分の1は市に納めましょうってやってこれやるんです。それを勝手に、そういった地方自治法上と言うんですけど、与党議員でも会計上問題ない。協定にも年度的に報告する義務もないと。ではないんですよ。決まっているんですよ、これ。3月31日で締めて……

（「決まっていない。全然決まっていないんだよね」の声あり）

◎栗国恒広君

決まっているんですよ。決まっていなくて、決まっているんですよ、これ。どこもそうです。ただ、4月、5月できちっと調整をして、報告するんです。それを行政はしっかり、この8月の監査までには間に合わせてくるわけです。会計上問題がない。私は大いに問題があると思いますよ。市長、その件に関してどうですか、答弁。いや、副市長。市長は知っている。

◎副市長（嘉数 登君）

例年の決算手続から変更したというところがそもそものスタートになっているかと思うんですけども、今粟国恒広議員が先ほどから質問されているように、公会計は現金主義というところでやっております、この現金がどの年度に発生したかということによって処理をしております。ただ一方で、企業会計、これ発生主義ですので、当然その年度、どの年度で発注して収納したのか、集金したかということにおいて会計上整理しているかと思っております、その違いから誤解を生んでいるのかなというふうに思っております。今回の収入については、公会計、現金主義に照らしても私は適切だったというふうに考えております。

◎粟国恒広君

これはちゃんと、副市長、これやはり指定管理を受けている以上は、受けている海中公園の、株式会社海中公園という感じで見ますでしょうけど、彼らもそういう責任持ってやっているんですよ。それを行政上の、では前年度はちゃんと計上されていて、年度別でちゃんと報告することになっているんですよ、これ。ここがこういうふうな感じで行政の、私は指摘します。こういった地方自治法の身勝手な解釈は駄目ですよ、これ。一生懸命働いている海中公園の職員に対しても失礼ですよ、これ。きちっと彼らは年度内でしっかり計算して上げて、総会開いて、それでやっているんですよ。そのことを指摘して次の質問に行きたいと思えます。

まず、歳出の決算について、この不用額の抑制についてはどういうふうに考えているか、その辺をお聞かせください。

◎福祉部長（守武 大君）

民生費の不用額から説明いたします。

民生費の不用額が5億274万一千……

（「数字出ているから。抑制をどうするかと」の声あり）

◎福祉部長（守武 大君）

民生費の不用額のうち多くを占めるのが扶助費になっております。パーセンテージでいいますと、福祉部所管の不用額の62.9%が扶助費となっております。扶助費は、生活困窮世帯をはじめ、高齢者、障害者への必要な支援策を講じるための予算となっております。当初予算については、前年度の実績をベースに編成し、年度途中で不足が生じる場合は補正予算にて増額し、支援が必要な方々に必要な支援が提供できるよう対応しているところになります。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

衛生費についてです。健康増進関連の不用額なんですけれども、金額はよろしいということなので、健康増進課は渡航費、難病患者の渡航費ですとか不妊治療、子宮頸がんとか、そういう事業をやっておりまして、支援者、それから利用者にアンケートを考慮して拡充をしたんですが、当初見込んでいた人数より

も下回ったということで不用額が生じたところです。

それから、新型コロナワクチンの事業なんですが、無料接種を行う予定でしたけれども、2類から5類に引き下げられたということで、接種希望者の大幅な減により不用額が生じたということでございます。健康増進事業は、各種健康診断の受診率向上のために、大型商業施設に加え、新たに各漁業協同組合の総会や牛の競りの開催日などを活用した啓蒙活動も積極的に実施いたしました。当初の見込みを下回ったということで不用額が生じております。

◎栗国恒広君

農林水産部長、委員会で聞いたので、事業執行遅れたということが大きな要因だという。私、今副市長が言っているように、やはり扶助費なんですよ、これ。大きな要因は。生活に必要なものは、本市は扶助費が大体昨年ベースでもやはり23%ぐらいしかないんです。これ11市の中でも本市一番低いんですよ。そういう意味では、この生活扶助費というのは支援を必要とする方がやはり求める扶助枠だと思う。そこが不用額が大きいというのは、やはりこの予算編成でもう一回見直さなきゃいけないのかなということと、この予算執行に関しては、やはり執行部遅いもんでそういったものがあるのかなと思うんで、私今質問の中で予算編成の見直し等って言ったんですけど、そこは飛ばして、この予算執行に当たって業務が多いのでこういったものがあるかなと思うんで、副市長制度2人というのはどうですか。見解をお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時29分）

再開します。

（再開＝午後2時29分）

◎市長（座喜味一幸君）

副市長制の2人導入という件と不用額の対策です。不用額の抑制は、予算執行において課題の一つである、本当に残念に思っております。予算執行を適切に行うには、部長、課長をはじめとする管理職と実務を担当する職員が一体となり、事業の目的やその効果について確認しながら、最少のコストで最大の効果を上げることが重要と考えております。予算執行体制の強化の観点から、行政需要の多様化、複雑化もあり、副市長2人体制の導入も含めていろんなパターンがありますので、検討していく必要があるのかなとは思っております。

◎栗国恒広君

本市が昨年度に続き14億円、10億円ぐらいの不用額で出ているということはやはり、せっかく国、県に補助を求めて予算確保した中でこれだけの不用額あるというのは行政がしっかり対応しなければいけないなと思います。そういう意味では、もう副市長制度も2人にして、先ほど言った予算の執行をスムーズにすべきではないかなと思います。

時間がないので、教育行政について1点だけ。今年の3月に来間島でゆいまる来間島の事業がありました。現在、その進捗についてどうなっているのか。教育長は、3月定例会で、十分に練った計画を議会に提出すべきだったと、また自治会事業者、教育委員会と話をし、議会が納得いくような事業計画を提出していく予定だと。これ来年度、2025年の開校を目指しているんですよ。その件について教育長、答弁

お願いします。

◎教育長（大城裕子君）

進捗状況についてというところですが、去る5月、来間部落会長と、また6月にも来間部落会役員と意見交換を行っております。その中で、これまでどおり事業を進めていきたい旨の報告を受けておりますが、令和6年4月の津波警報時に旧運動場跡地に地域住民や観光客が避難した経緯があり、旧運動場跡地については防災面にも配慮した事業計画の見直し等を含めまた再検討したいということで、現在双方で話し合いを進めているとのこと。しばらく注視してまいりたいと思います。

◎栗国恒広君

ぜひこのゆいまる来間島、我々も議会に上げられてきたものをしっかりと、3月は否決しました。そういった事業説明がしっかりとされていないかなと思っています。教育長におかれましては、そういった学校跡地利用というのはこれからいろんな学校、廃校のものもありますので、しっかりと事業計画どおり進めるようお願いして、時間もないので、私の一般質問を終わりたいと思います。残りの質問については、また12月定例会もしっかりやっていきたいと思いますので、特に教育関係頑張ってください。よろしくお願いします。

以上をもちまして栗国恒広の9月定例会の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで栗国恒広君の質問は終了しました。

◎山里雅彦君

質問者、最後になりました。スピーディーに進めていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

質問の前に少し私見を述べたいと思います。今定例会で、友利光徳議員が来年の10月1日で宮古島市の合併して20周年という節目の年を迎えるということでありました。本市が誕生して、2005年、平成17年ですか、10月1日に合併しまして、いろんな編成を経て今現在宮古島市があります。職員数もそうですよね。合併時は1,040名ぐらいいたと記憶しております。あまりにも多いんではないかという議論の中で、定員適正化計画を設定して今現在に至っております。今現在の職員数は総務部長、何名いるんですか。

（「688名。688」の声あり）

◎山里雅彦君

688ですか。本来ならば、その定員適正化計画の中では、本年度、2024年度が最終年度ということで、668の定数で予定しておりました。しかしながら、時代背景もありまして、その間、公務員の65歳までの定年延長等々もありまして今現在に至っております。議会議員においても、当初は合併時は28名だったんです。26名と言う方もいますが、28名だったんです。なぜ分かるかということ、その当時を分かる議員はこの議場で私を含めてあと2人います。友利光徳議員と上里樹議員。その間、議員数も、今日の午前中の質問に山下誠議員も議員定数の話等々もしておりましたが、26名に4年後だったんです。その後、24名になって現在に至っております。これまでの合併しての歩みもそうですが、ぜひこの20周年という節目、未来へ向けてのこの宮古島市の新たなスタートとして盛大にやっていただけたらなというふうに思っております。よろしくお願いします。城辺地域の、ふだん合併してあまり効果がない城辺地域にはという友利光徳議員の

20周年を祝うということでありますので、ぜひこの20周年を機に、市長、副市長、20周年までいるかどうかも分かりませんが、新たな城辺地域の振興策をいろいろやりながらやっていければなというふうに思っております。

もう一点だけ。今回の仲間誉人議員も、伊良部大橋が開通して10周年を迎えるという等々の話をしておりました。節目の年ということでしっかり、この記念事業等はどうですかということで質問しましたら、考えていませんという答弁でありました。しかしながら、話しているように、離島苦の解消ということで、1974年でしたか、当時の伊良部村長の川満昭吉氏が沖縄開発庁長官ですか、その方に要請したのがスタートということで、そのスタートから40年目でやっと開通したということであります。記憶では、総事業費は395億円だったというふうに思っておりますが、取付け道路等を含めると約400億円の事業費がかかったということであります。当時は離島苦の解消ということで、島民の皆さんの思いが強かったというふうに思いますが、今では市長、宮古島市の活性化のためにはなくてはならないのが伊良部大橋だというふうに思っております。事業、祝う会というか、有志、民間の皆さんがちょっとやりましようよという声があるということで話を聞いたことあるんですが、ぜひやればいいのかというふうに思っております。市長選もありますので、個人的にはそれを祝う人を応援できればなというふうに思っております。

それでは、質問に入りたいというふうに思っておりますが、市政運営についてであります。順番を変えます。1の2の3、1の順でいきます。よろしくお願ひします。まず、人口対策検討委員会設置について。少子高齢化の中で、本市の将来に向けた人口問題を解決するため設置されたのが今回の人口対策検討委員会だというふうに思っていますが、同委員会の取組、実施内容についてまず聞かせてください。よろしくお願ひします。

◎副市長（嘉数 登君）

本市の人口ですけれども、現時点では微増、維持の状況にあるものの、その要因は主に転入者が転出者を上回る社会動態人口の増加でありまして、出生数は減少し、死亡数が増えている傾向から、自然動態人口は減少が続いております。国立社会保障・人口問題研究所の推計におきましても、本市の将来人口は大きく減少すると予測されておりまして、現在の人口を維持、増加させていくためには今後より一層人口対策の取組を進める必要があると感じております。人口対策には、子供の数の増加を目指す少子化対策の強化はもとより、働く世代の定住を促進し、生産年齢人口を確保すること、元気な高齢者を増やし、さらに社会の活力へと生かすことなど、年少人口、生産年齢人口、老年人口の幅広い世代を対象に効果的な取組を行っていく必要があるというふうに考えております。そのことから、市ではこれら人口減少社会の課題に対して総合的、戦略的に取り組む人口対策検討委員会を先月、これは令和6年8月において立ち上げたところでございます。検討委員会は、幅広い世代へ多岐にわたる取組を議論するため、私を委員長としまして関連部署の部長等により構成されております。また、委員会の下部組織としまして、少子化対策チーム、それから定住・雇用促進チーム、高齢社会対策チームの3つのワーキングチームを設置しまして、年齢階層別での課題や取組の整理を行うこととしております。今後、人口対策の推進に向けて将来的な目標や目標達成に向けた取組を構築するため、全庁的に横断する体制をもって議論を進めていきたいと考えております。

◎山里雅彦君

この件に関しては長崎富夫議員も取り上げておりました。副市長が言っているように、社会動態といいますが、転入者のほうが転出者より多かったということ、自然動態の面では亡くなられた方のほうが出生者数より多かったということでありました。国のほうでも、調べてみましたら総務省ですか、少子化対策は今後6年から7年、2030年までがラストチャンスと捉えて、待ったなしの課題として捉えております。若い世代が将来に希望を持てるような社会をつくらなきゃならないとし、異次元の少子化対策ではこれらの課題を迅速に解決するため、従来と異なる加速化プランを設けたりしております。可能な限り前倒ししていくとしております。そして、少子化は経済の成長力の低下をもたらすとともに、年金、医療など社会保障制度の安定も揺るがすとして、国のほうでも重要課題として取り組んでいくとしております。

そこで、多くの課題対応等、市長、副市長が述べた部分あると思いますが、いつ頃までのこの人口対策検討委員会設置になるのか。決まっているのであればその辺少し説明をお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

いつ頃までにというところは決めてはおりません。この人口対策については、ある程度中長期にわたる取組が必要だというふうに思っておりますので、しっかりと全庁体制で取り組んでいきたいということと、あと今回人口対策検討委員会を立ち上げて議論を始めようとしたきっかけといいますか、それは宮古島市における出生数がかなり減少してきているという現状にかなり懸念を持って、まずその出生率をどう回復していくかというところから議論をスタートさせようというところですけども、その少子化とか出生数だけではなくて、結局は定住とか雇用促進とか高齢社会対策というようなことを総合的に考えていかないと宮古島市の将来というのは非常に厳しいんじゃないかというような考えから、今回の人口対策検討委員会を立ち上げて議論をスタートさせているところです。宮古島市は総合計画も持っております、再来年ですか、見直しが必要になってきますけども、ぜひともこの人口対策検討委員会での議論を踏まえて総合計画のほうにも生かしていきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

長崎富夫議員も話しておりましたが、やはり若者、定住促進、子育て支援事業等が主な軸になるかなというふうには私は思っております。ぜひ頑張っていただきたいなというふうに思っております。

次に行きます。本市の入札制度について。前回、6月定例会においても最低制限基準価格の在り方について、多くの議員の皆さんから最低制限基準価格の設定に問題があるということで市長に説明を求め、その中で市長は、適正な品質確保に向け、総合的判断の下に最低制限基準価格を決定したと、そういった答弁がありました。市長の言うこういった総合的な判断という曖昧な基準でのこの最低制限価格の設定は、多くの議員の皆さんから正当性はないと指摘等がありました。

そこで質問なんですが、本市の入札制度について、最低制限価格の見直し設定等、市民や事業者、業者の皆さんに疑念が持たれないような価格設定といいますか、対応等が必要だと思いますが、その辺どうなのかまず聞かせてください。よろしくをお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

価格の設定につきましては、宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領に基づき、工事担当課が算出した最低制限基準価格をベースに、品質の確保、透明性の確保、物価高騰地域や離島の実情、建設業協会の要請等を考慮して総合的に判断し、設定しております。今後も市の要領に基づき、適正な入札の執

行に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

総務部長、もう何度も聞きましたね、その答弁ね。

それで、少し確認したいと。市長にこの最低制限基準価格の設定について少しだけ確認させていただき
ます。まず、今定例会質問初日、砂川和也議員の最低制限基準価格の決定については、市長は事務処理要
領等、総合的な判断、くじ引によって上下する係数1.000以上になるよう見直し検討する、そういう答弁が
ありました。しかしながら、砂川和也議員が開示請求したこの22件中14件が担当課が示した算定額より最
低制限基準価格を市長は下げております。まず、前段の理由が正しいのであれば、その下げた理由を少し
確認させてください。よろしくをお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど価格の設定につきましては適正にやっていくという答弁をしてございます。それにプラスしまし
て、常に最低制限基準価格を設定するに当たりましては競争性、公正性の確保を目的に、無作為性や端数
処理にて設定をしているところでございます。基本的には、最低制限基準価格を下回り入札する現在の仕
組みにつきまして改善する必要があるというふうに考えておりますので、今見直し作業を進めているとこ
ろでございます。

◎山里雅彦君

総務部長、その改善したいという中でのこの22件中14件、最低制限基準価格を下げているんですよ
ですから、下げた理由をここで説明していただきたいなと思うんですが。これ総務部長では駄目ですよ。
だって、14件の決裁者は市長ですから、市長が答えないとこれ答弁にならないと思うんですが。

◎市長（座喜味一幸君）

一般競争入札に入ってから最低制限基準価格の設定の仕方とそれ以前の設定の仕方少しありますけれ
ども、基本的には議会で課題になってから、建設業界等々からの要請等もありまして、できるだけ品質の
保全だとかそういう意味において今検討を進めておりますから、それはそれとして改善されていくもの
と思いますが、今指摘の件数の中のほとんどは端数の整理、端数整理でもって最低制限基準価格より下回る
ところが7割ぐらいだというふうに思っております。

◎山里雅彦君

答えていないんですよ。砂川和也議員にもそういうはぐらかし方というか、やっておりました。その
市長が言っている意味は少し分かります。しかしながら、なぜ22件中この14件を市長決裁で下げているの
かなというここを、質問変えますか。何があるから、何を考えてその価格を担当課が設定して価格を上下
しているのか。それだったら答弁できますか。下げているこの14件の理由を聞きたいんですよ。市長の考
えを。

◎市長（座喜味一幸君）

基本的に確かに下げた場合があります。これは1つは、いろんな情報が入りましてね。競争が担保され
ていないのではないかとかといういろんな情報等々があったときに調整をして、最低制限基準価格を動か
した場合があります。それから、最終的に非常に宮古島、地域のコミュニティーが強いもんで、うちの設
計積算担当者へのいろんなプレッシャーがきつい部分がありまして、最終的にはやはり担当レベルで最低

制限基準価格まで積算してそれがというようなことになっちゃうと非常に責任が重い部分もあって、最終的には私のほうで最低制限基準価格を決めているわけなんですけど、それも一つはそういう特殊な情報等が入ったとき用で含めて、職員をある意味では保全するとか、あるいは談合だとかというような余計な話が出ないように状況を踏まえてやったことが何件かあります。

◎山里雅彦君

市長、分かるんですよ。でも、答えていないんですよ。22件中14件は下げています。そのほかの7件は上げているんですよ、市長ね。だったら上げればいいではないですか。この下げた理由をなぜ、品質の担保と市長が話されている総合的な判断という中で、ちょっと分かりづらいんですよ。だから、下げた理由を聞いているんですけど、市長、市長が言うのはこの入札制度に関する、談合等の疑いがあるのということしか響いてこないんですよ。それはそれなんです。だったら上げればいい。市長がこれまで話されている総合的判断等々、品質の担保等々の中でやると、下げる部分ではなくて上げる部分が市長の言う妥当性、市長から伝わるような感じでは私は上げるべきだというふうに思っておりますが、その辺なんです、聞きたいのは。上げるのが14、下げるのが7だったら少しは分かりますよ。上げるのが7で、下げるのが14というのがなぜなのかなと。また権限行使したいからやっているのかもしれないなという。ある意味不透明感が感じられるんです、市長ね。市長、分かりますよ。市長は、県、そして根拠、何を根拠にということで、総務部長はこれまで地方自治法施行令ですか、それに伴って宮古島の契約規則の中でいろんな流れでやっていると。できないということはないということでもあります。それ分かりますよ。それは別に、なぜ下げるのかというのがいまいち響いてこないんです。だから、議員の皆さん分かりますか。だから、そこら辺を聞こうと思っていたんですけど、あんまりこれだけやるとあれですので、市長、市長の担当課を、担当部局と今のやり方で、市長の、この担当部局、担当課との信頼関係について市長はどう考えているのか、その辺聞かせてもらえますか。

◎市長（座喜味一幸君）

公共入札において、もうほとんど、これまでのずっと歴史的な会計も見て、制度の変遷を見ても、もう100点という時代はなかったかというふうに思っております。今回、特に私は宮古の入札に係る職員と業者、少し政治家も絡んだりするのかな、そういうような部分で大変なプレッシャーを担当職員というものは受けているなというようなことで、ある工事に至っては本当に精神的に病んだような職員もおりまして、そういう意味では大変ご苦労いただいているというような部分、それが私のちょっとした裁量で職員から私の方にある意味での責任を預かることによって職員の負担を軽減していくということ、これは私は大変重要なことだと思っております。積算、予定価格はもうそのままでございますから、その最低制限基準価格を含めてこの情報の漏えいとかがというのが疑われないように、職員の負担が来ないように、そういうものも含めて判断をしているので、そういう意味では職員は逆に信頼関係は構築できるんじゃないか。ただ、新しく最低制限基準価格を1.0以上に上げていくというようなこと、それから果たしてこの入札制度、総合評価方式に変えていくこと、その前段としての予定価格の公表をやめるのか、最低制限基準価格の公表をやめていくのかということ等も含めて、今後適正な入札制度のありようというのは議論し、改正も含めて検討されていくべきものと思っております。

◎山里雅彦君

市長、市長の捉え方は今の言ったとおりだというふうに思っておりますが、私は市長のやり方を見ると、担当職員を算定、いろんな算定基準に基づいて算定している職員のこの仕事、何か認めていないような気がする。先ほど何かあった場合に自分がという話をしておりましたが、そこら辺の中では本当に信頼関係そういった、あるのかなというふうに思いがしております。そういう意味では、これから入札制度の在り方を、係数1.0以上の話をしておりましたが、どういうわけか、上里樹議員はいつも予算関係に厳しいんですよね。あまりですよ、市長、あまりそういう上げると市民負担になるんじゃないかと。この前の26社中25社が最低制限価格を割ったということで失格になりました。そういった意味でも、市長が十二、三万円プラスすることによって400万円以上の市民負担になるんですよね。そういう意味ではどっちがどっちとは言えないんですが、そういう議論もこれからしていかなきゃならない。数多くの予算を我々は、市長が提案すること、予算を決めていくわけですから、非常にバランス感覚、一方的に全て上げましょと、私は別に下げろと言っているわけじゃないですよ。そういったバランス感覚もしっかりと持って今後の市政運営、行政運営を進めていかないと、もう上げろ、上げろではどうなのかなというふうな思いがしております。そういう意味では、事業者の皆さんからも係数を上げてくれの要請、要望等があったということで、副市長の答弁は、からあったということではありますが、ぜひいろんな意味で、市長、事業者は、いろんな戦力とか実行力とかいろいろあって、事業者はその最低制限基準価格を軸に努力して利益を上げているんです。ですから、そういう部分も含めると、いろんな意味のそういった議論もしなくちゃいけない。最低制限価格を下回るから、くじ引制度によって、話をしておりますが、ぜひそういった分の議論も、私は業者の皆さんからは多分95%以上上げてくれの話を市長も聞いているのかなというふうに思っておりますが、ぜひバランス感覚を持ってやっていただきたい。今後の、やはり行政は継続ですから、自分のときだけでもしくはときはということではなくて、非常にそういう面では難しいところもありますが、ぜひ考えてやっていただきたいというふうに思っております。

次に移ります。戻りまして、1の1に戻ります。市政運営について。新年度予算編成ってありますが、編成ではなくて、予算確保に向けた市の対応について。予算編成については、来年3月の3月定例会、予算議会において取り上げていきたいと思っております。

まず、県紙を取り上げたいと思います。沖縄予算3,000億円台要請ということでの、8月の初め頃の知事の行動の掲載であります。紹介したいと思います。玉城デニー知事は6日、内閣府などを訪れ、2025年度沖縄関係予算の概算要求で、総額3,000億円台を求めるよう要請した。県は、要求額の根拠として、概算要求基準に基づいて試算したところ3,197億円が要求可能としている。玉城知事は、自見英子沖縄担当大臣に対し、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる政策の着実な展開を図るため、沖縄振興一括交付金の増額をはじめとした振興予算の確保が必要だと訴え、自見英子沖縄担当大臣はしっかり精査して受け止めたということでもあります。その中で、今回は市長会、町村会との連名ではなく県単独の要請だったことについては、足並みが乱れているということではない、おのおの特に強調したい点も含めて要請していること知事は答えております。その中で、市長会、町村会は、県を通さず国から直接市町村に交付できる沖縄振興特定推進費もあり、分けて要請したほうがより効果的に沖縄振興につながる予算確保ができるのではないかと判断したということでもあります。

そこで市長にお伺いしますが、市長の新年度予算確保に向けての県、国への対応、取組等について少し

確認させてください。よろしく申し上げます。

◎副市長（嘉数 登君）

本市の新年度予算における予算確保のための国や県への働きかけという質問ですけれども、まず沖縄振興予算については、6月に要請に係る意見交換会が開催されまして、本市からは一括交付金の確保、それから医療、教育、防災、環境分野について振興予算に反映されるよう、全部で12項目の意見を提出させていただきました。宮古島市としましては、特に一括交付金の確保、その中でもハード交付金の減少に起因する道路工事や公営住宅の整備の遅れに対応するため、必要な額を確保するよう、これ強く求めております。また、4月には沖縄の地域振興や経済発展、社会基盤の整備、産業の振興など幅広い課題に対応するため沖縄振興拡大会議を通して要望を上げ、また7月には沖縄県市長会から沖縄担当大臣へ一括交付金の所要額確保等の要請を行うとともに、宮古、八重山地域の5市町村で構成する美ぎ島美しや市町村会としましては、宮古島市からは辺地対策事業債の対象事業の追加というようなことの要請を沖縄県知事及び沖縄県議会議長へ行っております。

◎山里雅彦君

副市長の言っているように、この8月、概算要求時にも、もちろん知事もハード交付金、しかし整備の総合交付金等も要請しております。しかしながら、結果としてですよ、先月末、30日ですね、内閣府は沖縄振興予算2,820億円、2025年度の沖縄振興予算、財務省に求める概算要求を行っております。2,820億円です。3,000億円余りの予想であります。要請でありましたが。この振興予算は、財務省の折衝等を経て12月に予算としてまとまるそうであります。予算の要求額は減額されるのが通常ということで、沖縄振興予算は4年連続して3,000億円を下回る結果となります。その件については、質問初日に冒頭で我如古三雄議員も大きな要因として、知事が年がら年中裁判しているから、そういう危機感もあり得るとい話をしております、私も多少はそういうのあるのかなというふうに思っております。市長、しっかりとトップセールスしなきゃいけないです、やはり。隣の石垣市長は、中山義隆市長は防衛省や官邸、国土交通省、内閣府など、本当に予算確保に向けて精力的にトップセールス、活動要請しております。市長もこれからの宮古島市の財政状況を踏まえてよりよい、副市長言っているように、高率補助の事業に対してはしっかりとトップセールスをしていただきたいなというふうに思っております。

次に、前回、6月定例会において、県の本市に対する農業関係の予算が5年前は約50億円、そして本年度、令和6年度は19億円、5年前の半分以下の予算であると指摘しました。それについて市長は、圃場整備、畑かんも含めて農業基盤整備の予算確保をもう一度しっかりとチェックして取り組んでいきたい、答弁がありました。本市における県関係の農業関係予算について、取組等があるのであれば、あったのであれば少し聞かせてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

6月定例会終了後、農業関連予算の確保及び増額について沖縄県と調整を行っております。令和7年度の農業関連予算について県に確認したところ、概算要求額として沖縄県全体で119億1,386万円となっております、そのうち宮古島市関係の県営事業費は21億5,540万円の要求額となっております。6月定例会で答弁いたしました今年度予算額19億5,969万円と比較いたしまして、約2億円の増となっております。市としましては、農家の皆様のためにも早期の整備事業実施は必要と考えておりますので、今後も新規採択地区を含

め、現在実施中の整備事業について今年度以上の予算配分を行うよう県に要望し、早期の事業完了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎山里雅彦君

農林水産部長、増額の話をしておりましたが、微々たるもんですよね。今国のほうでは概算要求額、各省庁でもう発表しております。農業、農水事業の概算要求額、農林水産部長、見ましたか。かなり増えているんです。何兆円の中で18.1%ですか、工事費が。農水関係の工事費が18.1%増えているんです。これはもう多分何兆円近い、何兆円ぐらいかなというふうに思っておりますが、ぜひこの農業関係予算、前回は話しましたが、西原第4地区の場合には今まで12町歩ぐらい毎年やっていたんですが、もう1.何町歩しかやっていないんです。1町歩以上毎週遅れていくと、この間では、ではどういうふうな形でこの圃場整備が収められるのかなと。今からやろうとしている、比嘉のほうもですね、それも予算確保に向けて心配になります。ですから、そういう意味ではしっかりとこの予算確保については国や県、やるべきだと思います。ですから、いかにすれば予算を確保して宮古島の農業関係、事業を遂行していくか。これ市長、ぜひ考えていただきたいと思っております。

その中で、今月の初めですか、農林水産省の武村展英副大臣が来島し、地下ダムと宮古島の農業関係の視察をされております。その際、市長もお会いしたということですが、その際には、せっかくの担当副大臣の来島ですから、要請等は農業関係予算についてどうだったのか聞かせてもらえますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

9月2日に来島されました武村展英副大臣に関しましては、私のほうで対応させていただきました。昼食、ランチミーティングと、夜も一緒になっていろいろとお話をさせていただきました。その中で、水なし農業からの脱却について非常に関心を持っておられました。そして、基盤整備の果たす役割というんですか、そこから高収益の農作物を生産していくと。こういう中で、今後とも必要ということで、宮古島市にさらなる予算の確保、基盤整備だけではなくて農業関連、農水産業含めて予算の確保をお願いしたところでございます。

◎山里雅彦君

市長をはじめとする担当部局の皆さんもこれまで以上に予算確保については頑張っていたきたいというふうに思っております。

次に移ります。教育行政について。午前中にも山下誠議員も平良北部地区の池間幼稚園、狩俣幼稚園、西辺幼稚園についての質問等がありました。①の認定こども園移行について、市の方針については答弁は要りません。次の認定こども園への移行メリットについてどうなのかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

認定こども園移行のメリットについてでございます。認定こども園は、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能となります。また、ゼロ歳児から5歳児までの保育教育を通して、異年齢交流や集団活動による系統的な保育も期待できます。さらに、公立幼稚園とは違いまして、土曜日保育あるいは給食の提供と、多様化する保護者のニーズに対応することができ、職員配置規定から保育教諭や職員の働きやすさも兼ね備えているということが認定こども園のメリットだと捉えております。そのメリットを生かし、認

定こども園移行計画に沿って進めていきたいと考えております。

◎山里雅彦君

次に、本市の認定こども園、移行する傾向がありますが、現在の本市の全体の移行状況を聞かせてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず初めに、平成30年、下地こども園、上野こども園、その後に令和元年度に伊良部こども園が、また令和5年度に砂川地区の池村こども園が開園されております。その後、城辺地区においては近隣保育所、幼稚園との統合を行っております。今後は、平良南地区において受入れ年齢や人数、民営化についての協議、移行準備をこの後進めていきたいと、そのような計画になってございます。

◎山里雅彦君

そういう移行状況ということではありますが、今回の認定こども園に向けた、ひよどり保育園であります、この園との今回の移行に向けた調整状況を少し短めに聞かせください。よろしく申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時18分）

再開します。

（再開＝午後3時20分）

◎山里雅彦君

これまでの認定こども園移行については、北部の幼稚園、認定こども園移行については下地茜議員も、地域の声を聞くべきではないか、地域の声は一人でもという声があります。そういう中での声を聞くべきではという認識しておりますが、友利光徳議員もありましたが、それに対して教育部長は、池間幼稚園休園の継続と先ほども答弁ありましたが、ありました。その中で、教育長もこの地域に寄り添う教育は必要という話をしております。それを否定するものではないんですが、そこでちょっと違和感を覚えまして思いました。学校は、子供たちにとって安心できる、安心感を与える場所でなければならない、多くの皆さんがそう話ししております。そこには子供たち同士のコミュニケーション能力も子供にとっては大事なことであります。例えばですよ、朝来ておはようございます、誰もいない。先生。翌日もまた同じようなことがある。そういったことですよ、教育長、宮古島市の本来の子供たちの健やかな成長、目指していることが本当に大丈夫、達成できますか。私は、地域に寄り添う教育、これも大事だと思って、否定するものではありません。しかしながら、議会も当局も行政も全部これしっかりと話し合わなければいけないと思っているんです。最も大事なことは、教育長、子供たちに、子供に寄り添う教育ではないかというふうに思っております。その点について教育長、一言お願いできますか。

◎教育長（大城裕子君）

山里雅彦議員のおっしゃるとおりです。教育委員会としても、こどもまんなかという意識で様々な施策に取り組んでいるところです。今回、地域に寄り添うという表現をいたしましたけれども、これまで宮古島市教育委員会は学校と地域と連携、協働して子供たちを育成していくという方針を持ってコミュニティースクールの導入にも今取り組んでいるところです。やはり子供中心、もちろんそのとおりです。その子

供を学校だけでなく、家庭はもちろんのこと、地域も一体となって育てていくというところでコミュニティースクールに取り組んでいるんですけれども、やはり学校だけではなく、地域、家庭、その3つの教育力が備わってこそ子供たちの健全な育成が図れるものと思っています。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。市としては、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備に努める責任があるということで、良好な環境とは一体どのような環境なのだろうとこれまでも協議をしてまいりました。その結果、保育所・幼稚園の認定こども園移行等に向けた基本計画が出来上がったわけです。この中で、やはり集団の学びというのは維持しなければなりません。宮古島市立幼稚園管理規則の中でもうたっておりますように、5人以上の人数を確保しながら集団の学びを維持していきながら、子供たちの健やかな成長を支えていきたいと考えているところです。

◎山里雅彦君

教育長、地域に寄り添うということは、学校や子供たち、三位一体で頑張るという話は、これは全体の当たり前の、周りに多くの子供たちがいる状況の中での話なんですよ。これを池間幼稚園のことについて教育長が答弁したので、私は地域に寄り添うということは一人でもいいのかということこの質問をしました。やはりみんなで子供に寄り添うとはどういうことかというのをやっていかなきゃいけないというふうに思っております。子供の成長には何がいいのか。それは、先ほど教育長がおっしゃったようなことはもう本当にそのとおりであります。ですから、そういった環境整備も含めて、我々はこうやって議会と行政と話しているわけですから、よりよい環境、もちろん池間島の皆さんの考えも否定するものではありませんよ。ただ、そういうこともあるんだよということを選択肢に持ってやはりこれから、行政は継続ですから、議論していく。できるというふうに思っております。市長、他人事ではないですよ。同じく今言った部分での市長の考えも少し確認させてください。よろしくお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

基本的には、やはりおっしゃるように子供たちの将来にとってどういう状況がベストか、これがもう基本的なベースにならないといけないというふうに思っております。今池間幼稚園、保育園含めて生徒が減ってきて、子供たちが減ってきたものをどうするか、最もいい形はどう収まるか、特に今回池間の場合は多くの保護者を含めて本気で議論をして、地域で地域を育てる形をつくっていききたいという熱い思いを持っておりまして、やはりそういう地域はそういう地域としてもう少し議論を深めながら、この地域の在り方というものを意見交換していくということは大変大事ではないかなと思っております、その辺は丁寧な意見交換の中でよりよい形ができていけばなと思います。

◎山里雅彦君

教育委員会も当局も我々議会もしっかりと、どうすればそういった地域の皆さんの要請も受け入れながら宮古島市の教育を前に進めていくかということを議論しなければならないというふうに思って、よろしくお願いします。

次に移ります。災害復旧について。島尻漁港道路の災害復旧事業計画についてであります。今定例会で土木費の工事請負費6,805万7,000円の中での対応との説明がありました。島尻漁港道路、5月でしたか、豪雨による崩壊区域の整備について事業内容を説明してください。よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

本工事は、島尻13号線沿いの自治会所有地が崩落し、現在通行ができない状況になっております。復旧工事を実施するため、当初災害復旧費で予算措置しておりましたが、災害復旧事業では整備に時間を要することから、直ちに実施する道路維持費、起債事業で整備したいと考えております。8月に詳細設計は完了しております。9月補正に工事請負費を計上しております。9月定例会の予算承認を経て工事を発注し、年度内に完了する予定となっております。

◎山里雅彦君

その崩壊場所は、今現在、島尻漁港道路ではありますが、トンブロック等で通行止めとなっております。大神へ向かう定期船の観光客等も通っており、本市の文化財指定されている島尻元島とシナカガールですか、あそこに向けた道路でもあります。早急な整備をお願いしたいというふうに思っております。

次に、環境行政について。廃棄物処理について。①の新たな廃棄物処理施設、産業廃棄物施設等の整備については答弁は要りません。これまでの答弁では、環境衛生局長は市や県のそれぞれの役割があり、考えていないと、県が法令に沿って対応するものということでもあります。資料を頂きました。それを見ると、やはり一般廃棄物、主に家庭のごみと、それから産業廃棄物、事業活動に伴って生じた廃棄物等、そして責任の所在、処理責任、一般廃棄物は市町村、一般廃棄物処理計画を策定して処理すると。処理責任、産業廃棄物、排出者、事業者ですね、自ら処理、都道府県許可ということあります。次の今後の廃棄物処理への対応、取組についても答弁は要りませんが、1点だけ。これまで環境衛生局長は、建設事業所から出る混合廃棄物が2,000トン行き場のない状況、業者の皆さんが処理依頼したくてもできない状況であると。そして、昨日の長崎富夫議員からも、廃ビニール等、行き場のない廃棄物がかなりあるとしております。

そこで伺いますが、今後廃棄物等、本市の産業廃棄物処理事業者で処理ができなければ島外の事業者の対応もこれは私は必要だと思っているんです。少しその辺の考えを聞かせてください。よろしく申し上げます。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先日も同様の関連のあるようなご質問をいただきまして、答弁をさせていただきました。現在、県外の民間事業者から本市における産業廃棄物に関する課題を踏まえて、建設系の混合廃棄物に関する産業廃棄物処理場の中間処理場についての提案をいただいているところです。市としましては、島内の事業者が処理に苦慮している状況を鑑みますと、受入れ施設が島内に整備されることは適正処理につながるという考えであります。提案事業者の事業計画内容につきましても、島外処理を行うこと、多種にわたる廃棄物のノウハウを持っていること、金額について、処理量についてですね、の費用負担が減るなどの内容の提案を受けていることから、市にとっては有益な提案であると考えております。市といたしましては、現状について非常に懸念しているところです。今後も県などの関係機関及び処理事業者等と対話、情報共有を継続しまして、課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

◎山里雅彦君

時間がありませんが、市長、副市長でしたか、砂川和也議員ですね、島内企業等の育成もあり、島内企業とこの問題については連携していきたいと答弁もありました。副市長でしたか。島内企業とこの件については、まさに今こそ連携して、本市の様々な事業者の皆さんのためにも産業廃棄物処理についてはしっ

かり対応して取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、副市長、最後にその辺少し考えいいですか。聞かせてください。よろしくお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

現在、島外からいただいているお話のあるその企業と島内企業、どういう橋渡しができるかというところもありますけれども、可能であればそういった話についても打診といたしますか、お話ししてみたいというふうに思っております。

◎山里雅彦君

これで質問終わりますが、朝晩、9月の末となりますと涼しくなってきました。敬老会シーズンであります。そういう意味では、先輩方々のこれからますますの、西辺でいうガンジュウサを願って私の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山里雅彦君の質問は終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後 3 時35分）

令和6年

第6回宮古島市議会(定例会)会議録

9月26日(木) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第8号

令和6年9月26日（木）午前10時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 6 2 号 | 宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
(委員長報告) |
| 〃 第 2 | 〃 第 6 3 号 | 宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
(〃) |
| 〃 第 3 | 〃 第 6 4 号 | 宮古島市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について (〃) |
| 〃 第 4 | 〃 第 6 5 号 | 宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
(〃) |
| 〃 第 5 | 〃 第 6 6 号 | 宮古島市国民健康保険条例の一部改正について (〃) |
| 〃 第 6 | 〃 第 6 7 号 | 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について
(〃) |
| 〃 第 7 | 〃 第 5 5 号 | 令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号） (〃) |
| 〃 第 8 | 〃 第 5 6 号 | 令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
(〃) |
| 〃 第 9 | 〃 第 5 7 号 | 令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号） (〃) |
| 〃 第 1 0 | 〃 第 5 8 号 | 令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号） (〃) |
| 〃 第 1 1 | 〃 第 5 9 号 | 令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(〃) |
| 〃 第 1 2 | 〃 第 6 0 号 | 令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号） (〃) |
| 〃 第 1 3 | 〃 第 6 1 号 | 令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第2号） (〃) |
| 〃 第 1 4 | 〃 第 6 8 号 | 字の区域の変更について (〃) |
| 〃 第 1 5 | 〃 第 6 9 号 | 令和5年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(〃) |
| 〃 第 1 6 | 〃 第 7 0 号 | 令和5年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(〃) |
| 〃 第 1 7 | 〃 第 7 1 号 | 令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について
(〃) |
| 〃 第 1 8 | 〃 第 7 2 号 | 令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について
(〃) |
| 〃 第 1 9 | 認定第 1 号 | 令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について (〃) |
| 〃 第 2 0 | 〃 第 2 号 | 令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(〃) |

- 日程第 2 1 認定第 3 号 令和 5 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
(委員長報告)
- 〃 第 2 2 〃 第 4 号 令和 5 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(〃)
- 〃 第 2 3 〃 第 5 号 令和 5 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(〃)
- 〃 第 2 4 〃 第 6 号 令和 5 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
(〃)
- 〃 第 2 5 〃 第 7 号 令和 5 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
(〃)
- 〃 第 2 6 〃 第 8 号 令和 5 年度宮古島市水道事業会計決算認定について (〃)
- 〃 第 2 7 〃 第 9 号 令和 5 年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について (〃)
- 〃 第 2 8 〃 第 1 0 号 令和 5 年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について
(〃)
- 〃 第 2 9 〃 第 1 1 号 令和 5 年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について
(〃)
- 〃 第 3 0 陳情書第 5 号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書 (〃)
- 〃 第 3 1 〃 第 6 号 乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情
(〃)
- 〃 第 3 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (市長提出)
- 〃 第 3 3 〃 第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 3 4 〃 第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 3 5 〃 第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 3 6 意見書案第 8 号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書 (文教社会委員会提出)
- 〃 第 3 7 〃 第 9 号 狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路に堆積した砂の撤去についての意見書 (議員提出)
- 〃 第 3 8 決議案第 4 号 狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路に堆積した砂の撤去についての決議 (〃)

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

令和6年9月26日

宮古島市議会
議長 平 良 敏 夫 殿

総務財政委員会
委員長 下 地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第55号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案 第62号	宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	〃
認定 第6号	令和5年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定

令和6年9月26日

宮古島市議会
議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会
委員長 池 城 健

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第56号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第58号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第59号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第61号	令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
議案 第63号	宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案 第64号	宮古島市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について	〃
議案 第65号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	〃
議案 第66号	宮古島市国民健康保険条例の一部改正について	〃
議案 第67号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案 第70号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃

議案番号	件名	結果
議案 第71号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決
議案 第72号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃
認定 第2号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第4号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第5号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第9号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	〃
認定 第10号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	〃
認定 第11号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	〃

◎議案第66号

議案第66号については、「国の方針ではマイナンバーカードの利用は任意であるにもかかわらず、マイナ保険証に統一するということは事実上の義務化であって強制である。事務的負担も軽減されず、切り替える意味がない。申請から漏れる人がいるということは、国民皆保険制度に反することで、制度の崩壊につながるのでは反対」との反対意見と、「マイナ保険証を使用すると病院での受付もすぐに終わる」、「資格証明書を発行することでマイナ保険証に切り替わっても支障はなく、制度自体もかなり進んでいるのでこのまま進めたほうがよい」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

令和6年9月26日

宮古島市議会
議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会
委員長 池 城 健

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第 5 号	子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書	採択すべき もの	
陳情書 第 6 号	乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する 陳情	〃	

◎採択の理由

陳情書第5号、陳情書第6号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和6年9月26日

宮古島市議会
議長 平 良 敏 夫 殿

経済工務委員会
委員長 狩 俣 勝 成

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第57号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第60号	令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 第68号	字の区域の変更について	〃
議案 第69号	令和5年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃
認定 第3号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
認定 第7号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第8号	令和5年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃

令和6年9月26日

宮古島市議会
議長 平 良 敏 夫 殿

予算決算委員会
委員長 下 地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
認定 第 1 号	令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	不 認 定

◎認定第1号

認定第1号、令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定については、歳入の15款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産使用料について、「令和4年度は海中公園使用料が720万円計上されていた。令和5年度は1,100万円余の売上げがあったことに関して記載がされていないので、今回の決算は認められない」との反対意見と、「確かに行政の進め方として、令和4年度決算に記載されていたものが、令和5年度は記載されていないということに関しては不信を持たれても仕方がない。ただし、質疑の中で、会計課、担当課がそれぞれに問題がないこと、また協定書にも年次的に必ず報告しなければならないという縛りがないことが分かったので、行政手続上問題はないということが言えると思う。道義的にはいろいろとあるとは思いますが、行政手続上は問題がないということ踏まえて、認定すべきである」、「会計年度独立の原則があり、年度内に得た収入は年度内に処理することが正しいと思うが、一方で例外が認められており、地方自治法で過年度収入ということができるようになっている。法律でやむを得ずの手続ができることがうたわれているので、これに基づき、認定すべきである」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不認定された。

令和6年第6回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月26日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（閉会＝午前11時18分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	欠員	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
		〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（1名）

議員（6番） 下地信男君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	こども家庭局長	幸地幹夫君
副市長	嘉数登〃	環境衛生局長	下地睦子〃
企画政策部長	久貝順一〃	会計管理者	下地美明〃
総務部長	與那覇勝重〃	水道部長	下地貴之〃
福祉部長	守武大〃	消防長	上地一史〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長 友利毅彦君 次長補佐 与那嶺彰成君
 次長 仲間清人〃 議事係長 国吉たかよ〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第8号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第62号から日程第31、陳情書第6号までの計31件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第55号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第62号、宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案可決。

認定第6号、令和5年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について、結果、認定。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第56号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第58号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第59号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第61号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第63号、宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第64号、宮古島市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第65号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第66号、宮古島市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第67号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第70号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

議案第71号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

議案第72号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

認定第2号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号、令和5年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第5号、令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第9号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について、認定。

認定第10号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について、認定。

認定第11号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について、認定。

議案第66号については、「国の方針ではマイナンバーカードの利用は任意であるにもかかわらず、マイナ保険証に統一するという事は事実上の義務化であって強制である。事務的負担も軽減されず、切り替える意味がない。申請から漏れる人がいるということは、国民皆保険制度に反することで、制度の崩壊につながるのでは反対」との反対意見と、「マイナ保険証を使用すると病院での受付もすぐに終わる」、「資格証明書を発行することでマイナ保険証に切り替わっても支障はなく、制度自体もかなり進んでいるのでこのまま進めたほうがよい」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第5号、子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書、採択すべきもの。

陳情書第6号、乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第5号、陳情書第6号については、陳情者の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決しました。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第57号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第60号、令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第68号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第69号、令和5年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

認定第3号、令和5年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号、令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第8号、令和5年度宮古島市水道事業会計決算認定について、認定。

◎予算決算委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。予算決算委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により

報告します。

認定第1号、令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定。

認定第1号、令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定については、歳入の15款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産使用料について、「令和4年度は海中公園使用料が720万円計上されていた。令和5年度は1,100万円余の売上げがあったことに関して記載されていないので、今回の決算は認められない」との反対意見と、「確かに行政の進め方として、令和4年度決算に記載されていたものが令和5年度は記載されていないということに関して不信を持たれても仕方がない。ただし、質疑の中で、会計課、担当課がそれぞれに問題がないこと、また協定書にも年次的に必ず報告しなければならないという縛りが無いということが分かったので、行政手続上は問題はないということが言えると思う。道義的にはいろいろあると思うが、行政手続上は問題がないということ踏まえて認定すべきである」、「会計年度独立の原則があり、年度内に得た収入は年度内に処理するということが正しいと思うが、一方で例外が認められており、地方自治法で過年度収入ということができるようになっている。法律でやむを得ずの手続ができることがうたわれているので、これに基づき認定すべきである」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不認定された。

◎議長（平良敏夫君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する申合せ事項により、9月定例会での最終本会議における予算決算委員会委員長報告に対する質疑は行わないこととなっておりますので、ご留意願います。

それでは、質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第62号、宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第62号、宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

本来、マイナンバーカードの所持は任意によるものという説明でした。しかし、政府は現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をする方針です。これは、任意申請で所持するはずのマイナンバーカードがカードの所持を前提とするものになり、事実上の強制、義務化であり、認められません。現行保険証の廃止によって、重度の障害の方や認知症の方々が取り残されるという懸念があり、全ての国民が医療を漏れなく安心して受けられる国民皆保険制度の崩壊につながります。皆保険制度を守

るべきです。資格証明書の発行は、自治体職員の事務量の軽減にならず、現行保険証の発行と同様の事務を進めることになります。それなら従来どおりの保険証発行で十分ではないでしょうか。

どの世論調査を見ましても、延期ないしは中止が7割を超え、多くのメディアが中止や見直しを主張しています。そのような中、政府は医療機関や薬局に217億円の膨大な金を投入し、支援金を配って利用率引上げを図りましたが、マイナンバーカードの利用は現在に至ってもたったの7.7%と低迷しています。現行保険証廃止ありきではなく、圧倒的多数の国民と医療現場の声に向き合い、現行の保険証を存続させるべきです。

以上の理由から、現行保険証を廃止し、マイナ保険証に一体化することに伴う条例改正に反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第62号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第2、議案第63号、宮古島市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第3、議案第64号、宮古島市子ども・子育て会議設置条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第4、議案第65号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第5、議案第66号、宮古島市国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第66号、宮古島市国民健康保険条例の一部改正について、これはマイナ保険証のやはり現行保険証を廃止してマイナンバーカードに一体化する、そういう条例の改正になります。先ほど議案第62号に対する討論をいたしました。その同様の意見で反対をいたします。

◎議長(平良敏夫君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第66号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(平良敏夫君)

挙手多数であります。

よって、議案第66号は可決されました。

次に、日程第6、議案第67号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第7、議案第55号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、日程第8、議案第56号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、日程第9、議案第57号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第10、議案第58号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第11、議案第59号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第12、議案第60号、令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第13、議案第61号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第14、議案第68号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は可決されました。

次に、日程第15、議案第69号、令和5年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は可決されました。

次に、日程第16、議案第70号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第17、議案第71号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は可決されました。

次に、日程第18、議案第72号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第19、認定第1号、令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

◎上地廣敏君

今の認定第1号、令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論をいたします。

まず、令和5年度発注の下地竹アラ地区の圃場整備事業、これはその竹アラ地区の区域内1.6ヘクタールにおいて3,681万7,000円の事業費をかけて工事を発注しておりますけれども、その工事の中に主なものは客土、それから耕うん、ロータリー、それから圃場内の石ころなどを撤去する耕種などが入っております。しかしながら、さきの19日に私が質問いたしました一般質問の中で、土量が足らないと、いわゆる耕土深が15センチメートル足らないというふうに質問しましたところ、当局はそれを認めました。ならば令和5年度のこの工事の竣工検査において、検査員はどういった調書をもって検査報告をさせたのか。本来、竣工検査には出来高調書、あるいは出来高の写真、それから竣工図面などを添付して検査を受けるのが通常であると私は思っております。令和5年度の事業ですから、当然検査合格の上工事代金は支払われているというふうに理解をしておりますが、この中に不足残土分15センチメートルの代金が直接工事費で369万円ほど入っていると。足らない土量の分を369万円、これ直接工事費ですから、恐らく経費加えすと500万円ぐらい以上になるかもしれません。この部分を含めて令和5年度に事業者が工事代金を払われているということになります。ではどうするかといいますと、令和6年度、いわゆる今年度において、この足らなかつた土量2,600立方メートル、金額にすると369万円ほど、これ直接工事費の金額です。369万円ほどを令和6年度でさらに工事発注をするというふうなことを当局が答弁をしております。そうすると、市民負担は倍になる。令和5年度に369万円の分の工事がされていないにもかかわらず、金額は支払われた。その分をさらにまた追加して令和6年度の事業として発注をしたいというふうなやり方は、二重に市民に負担をかけるものであるということになります。

したがって、この決算は過去の決算であり、認定することができないというふうに思いますから、反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

休憩します。

(休憩＝午前10時30分)

再開します。

(再開＝午前10時44分)

ほかに討論はありませんか。

◎山下 誠君

令和5年度の決算認定に賛成の立場で討論させていただきます。

今上地廣敏議員から反対討論がありましたけれども、この分、私なりの理解で賛成討論でやると、一応令和5年度に客土の部分で工事があつたと、そしてその工事が検査は完了していて、その工事は問題ない、予算は適切に執行しているという理解だと思っております。皆さんもそう理解していただきたいと思う。令和6年度の話もあつたけど、それは令和5年度の決算とはまた別問題だということで、ここは認定すべきだと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎栗国恒広君

認定第1号、令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、私は反対の立場から討論いたします。

私は、委員会でも申し上げたように、この海中公園の使用料について質疑をいたしました。昨日、農林水産部長からの記載されなかったことについてということで会派にも説明がされましたけど、私が思うのは、なぜ令和4年は、これ会計課に調べたところ5月25日に納付されているんです、720万円。そして、調定日がおっしゃるとおり3月31日です。振込されたのは5月25日ですよ。令和5年度の決算、要は記載されていなかった決算日、決算認定ですね、振込が5月29日です。令和4年度には、皆さんが言っている、この調定が3月31日までですからということを書いていて、振込が5月25日に振り込まれているのをきちっと調定して上げているんです。なぜ令和6年度に関しては、5月29日に振り込まれている。この3日、4日のものは、これ土日とかいろんな連休があるんです。本来ならこの上がったお金は海中公園の総会を経て、これだけ余剰金がありますので、2分の1は役所に納めると総会議決をして初めてそのお金が確定するんですよね。皆さんは調定が3月31日というのは、これあくまでも行政が管理している。一番分かりやすいのは、JTAドーム宮古島のネーミングライツです。彼らは年間契約しているから、3月31日まで納付してくださいというのがあるから、そこを納付するんであって。指定管理で収益物件があるところはみんなそうですよ。決算が初めて、会社の決算を終えて、これだけ利益がありますので、3月末に精算して、5月末までに申告をして、それを皆さんがきちっと調定になって初めてこれ記載すると思うんです。そういう意味では、令和4年度の記載がされていて、令和5年の記載がされていないのは理解できません。

農林水産部長、あと1つ指摘しておきます。使用料。皆さんが言っているのは、これ掛ける5掛ける12、2分の1なんですよ。2分の1を返還してくださいという協定になっているはずですよ。ですから、そういった記載のものに関しては、皆さんは調定が3月31日でやらなきゃいけないと言うけど、令和4年度におかれては振込も、何度も言うけど、5月25日にやられてます。そういうことを考えると、今回記載されていないのは認定できないということで反対討論いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎久貝美奈子君

賛成の立場で討論いたします。

今栗国恒広議員がおっしゃったんですけれども、昨日の一般質問でもありましたとおり、しっかりと法的根拠に基づいて説明をされていました、当局のほうは。反対討論のほうは、何に基づいて反対しているのかが納得できません。確かに5月末の処理というのは会計年度の処理期間中でいろいろ事務のほうであると思うんですけれども、会計年度のこの地方自治法の第208条では特に、今の事務処理の内容としては認められていますので、これを不認定にするほどの、法律で認められている以上は反対の理由がちょっと不認定に至るまでの理由だとは思えませんので、私は賛成いたします。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時50分）

再開します。

（再開＝午前10時50分）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

では、これにて討論を終結します。

（「議長」の声あり）

◎上里 樹君

ただいまの認定第1号、令和5年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についてですけれども、その中の4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費、宮古島市し尿処理施設整備事業について、宮古島市し尿処理施設整備工事、プラント機械、プラント電気の請負契約において、本会議の質疑で議会の審査に当たり十分な資料提出がないことを指摘し、委員会審査前までにその資料提出を求めましたが、提出されないまま委員会審査が開かれました。私は、これでは委員会審査に入れないことを指摘しましたが、委員の同意は得られず、問題ないとして委員会審査は進められました。委員会審査で当局の説明は一貫性がなく、納得できませんでした。そこで、私は委員会と本会議の採決に当たり退場せざるを得ませんでした。本会議の質疑の際要求していた資料は本会議採決後に手にすることができましたが、一部が欠落していました。欠落していたプラント機械の工事内訳書は情報開示請求しましたが、開示されず、一般質問で開示すべき資料であることを指摘し、当局が開示することを認め、2024年3月に2枚の内訳書が開示されましたが、なぜか内訳書は数字が全て黒塗りでした。黒塗りになっていました。一方、プラント電気の工事内訳書に黒塗りはありません。プラント機械の入札参加事業者の内訳書が入札条件に照らし無効であるならば、プラント電気の内訳書も入札条件に照らせば無効と思料します。精査ができない中で判断しかねますので、採決に加わらず、退場させていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時53分）

（上里 樹君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時53分）

これより認定第1号を採決します。

本件に対する委員長報告は不認定でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手による採決とします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

認定第1号は認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(平良敏夫君)

挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定されました。

休憩します。

(休憩＝午前10時54分)

(上里 樹君、着席)

◎議長(平良敏夫君)

再開します。

(再開＝午前10時54分)

次に、日程第20、認定第2号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより認定第2号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、日程第21、認定第3号、令和5年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、日程第22、認定第4号、令和5年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、日程第23、認定第5号、令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、日程第24、認定第6号、令和5年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第6号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、日程第25、認定第7号、令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第7号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、日程第26、認定第8号、令和5年度宮古島市水道事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、日程第27、認定第9号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、日程第28、認定第10号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定されました。

次に、日程第29、認定第11号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより認定第11号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定されました。

次に、日程第30、陳情書第5号、子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより陳情書第5号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第5号は採択されました。

次に、日程第31、陳情書第6号、乳幼児の「命と健康を守る」為の寄り添い支援体制についてに関する陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより陳情書第6号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第6号は採択されました。

次に、日程第32、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論

の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と決しました。

次に、日程第33、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第2号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と決しました。

次に、日程第34、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第3号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任と決しました。

次に、日程第35、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第4号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は適任と決しました。

これで市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

(休憩＝午前11時03分)

(当局退席)

◎議長(平良敏夫君)

再開します。

(再開＝午前11時04分)

次に、日程第36、意見書案第8号、子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長(池城 健君)

本文を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度
の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書

今重くのしかかる国保料(税)は、高齢者、自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大の下、所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。国は、低所得の方々の保険料軽減措置として、全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。

しかし、全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として1兆円の財政支援の拡充が必要という意見もあったほか、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから3,400億円の確実な実施と併せ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

そもそも国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関、社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきものだとして勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には、ほかの保険にない均等割があり、特に子供にかかる均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子供の均等割の減免の実施が予定されているが、さらなる支援が必要である。

また、厚労省は令和7年度分保険者努力支援制度で子どもの医療費自己負担設定を配点、評価する方針であるが、これは子育て支援策にも逆行するもので、見直しを求めたい。

公的医療保険は、国民に平等な医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることはそもそも制度の趣旨に反する。同じ収入、世帯構成の家族が加入する保険が違っただけで保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平、公正という点からも欠かせないものである。

よって、政府に対し、国保保険者努力支援制度で子どもの医療費自己負担設定を配点する評価の見直しと国民健康保険財政の国庫負担増額を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）9月26日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第36、意見書案第8号については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

日程第36、意見書案第8号、子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書第8号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は可決されました。

次に、日程第37、意見書案第9号、狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路に堆積した砂の撤去についての意見書及び日程第38、決議案第4号、狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路に堆積した砂の撤去についての決議の2件を一括議題として、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎砂川和也君

意見書案第9号、狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路に堆積した砂の撤去についての意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和6年9月26日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、砂川和也、賛成者議員、山里雅彦、狩俣政作、上地廣敏、仲間誉人、栗国恒広、狩俣勝成、池城健、前里光健、山下誠。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港
水路に堆積した砂の撤去についての意見書

宮古島市の北部に位置する狩俣漁港並びに大浦湾は、本市の重要な漁業拠点となっています。狩俣漁港では、年間400トンほどの水揚げ量があり、大浦湾ではモズクが養殖されており、年間350トンほどの水揚げ量があります。このように、地域住民の生活を支えている漁業ですが、近年、狩俣漁港、大浦湾で砂の堆積が進んでいることでも大きな影響を受けています。

狩俣漁港には西方向からの海流によって、大浦湾には北方向からの海流によって砂が運び込まれ、堆積が進むため、同箇所は数年に1度程度しゅんせつ工事を実施していただき、砂の除去を行われております。直近では令和3年3月に実施していただいておりますが、ここ数年は例年に比べて砂の堆積量が増えている状況です。

狩俣漁港の船着場では、約12そう分、全体の約3分の1のスロープの下に大量の砂が堆積しているため、大潮の満潮時にしか船の上げ下ろしができない状況です。また、台風時には船の陸揚げを行いますが、砂が堆積しているため、小潮のときには船を上げることができない等の状況が起っております。このように、船着き場の利用が制限されているため、漁師の漁活動に支障を来しております。

大浦湾モズク漁場は、砂の堆積が進んでいるため、モズク網を張ることができない箇所が年々拡大しており、漁師の死活問題となっております。

久松漁港の南側水路に同様な砂の堆積が見られ、漁師の漁活動に支障が出ております。

漁業は、狩俣地域、大浦地域、久松地域住民にとって主要な産業の一つであるため、宮古島市、沖縄県双方に行政として漁協組合と改善に向けた協議を実施し、有効的な取組を実施していただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）9月26日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事、行政庁として沖縄県議会議長。

続きまして、決議案第4号、狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路に堆積した砂の撤去についての決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和6年9月26日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、砂川和也、賛成者議員、山里雅彦、狩俣政作、上地廣敏、仲間誉人、栗国恒広、狩俣勝成、池城健、前里光健、山下誠。

狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路に堆積した砂の撤去についての決議。本文は、先ほどの意見書と同内容となりますので割愛いたします。

以上、決議する。

令和6年（2024年）9月26日

沖縄県宮古島市議会

宛先、宮古島市長。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第37、意見書案第9号及び日程第38、決議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第37、意見書案第9号、狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路に堆積した砂の撤去についての意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第9号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は可決されました。

次に、日程第38、決議案第4号、狩俣漁港、大浦湾モズク漁場及び久松漁港水路に堆積した砂の撤去についての決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第4号は可決されました。

休憩します。

(休憩=午前11時16分)

再開します。

(再開=午前11時17分)

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和6年第6回宮古島市議会定例会を閉会します。

(閉会=午前11時18分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和6年9月26日

宮古島市議会

議長 平良敏夫

議員 上地堅司

〃 山下 誠